

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月25日

【事業年度】 第39期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【会社名】 ソフトバンク株式会社

【英訳名】 SoftBank Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸一丁目7番1号

【電話番号】 03-6889-2000(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理本部 本部長 小野口 亘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸一丁目7番1号

【電話番号】 03-6889-2000(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理本部 本部長 小野口 亘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

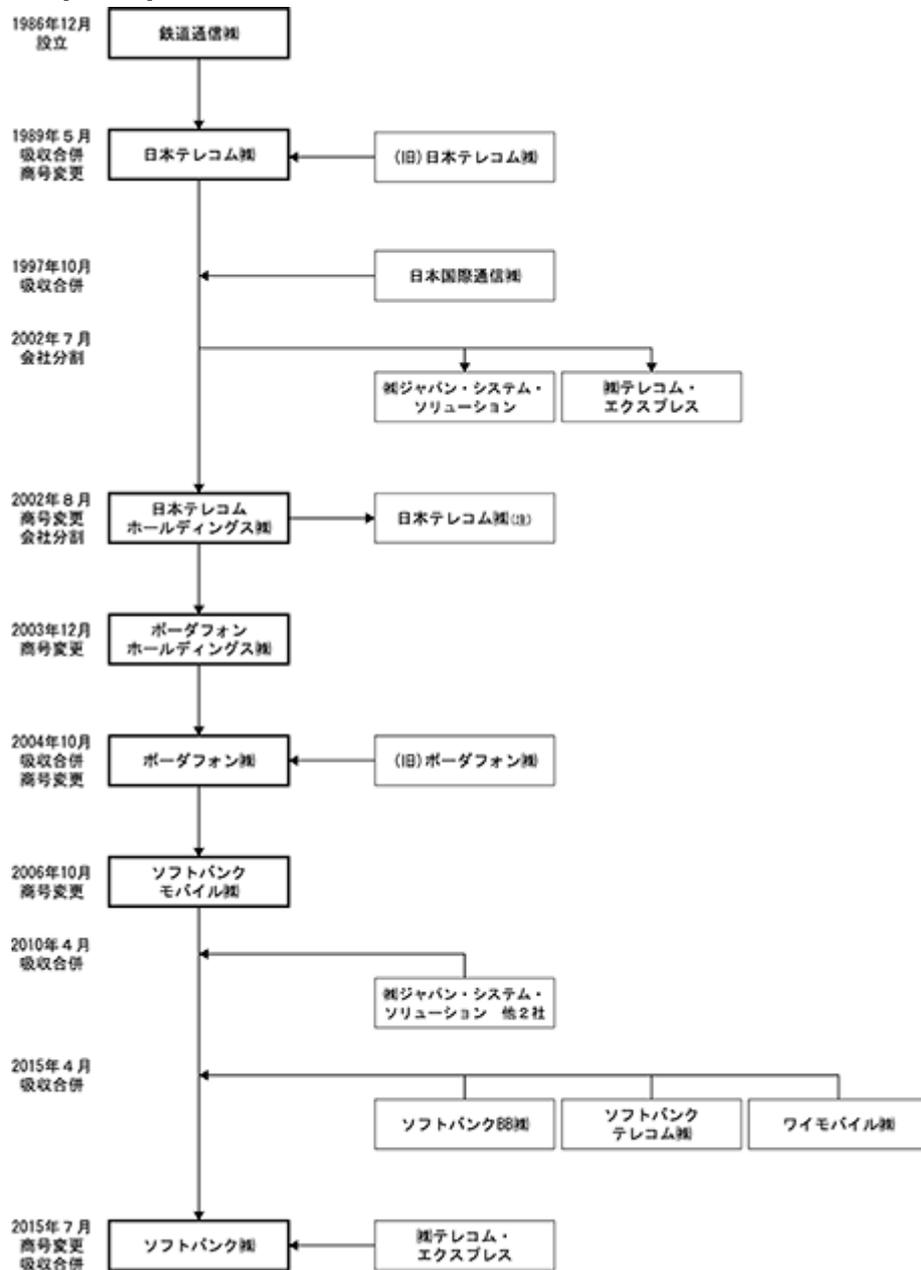
第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

(はじめに)

本項目では、本書の判読性の観点から当社設立から現在に至るまで当社の変遷状況等について説明します。

[変遷図]



上記変遷図の通り、当社は設立以降複数回の企業再編を実施していますが、当社の実質上の存続会社は、太線枠の会社となります。

そのため、本書において当社における過去の事象を記載する項目については、実質上の存続会社である太線枠の会社に係る事象について記載しています。

(注) 日本テレコム株は、2006年10月1日付で商号を「ソフトバンクテレコム株」に変更しました。また、同社は、2007年2月1日付でソフトバンクテレコム販売株との合併により消滅し、ソフトバンクテレコム販売株は、商号を「ソフトバンクテレコム株」に変更しています。

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月
売上高 (百万円)	5,205,537	5,690,606	5,911,999	6,084,002	6,544,349
営業利益 (百万円)	970,770	965,553	1,060,168	876,068	989,016
税引前利益 (百万円)	847,699	858,011	862,868	805,912	880,057
親会社の所有者に帰属する純利益 (百万円)	491,287	517,075	531,366	489,074	526,133
親会社の所有者に帰属する包括利益 (百万円)	529,890	525,762	654,503	499,960	524,159
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	1,535,723	1,960,621	2,224,945	2,377,074	2,743,630
資産合計 (百万円)	12,207,720	13,097,464	14,682,181	15,521,906	16,102,195
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	32.77	41.65	47.02	47.97	50.96
親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり純利益 (円)	10.38	11.00	11.25	10.32	10.99
親会社の所有者に帰属する希薄化後1株当たり純利益 (円)	10.27	10.82	11.10	10.12	10.84
親会社所有者帰属持分比率 (%)	12.6	15.0	15.2	15.3	17.0
親会社所有者帰属持分純利益率 (%)	38.7	27.3	25.4	21.3	20.5
株価収益率 (倍)	13.9	13.0	13.6	18.9	18.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,338,949	1,215,918	1,155,750	1,239,689	1,367,871
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	511,295	957,693	154,773	927,607	995,183
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	388,462	305,072	495,260	357,098	956,429
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	1,584,892	1,546,792	2,059,167	1,992,873	1,435,525
従業員数 (名)	47,313 (18,607)	49,581 (21,096)	54,986 (21,954)	55,400 (23,941)	55,070 (22,888)

- (注1) 第36期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第35期の連結経営指標等については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しています。
- (注2) 共通支配下の取引として取得した子会社については、第37期より、非支配株主が存在する中で行われた共通支配下の取引について、取得法に基づいて会計処理する方法に変更し、当該会計処理を遡及適用しています。そのため、第36期の連結経営指標は、遡及修正後の数値を記載しています。
- (注3) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり親会社所有者帰属持分」「親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり純利益」および「親会社の所有者に帰属する希薄化後1株当たり純利益」を算定しています。
- (注4) 1株当たり親会社所有者帰属持分に使用する親会社所有者帰属持分は、「親会社の所有者に帰属する持分」から当社の普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。
- (注5) 親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり純利益に使用する純利益は、「親会社の所有者に帰属する純利益」から当社の普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。
- (注6) 親会社の所有者に帰属する希薄化後1株当たり純利益に使用する純利益は、「親会社の所有者に帰属する純利益」から当社の普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。
- (注7) 百万円未満を四捨五入して表示しています。
- (注8) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員です。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準				
	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
営業収益 (百万円)	3,407,542	3,339,776	3,226,319	3,331,529	3,506,729
経常利益 (百万円)	671,342	526,760	518,944	649,324	510,303
当期純利益 (百万円)	419,021	364,219	355,094	520,243	418,280
資本金 (百万円)	204,309	204,309	204,309	214,394	228,162
発行済株式総数 (普通株式) (株)	4,787,145,170	4,787,145,170	4,787,145,170	4,756,200,770	47,751,490,700
発行済株式総数 (第1回社債型種類株式) (株)	-	-	-	30,000,000	30,000,000
発行済株式総数 (第2回社債型種類株式) (株)	-	-	-	-	25,000,000
純資産額 (百万円)	881,528	865,387	839,657	1,009,818	1,274,588
総資産額 (百万円)	5,229,676	5,155,971	5,181,126	5,581,362	5,644,139
1株当たり純資産額 (円)	18.66	18.19	17.52	18.67	19.80
1株当たり配当額 (普通株式) (円)	86.00	86.00	86.00	86.00	47.30
(1株当たり中間配当額)	(43.00)	(43.00)	(43.00)	(43.00)	(43.00)
1株当たり配当額 (第1回社債型種類株式) (円)	-	-	-	41.53	100.00
(1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(50.00)
1株当たり配当額 (第2回社債型種類株式) (円)	-	-	-	-	126.24
(1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	8.86	7.75	7.52	10.98	8.71
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	8.76	7.67	7.46	10.88	8.65
自己資本比率 (%)	16.7	16.6	16.0	17.9	22.4
自己資本利益率 (%)	46.1	42.1	42.1	56.9	36.9
株価収益率 (倍)	16.2	18.4	20.3	17.8	23.9
配当性向 (%)	97.1	111.0	114.4	78.4	98.7
従業員数 (名)	18,173 (4,149)	18,929 (4,474)	19,045 (4,523)	18,889 (4,695)	18,895 (4,774)
株主総利回り(普通株式) (%)	110.9	116.4	130.0	167.0	182.9
株主総利回り(第1回社債型種類株式) (%)	-	-	-	-	99.2
株主総利回り(第2回社債型種類株式) (%)	-	-	-	-	-
(比較指標：TOPIX) (%)	(139.3)	(138.7)	(142.8)	(197.3)	(189.5)

回次	日本基準				
	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
最高株価(普通株式) (円)	1,504.5	1,620	1,574.5	2,064.5	218.4 (2,105)
最低株価(普通株式) (円)	1,158	1,392	1,418	1,485	184.5 (1,738.5)
最高株価(第1回社債型種類株式) (円)	-	-	-	4,040	3,990
最低株価(第1回社債型種類株式) (円)	-	-	-	3,888	3,654
最高株価(第2回社債型種類株式) (円)	-	-	-	-	8,001
最低株価(第2回社債型種類株式) (円)	-	-	-	-	7,801

- (注1) 百万円未満を四捨五入して表示しています。
- (注2) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員です。
- (注3) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を第36期の期首から適用しており、第36期以降に係る主要な経営指標等については、当会計基準等を適用した後の指標等となっています。
- (注4) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しています。
- (注5) 第39期の「1株当たり配当額(普通株式)」は、株式分割前の中間配当額43.00円と株式分割後の期末配当額4.30円を合計したものです。株式分割前の基準で換算した期末配当額は43.00円、年間配当額は86.00円です。
- (注6) 1株当たり純資産額は、「純資産」から当社の普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。
- (注7) 1株当たり当期純利益は、「当期純利益」から当社の普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。
- (注8) 株価収益率および配当性向は、当社の普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。
- (注9) 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部における株価を、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場における株価を記載しています。なお、第39期の株価については株式分割後の最高株価および最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価および最低株価を記載しています。第1回社債型種類株式は、2023年11月2日から東京証券取引所プライム市場に上場しており、それ以前の株価については該当事項がありません。また、第2回社債型種類株式は、2024年10月4日から東京証券取引所プライム市場に上場しており、それ以前の株価については該当事項がありません。
- (注10) 第1回社債型種類株式は2023年11月2日に東京証券取引所プライム市場に上場したため、第35期から第38期の株主総利回りについては記載していません。第39期の株主総利回りは、2024年3月期末を基準として算定しています。また、第2回社債型種類株式は2024年10月4日に東京証券取引所プライム市場に上場したため、株主総利回りについては記載していません。

2 【沿革】

年月	概要
1986年12月	日本国有鉄道の分割民営化に伴い、電話サービス・専用サービスの提供を目的として、鉄道通信㈱(現 当社)を資本金3,200百万円で設立
1987年 3月	第一種電気通信事業許可を取得
1987年 4月	日本国有鉄道から基幹通信網を承継し、電話サービス・専用サービスの営業開始
1989年 5月	(旧)日本テレコム㈱を吸収合併、日本テレコム㈱ ^{(注)1} に商号変更
1991年 7月	携帯・自動車電話事業への参入を目的として㈱東京デジタルホン(関連会社)を設立
1994年 9月	東京証券取引所市場第二部、大阪証券取引所市場第二部に上場
1996年 9月	東京証券取引所市場第一部、大阪証券取引所市場第一部銘柄に指定
1997年10月	日本国際通信㈱を吸収合併
1999年10月	㈱東京デジタルホン等デジタルホン3社、㈱デジタルツーカー四国等デジタルツーカー6社の計9社が、各商号を変更(J-フォン9社 ^{(注)2})
2001年10月	ボーダフォン・グループPlcの間接保有の子会社であるボーダフォン・インターナショナル・ホールディングスB.V.およびフロッグホールB.V.(2001年12月にボーダフォン・インターナショナル・ホールディングスB.V.と合併)が実施した当社株式の公開買付の結果、同社は、当社株式の66.7%を保有し、当社の親会社となる
2002年 7月	移動体通信事業におけるシステム・ソリューション事業の承継を目的として、会社分割により㈱ジャパン・システム・ソリューション(子会社)を設立
2002年 7月	携帯端末の販売代理店事業の承継を目的として、会社分割により㈱テレコム・エクスプレス(子会社)を設立
2002年 8月	持株会社体制に移行し、日本テレコムホールディングス㈱に商号変更するとともに、会社分割により日本テレコム㈱(子会社) ^{(注)3} を設立
2003年 6月	委員会等設置会社に移行
2003年12月	ボーダフォンホールディングス㈱に商号変更
2004年 7月	ボーダフォン・インターナショナル・ホールディングスB.V.(親会社)が実施した当社株式の公開買付の結果、同社が保有する当社株式の持株比率が96.1%となる
2004年10月	(旧)ボーダフォン㈱を吸収合併、ボーダフォン㈱ ^{(注)4} に商号変更
2005年 8月	東京証券取引所市場第一部、大阪証券取引所市場第一部上場廃止
2006年 4月	ソフトバンク㈱ ^{(注)5} の間接保有の子会社であるBBモバイル㈱が実施した当社株式の公開買付の結果、同社は、当社株式の97.6%を保有し、当社の親会社となる。また、BBモバイル㈱は、当社の株主であるメトロフォン・サービス㈱(2006年8月にBBモバイル㈱と合併)の全株式を取得した結果、同社が保有する当社株式の持株比率が99.5%となる
2006年 8月	BBモバイル㈱(親会社)を完全親会社とする株式交換により、同社の100%子会社となる
2006年10月	ソフトバンクモバイル㈱に商号変更。ブランド名を「ソフトバンク」に変更
2007年 6月	委員会設置会社から監査役会設置会社にガバナンス体制を変更
2010年 4月	㈱ジャパン・システム・ソリューション(子会社)、他2社(子会社)を吸収合併
2015年 4月	通信ネットワーク、販売チャンネル等の相互活用、サービスの連携強化により通信事業の競争力を強化することを目的として、ソフトバンクBB㈱、ソフトバンクテレコム㈱、ワイモバイル㈱を吸収合併
2015年 7月	ソフトバンク㈱に商号変更
2015年 7月	当社販売代理店管理業務再編を目的として、㈱テレコム・エクスプレス(子会社)を吸収合併
2015年12月	ソフトバンクグループ㈱がモバイルテック㈱と合併し、その後同日に、モバイルテック㈱の子会社であったBBモバイル㈱(親会社)と合併したことにより、同社の直接保有の子会社となる

年月	概要
2016年7月	ソフトバンクグループ(株)(親会社)が、同社保有の当社の全株式を、ソフトバンクグループジャパン合同会社へ現物出資の方式で譲渡し、ソフトバンクグループジャパン合同会社の子会社となる
2017年4月	ソフトバンクグループジャパン合同会社(親会社)が、ソフトバンクグループ(株)の子会社であるソフトバンクグループインターナショナル合同会社に吸収合併され、ソフトバンクグループインターナショナル合同会社 ^{(注)6} の子会社となる
2017年5月	通信事業と流通事業の連携強化を図ることを目的として、IT関連製品の製造・流通・販売、IT関連サービスの提供を行っているソフトバンクコマース&サービス(株) ^{(注)7} の親会社である、SB C&S ホールディングス合同会社 ^{(注)8} を子会社化
2018年3月	通信ネットワーク基盤の強化を図ることを目的として、Wireless City Planning(株)を子会社化
2018年4月	事業シナジーの追求および幅広い領域への事業展開を目的として、SBメディアホールディングス(株)、ソフトバンク・テクノロジー(株) ^{(注)9} 、SBプレイヤーズ(株)等を子会社化
2018年4月	通信事業のサービス拡充・事業拡大を目的として仮想移動体通信事業者であるLINEモバイル(株)を子会社化
2018年5月	クラウドコンピューティングサービスの強化を目的として、(株)IDCフロンティアを子会社化
2018年12月	東京証券取引所市場第一部に上場
2019年6月	FinTech ^{(注)10} を含む様々な事業分野での連携およびシナジー強化を目的として、ヤフー(株) ^{(注)11、13} を子会社化
2019年11月	当社の子会社であるZホールディングス(株) ^{(注)13} は、eコマース事業のさらなる成長のためにファッションECを強化することを目的として、(株)ZOZOを子会社化
2021年3月	当社の子会社であるZホールディングス(株)は、日本・アジアから世界をリードするAIテックカンパニーとなることを目指し、LINE(株) ^{(注)12、13} を子会社化
2021年6月	インターネット広告事業での連携およびシナジー創出を目的として、(株)イーエムネットジャパンを子会社化
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行
2022年10月	金融事業での連携強化およびシナジー強化を目的として、PayPay(株)を子会社化
2023年11月	第1回社債型種類株式を東京証券取引所プライム市場に上場
2024年3月	コネクテッドカーやSDCV ^{(注)14} 、IoTモビリティ領域においてグローバル規模で主導していくことを目的として、Cubic Telecom Ltd.を子会社化
2024年10月	第2回社債型種類株式を東京証券取引所プライム市場に上場

(注1) 鉄道通信(株)は同社を存続会社として、日本テレコム(株)を1989年5月1日付で吸収合併し、商号を「日本テレコム(株)」に変更しました。なお、合併前の「日本テレコム(株)」と合併後の「日本テレコム(株)」との区別を明確にするため、合併前の会社名は(旧)の文字を付しています。

(旧)日本テレコム(株)の沿革は次の通りです。

1984年10月 (旧)日本テレコム(株)を設立

1985年6月 第一種電気通信事業許可を取得

(注2) ジェイフォン東京(株)、ジェイフォン関西(株)、ジェイフォン東海(株)、ジェイフォン九州(株)、ジェイフォン中国(株)、ジェイフォン東北(株)、ジェイフォン北海道(株)、ジェイフォン北陸(株)、ジェイフォン四国(株)

(注3) 日本テレコム(株)(子会社)は、2006年10月1日付で商号を「ソフトバンクテレコム(株)」に変更しました。また、同社は、2007年2月1日付でソフトバンクテレコム販売(株)との合併により消滅し、ソフトバンクテレコム販売(株)は、商号を「ソフトバンクテレコム(株)」に変更しています。

(注4) ボーダフォンホールディングス(株)は同社を存続会社として、ボーダフォン(株)を2004年10月1日付で吸収合併し、商号を「ボーダフォン(株)」に変更しました。なお、合併前の「ボーダフォン(株)」と合併後の「ボーダフォン(株)」との区別を明確にするため、合併前の会社名は(旧)の文字を付しています。

(旧)ボーダフォン(株)の沿革は次の通りです。

1998年11月 (株)アイエムティ二千企画を設立

2000年4月 ジェイフォン(株)に商号変更

2000年5月 J・フォン9社の持株会社に移行

2000年10月 J・フォン9社を、ジェイフォン東日本(株)、ジェイフォン東海(株)、ジェイフォン西日本(株)に合併再編

2001年11月 ジェイフォン東日本(株)、ジェイフォン東海(株)、ジェイフォン西日本(株)と合併

2003年10月 (旧)ボーダフォン(株)に商号変更

(注5) ソフトバンク(株)は、2015年7月1日付で商号を「ソフトバンクグループ(株)」に変更しています。

(注6) ソフトバンクグループインターナショナル合同会社は、2018年6月15日付で株式会社に組織変更し、「ソフトバンクグループジャパン(株)」に商号変更しています。

(注7) ソフトバンクコマース&サービス(株)は、2019年1月1日付で商号を「SB C&S(株)」に変更しています。

(注8) SB C&S ホールディングス合同会社は、2018年3月23日付でSB C&S ホールディングス(株)に組織変更しています。また、同社は、同社を存続会社として、SB C&S(株)を2020年4月1日付で吸収合併し、商号を「SB C&S(株)」に変更しました。

(注9) ソフトバンク・テクノロジー(株)は、2019年10月1日付で商号を「SBテクノロジー(株)」に変更しています。

(注10) FinTechとは、金融(Finance)と技術(Technology)を組み合わせた造語で、金融サービスと情報通信技術を結び付けた様々な革新的なサービスのことを意味します。

(注11) ヤフー(株)は、2019年10月1日付で商号を「Zホールディングス(株)」に変更しており、同日付で紀尾井町分割準備(株)は商号を「ヤフー(株)」に変更しています。

(注12) LINE(株)は、旧LINE分割準備(株)であり、旧LINE(株)(現Aホールディングス(株))の全事業(Zホールディングス(株)株式会社ならびにZホールディングス(株)および旧LINE(株)の対等な精神に基づく経営統合に関して旧LINE(株)が締結した契約に係る契約上の地位その他吸収分割契約において定める権利義務を除く。)を吸収分割により承継した法人です。

(注13) 2023年10月1日付でZホールディングス(株)を存続会社とし、同社ならびにLINE(株)およびヤフー(株)を中心としたグループ内再編が行われました。同日をもって、Zホールディングス(株)はLINEヤフー(株)に、LINE(株)はZ中間グローバル(株)に商号変更され、ヤフー(株)は消滅しました。

(注14) SDCV (Software-Defined Connected Vehicle) とは主にインターネットに接続されたソフトウェアを通じて機能を更新することができる車両のことを指します。

3 【事業の内容】

(1) 事業内容の概要

当企業集団は、2025年3月31日現在、当社と子会社229社(以下「当社グループ」)、関連会社53社および共同支配企業14社により構成されています。当社の親会社はソフトバンクグループ(株)です。以下、「ソフトバンクグループ(株)」はソフトバンクグループ(株)単体、「ソフトバンクグループ」はソフトバンクグループ(株)およびその子会社を含む企業集団、「LINEヤフーグループ」はLINEヤフー(株)およびその子会社を含む企業集団とします。

ソフトバンクグループは、創業以来一貫して、情報革命を通じ人類と社会に貢献してきました。「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、世界の人々が最も必要とするテクノロジーやサービスを提供する企業グループとなることを目指すとともに、企業価値の最大化を図ってきました。

その中において、当社グループはソフトバンクグループの日本における中心的な事業会社として、ソフトウェアの卸販売、ブロードバンド、固定通信等の事業を受け継ぎつつ、最先端テクノロジーを用いて快適で利便性の高い通信サービスを競争力のある価格で提供し、日本における通信と社会の発展に貢献してきました。当社グループは、成長戦略「Beyond Carrier」を推進することにより、日本でも有数の通信ネットワークに加え、総合インターネットサービス「Yahoo! JAPAN」やコミュニケーションアプリ「LINE」、キャッシュレス決済サービス「PayPay」など日本最大級のユーザー基盤を有する通信・IT企業グループとなりました。今後も、成長戦略「Beyond Carrier」の下、コアビジネスである通信事業の持続的な成長を図りながら、通信キャリアの枠を超え、情報・テクノロジー領域のさまざまな分野で積極的にグループの事業を拡大することで、企業価値の最大化を目指します。また、通信事業とこれらのグループ事業との連携を強化することを通じて、通信事業の競争力を強化するとともに、グループ事業のサービス利用者数の拡大やユーザーエンゲージメントの向上などのシナジーの創出を推進します。

a. コンシューマ事業

主として、日本国内の個人のお客さまに対し、モバイルサービス、ブロードバンドサービスおよび「おうちでんき」などの電力サービスを提供しています。また、携帯端末メーカーから携帯端末を仕入れ、ソフトバンクショップ等を運営する代理店または個人のお客さまに対して販売しています。

(a) モバイルサービス

モバイルサービスでは、次の3つのブランドを展開しています。

- 「SoftBank」ブランド : 最新のスマートフォンや携帯端末、大容量データプランを求めるお客さま向け高付加価値ブランド
- 「Y!mobile」ブランド : ライトユーザーや月々の通信料を抑えることを重視するお客さま向けのブランド
- 「LINEMO」ブランド : コミュニケーションアプリ「LINE」がデータ容量を消費せずに使い放題となるプランを提供するほか、全ての手続きをオンライン上で完了できるオンライン専用ブランド

「SoftBank」および「Y!mobile」のスマートフォンユーザーに対しては、追加料金を支払うことなく、LINEヤフー(株)提供の「LYPプレミアム」(注1)をご利用いただけるサービスを提供しています。

これに加え、「SoftBank」スマートフォンユーザーは、PayPayポイントがたくさんもらえる「ソフトバンクプレミアム」の特典として、PayPayポイントが戻ってくる「スーパーPayPayクーポン」の提供を受けられます。また、長く対象プランに加入頂いているお客さまに対する長期継続特典として、PayPayポイントの付与等を実施しています。

(b) ブロードバンドサービス

ブロードバンドサービスでは、主として、個人のお客さま向けの高速・大容量通信回線サービスである「SoftBank 光」(注2)、「フレッツ光」とセットで提供するISPサービス(注3)である「Yahoo! BB 光 with フレッツ」を展開しています。

また、2015年より、「SoftBank 光」等のブロードバンドサービスを移動通信サービスとセットで契約するお客さまに対し、移動通信サービスの通信料金を割引くサービス「おうち割 光セット」を提供しています。

(c) 電力サービス

電力サービスでは、主として、個人のお客さま向けに「おうちでんき」、「自然でんき」などの電力供給サービスを提供しています。

(主要な関係会社)

当社、Wireless City Planning(株)、SBモバイルサービス(株)、SBパワー(株)

b. エンタープライズ事業

法人のお客さまに対し、モバイル回線提供や携帯端末レンタルなどのモバイルサービス、固定電話やデータ通信などの固定通信サービス、データセンター、クラウド、セキュリティ、グローバル、AI(注4)、IoT(注5)、デジタルマーケティング等のソリューションサービスなど、多様な法人向けサービスを提供しています。

(主要な関係会社)

当社、Wireless City Planning(株)、SBエンジニアリング(株)、(株)IDCフロンティア、(株)イーエムネットジャパン、Cubic Telecom Ltd.、SBテクノロジー(株)(注6)、サイバートラスト(株)(注6)

c. ディストリビューション事業

変化する市場環境を迅速にとらえた最先端のプロダクトやサービスを提供しています。法人のお客さま向けには、クラウドサービス、AIを含めた先進テクノロジーを活用した商材を提供しています。個人のお客さま向けには、メーカーあるいはディストリビューターとして、ソフトウェアやモバイルアクセサリー、IoTプロダクト等、多岐にわたる商品の企画・提供を行っています。

(主要な関係会社)

SB C&S(株)

d. メディア・EC事業

メディアおよびコマースを中心としたサービスを展開し、オンラインからオフラインまで一気通貫でサービスを提供しています。メディア領域においては、総合インターネットサービス「Yahoo! JAPAN」やコミュニケーションアプリ「LINE」での広告関連サービス、コマース領域においては「Yahoo!ショッピング」、「ZOZOTOWN」などのオンラインショッピングサービスや「Yahoo!オークション」などのリユースサービス、戦略領域においては、メディア・コマースに次ぐ新たな収益の柱となるよう取り組んでいるFinTech(注7)サービス等の提供を行っています。

(主要な関係会社)

LINEヤフー(株)、アスクル(株)、(株)ZOZO、(株)一休、PayPay銀行(株)、LINE Pay(株)、LINE Pay Taiwan Limited(注8)、LINE Financial Corporation、LINE Plus Corporation、LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD.、deIy(株)(注9)

e. ファイナンス事業

QRコード決済やクレジットカードなどのキャッシュレス決済サービス、加盟店のマーケティングソリューションの開発・提供、資産運用などの金融サービス、およびクレジットカード・電子マネー・QRコードなど多様化する決済を一括で提供する決済代行サービスなどを提供しています。

(主要な関係会社)

PayPay(株)、PayPayカード(株)、SBペイメントサービス(株)、PayPay証券(株)

f. その他の事業

その他の事業として、デジタルメディア・デジタルコンテンツの企画・制作などを行っています。当社グループでは最先端の技術革新をビジネスチャンスとして常に追求しており、FinTech、IoT、クラウドなどの分野に積極的に投資を行い、事業展開を図っています。

(主要な関係会社)

当社、アイティメディア(株)

(注1) 「LYPプレミアム」(月額会員費508円(税込)から)は、旧「Yahoo!プレミアム」で提供していた、「Yahoo!ショッピング」利用によるPayPayポイント(譲渡不可)の付与などに加え、「LINE」でLINEスタンプ プレミアムのベーシックコースが適用されるなど、さまざまなサービスで特典を受けられる会員サービスです。「SoftBank」ユーザーは「スマートログイン」設定により、また、「Y!mobile」ユーザーは初期登録により、追加料金の支払いなしに利用できます。

(注2) 「SoftBank Air」を含みます。

(注3) ISPサービスとは、ユーザーのコンピューターをインターネットに接続するための手段を提供するサービスを意味します。ISPはInternet Service Providerの略称です。

(注4) AIとは、Artificial Intelligenceの略称で、人工知能のことです。

(注5) IoTとは、Internet of Thingsの略称で、モノがインターネット経由で通信することです。

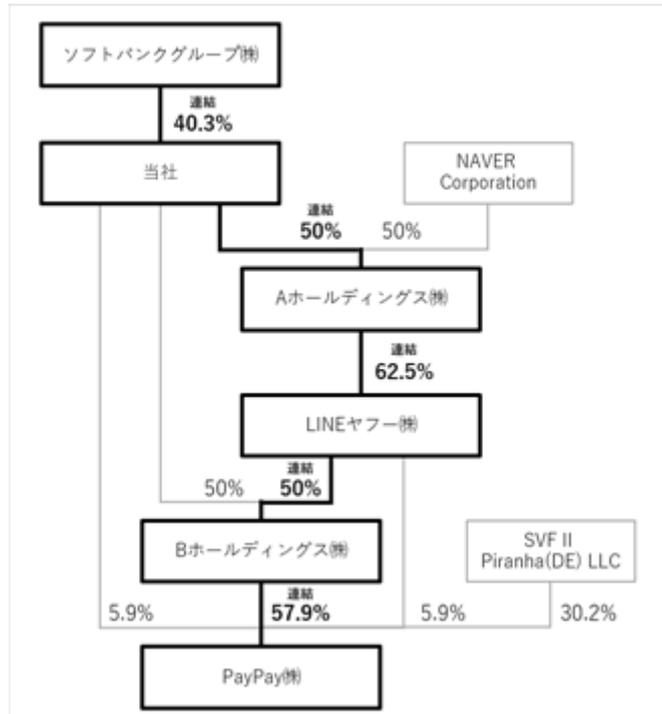
(注6) 2025年3月期より、「その他」に区分されていたSBテクノロジー(株)およびサイバートラスト(株)等を「エンタープライズ事業」に移管しました。

(注7) FinTechとは、金融(Finance)と技術(Technology)を組み合わせた造語で、金融サービスと情報通信技術を結び付けたさまざまな革新的なサービスのことです。

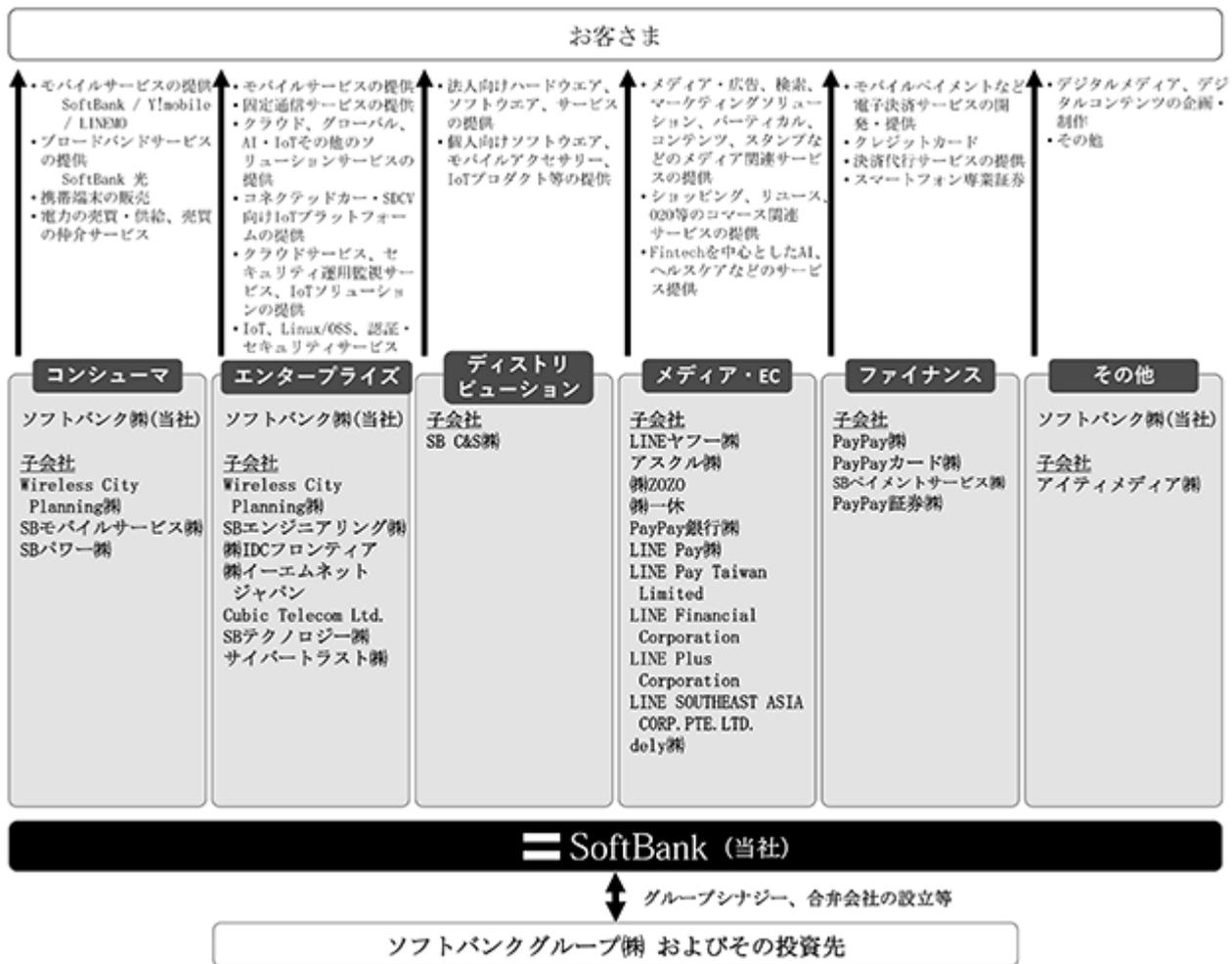
(注8) LINE Pay Taiwan Limitedは、2024年12月5日に台湾証券取引所へ上場しました。

(注9) deIy(株)は、2024年12月19日に東京証券取引所グロース市場へ上場しました。

下図は、2025年3月31日現在における議決権所有割合を示しています。



事業系統図は次の通りです。(2025年3月31日現在)



(2) 事業に係る法的規制

当社グループのうち、国内において電気通信サービスを提供する会社は電気通信事業に係る登録電気通信事業者および認定電気通信事業者であるため、電気通信事業を行うにあたり、電気通信事業法に基づく法的規制事項があります。

また、無線局に係る電気通信設備の設置にあたっては、電波法に基づく免許等を受ける必要があります。

事業に係る法的規制の概要は以下の通りです。

a. 電気通信事業法

(a) 登録電気通信事業に係る規制

- ・電気通信事業の登録(第9条)

電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

- ・登録の拒否(第12条)

総務大臣は、第10条第1項(電気通信事業の登録)の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、または当該申請書もしくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- () 電気通信事業法、有線電気通信法もしくは電波法またはこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

- () 第14条第1項(登録の取消し)の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者または電気通信事業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。
- () 法人または団体であって、その役員のうちの前2号のいずれかに該当する者があるもの。
- () 外国法人等であって国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者。
- () その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者。

・登録の更新(第12条の2)

第9条(電気通信事業の登録)の登録は、第12条の2第1項各号に掲げる事由が生じた場合において、当該事由が生じた日から起算して3箇月以内にその更新を受けなかったときは、その効力を失う。

・変更登録等(第13条)

第9条(電気通信事業の登録)の登録を受けた者は、業務区域または電気通信設備の概要の事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

・登録の取消し(第14条)

総務大臣は、第9条(電気通信事業の登録)の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の登録を取り消すことができる。

- () 当該第9条の登録を受けた者が電気通信事業法または同法に基づく命令もしくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- () 不正の手段により第9条の登録、第12条の2第1項の登録の更新または第13条第1項の変更登録を受けたとき。
- () 第12条(登録の拒否)第1項第1号から第4号まで(第2号にあっては、電気通信事業法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

・承継(第17条)

電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、または電気通信事業者について合併、分割(電気通信事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者または合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人は、電気通信事業者の地位を承継し、電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

・事業の休止および廃止ならびに法人の解散(第18条)

- () 電気通信事業者は、電気通信事業の全部または一部を休止し、または廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- () 電気通信事業者は、電気通信事業の全部または一部を休止し、または廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止または廃止しようとする電気通信事業の利用者に対し、その旨を周知させなければならない。

・基礎的電気通信役務の契約約款(第19条)

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、契約約款で定める料金その他の提供条件については、届け出た契約約款によらなければ基礎的電気通信役務を提供してはならない。

- () 災害時など総務省令で定める基準に従い、届出契約約款に定める当該基礎的電気通信役務の料金を減免する場合
- () 当該基礎的電気通信役務(第二号基礎的電気通信役務に限る。)の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合

(注) 基礎的電気通信役務とは、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきサービスとして、電気通信事業法施行規則において指定されています。第一号基礎的電気通信役務としては「アナログ電話の加入者回線」や「公衆電話」等が該当し、第二号基礎的電気通信役務としては「FTTHアクセスサービス」等が指定されています。

当社の主たるサービスで該当するものは、第一号基礎的電気通信役務としては「おとくライン」の基

本料、第二号基礎的電気通信役務としては「SoftBank光」です。

・電気通信回線設備との接続(第32条)

電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- () 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- () 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- () 前2号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

・第一種指定電気通信設備との接続(第33条)

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する接続料および接続条件について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(注1) 第一種指定電気通信設備とは、加入者回線およびこれと一体として設置される設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上および電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備をいいます。現在、第一種指定電気通信設備には、東日本電信電話㈱(以下「NTT東日本」と)と西日本電信電話㈱(以下「NTT西日本」と)が設置するNGN、加入光ファイバー等が指定されています。

(注2) 当社は、当連結会計年度末現在、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に該当していません。

・外国政府等との協定等の認可(第40条)

電気通信事業者は、外国政府または外国人もしくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定または契約であって総務省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、または廃止しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

(b) 認定電気通信事業に係る規制

・事業の認定(第117条)

電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者または当該電気通信事業を営もうとする者は、次節の規定(土地の使用)の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部または一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

・欠格事由(第118条)

次の各号のいずれかに該当する者は、前条の認定を受けることができない。

- () 電気通信事業法または有線電気通信法もしくは電波法またはこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- () 第125条(認定の失効)第2号に該当することにより認定がその効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者または第126条(認定の取消し)第1項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。
- () 法人または団体であって、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの。
- () 外国法人等であって国内における代表者等又は国内における代理人を定めていない者。

・変更の認定等(第122条)

- () 認定電気通信事業者は、業務区域、電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- () 認定電気通信事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

・承継(第123条)

- () 認定電気通信事業者たる法人が合併または分割(認定電気通信事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により当該認定電気通信事業の全部を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。
- () 認定電気通信事業者が認定電気通信事業の全部の譲渡をしたときは、当該認定電気通信事業の全部を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。

・事業の休止および廃止(第124条)

認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の全部または一部を休止し、または廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

・認定の取消し(第126条)

総務大臣は、認定電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- () 第118条(欠格事由)第1号、第3号または第4号に該当するに至ったとき。
- () 第120条(事業の開始の義務)第1項の規定により指定した期間(同条第3項の規定による延長があったときは、延長後の期間)内に認定電気通信事業を開始しないとき。
- () 前2号に規定する場合のほか、認定電気通信事業者が電気通信事業法または同法に基づく命令もしくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

(c) 電気通信事業者の禁止行為

・電気通信事業者の禁止行為(第27条の2)

- () 電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 利用者に対し、第26条第1項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約に関する事項であって、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為
 - (2) 第26条第1項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立って、その相手方(電気通信事業者である者を除く。)に対し、自己の氏名若しくは名称又は当該契約の締結の勧誘である旨を告げずに勧誘する行為(利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。)
 - (3) 第26条第1項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘を受けた者(電気通信事業者である者を除く。)が当該契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けたいことを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為(利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為

(d) 移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為

・移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為(第27条の3)

- () 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定する移動電気通信役務を提供する電気通信事業者を()の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。
- (注) 当連結会計年度末現在、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定する移動電気通信役務として、携帯電話端末サービスおよび無線インターネット専用サービス(一定の電気通信役務を除く。)が指定されています(2019年9月6日号外総務省告示第166号)。
- () 指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等(販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。)に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者に対し、当該移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとする事その他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約し、または第三者に約させること。
 - (2) その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該移動電気通信役務の利用者に対し、当該契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める当該移動電気通信役務に関する料金その他の提供条件を約し、または届出媒介等業務受託者に約させること。

(e) 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に係る規制

当連結会計年度末現在、当社の有する電気通信設備が第二種指定電気通信設備に指定されており、当社は、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者として以下のような規制の適用を受けます。

(注) 第二種指定電気通信設備とは、電気通信事業法第34条第1項に基づき総務大臣が指定する電気通信設備をいいます。

・第二種指定電気通信設備との接続(第34条)

- () 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額および接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- () 総務大臣は、届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

(1) 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていないとき。

- a. 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的および経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件
- b. 総務省令で定める機能ごとの第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額
- c. 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者およびこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項
- d. 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
- e. a. からd. までに掲げるもののほか、第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

(2) 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものであるとき。

(3) 接続条件が、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき。

(4) 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき。

() 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、または変更してはならない。

() 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、届け出た接続約款を公表しなければならない。

() 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、およびこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

() 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者がその電気通信設備と第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めなければならない。

・第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供(第38条の2)

() 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省令で定める区分ごとの卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該業務を廃止したときも、同様とする。

() 特定卸電気通信役務(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における当該特定卸電気通信役務の提供を拒んではならない。

() 特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締

結の申入れを受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをした電気通信事業者の負担すべき金額その他の提供の条件について提示をする時まで、当該申入れをした電気通信事業者から、当該提示と併せて当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項を提示するよう求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- () 総務大臣は、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

b. 電波法

・無線局の開設(第4条)

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

・欠格事由(第5条第3項)

次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

- () 電波法または放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- () 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。
- () 特定基地局の開設計画に係る認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。
- () 無線局の登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。

・免許の申請(第6条)

() 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

(1) 目的

(2) 開設を必要とする理由

(3) 通信の相手方および通信事項

(4) 無線設備の設置場所

(5) 電波の型式ならびに希望する周波数の範囲および空中線電力

(6) 希望する運用許容時間

(7) 無線設備の工事設計および工事落成の予定期日

(8) 運用開始の予定期日

(9) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

() 次に掲げる無線局であって総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。(第6条第8項)

(1) 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(1または2以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)

(2) 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの。

(3) 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局。

・免許の有効期間(第13条)

免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

・変更等の許可(第17条)

免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、無線設備の設置場所を変更し、または無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

・免許の承継(第20条)

() 免許人たる法人が合併または分割(無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

() 免許人が無線局をその用に供する事業の全部の譲渡をしたときは、譲受人は、総務大臣の許可を受け

て免許人の地位を承継することができる。

・無線局の廃止(第22条)

免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

・検査等事業者の登録(第24条の2)

無線設備等の検査または点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

・登録の取消し等(第24条の10)

総務大臣は、登録検査等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、または期間を定めてその登録に係る検査または点検の業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

- () 電波法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられるに至ったとき(第24条の2第5項各号(第2号を除く。))。
- () 登録検査等事業者の氏名、住所等の変更(第24条の5第1項)または登録検査等事業者の地位継承の届出(第24条の6第2項)の規定に違反したとき。
- () 総務大臣による適合命令(第24条の7第1項または第2項)に違反したとき。
- () 工事落成後の検査(第10条第1項)、無線局の変更検査(第18条第1項)もしくは定期検査(第73条第1項)を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽って通知したことまたは第73条第3項に規定する証明書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- () その登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る検査または点検の業務を行ったとき。
- () 不正な手段により第24条の2第1項の登録(検査等事業者の登録)またはその更新を受けたとき。

・特定基地局の開設指針(第27条の12)

() 総務大臣は、既に開設されている電気通信業務用基地局(以下「既設電気通信業務用基地局」という。)が現に使用している周波数を使用する電気通信業務用基地局については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものに限り、特定基地局とすることができる。

- (1) 電波法第26条の3第4項の規定により有効利用評価の結果の報告を受けた場合において、既設電気通信業務用基地局(電波法第27条の15第3項に規定する認定計画に従って開設されているものであって、当該認定計画に係る認定の有効期間が満了していないものを除く。)が現に使用している周波数に係る当該結果が総務省令で定める基準を満たしていないと認めるとき
- (2) 申出に係る開設指針を定める必要がある旨を決定したとき
- (3) 電波に関する技術の発達、需要の動向その他の事情を勘案して、既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の再編を行い、当該周波数の再編により新たに区分された周波数を使用する電気通信業務用基地局の開設を図ることが電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要であると認めるとき

・開設指針の制定の申出(第27条の13)

既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数を使用する電気通信業務用基地局を特定基地局として開設することを希望する者(当該既設電気通信業務用基地局の免許人を除く。)は、総務省令で定めるところにより、当該特定基地局の開設指針について、制定すべきことを総務大臣に申し出ることができる。

・開設計画の認定(第27条の14)

特定基地局を開設しようとする者は、通信系(通信の相手方を同じくする同一の者によって開設される特定基地局の総体をいう。)ごとに、特定基地局の開設に関する計画(以下「開設計画」)を作成し、これを総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

x ・認定の取消し等(第27条の16)

- () 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。
 - (1) 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者が電気通信事業法第14条第1項の規定により同法第9条の登録を取り消されたとき。
- () 総務大臣は、認定開設者が次に該当するときは、その認定を取り消すことができる。
 - (1) 正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画にしたがって開設せず、または認定計画に係る既に開設されている特定基地局であって、その無線設備に電波の有効利用に資すると認められる機能を付与した基地局を当該認定計画に従って運用していないと認めるとき。
 - (2) 正当な理由がないのに、認定計画に係る開設指針に定める納付の期限までに特定基地局開設料を納付していないとき。

- (3) 不正な手段により開設計画の認定を受け、または周波数指定の変更を行わせたとき。
 - (4) 認定開設者が電波法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないとき。
 - (5) 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者が次のいずれかに該当するとき。
 - a. 電気通信事業法第12条第1項の規定により同法第9条の登録を拒否されたとき
 - b. 電気通信事業法第12条の2第1項の規定により同法第9条の登録がその効力を失ったとき
 - c. 電気通信事業法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により同法第13条第1項の変更登録を拒否されたとき(当該変更登録が認定計画に係る特定基地局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。)
- x . 無線局の免許の取消し等(第75条)
- () 総務大臣は、免許人等が電波法、放送法もしくはこれらの法律に基づく命令またはこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、または期間を定めて運用許容時間、周波数もしくは空中線電力を制限することができる。
 - () 総務大臣は、包括免許人または包括登録人が電波法、放送法もしくはこれらの法律に基づく命令またはこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて、包括免許または第27条の29第1項の規定による登録に係る無線局の新たな開設を禁止することができる。
 - () 総務大臣は、()および()の規定によるほか、登録人が電波法第3章に定める技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録局の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるとき、その他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、3箇月以内の期間を定めて、その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、運用許容時間、周波数もしくは空中線電力を制限し、または新たな開設を禁止することができる。
 - () 総務大臣は、免許人(包括免許人を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
 - (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
 - (2) 不正な手段により無線局の免許もしくは変更の許可(第17条)を受け、または周波数の指定の変更(第19条)を行わせたとき。
 - (3) 第76条第1項の規定による命令または制限に従わないとき。
 - (4) 免許人が電波法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処されるに至ったとき。
 - () 総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。
 - (1) 第27条の5第1項第4号の期限(第27条の6第1項の規定による期限の延長があったときは、その期限)までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。
 - (2) 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
 - (3) 不正な手段により包括免許もしくは第27条の8第1項の許可を受け、または第27条の9の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - (4) ()の規定による命令もしくは制限または()の規定による禁止に従わないとき。
 - (5) 免許人が電波法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処されるに至ったとき。
 - () 総務大臣は、()および()の規定によるほか、電気通信業務を行うことを目的とする無線局の免許人等が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許等を取り消すことができる。
 - (1) 電気通信事業法第12条第1項の規定により同法第9条の登録を拒否されたとき。
 - (2) 電気通信事業法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により同法第13条第1項の変更登録を拒否されたとき(当該変更登録が無線局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。)
 - (3) 電気通信事業法第15条の規定により同法第9条の登録を抹消されたとき。
 - () 総務大臣は、()((4)を除く。)および()((5)を除く。)の規定により免許の取消しをしたときは、当該免許人等であった者が受けている他の無線局の免許等または第27条の14第1項の開設計画の認定を取り消すことができる。

(注)上記の内容は提出日現在における電気通信事業法及び電波法に基づき記載しています。

(3) その他

・NTT東日本およびNTT西日本と、当社をはじめとする他の電気通信事業者との接続条件等の改善については、公正競争条件を整備し利用者の利便性向上に資する観点から、電気通信事業法(1997年法律第97号、1997年11月17日改正施行)により、NTT東日本およびNTT西日本は指定電気通信設備を設置する第一種指定電気通信事業者として接続料金および接続条件を定めた接続約款の認可を受けることが必要とされています。

また、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、沖縄セルラー電話(株)、Wireless City Planning(株)、UQコミュニケーションズ(株)および当社は、接続約款を届け出る義務等を負う第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に指定されています。

・NTT東日本とNTT西日本の第一種指定電気通信設備と接続する際の接続料は、電気通信事業法第33条に基づく「接続料規則」に拠って算定されています。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容
(親会社)					
ソフトバンクグループ(株) (注4)、(注5)	東京都港区	238,772 百万円	持株会社	被所有 40.3 (40.3)	役員の兼任 2名
ソフトバンクグループジャパン(株) (注5)	東京都港区	188,798 百万円	持株会社	被所有 40.3	役員の兼任 2名
(子会社)					
Wireless City Planning(株) (注6)	東京都港区	110 百万円	コンシューマ事業 エンタープライズ 事業	31.8	当社はAXGP卸サービス(パケット通信による電気通信サービス)の提供を受けている。
SBパワー(株)	東京都港区	3,000 百万円	コンシューマ事業	100.0	役員の兼任 1名
SBモバイルサービス(株)	東京都港区	10 百万円	コンシューマ事業	100.0	
Cubic Telecom Ltd.	アイルランド共和国 ダブリン市	240 千ユーロ	エンタープライズ 事業	54.3	
SBテクノロジー(株)	東京都新宿区	1,270 百万円	エンタープライズ 事業	100.0	
サイバートラスト(株) (注4)	東京都港区	836 百万円	エンタープライズ 事	58.0 (58.0)	
(株)イーエムネットジャパン (注4)(注6)	東京都新宿区	328 百万円	エンタープライズ 事業	41.0	
SBエンジニアリング(株)	東京都中央区	100 百万円	エンタープライズ 事業	100.0	
(株)IDCフロンティア	東京都千代田区	100 百万円	エンタープライズ 事業	100.0	当社から借入、当社へ貸付を行っている。
SB C&S(株)	東京都港区	500 百万円	ディストリビュー ション事業	100.0	当社から借入を行っている。
Aホールディングス(株) (注3)(注6)	東京都港区	100 百万円	メディア・EC事業	50.0	役員の兼任 2名
LINEヤフー(株) (注3)(注4)	東京都千代田区	250,128 百万円	メディア・EC事業	62.5 (62.5)	
アスクル(株) (注4)(注6)	東京都江東区	21,234 百万円	メディア・EC事業	46.5 (46.5)	
(株)ZOZO (注4)	千葉県稲毛区	1,360 百万円	メディア・EC事業	51.5 (51.5)	
(株)一休	東京都千代田区	400 百万円	メディア・EC事業	100.0 (100.0)	
dely株式会社(注4)	東京都港区	100 百万円	メディア・EC事業	56.3 (56.3)	
PayPay銀行(株) (注3)(注6)	東京都新宿区	72,217 百万円	メディア・EC事業	46.6 (46.6)	
Z中間グローバル(株)	東京都千代田区	1 百万円	メディア・EC事業	100.0 (100.0)	
LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD. (注3)	シンガポール共和国 シンガポール市	220,500 千米ドル	メディア・EC事業	100.0 (100.0)	
LINE Financial Corporation (注3)	大韓民国 京畿道城南市	249,003 百万ウォン	メディア・EC事業	100.0 (100.0)	
LINE Pay(株)	東京都品川区	21,535 百万円	メディア・EC事業	100.0 (100.0)	
LINE Pay Taiwan Limited	台湾台北市	680 百万台湾ドル	メディア・EC事業	58.1 (58.1)	

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容
LINE Plus Corporation	大韓民国 京畿道城南市	25,032 百万ウォン	メディア・EC事 業	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名 役員の兼任 1名 当社へ貸付を 行っている。
PayPay(株) (注3)	東京都新宿区	91,434 百万円	ファイナンス事 業	69.8 (63.9)	
PayPay証券(株)	東京都新宿区	100 百万円	ファイナンス事 業	66.0 (35.4)	
PayPayカード(株)	東京都新宿区	100 百万円	ファイナンス事 業	100.0 (100.0)	
SBペイメントサービス(株)	東京都港区	6,075 百万円	ファイナンス事 業	100.0	
アイティメディア(株) (注4)	東京都千代田区	1,892 百万円	IT総合情報サイ ト「ITmedia」の 運営	53.4 (53.4)	
その他201社					
(関連会社および共同支配企業)					
C Channel(株) (注4)	東京都港区	10 百万円	メディア事業、 海外事業	29.0	役員の兼任 1名
パリュウコマース(株) (注4)(注7)	東京都千代田区	1,728 百万円	広告事業(ア フィリエイト マーケティング、 ストアマッチ)、 CRM事業	28.2 (28.2)	
(株)出前館 (注4)	東京都渋谷区	100 百万円	インターネット サイト「出前 館」の運営、お よびそれに関わ る事業	35.3 (35.3)	
LINE Bank Taiwan Limited	台湾台北市	15,000 百万台湾ドル	台湾の銀行サー ビス運営	49.9 (49.9)	
Webtoon Entertainment Inc.	米国 カリフォルニア 州	32 千米ドル	モバイルコンテ ンツサービスの 運営	24.4 (24.4)	
DiDiモビリティジャパン(株)	東京都港区	100 百万円	「DiDi」の日本 市場での提供お よびそれに付帯 する事業	50.0	
MONET Technologies(株)	東京都千代田区	2,500 百万円	オンデマンドモ ビリティサービ ス、データ解析 サービス、 Autono-MaaS事業	37.3	
その他60社					

- (注1) 「主要な事業の内容」欄には、報告セグメントに属している子会社についてはセグメント情報に記載された名称を記載しています。また、親会社、その他の事業に属している子会社、関連会社および共同支配企業については事業の内容を記載しています。
- (注2) 「議決権の所有又は被所有割合」欄の(内書)は間接所有割合又は間接被所有割合です。また、合同会社については、「議決権の所有又は被所有割合」欄に当社の出資割合を記載しています。
- (注3) 特定子会社に該当します。
- (注4) 発行者情報または有価証券報告書の提出会社です。
- (注5) ソフトバンクグループ(株)はソフトバンクグループジャパン(株)の議決権を100%所有しています。
- (注6) 議決権の所有割合は100分の50以下ですが、当社が支配していると判断し、子会社としました。
- (注7) バリューコマース(株)は、2024年3月11日開催の同社取締役会において自己株式の公開買付け(以下、本公開買付け)を行うことを決議しています。2024年5月2日に本公開買付けの決済が完了したことに伴い、同社を子会社から関連会社に変更しています。詳細は「注記13.売却目的保有に分類された処分グループ」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
コンシューマ	6,876 (5,783)
エンタープライズ	9,120 (2,490)
ディストリビューション	2,406 (442)
メディア・EC	23,753 (11,396)
ファイナンス	4,043 (855)
その他	1,873 (1,142)
全社(共通)	6,999 (780)
合計	55,070 (22,888)

(注1) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数です。

(注2) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員です。

(注3) 全社(共通)は、当社の技術部門および管理部門の従業員です。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
18,895 (4,774)	41.7	14.5	8,491

セグメントの名称	従業員数(名)
コンシューマ	5,935 (2,717)
エンタープライズ	5,961 (1,277)
全社(共通)	6,999 (780)
合計	18,895 (4,774)

(注1) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数です。

(注2) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員です。

(注3) 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。また、退職者・休業者は含みません。

(注4) 全社(共通)は、当社の技術部門および管理部門の従業員です。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合には、ソフトバンク労働組合および国鉄労働組合があります。また、連結子会社の一部に労働組合が結成されています。労使関係は良好であり、特記する事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異の状況

当事業年度の多様性に関する指標は、以下のとおりです。

提出会社	管理職に占める 女性労働者の 割合(%) (注1)、(注2)	男性労働者の 育児休業取得率(%)		労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)、(注3)		
				全労働者	うち正規	うちパート・有期
ソフトバンク(株)	9.9	総合職：82.8 一般職：79.1 契約社員等：0.0 アルバイト等：23.1	(注1)	76.6	77.1	83.6

(注1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出した実績を記載しています。

(注2) 2025年4月1日時点の実績です。

(注3) 男女で同一の給与体系を適用していますが、現状等級構成などに起因して報酬総額に男女差が発生しています。これらの状況も踏まえ、女性の活躍推進の各種取り組みを進めています。

連結子会社	管理職に占める 女性労働者の割 合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業取得率(%)		労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)		
				全労働者	うち正規	うちパート・有期
テレニシ(株)(注5)	13.8	総合職：45.0	(注1)	81.0	81.6	*(注4)
SBモバイルサービス(株)(注5)	16.7	正社員：100.0 非正規社員：71.4	(注1)	87.3	87.2	87.5
SBテクノロジー(株)(注5)	7.2	45.2	(注2)	81.1	82.7	44.2
サイバートラスト(株)(注5)	11.4	85.7	(注2)	73.5	78.3	47.7
(株)イーエムネットジャパン(注6)	41.0	75.0	(注2)	76.2	75.9	*(注4)
WWJ(株)(注5)	42.7					
SBエンジニアリング(株)(注5)	12.2	50.0	(注2)	68.3	84.3	51.1
(株)IDCフロンティア(注5)	4.9	正社員：62.5	(注1)	85.2	85.3	*(注4)
SB C&S(株)(注5)	9.1	総合職：103.6	(注1)	67.1	67.1	64.1
SBフレームワークス(株)(注5)	19.0	0.0	(注2)	74.8	84.0	90.4
LINEヤフー(株)	19.0	正規雇用：96.0 非正規雇用：125.0	(注3)	78.2	79.8	77.2
アスクル(株)(注7)	21.1	66.7	(注2)	83.7	83.9	75.8
(株)ZOZO	24.2	正規雇用：70.5 非正規雇用：50.0	(注1)	56.0	72.3	105.1

(株)アルファパーチェス(注6)	25.9	正社員：100	(注1)			
(株)一休	31.6	100.0	(注2)	71.0	73.0	100.6
(株)マイベスト		50.0	(注2)	69.6	69.7	71.0
dely(株)	31.8	正規雇用：100.0 非正規雇用：0.0	(注1)	54.0	75.5	75.1
ASKUL LOGIST(株)(注7)		35.0	(注2)	68.9	71.5	106.9
(株)チャーム(注8)	15.2	正社員：66.6	(注1)	68.5	76.4	103.3
フィード(株)	10.0					
PayPay銀行(株)	15.4	正社員：20.0 契約社員：0.0	(注1)	72.2	73.8	53.1
LINEヤフーコミュニケーションズ(株)(注5)	29.7	正規雇用：92.8	(注1)	82.2	84.1	97.4
PayPay(株)	16.4	正規雇用：55.1 非正規雇用：50.0	(注1)	74.8	77.7	96.3
PayPayカード(株)	19.5	67.5	(注2)	75.3	74.6	78.0
SBペイメントサービス(株)(注5)	8.4	62.5	(注3)	75.8	75.4	65.7
アイティメディア(株)	22.6	60.0	(注2)	73.4	77.6	82.6
SBプレイヤーズ(株)(注5)	13.7	50.0	(注2)	80.2	80.3	122.9
SBアットワーク(株)(注5)	50.0	(正社員) 100.0 (契約社員) 100.0	(注1)	62.4	69.7	38.9

- (注1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出した実績を記載しています。
- (注2) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出した実績を記載しています。
- (注3) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等および育児目的休暇の取得割合を算出した実績を記載しています。
- (注4) 対象となる従業員がいないこと(一部がいないことを含む)を示しています。
- (注5) 管理職に占める女性労働者の割合は2025年4月1日時点の実績です。
- (注6) 管理職に占める女性労働者の割合は2024年12月31日時点、男性労働者の育児休業取得率・労働者の男女の賃金の差異は2024年1月1日～2024年12月31日の実績です。
- (注7) 管理職に占める女性労働者の割合は2024年5月20日時点、男性労働者の育児休業取得率・労働者の男女の賃金の差異は2023年5月21日～2024年5月20日の実績です。
- (注8) 管理職に占める女性労働者の割合は2024年11月30日時点、男性労働者の育児休業取得率・労働者の男女の賃金の差異は2023年12月1日～2024年11月30日の実績です。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営理念

当社グループは、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、創業以来一貫して情報革命を通じた人類と社会への貢献を推進してきました。情報・テクノロジー領域においてさまざまな事業に取り組み、「世界に最も必要とされる会社」となるというビジョンを掲げ、企業価値の最大化に取り組んでいます。

(2) マテリアリティ(重要課題)

上記の経営理念に基づき、社会インフラを提供する当社グループは、本業を通じて、さまざまな社会課題の解決に貢献すべく、「すべてのモノ・情報・心がつながる世の中」の実現を通じて、持続可能な社会の維持に貢献し、中長期的な企業価値向上を達成すべく、当社グループが優先的に取り組むべき課題として、6つのマテリアリティ(重要課題)を特定しています。各マテリアリティ(重要課題)の概要については、「2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (2) サステナビリティ全般 c. 戦略及び指標と目標 (b) マテリアリティ(重要課題)の特定」をご参照ください。

(3) 経営方針

a. 経営環境

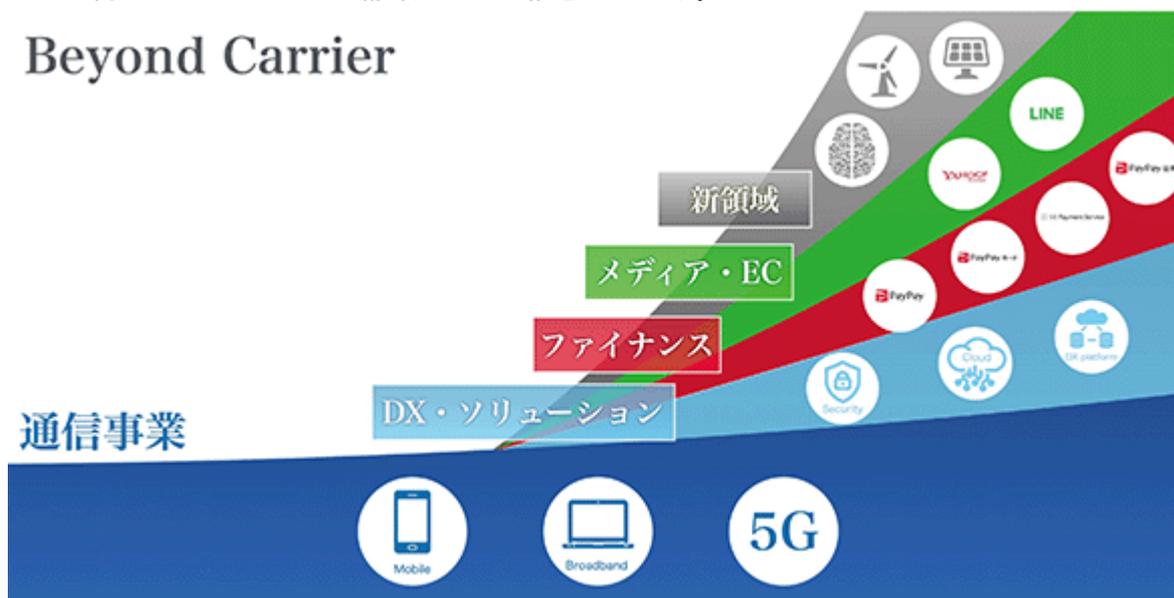
2024年度の経営環境は、地政学リスクの高まり、インフレおよび為替の大幅な変動による先行き不透明感が続くなか、大企業の堅調な設備投資需要などにより緩やかな回復傾向にありました。一方、テレワークやオンラインショッピング、非接触型決済の利用拡大など、コロナ禍をきっかけとした人々の生活様式の変化や深刻化する人手不足に対応するため、企業や行政のデジタル化は必要不可欠なものとなりました。デジタル化は、生産性向上やイノベーションの創発を促すことで今後の日本の社会を変革していく原動力となり、さらに、文章・画像・プログラムコードなどさまざまなコンテンツを生成することができる生成AIの出現により、変革のスピードは加速しています。

b. 中期経営計画(2023年度～2025年度)

当社は長期的に「デジタル化社会の発展に不可欠な次世代社会インフラを提供する企業」を目指します。これは、AIの加速度的な進化により急増すると予見されるデータ処理や電力の需要に対応できる構造を持ったインフラを構築し、未来の多様なデジタルサービスを支える不可欠な存在となることを意図しています。当社は、この実現のために必要となるテクノロジーを特定し、これまでさまざまな準備を行ってきました。2023年度から2025年度における中期経営計画では、この実現に向けた事業基盤の再構築を目指しています。

c. 事業戦略

当社グループの掲げる成長戦略「Beyond Carrier」は、コアビジネスである通信事業の持続的な成長を図りながら、通信キャリアの枠を超え、情報・テクノロジー領域のさまざまな分野で積極的にグループの事業を拡大することで、企業価値の最大化を目指すものです。また、通信事業とそれらのグループ事業との連携を強化することで、通信事業の競争力を強化するとともに、グループ事業のサービス利用者数の拡大やユーザーエンゲージメントの向上といったシナジーを創出することを推進しています。



(a) 通信事業のさらなる成長

当社グループのビジネスの基盤となる通信事業では、5Gの展開やスマートフォン・ブロードバンドの契約数の拡大、モバイルサービスにおけるARPU(1契約当たりの月間平均収入)の向上を図ることで、さらなる成長を目指します。

・スマートフォン契約数・ブロードバンド契約数の拡大

当社グループは特長の異なる3つのモバイルブランドを展開することで、大容量ユーザーから節約志向まで、幅広いユーザーのニーズに応えています。引き続き、総合インターネットサービス「Yahoo! JAPAN」の各種サービスやコミュニケーションアプリ「LINE」、キャッシュレス決済サービス「PayPay」といった、当社グループが提供するさまざまなサービスとの連携を強化することで、スマートフォン契約数の着実な拡大を図ります。また、「SoftBank 光」を中心とする家庭向け高速インターネットサービスについても、販売の拡大に注力します。

・モバイルサービスにおけるARPUの向上

当社グループはモバイルサービスにおいて、セキュリティや端末保証、エンターテインメント、店舗でのサポートなどの領域で、ユーザーにとって魅力的な付加価値サービスを拡充しています。加えて、さまざまな特典を付与することで「ソフトバンク」ブランドの魅力を高め、「ワイモバイル」からのブランド移行を促進しています。

・5Gの展開

当社グループが2020年3月に商用サービスの提供を開始した5Gは、人口カバー率95%を超え、その後もエリアを拡大しています。これまでは主に、ノンスタンドアロン方式と呼ばれる5Gサービスで、超高速・大容量の通信を実現していました。これに引き続き、スタンドアロン方式と呼ばれる5Gサービスの高度化を順次進めることにより、超高速・大容量、超低遅延、多数同時接続の通信を実現し、これらの特長を生かした5Gサービスの提供を目指しています。一方、設備投資については、既存の基地局サイトを最大限に活用するほか、他社との協業、通信設備の効率化などのさまざまな工夫を行うことで、コスト効率化を図ります。

なお、当社はモバイルブロードバンドのさらなる高速化とトラフィックの需要増加に対応するため、4.9GHz帯を使用する特定基地局の開設計画を総務省に申請し、2024年12月に総務大臣より認定を受けました。今後、当社は2031年3月期末までにすべての都道府県に特定基地局を開設し、2032年3月期末までに

サービスを開始することを目指していきます。

(b) エンタープライズ事業におけるDX/ソリューションビジネスの拡大

当社グループは、法人顧客向けに通信サービスを提供することに加えて、急速に拡大する企業のデジタル化ニーズに応えたDX/ソリューション商材の販売や生成AI関連ソリューションの開発・提供に注力し、新規顧客の獲得および顧客1社当たりの取引額拡大を目指します。また、社員のリスキルや採用活動を通じてデジタル人材を確保し、企業の抱える課題を解決する高付加価値なソリューションの提案を行います。さらに最先端テクノロジーの知見を駆使し、社会課題の解決に繋がる新事業の創出を目指します。

2024年9月には、ICTサービスの中核子会社であったSBテクノロジー(株)を完全子会社化しました。同社の有するエンジニアやセキュリティ・クラウドサービスおよび当社の有する経営資源を相互活用し、高付加価値なサービスにより注力することによって収益力の向上を目指します。

(c) メディア・EC事業の成長

当社グループはメディア・EC事業において、総合インターネットサービス「Yahoo! JAPAN」やコミュニケーションアプリ「LINE」など、国内最大級のユーザー基盤を有するインターネットサービスを提供しています。同事業では、検索やニュース、オンラインショッピングなど、多様なサービスを展開しています。

・ メディア領域の拡大

インターネット広告などを扱うメディア領域では、グループの技術やアセットを活用した配信精度の向上などにより広告単価を高めることで、既存広告の売上の最大化を図ります。加えて、データの連携によるマーケティング分析の強化やコミュニケーションアプリを通じたりピート購入の促進により、新規顧客の獲得から継続的な利用の促進まで一貫したマーケティング支援を行うことで、さらなる売上成長を目指します。

2023年11月からクロスユース施策として、新たな会員サービス「LYPプレミアム」の提供を開始しました。旧「Yahoo!プレミアム」で提供していた特典に加えて、「LINE」アプリがもっと楽しく便利になる特典を利用できるサービスを通して新規会員を獲得し、LINEヤフーグループのサービス利用の拡大を目指します。

・ コマース領域の成長

オンラインショッピングなどを扱うコマース領域では、ユーザーのニーズが多様化する中、「Yahoo!ショッピング」や「ZOZOTOWN」など、特長の異なる複数のコマースサービスを展開することで幅広いユーザーの取り込みを図っています。今後は、「LINE」「Yahoo! JAPAN」「PayPay」という国内最大級のユーザー基盤を持つグループサービスの相互利用をさらに促進し、グループ経済圏を拡大することで、収益の持続的な成長を目指します。

また、今後の取り組みとして、「LINE」アプリのリニューアルを予定しています。新たに「ショッピング」タブを追加することで、メッセージアプリを起点とした購入体験を提供します。「LINE」アプリのリニューアルを通じて、「LINE」の利便性向上と、さらなるクロスユースの促進強化に取り組みます。

・ セキュリティガバナンスの改善

メディア・EC事業の中心的な企業であるLINEヤフー(株)は、2023年11月に公表した不正アクセスによる情報漏洩に関して、2024年3月および4月に総務省から行政指導を、同年3月に個人情報保護委員会から勧告および報告等の求めを受けました。これに対し、同社は2024年4月以降総務省および個人情報保護委員会へ定期的に報告書を提出しています。また、2024年11月に生じた「LINE」のアルバムでサムネイル画像が正しく表示されない不具合に関して、2025年3月に総務省より行政指導を受けました。同社は、多数のユーザーを抱えるプラットフォーム事業者としての信頼を損なう重大な事態であると重く受け止め、再発防止策を推進しています。当社は、同社の親会社として、定期的なリスク状況の評価や緊急事態発生時の連絡体制強化などの実効的なセキュリティガバナンス確保の取り組みを進めています。

(d) ファイナンス事業の成長

ファイナンス事業には、PayPay(株)とPayPayカード(株)に加えて、決済代行サービスを提供するSBペイメントサービス(株)やスマートフォン専業の証券サービスを提供するPayPay証券(株)などが含まれます。

・「PayPay」のさらなる成長と周辺金融サービスの成長促進

効率的なプロモーションを通じたMTU(Monthly Transaction Users：月間取引ユーザー数)の増加、「PayPayクレジット」「PayPayカード」の利用拡大による決済単価・決済回数の増加、およびグループシナジーで「PayPay」のさらなる成長を図ります。加えて、「PayPay」の決済プラットフォームとしての強みを生かし周辺金融サービスの成長を促進することにより、当社グループのファイナンス事業の拡大を目指します。なお、PayPay(株)は2024年12月にPayPay銀行(株)の株式取得(注)を、2025年2月にPayPay証券(株)の子会社化(注)を発表しました。今後は、PayPay(株)主導で銀行・証券サービスの強化を目指します。

(注) PayPay証券(株)は2025年4月1日に、PayPay銀行(株)は2025年4月11日にPayPay(株)による子会社化を完了しました。

・決済代行サービスの決済取扱高の最大化

SBペイメントサービス(株)が提供する決済代行サービスにおいては、当社の通信料金などの決済以外の領域(非通信領域)における決済機会を積極的に取り込み、決済取扱高の最大化を図ります。

(e) 新規事業の創出・拡大

当社グループが有する通信、eコマース、決済、SNSといった異なる複数の分野における数千万人規模のユーザー基盤を強みに、AI、FinTech、モビリティ、ヘルスケア、再生可能エネルギーなどの領域で、最先端テクノロジーを活用した革新的な新規事業の創出・拡大を目指します。

当社では特に生成AI領域に注力しており、複数の大規模言語モデル(LLM)を顧客のニーズに応じて提供する「マルチモデル戦略」を推進しています。その取り組みの一環として、日本語に特化したLLM(Sarashina)の自社開発に取り組みつつ、米Googleが提供する「Google Workspace with Gemini」や、米マイクロソフトが提供する「Azure OpenAI Service」「Microsoft 365 Copilot」など、さまざまな生成AIソリューションの販売を行っています。さらに、2025年2月には、米OpenAIと企業用の最先端AIサービス開発・販売に関する提携を発表しました。加えて、今後の生成AIサービスの提供に必要となる大規模AIデータセンターの構築にも取り組んでいます。

(f) コスト効率化

当社グループは、事業投資を機動的に実施する一方で、コストの効率化に継続的に取り組みます。例えば、コールセンター業務やネットワーク運用・監視業務等を、AIを活用して自動化することに取り組み、さらなる効率化を図ります。また、PHS・3GサービスやADSLサービスの終了などに合わせ、通信設備の最適化を継続します。加えて、グループ企業との共同購買や、グループ企業を活用した業務の内製化などを推進し、グループ全体のコスト効率化を図ります。

d. 財務戦略

当社グループは、プライマリー・フリー・キャッシュ・フロー(注)を重要な経営指標と考えています。高い株主還元を維持しながら、成長への投資を実施していくため、今後も安定的なプライマリー・フリー・キャッシュ・フローの創出を図ります。また、健全な財務体質を維持しつつ、適切な財務レバレッジを伴った資本効率の高い経営を行っていきます。なお、生成AIを用いたサービスの実現や次世代社会インフラの構築などの長期性の成長投資には、社債型種類株式などを活用する予定です。

(注) プライマリー・フリー・キャッシュ・フローの算定方法は、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(4)〈財務指標に関する説明〉IFRSに基づかない指標」をご参照ください。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(1) 当社の考えるサステナビリティ

経営理念の「情報革命で人々を幸せに」を具現化するとともに、「世界に最も必要とされる会社」の当社ビジョン実現に向けて、持続可能な社会づくりへの貢献と当社の持続的な成長の両立を目指していくことと考えています。現在だけでなく、中長期的な外部環境や事業環境の変化を踏まえ、当社の事業活動および企業活動を通じ

て、経済・社会・環境の価値を向上させることにより、さまざまなステークホルダーと新たな価値共創の実践を図り、持続可能な社会づくりへの貢献と当社の持続可能な成長を通じた企業価値の向上を目指します。

・サステナビリティに関するスタンス

お客さま、株主、取引先、従業員をはじめとするステークホルダーの皆さまからの信頼とご支持を、持続的な成長への礎とするため、サステナビリティを支える指針として「サステナビリティ基本方針」を定めています。

サステナビリティ基本方針

当社は、すべてのモノ・情報・心がつながる持続可能な社会の実現に向け、企業活動や事業を通じて、さまざまな社会課題の解決に取り組んでいきます。

- ・お客さま本位の企業活動を通じて「驚き」と「安心」と「うれしい」を提供します。
- ・株主の期待に沿えるよう、成長への挑戦を忘れず、透明で公正な情報開示をします。
- ・従業員のやりがいと誇り、個性がいかされ、平等で多様性に富んだ環境を大切にします。
- ・取引先との相互の信頼と公正な取引関係(腐敗・汚職の防止等)を築きます。
- ・情報化社会の推進、次世代育成、多様な社会への対応、環境・資源・生物多様性保護への対応、災害対策・復興支援など、幸せな未来の社会づくりに貢献します。

(2) サステナビリティ全般

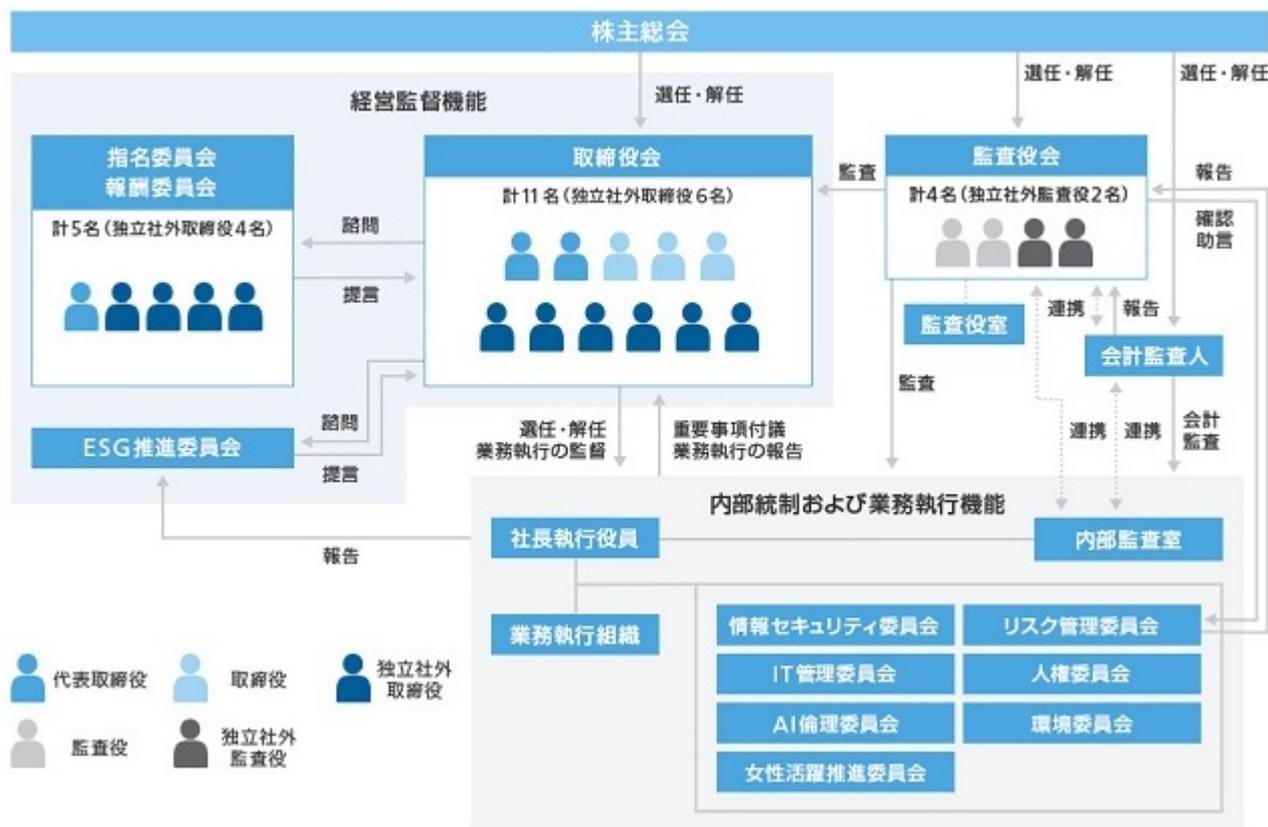
a. ガバナンス

(a) サステナビリティ監督体制

当社は、サステナビリティ基本方針の下、成長戦略とサステナビリティを統合して推進するための企業統治の体制を構築しています。取締役会が気候変動や人的資本を含むサステナビリティに関する重要事項を審議・決議し、サステナビリティ推進状況を監督しています。さらに、経営監督機能の強化を目的に、取締役会の諮問機関としてESG推進委員会(委員長：宮川潤一)を設置し、四半期ごと(年4回、必要に応じて臨時開催)の会議にて、当社グループのサステナビリティ活動に関する進捗(マテリアリティKPIなど)のモニタリングおよび取締役会への提言などを行っています。取締役会がESG推進委員会からの提言内容を尊重し適切な意思決定を行うことに加え、取締役・監査役に求めるスキルの一つとして「サステナビリティ(気候変動などを含む)」を設定することで、当社経営に対するサステナビリティ視点の反映に努めています。なお、マテリアリティKPIの一部は役員報酬に連動しています。

ESG推進委員会については「4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1) コーポレート・ガバナンスの概要(c) 取締役会の諮問機関」、取締役が有するスキルについては「4 コーポレート・ガバナンスの状況等(2) 役員状況 c. 取締役および監査役のスキルマトリックス」、役員報酬については「4 コーポレート・ガバナンスの状況等(4) 役員報酬等」をご参照ください。

当社の提出日現在における企業統治の体制の模式図は以下の通りです。



(b) サステナビリティ執行体制

代表取締役 社長執行役員 兼 CEOがESG推進の最高責任者として、当社グループ全体のサステナビリティ対応の責任を担い、専務執行役員 兼 CHRO(最高人事責任者)がESG推進の担当役員として指揮を執っています。また、当社グループのサステナビリティ活動を推進するためにESG推進室を設置するとともに、当社の各部門および子会社にはそれぞれESG推進の責任者を設け、事業内容に合わせたさまざまな活動を行っている他、ESG推進室と連携しグループ一体となることで、効果を高められるよう取り組んでいます。さらに、各領域の重要事項を専門に扱う以下の各委員会とも連携することで、サステナビリティ課題に迅速に対応しています。

リスク管理委員会

代表取締役 社長執行役員 兼 CEOを委員長として、社内の取締役、リスク管理業務を所轄する役員、および各部門を統括する役員で構成し、収集したリスク・機会に関する情報を元に、会社として重要なリスク・機会の特定を行っています。その上で、重要なリスクに関してはリスクオーナー(リスクの責任者)を定め、対策指示などを行い、リスク管理室長を通じて状況を取締役に報告しています。リスク管理プロセスに関しては、「3 事業等のリスク」をご参照ください。

情報セキュリティ委員会(ISC)

最高情報セキュリティ責任者(CISO)を委員長として、各部門の情報セキュリティ管理担当者などで構成する情報セキュリティ委員会(ISC)を設け、全社横断的な組織として情報セキュリティ施策の推進・管理に努めています。

人権委員会

代表取締役 社長執行役員 兼 CEOを委員長として、各部門を統括する役員で構成し、取締役会の承認を受けた「ソフトバンク人権ポリシー」の考え方の下、人権デュー・ディリジェンスの管理、人権侵害のおそれのある事項の調査・対処および人権に関する研修の企画・実施による人権意識の内部浸透などの日々の活動を通じ、当社の人権活動を推進しています。「人権委員会」の付議事項は、取締役会において報告・審議されています。

環境委員会

国際規格ISO14001に準拠した環境マネジメント体制構築のため、CSR本部長を委員長として、各部門および主要な子会社の環境担当者などで構成し、ESG推進の担当役員の下、環境に関する事柄全般を横断的に検討しています。当委員会では、環境関連のマテリアリティKPIの起草、マテリアリティKPI以外の環境目標設定、目標達成に向けた環境負荷低減の推進・管理を担い、全社的な環境保全活動を推進しています。

女性活躍推進委員会

女性管理職比率を2035年度末までに20%とする目標を掲げ、代表取締役 社長執行役員 兼 CEOと役員などで構成する「女性活躍推進委員会」を設置し、女性活躍の推進・強化に向けた方針や新たな施策に関する議論、各施策の進捗の確認等を実施しています。

IT管理委員会

最高情報責任者(CIO)を委員長として、IT管理責任者である各部門の本部長で構成し、全社的な枠組みの下、標準化や最適化に向けて情報システムの開発・運用に関連する施策の計画および状況把握と改善を行っています。

AI倫理委員会

国内外でAI倫理に関するさまざまなリスクが課題になっている状況を踏まえ、最高情報セキュリティ責任者(CISO)を委員長として、AIに精通した社外有識者委員と社内委員で構成し、「ソフトバンクAI倫理ポリシー」の考え方にに基づき、責任あるAIの実践に向けて適正なAIの開発、運用に取り組んでいます。

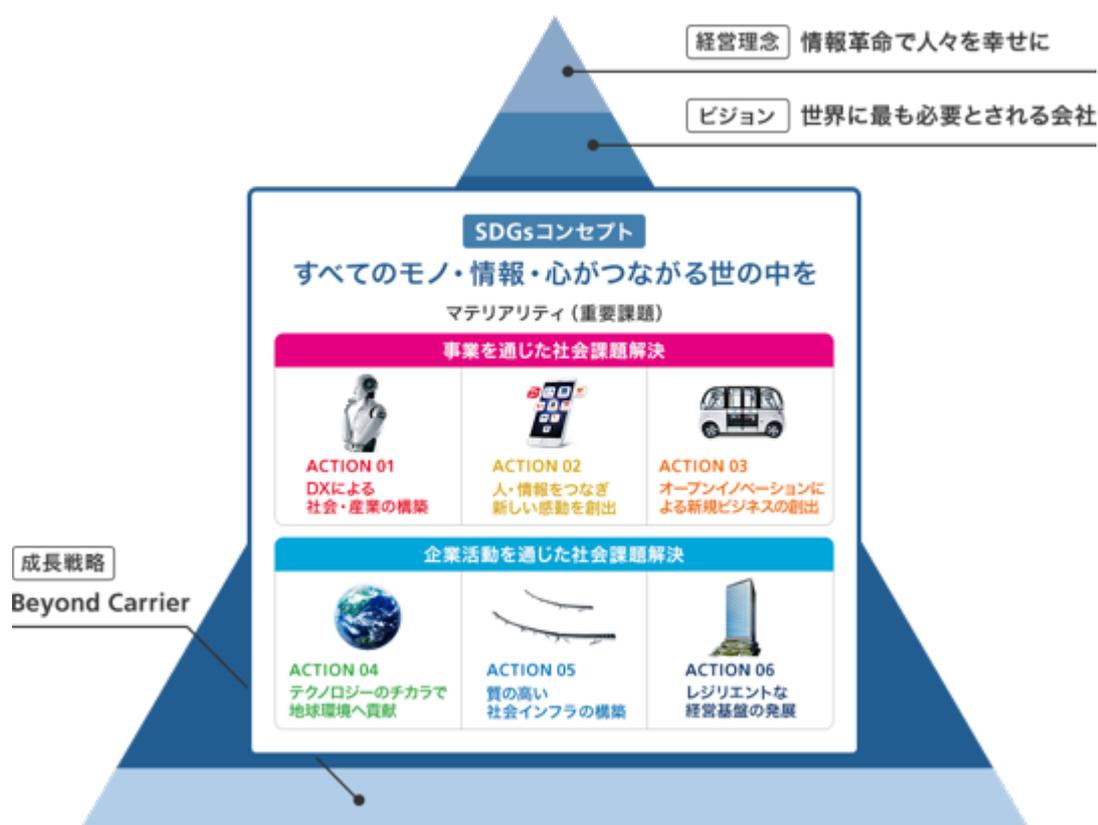
b. リスク管理

当社は、サステナビリティに関するリスク・機会(気候変動、人的資本など)を含め、全社的なリスク・機会を統合的に管理しています。全社的なリスク管理プロセスにおいて、当社および主要な子会社に対して、SASBスタンダードやCDSBフレームワーク適用ガイダンスなどのサステナビリティ視点を反映したリスクアセスメントを行うとともに、当社執行役員やリスクオーナーへのヒアリング結果も踏まえて、リスク管理委員会で全社的な観点から重要なリスク・機会を選定しています。また、ESG推進委員会では、リスクアセスメントの結果を活用して、当社およびステークホルダーの観点からマテリアリティ(重要課題)およびKPIの見直しや再評価を行い、サステナビリティ活動やKPIの進捗状況をモニタリングしています。全社的なリスクの内容、リスク管理体制については「3 事業等のリスク」をご参照ください。

c. 戦略及び指標と目標

(a) サステナビリティ戦略

当社は、「すべてのモノ・情報・心がつながる世の中を」をコンセプトに掲げるとともに、それを実現していくためのテーマとして、6つのマテリアリティ(重要課題)を特定しています。これらは持続可能な社会への貢献とともに、当社の持続可能な成長をしていくためのキードライバーとして捉え、将来のあるべき姿の実現に向けたビジョナリーなマテリアリティとなっています。



(b) マテリアリティ(重要課題)の特定

当社のマテリアリティおよび創出価値(事業や取り組みを通じて創出する価値)は、ダブルマテリアリティの考え方に基づき、社会や環境が当社に及ぼす影響だけではなく、当社が及ぼす各ステークホルダーへの影響についても考慮しています。

全社のリスクアセスメントで認識した短期(数年以内)・中期(3~5年程度、中期経営計画と同等の時間軸)・長期(10年~30年程度)のリスク・機会を基に、当社における重要度(発生可能性や頻度、影響度)を把握するとともに、国際ガイドラインやレポートなどでの重要性、ならびに投資家やNGO/NPOなどの団体、お客様、従業員、サプライヤーなどのステークホルダーへのポジティブ・ネガティブな影響(規模、深刻度、発生可能性など)に鑑み、外部における重要度を把握しています。当社における重要度および外部における重要度の双方の観点で評価を行い、有識者などの第三者の見解も踏まえ、ESG推進委員会での議論を経て、取締役会の承認のもと、マテリアリティを特定しています。

各マテリアリティは、複数の創出価値を構成し、ビジネスや事業機会の創出につながっています。

マテリアリティ		創出価値
DXによる社会・産業の構築	5GやAIなどの最新のテクノロジーを活用し、新しい産業を創出するとともに、世の中のさまざまなビジネスを変革していくためのソリューションを提供します。	(1)最先端テクノロジーによる産業基盤拡充と効率化
		(2)DXによる新しい産業の創出
		(3)地域社会の活性化(地方創生)
人・情報をつなぎ新しい感動を創出	スマートデバイスの普及を促進し、これらを活用した新しい体験の提供を通じてお客様の豊かなライフスタイルを実現すると同時に、人・情報をつなぐ魅力的なプラットフォームを提供し、お客さまとパートナー双方に価値を生み出します。	(1)スマートデバイス普及を通じた魅力的な顧客価値の実現
		(2)誰もが情報へアクセスできる環境の提供
		(3)ICT活用による新たなライフスタイルと生活基盤の高度化
オープンイノベーションによる新規ビジネスの創出	新規ビジネスの創出および最新のテクノロジーやビジネスモデルを展開するとともに、新たなビジネスの拡大や普及を支えていく高度な人材の育成と組織の構築を推進します。	(1)AIによるビジネス変革を支える基盤の構築
		(2)先進技術や事業連携を通じた次世代ビジネスの展開
		(3)成長をけん引する人材採用・育成と事業創出のための仕組みの構築
テクノロジーのチカラで地球環境へ貢献	持続可能性のある地球を次の世代につなぐため、最新のテクノロジーを活用し、気候変動への対応や循環型社会の推進、自然資本・生物多様性の保全、自然エネルギーの普及に貢献します。	(1)テクノロジーや事業を通じた気候変動対策への貢献
		(2)循環型社会の推進(サーキュラーエコノミー)
		(3)生物多様性保全への貢献
		(4)自然エネルギー普及を通じた豊かな社会の実現
質の高い社会インフラの構築	どんなときでも安定的につながる通信ネットワークの維持に全力を尽くすとともに、お客様の大切なデータを保護します。 AIの加速度的な進化により急増すると予見されるデータ処理や電力の需要に対応できる構造を持った「次世代社会インフラ」の構築を推進します。	(1)持続的な生活インフラの整備
		(2)防災・減災に貢献する盤石な通信インフラ構築
		(3)データセキュリティとプライバシー保護の取り組みの推進
レジリエントな経営基盤の発展	コーポレート・ガバナンス体制の高度化を図るとともに、ステークホルダーの皆さまとの継続的な対話を通じて、社会に信用される誠実な企業統治を行います。 最新のテクノロジーを活用しながら、多様な人材が活躍できる先進的職場環境を整備するとともに、従業員とその家族の健康維持・増進に取り組む健康経営を推進し、イノベーションの創発と従業員の幸福度向上を図ります。	(1)コーポレート・ガバナンスの高度化と実効性の担保
		(2)ステークホルダーとの協働による持続的な発展
		(3)人的資本の最大化に向けた社員幸福度向上とDE&I推進
		(4)先進的な職場環境による生産性の向上

(c) マテリアリティ(重要課題)に対する指標と目標

. 当事業年度目標KPI・実績

当事業年度における目標KPIと実績は以下の通りです。

マテリアリティ	想定される主なリスク・機会	主な事業・取り組み	目標KPI	実績
DXによる社会・産業の構築	リスク	<ul style="list-style-type: none"> 5Gやビッグデータ、AI、IoTなどの活用による顧客ビジネスの活性化 生成AI(国産LLM(注1)、マルチ生成AIなど)/IoT、xIPF(注2)、クラウド/データなどの活用による産業効率化 DXによるスタートアップや多様な産業で新規ビジネスを創出(主な領域:物流、社会インフラ、流通、不動産・建設、ヘルスケア、保険・金融など) 地域、自治体へのDXソリューションなどによる社会課題解決(連携協定、実証実験、デジタル人材派遣などを含む) 	ソリューション等売上: CAGR(注3) 10%	当事業年度の増収率 27% (注4)
	機会			
人・情報をつなぎ新しい感動を創出	リスク	<ul style="list-style-type: none"> スマートデバイスの普及やマルチブランドによる幅広い価値・料金プランの提供 「Yahoo! JAPAN」「PayPay」「LINE」などグループシナジーを生かしたサービスの提供 ICTを活用した教育・医療・金融への貢献(「Yahoo! JAPAN」「PayPay」「LINE」「LOHACO」「HELPO」「AIスマートコーチ」など) 新たなBtoC、CtoCによる流通進化(「Yahoo!ショッピング」「ZOZOTOWN」「ASKUL」など) 	スマホ累計契約数: 年100万件水準の純増 PayPay登録ユーザー数: 7,000万人(注5)	104万件 6,838万人
	機会			

マテリアリティ	想定される主なリスク・機会		主な事業・取り組み	目標KPI	実績
オープンイノベーションによる新規ビジネスの創出	リスク	<ul style="list-style-type: none"> 必要な人材や知見不足に起因する事業展開の遅れによるビジネスチャンスの逸失 期待通りの成果が得られないことによる、投資資金の回収不能や減損の発生 国産LLM(注1)などの研究開発費の膨張や収益化の遅れ 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルの社会実装を推進する新ビジネスの展開(移動×AI、成層圏通信プラットフォーム、自動運転モビリティなど) NTN構想の推進(HAPS、OneWeb、Starlink Business) 新しい技術の研究・開発・推進(国産LLM(注1)、次世代電池など) 新規・成長事業への人材シフトを目的としたジョブポスティング制度 業務効率化による新規事業への人員配置 新規事業の創出や推進に必要な人材の採用・育成や各種制度、処遇 先進技術研究開発の推進 	3,900億パラメーターの国産LLM(注1)を構築	4,600億パラメーターの国産LLM(注1)を構築
	機会	<ul style="list-style-type: none"> 多様なパートナーとの協業を通じて人材・知見の獲得とスピーディーな事業展開による早急な市場シェアの獲得 共創によるイノベーションの進化や深化、参入市場規模や事業規模の拡大 国産LLM(注1)を使用した新しいソリューションビジネスの拡大 			
テクノロジーのチカラで地球環境へ貢献	リスク	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害によるインフラ寸断・通信途絶の頻発、その復旧および予防コストの増加 非化石燃料電力の確保が困難となり、長期的な電力調達コストが増加 地球環境への取り組み不足による資金調達への影響 次世代社会インフラ事業の遂行にあたり必要な電力量の不足 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動で使用する電力の実質再生可能エネルギー化(再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用を含む) 風力や太陽光などの再生可能エネルギーによる電力の新規調達の実施 AIやIoTなどのテクノロジーを活用した省エネ化(スマートビルなど) 分散型AIデータセンターの構築 リサイクルの推進(携帯電話/基地局設備など) 事業による影響の把握と軽減に向けた取り組み(開発分に対する植林活動など) 個人/法人のお客さま向けの「自然でんき」を軸とした再生可能エネルギーの提供 非化石証書代理購入サービスによる実質再生可能エネルギー化の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ネットゼロ(スコープ1、2、3(注6))達成(2050年度)(注7) カーボンニュートラル(スコープ1、2(注6))達成(2030年度)(注7) 	スコープ1、2：SBTi(注8)水準で進捗(IPCC(注9)1.5水準に整合) スコープ3：算定対象企業の拡大および事業成長に伴い排出量が増加
	機会	<ul style="list-style-type: none"> AI、IoTなどを活用したエネルギー効率に優れたソリューション市場拡大 シェアリングエコノミー関連ビジネスや再生可能エネルギー関連ビジネスの拡大 地域分散したデータセンターと超分散コンピューティング基盤による事業運営の安定化 安価で継続的な非化石燃料電力の確保 			

マテリアリティ	想定される主なリスク・機会		主な事業・取り組み	目標KPI	実績
質の高い社会インフラの構築	リスク	<ul style="list-style-type: none"> 超高速・大容量、超低遅延、同時多接続の5Gを前提とする新規ビジネスチャンスの喪失 通信障害発生、災害復旧の遅れによる対応コスト増、顧客からの信用低下、契約者離反 個人情報の不適切な利用、個人情報漏えいによる顧客からの信用低下、契約者離反 	<ul style="list-style-type: none"> 次世代社会インフラ構想の推進(分散型データセンター、xIPF(注2)など) 5Gエリアの広域展開と品質向上、次世代6Gの実現に向けた研究開発 ネットワーク事故防止に向けた取り組み推進 AIによるネットワーク監視運用支援 災害時の通信サービス環境の確保(移動基地局、可搬型衛星アンテナ設備、ドローン活用など) 災害時の迅速な通信環境復旧に向けた体制整備 高度セキュリティシステム、ツールによる運用・管理 個人情報の保護と適切な利用の促進 社員教育の徹底、環境・設備構築 	5G展開計画 5G SA(スタンドアローン)エリア拡大: 全都道府県主要部スマホSA化(2026年度)	21都道府県完了
	機会	<ul style="list-style-type: none"> 5Gエリア全国展開に伴う通信の高速・大容量化を反映したARPUの向上と収益拡大 自動運転や遠隔医療など5Gを活用した新たな産業やサービスの展開 高い通信品質やセキュリティへの信頼性に対する顧客満足度の向上 			
レジリエントな経営基盤の発展	リスク	<ul style="list-style-type: none"> 法令違反やコーポレート・ガバナンス不在による企業としての社会的信用低下 サプライチェーンにおける人権侵害や環境への対応不足によるレピュテーションの低下 従業員のモチベーション低下や離職の増加、採用活動への支障 	<ul style="list-style-type: none"> コーポレート・ガバナンス強化(取締役会の実効性向上、コンプライアンス、AIガバナンスの強化、高度な内部統制の構築、リスクアセスメントの実施など) ステークホルダーとの協働(サプライチェーンマネジメントの高度化、健全かつ透明な情報公開、団体・地域との連携など) 人的資本経営に向けた取り組み実施(多様な人材が活躍できる取り組み推進、スマートワークスタイルの推進、多様で柔軟なワークスタイルの提供、健康経営の推進など) 	女性管理職比率:20%以上(2035年度) - その過程である2030年度には15%以上(2021年度比で2倍)を実現	9.9%
	機会	<ul style="list-style-type: none"> コーポレート・ガバナンスやサプライチェーンマネジメントに対する投資家の信認 働き方改革、DE&I推進によるモチベーションの向上とイノベーションの創発 先進的なワークスタイルによる生産性向上および必要な人材の確保・定着、培った業務プロセスの改革やノウハウの商材化 			

(注) 指標と目標KPIおよび実績の範囲は、特に記載がない限り、ソフトバンク株のみが対象

(注1) Large Language Models(大規模言語モデル)

(注2) cross Integrated PlatForm(超分散コンピューティング基盤)

(注3) 当社グループで集計、CAGR:年平均成長率

(注4) 当事業年度より「その他」から「エンタープライズ事業」に移管したSBテクノロジー(株)およびサイバートラスト(株)等の売上高は「ソリューション等」に含まれています。また、当事業年度より事業の管理区分を見直し、「モバイル」および「固定」における一部商材を「ソリューション等」へ移管しました。これらに伴い、前事業年度の「ソリューション等」の数値を遡及修正しています。「当事業年度の増収率」は、遡及修正後の数値を基に算出しています。

(注5) PayPay(株)のみが対象、中期目標

(注6) スコープ1:自らによる温室効果ガスの直接排出、スコープ2:他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、スコープ3:スコープ1、スコープ2以外の間接排出(事業者の活動に関連するサプライチェーンでの排出)

(注7) 当社グループが対象

(注8) Science Based Targets initiative(国際的気候変動イニシアチブ)

(注9) Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)

翌事業年度目標KPI

当社は、環境の変化にいち早く対応するため、原則毎年目標KPIを見直しています。翌事業年度の目標KPIは以下の通りです。

マテリアリティ	目標KPI
DXによる社会・産業の構築	ソリューション等事業売上：CAGR10%（注1）
人・情報をつなぎ新しい感動を創出	スマホ累計契約数：継続的な顧客基盤拡大
	PayPay登録ユーザー数：7,000万人（注2）
オープンイノベーションによる新規ビジネスの創出	国産LLM(注3)の商用展開
テクノロジーのチカラで地球環境へ貢献	・ネットゼロ(スコープ1、2、3(注4))達成(2050年度)(注5) ・カーボンニュートラル(スコープ1、2(注4))達成(2030年度)(注5)
質の高い社会インフラの構築	5G展開計画 5G SA(スタンドアローン)エリア拡大：全都道府県主要部スマホSA化(2026年度)
レジリエントな経営基盤の発展	女性管理職比率：20%以上(2035年度) - その過程である2030年度には15%以上(2021年度比で2倍)を実現

(注) 指標と目標KPIおよび実績の範囲は、特に記載がない限り、ソフトバンク株のみが対象

(注1) 当社グループで集計、CAGR:年平均成長率

(注2) PayPay株のみが対象、中期目標

(注3) Large Language Models(大規模言語モデル)

(注4) スコープ1:自らによる温室効果ガスの直接排出、スコープ2:他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、スコープ3:スコープ1、スコープ2以外の間接排出(事業者の活動に関連するサプライチェーンでの排出)

(注5) 当社グループが対象

(3) 気候変動

当社は、気候変動への取り組みをマテリアリティ(重要課題)の1つと認識し、ネットゼロへの取り組みを強化しています。2020年4月にTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言への賛同を表明し、TCFDが企業に推奨する「ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標」のフレームワークに沿って、積極的な情報開示とその充実に努めています。

a. ガバナンス

代表取締役 社長執行役員 兼 CEOの宮川潤一がESG推進の最高責任者として、取締役会の監督のもと気候変動関連のリスク・機会に関わる戦略などを含め、サステナビリティ対応の責任を担います。また、気候関連のリスク・機会の管理および取り組みの社内推進、業務遂行を担う機関として、ESG推進の担当役員の下、CSR本部長を委員長、当社の各部門および主要な子会社の環境担当者を委員として構成する環境委員会を設置しています。環境委員会は、ネットゼロの実現に向けた具体的な施策ならびに環境負荷低減の推進・管理、全社的な環境保全活動を推進しています。同委員会で審議・検討された事項のうち、重要なものについてはESG推進委員会へ報告しています。

気候変動を含むサステナビリティ全般のガバナンスについては、「(2) サステナビリティ全般 a. ガバナンス」をご参照ください。

b. リスク管理

当社は、気候変動に関するリスク・機会について、全社的なリスク・機会に関する情報と統合し、識別・管理しています。全社的なリスク管理プロセスにおいて識別した気候変動関連のリスク・機会の情報は、ネットゼロ実現に向けた計画の策定や対応策の検討・改善などに生かしています。気候変動関連を含めたサステナビリティ関連のリスク・機会の識別、評価、モニタリングに関する管理体制は「(2) サステナビリティ全般 b. リスク管理」をご参照ください。

c. 戦略

当社は、基地局設備をはじめ、多くの電力を使用する通信事業を行っており、気候変動のリスクを大きく受ける可能性があると認識しています。当社は、気候変動が当社に及ぼすリスク・機会を把握するとともに、持続可能な成長実現のための戦略の検討を行っています。

(a) シナリオ分析

気候変動により将来起こりうる事象に適応するための戦略を勘案し、急速に脱炭素社会が実現する1.5 シナリオと気候変動対策が進まず温暖化が進行する3-4 シナリオの2つのシナリオ分析を当事業年度に行い、バリューチェーン上流・下流を含む事業に与える財務的影響を確認しました。

(シナリオ分析の前提条件)

シナリオ分析においては、国際的に認知され、信頼性の高いシナリオを使用しました。詳細は以下の通りです。

気温上昇推定値	採用シナリオ	将来の世界観	時間軸
1.5	<ul style="list-style-type: none"> IEA WEO 2024(注1) (Net Zero Emission by 2050 : NZE / Stated Policies Scenario:STEPS) IPCC(注2) (SSP1-1.9) 	脱炭素の取り組みが加速し、ネットゼロの実現に向けて各国で炭素税の導入が進んでいる。日本では、2020年度と比較して気温が0.5 上昇し、猛暑日も増加傾向にある。これに伴い、オフィスや店舗、データセンターなどの空調関連の電気使用量が増加している。	短期：数年以内 中期：3～5年程度(注3) 長期：10年～30年程度
3-4	<ul style="list-style-type: none"> IEA WEO 2024 (Stated Policies Scenario:STEPS) IPCC(SSP5-8.5) 	炭素税の導入が進まず、低価格で推移している。日本では、2020年度と比較して気温が1.6 上昇し、猛暑日は約6.9日増加した。これに伴い空調需要がさらに高まり、オフィス、店舗、データセンターなどにおける空調関連の電力使用量が一層増加している。	

(注1) IEA: International Energy Agency(国際エネルギー機関)

(注2) Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)

(注3) 中期経営計画と同等の時間軸

(b) 気候変動関連のリスク・機会

上記の状況を踏まえ、当社の気候関連のリスク・機会を洗い出し、IEAやIPCCなどのシナリオを参考にシナリオ分析を実施した結果、当社として以下のリスクと機会を特定しました。

識別したリスク・機会		想定される主なリスク・機会の内容	対応策	
物理的 リスク	急性	自然災害激化による被害拡大	気象災害の激化に伴う基地局設備などの復旧コスト増加	<ul style="list-style-type: none"> 電源強化、発電機の配備強化、バッテリー増強 アンテナ支持柱の耐風圧向上 基幹ネットワークの冗長化 成層圏での高高度通信ネットワークの構築
			地上の通信インフラの被災リスクの高まり	<ul style="list-style-type: none"> 成層圏での高高度通信ネットワークの構築 環境負荷の少ない通信インフラ「HAPS」の実装
			気温上昇や台風、豪雨などの甚大化による基地局設備などの想定被害	<ul style="list-style-type: none"> グリーンデータセンターを国内全域に分散する次世代社会インフラ構想の推進
	慢性	気温上昇、水ストレス地域の拡大	空調電気使用料の増加によるコスト増	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ設備への転換 AI、IoT活用による電力使用の効率化
			気候変動にともなう海面上昇や、気象災害による低地などの増水リスクへの対応のため、ソフトバンクショップを閉鎖することによる売上の減少	<ul style="list-style-type: none"> 各拠点の水ストレスの把握 オンラインショップの活用
			半導体調達拠点において湧水に伴う水不足が発生し、半導体供給が遅延したことによるスマホや無線機の調達への影響、半導体調達コストの増加や調達減による製品売上の減少	<ul style="list-style-type: none"> 複数デバイスメーカーからの調達 デバイス販売に依存しないビジネスモデル構築

識別したリスク・機会		想定される主な リスク・機会の内容	対応策	
移行 リスク	政策と法	炭素税導入によるコスト増加	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットゼロ(スコープ1、2、3)達成(2050年度) ・カーボンニュートラル(スコープ1、2)達成(2030年度) 	
		規制強化対応のための再エネシフトによる電力調達コストの増加		
		申告にかかるコストの増加		
	技術	省エネ技術/AI/IoTなどの脱炭素に寄与する技術の進展	<ul style="list-style-type: none"> ・技術投資とR&D ・戦略的アライアンスや共同開発パートナーの構築 ・エネルギー効率化の徹底 	
市場	低炭素・脱炭素市場の拡大、顧客の行動変化、嗜好変化	再生可能エネルギーの電力提供への投資コストの増加	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ設備への転換 ・AI、IoT活用による電力使用の効率化 	
評判	ステークホルダーにおける低炭素・脱炭素嗜好の高まり	脱炭素の取り組み不足と判断された場合のブランドイメージの低下による売上の減少、株価の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー由来の電力の導入拡大、およびその活用状況の対外開示を通じた低炭素経営へのコミットメントの明確化 	
機会	緩和	低炭素・脱炭素市場の拡大、顧客の行動変化、嗜好変化	再生可能エネルギーの電力提供機会の増加による売上増加	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの電力提供推進 ・自然でんきの提供 ・「非化石証書代理購入サービス」の提供
			環境意識の高まりによる、eコマース、シェアリングエコノミー関連ビジネスの拡大による売上増加	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス用品などのグリーン商品の提供 ・シェアサイクルプラットフォームの提供
	適応	極端な天気や災害の増加に伴うリスク管理の需要拡大、エネルギー供給の不安定さや温度上昇の対応が求められる中での新たなビジネス機会	災害時や熱波などによる影響を軽減するためのリモートサービスおよびeコマース市場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク向けモバイルソリューション提供
		エネルギー効率に優れたソリューション市場拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・AIとIoTを活用した省エネ・エネルギー最適化ソリューション提供 	

(c) 気候変動のリスク・機会の財務的影響

気象災害の激化に伴う基地局設備などの復旧コスト増加

生物多様性の損失による森林の防災機能の低下や、地球温暖化の進行による自然災害の頻発・激甚化に伴う基地局など通信設備の災害対策や復旧によるコスト増、バリューチェーンの断絶による調達への影響、ビジネス機会損失、被災設備による近隣被害の誘発などを潜在的リスクと認識しています。

過去のコストを参考に、将来の財務的影響を分析した結果、気温上昇が進行し、大雨の頻度が上昇したとしても、復旧コストの増加幅は限定的であり、財務的な影響は相対的に小さいと考えています。

当事業年度は、台風や線状降水帯の発生回数の増加に伴い、発生確率が上昇傾向にある洪水被害への適応策として、設備破損リスク低減、広域停電時におけるサービスの安定的に継続するために、基地局やネットワークセンターの自然災害対策として19億円を投資しました。具体的には、移動型基地局や可搬型基地局、バッテリーのリプレイスおよび保守対応、可搬型発電機の配備などへの投資が含まれています。その他、災害復旧費用として3億円を計上しました。

当社では、気候変動による影響について、把握可能な事項から開示を進めています(段階的に拡充予定)。

d. 指標と目標

気候変動が当社に及ぼすリスクと機会を管理するため、温室効果ガス排出量(スコープ1、2、3)をはじめとする環境負荷データの管理を行っています。これらの排出量は、国際的な温室効果ガス算定基準である「GHGプロトコル(Greenhouse Gas Protocol)」に準拠し、スコープ1、2、3の各区分ごとに算定・開示しています。前事業年度の温室効果ガス排出量(スコープ1、2)は520,662t-CO₂、スコープ3は9,287,493t-CO₂となりました。

主な目標として、2030年度までに、事業活動で使用する電力などによる温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル目標を設定し、当社グループが事業で使用する電力のすべての実質再生可能エネルギー化を推進します。また、長期の再生可能エネルギー調達契約を結び、当社(注)で使用する電力を風力や太陽光などの発電による再生可能エネルギーにしていくことで温室効果ガスの排出を削減し、カーボンニュートラル達成と脱炭素社会の実現に貢献します。長期の再生可能エネルギー調達契約は、電気代の高騰の影響を受けにくい事業構造へ転換を後押しします。さらに省エネ機器へのリプレイスや空調設備の効率化などネットワーク設備のさらなる省エネ化を推進することにより温室効果ガスの削減に取り組みます。カーボンニュートラル目標の対象は、スコープ1(自らによる温室効果ガスの直接排出)、およびスコープ2(他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出)です。

(注) 当社およびWireless City Planning(株)の合計

また、取引先などで排出される温室効果ガスであるスコープ3(スコープ1、2以外の間接排出、事業者の活動に関する他社の排出)の排出量も含めたサプライチェーン排出量を、2050年度までに実質ゼロにする「ネットゼロ」目標を設定しました。

当事業年度の温室効果ガス排出量実績(スコープ1、2、3)に関しては、当社ESGデータブックなどに2025年7月頃掲載予定です。

指標と目標を支える取り組み

. 内部炭素価格

当社は、脱炭素計画を推進するために、当事業年度にインターナルカーボンプライシング(ICP)制度を拡充し、CO₂排出量削減効果を得られる一部の設備投資において、社内炭素価格をCO₂換算1t当たり18,000円に設定の上、調達の材料として活用します。

. 気候関連事項の役員報酬への組み込み

当社では、気候変動関連を含むサステナビリティに関するマテリアリティKPIの一部が役員報酬に連動しています。詳細は「4 コーポレート・ガバナンスの状況等(4) 役員の報酬等」をご参照ください。

(4) 人的資本

人的資本に関する記載は当社に関する記載となります。

a. ガバナンス

人的資本に関するガバナンス体制は、サステナビリティ全般と同様、代表取締役 社長執行役員 兼 CEOの宮川潤一がESG推進の最高責任者として、リスク・機会に関わる戦略などの最終責任を取締役会の監督のもと担っています。人的資本の中でも人権とダイバーシティ（女性活躍推進）については、社内推進、業務遂行を担う機関として、「人権委員会」「女性活躍推進委員会」を設置しています。人権委員会では、人権デュー・ディリジェンスの管理、人権侵害のおそれのある事項の調査・対処、および人権に関する研修の企画・実施による人権意識の内部浸透などの日々の活動を通じ、当社の人権活動を推進しています。女性活躍推進委員会では、外部の有識者をアドバイザーに迎えて、女性活躍推進に向けた本格的な取り組みを推進しています。

b. リスク管理

人的資本関連のリスクの評価、モニタリング、見直しに関する管理体制は「(2) サステナビリティ全般 b. リスク管理」をご参照ください。

c. 人材戦略

(a) 人材戦略の方向性

当社は、創業以来「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、「人」と「事業」をつなぎ、双方の成長を実現することを人事ミッションとしています。また、当社ならではの活力を生み出すため、チャレンジする人の可能性を支援し、成果を出した人にはしっかりと応えると共に、多様な人材がいきいきと働く環境を支援する人事ポリシーを貫いています。社員に対する考え方は、従来のように「資源」と捉え管理することから「資本」と捉え活用・成長支援をしていくことにシフトしています。当社では、従来より社員の自己成長や挑戦を後押ししていますが、さらなる事業成長のため、社員がいきいきと働き、今まで以上に成長・挑戦していけるよう、能力開発、エンゲージメント向上、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン(DE&I)、健康経営など、人的資本への様々な投資を行っています。

当社では、特にダイバーシティの推進に従前から力を入れており、多様な人材が活躍できる環境整備や社内周知の徹底、研修実施等に取り組んでいます。当社の事業の多角化が進むとともに、多様な人材活用の必要性が一層高まっており、多様な人材が活躍できる企業風土実現のため、積極的にDE&Iを推進し、ソフトバンクを躍動感のあふれる会社にしていくことを目指しています。

d. 主な取組(社内環境整備)

(a) チャレンジ・成長できる環境整備

新規事業の立ち上げや新会社設立の際には、ジョブポスティング制度でメンバーを公募し、従業員が自己成長・自己実現できる機会を提供しているほか、社内起業制度であるソフトバンクイノベーションで独創性・革新性に富んだアイデア(新規事業)を募集しています。このように、社員全員が変化を楽しみワクワクしながら目標に向かって進む、当社はそんな活力あふれる組織となることを目指しています。

(b) デジタル人材確保・育成の取り組み(事業即応性)

デジタル技術の進展により、企業および社会のデジタル化が進展しています。当社の事業戦略において、デジタル人材育成は非常に重要なテーマの一つです。当社ではデジタル人材を、データやテクノロジーを使って産業界に大きな変革を起こせる人材と定義し、育成の取り組みを進めています。全社員向けには「ソフトバンクユニバーシティTech」を立ち上げ、社員がテクノロジーとデータについて学べる環境づくりを進めています。また、法人統括内では、デジタル化に取り組む法人企業に対し顧客の経営課題解決に直結するソリューションセールスを推進できる人材を育成する「コンサルティング営業育成プログラム」や、社会のデジタル化を担う新規事業開発人材を育成する「事業プロデューサー制度」など、エンタープライズ事業が進めるデジタル戦略の中核を担うデジタル人材の育成に積極的に取り組んでいます。成長戦略「Beyond Carrier」を推進していく中で、既存事業に比べ、短期での個々人の成果が見えにくい新たな取り組みをいかに評価し、必要な人材を配置していくかなど、評価制度や人材活用に関する人事的な課題にも対応しています。事業戦略に沿った新たな事業を育てるために、人事が柔軟に変化・対応していくことが非常に重要だと考えています。

(c) ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの取り組み

当社では、年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、多様な人材が個性や能力を発揮できる機会と環境の整備に取り組んでいます。社内におけるダイバーシティの推進は、人事を担当する専務執行役員 兼 CHRO (最高人事責任者)が責任を持ち、その監督のもとで行っています。組織ごとの課題に向き合い、人事本部の専任組織・ダイバーシティ推進課を中心に、全社員対象のアンコンシャスバイアスに関するeラーニング研修や、管理職対象のダイバーシティマネジメント研修の実施などの取り組みを行っています。

(d) 健康経営

当社は、社員一人一人が心身共に健康であることが、会社と個人の夢・志の実現に向けた原動力であり、社員の健康を維持・向上させることは重要な経営課題の一つと位置付け、「健康経営宣言」を掲げています。情報革命の新たなステージに挑戦し、成長し続けるためには、常に活力あふれた集団であることが最も大事な基盤です。ソフトバンクらしく最先端のテクノロジーを積極的に活用し、社員とその家族の健康維持・増進に取り組む健康経営を推進します。

e . 具体的な施策等および指標と目標

チャレンジ・成長できる環境整備

項目	内容	指標	目標	当年度実績
ジョブポスト ティング・フ リーエー ジェント 制度	新規事業の立ち上げや新会社設立の際には、ジョブ ポスト ティング制度 (JP) でメンバーを公募し、従業員 が自己成長・自己実現できる機会を提供するな ど、誰もがチャレンジできる制度と環境を整備して います。また、“意欲ある社員が自らキャリアア ップにチャレンジできる”制度として、年1回フリー エージェント制度 (FA) を実施しており、LINEヤ フー(株)をはじめとするグループ会社とも連携し、グ ループ会社間の人材交流を実現しています。両制度 を利用して異動した社員は、2025年4月時点で累計 3,200人を超えています。	JP異動実績	継続実施	88名
		FA異動実績	継続実施	169名
ソフトバンク イノベン チャー	社員の積極的な新規事業提案を奨励するため、社内 起業制度「ソフトバンクイノベンチャー」で支援し ています。自ら考えた事業化アイデアを提案でき、 事業化が決定した場合、提案者自らが事業推進に参 画することが可能です。	事業化数	継続実施	2件
SB流社内副業 制度	「成長機会や能力発揮機会を望む意欲ある社員」と 「組織外の視点や経験、専門性を必要とする組織」 のニーズをマッチングする制度として、2021年2月 よりSB流社内副業制度を導入しています。社員の更 なる成長と組織におけるイノベーション促進の実現 を目的としています。	社内副業 従事者数	継続実施	129名 (延べ)
働き方改革の 推進	社員が最適な働き方で組織と個人の生産性を最大化 することを目的に、テクノロジーの活用など、多様 な働き方を採り入れて生産効率を上げる働き方改革 の推進を行っています。業務状況などに応じて始 業・終業時刻を柔軟に調整できる「スーパーフレッ クスタイム制」を導入している他、在宅・サテライト オフィス勤務の活用やテクノロジーによる業務効 率化によって創出した時間を自己啓発や人材交流、 家族や友人とのコミュニケーションに充て、個々の 成長の機会とすることで、社員一人一人が、そして 会社全体がイノベティブかつクリエイティブになり、 より高い成果へ結び付けることを目指しています。	テレワーク 実施率	90%以上	95.1%
		年休取得率	70%以上	75.7%

デジタル人材確保・育成の取組(事業即応性)

項目	内容	指標	目標	2024年度実績
ソフトバンク ユニバーシ ティ	ソフトバンクユニバーシティ(SBU)は、経営理念の実現に貢献する人材の育成を目的として2010年9月に設立した実践的プログラムを提供する育成機関です。従業員の多様性を尊重し、個性豊かな人材の育成を実現するために、従業員による自律的なキャリア開発が行われることを重視しています。このような考え方の下、ソフトバンクユニバーシティでは、会社主導の一律的なキャリア開発や研修体系ではなく、従業員が自己のキャリア目標に合わせて主体的に選択していくという自律的なキャリア開発の仕組みを整えています。役職・役割が変わる節目(新入社員、管理職等)が必要となるスキルの取得や成長をサポートする階層別プログラムの他、eラーニング、動画配信など、ICTをフルに活用したソフトバンクらしい学習スタイルも提供しています。	受講者数	受講機会の継続的な創出	約24,400名(延べ)
		提供プログラム数	ニーズに合わせたコンテンツの継続的な提供	SBU集合研修：59コース eラーニング：58コース
AI人材育成プログラム AI Campus	エンジニア職だけでなく、利用者・サービス企画者等を含めた社員全体のAIスキル習得を目指し、2021年度よりAI人材育成プログラム(AI Campus)をリリースし、プログラム提供に力を入れています。具体的には初学者から学べるeラーニングの提供や、日本ディープラーニング協会が実施するG検定、E資格の学習支援や、外部の有識者による講演会等を随時実施しています。	コンテンツ受講者数	受講機会の継続的な創出	約3,100名(延べ)

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの取り組み

項目	内容	指標	目標	2024年度実績
ジェンダー・ペイ・ギャップの解消	当社では、性別に関わらない公平な賃金の支払いに努めるとともに、性別による賃金格差(ジェンダー・ペイ・ギャップ)の解消を目指しています。このような方針のもと、実態把握のために全社の役員、管理職、非管理職を対象として、「基本給のみ」または「基本給と賞与」の金額の比較を年に1回実施しています。当社では、男女で同一の給与体系を適用していますが、現状等級構成などに起因して報酬総額に男女差が発生しています。これらの状況も踏まえ、女性の活躍推進の各種取り組みを進めています。	男女間賃金格差(注1)	差異の縮小(2023年度実績：76.1%)	76.6%
女性管理職比率の向上	当社は女性活躍推進を目的に、女性管理職比率を2030年度末までに15%以上、2035年度末までに20%以上とする目標を2021年に設定しました。その達成に向けて、役員や外部の有識者などで構成する「女性活躍推進委員会」を同年7月に発足させました。同委員会では、CEOを委員長とし、各組織を統括する役員が推進委員を務め、女性活躍の推進・強化に向けた方針や新たな施策に関する議論、各施策の進捗確認などを実施しています。	女性管理職比率	2035年度末20%以上	9.9%

健康経営

項目	内容	指標	目標	2024年度実績
健康経営の 推進	社員一人一人が心身共に健康で活力あふれた集団であることが経営の重要な基盤と捉え、「健康管理」「安心安全な職場環境」「健康維持・増進」の3つのアプローチから各種指標をモニタリングし、PDCAサイクルを通して継続的な業務改善を図っています。	プレゼン ティーイズ ム (注2)	90.0%以上	84.8%
		アブセン ティーイズ ム (注3)	2.6日以下	2.9日

(注) 指標と目標および実績の範囲は、ソフトバンク(株)のみが対象

(注1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出した実績

(注2) SPQ(Single-Item Presenteeism Question 東大1項目版)にて取得

(注3) 傷病による欠勤・休職

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクならびにリスクの管理体制および管理手法を記載しています。なお、主要なリスクは、当社グループが事業を遂行する上で発生しうるすべてのリスクを網羅しているものではありません。また、文中における将来に関する事項は別段の記載のない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

1. リスク管理体制

当社では、さまざまな角度から全社的なリスクを特定し、リスクの顕在化を防止するため、「3線モデル」の考えに基づく管理体制を整えています。第1線として、本社各部門が現場で各種施策を立案する際にリスクを含めた検討を実施するとともに、自部門におけるリスク管理を遂行しています。第2線として、リスク管理の責任者であるリスク管理室長のもと、事業部門から独立した組織であるリスク管理室が、全社的・網羅的にリスクの把握と対策状況を確認し（年2回実施）、リスク管理委員会に報告しており、社長、副社長、CFOなどを委員とし、監査役や関係部門長が参加するリスク管理委員会では、リスクの重要度や対応する責任者（リスクオーナー）を定め、対策指示などを行い、リスク管理室長を通じて状況を取締役に報告しています。なお、リスク管理委員会では、情報セキュリティ経験を有する取締役（代表取締役社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一）が中心となり当社グループに重要な影響を与えるリスク（通信サービスリスク、情報セキュリティリスク、情報システムリスク等を含む）を監督しています。

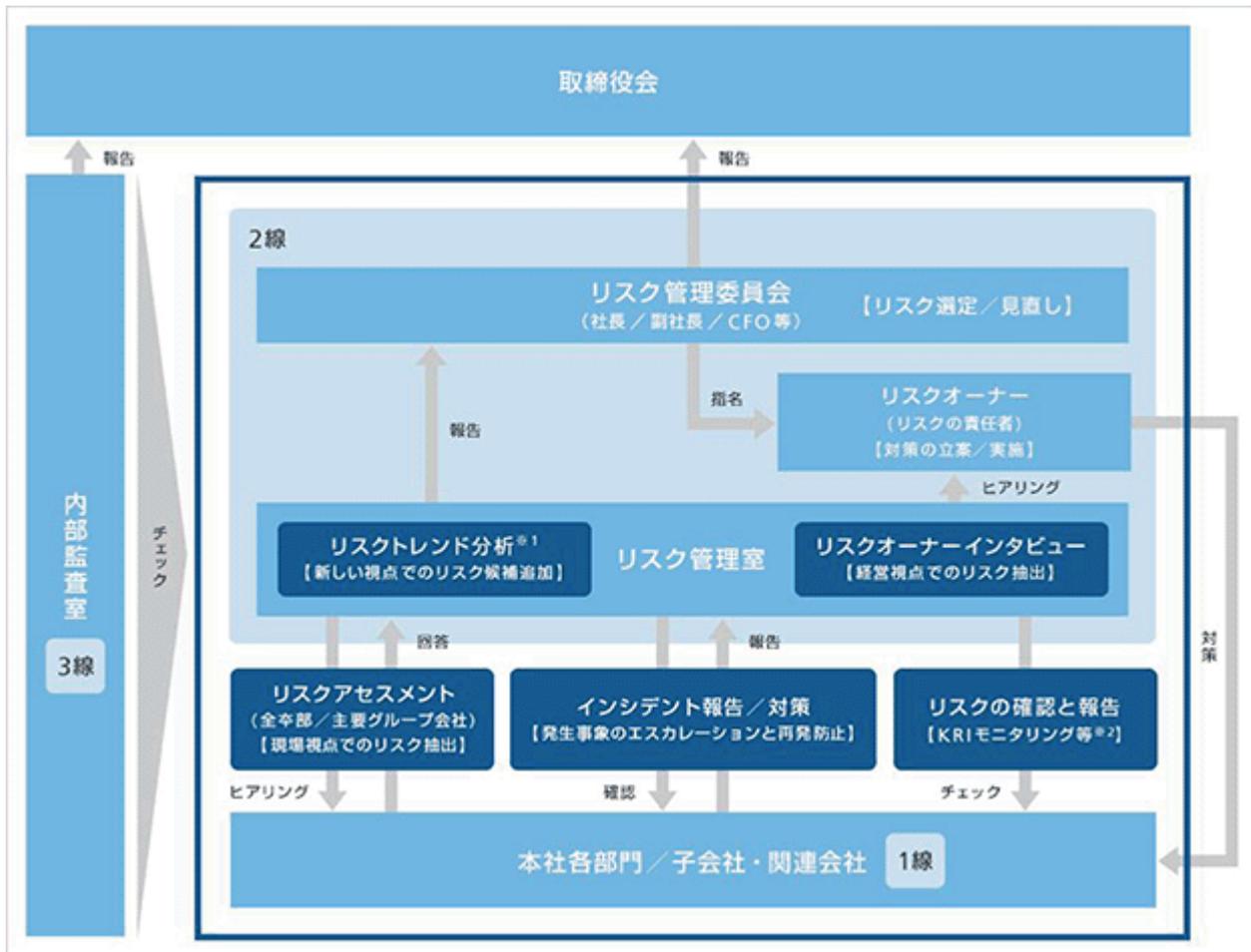
内部監査室は第3線として、第1線と第2線から独立した立場から、これら全体のリスク管理体制・状況を監督しています。

また、これとあわせて、リスク抽出プロセス等を含むリスク管理委員会における検討の内容を、リスク管理室長より会社業務の執行を監督する社外取締役および監査役に報告し、リスク管理手法や改善点等に関する意見を得て、リスク管理の対策等に反映しています。

なお、グループ全体のリスク管理の観点から、子会社・関連会社からの報告体制を整備するとともに、それぞれが抽出した事業に関連するリスクとその対策状況の定期的なチェックを実施しています。

当社はインシデントの未然防止に努めていますが、万が一インシデントが発生した場合には、発生部門が第1線としてインシデントの内容および影響を確認し、インシデント影響度判断基準に定める報告基準に従ってリスク管理室へ報告を行っています。リスク管理室は都度インシデントの影響度を評価し、当社グループの経営に重要な影響を及ぼす可能性のあるインシデントについては、速やかに経営陣、社外取締役、監査役等へ報告を行っています。

また、インシデントの影響低減や再発防止策の検討・実施に関しては、第1線である本社各部門が主体的に具体的な対策を検討・実行し、リスク管理室は第2線としてこれらの対策内容や実施状況を確認・評価するとともに、必要に応じて助言・指導を行う体制を整えています。第1線の現場に即した実効性の高い対応策を推進しつつ、第2線がリスク管理の枠組みやルールに基づいて適切な監督を行い、インシデントの再発防止と影響の最小化に努めています。



1 リスクトレンド分析：最新のニュースや公開情報をもとにした分析を行い、新しい視点でのリスク抽出の材料とする手法

2 KRI(Key Risk Indicators)：重要リスク評価指標

リスク管理と監査について、それぞれの責任者であるリスク管理室長と内部監査室長が、それぞれの職責に基づき独立して取締役会に報告しています。

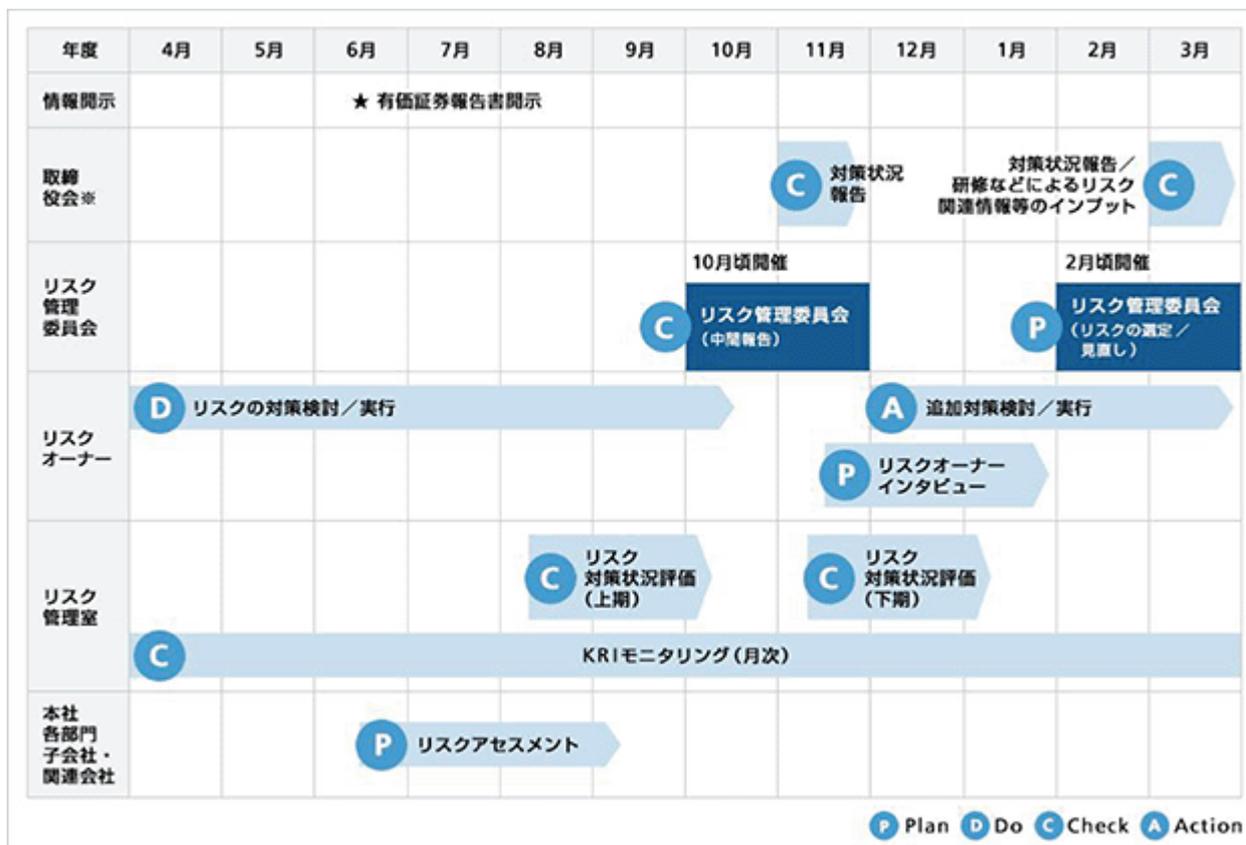
当社では、外部からのリスク管理に関する評価として、金融商品取引法で定められている内部統制報告制度及びSSAE18に準拠した第三者機関による内部統制の評価(年に1回)を受け、リスク体制の更なる精度向上に努めています。

2. リスク管理手法

当社は、各種施策の立案時にビジネスの機会とあわせて潜在するリスクも検討することに加え、当社グループのリスクを幅広く抽出、選定、評価するため、リスクの見直しを含めて、年度ごとに以下のようなPDCAサイクルを回すことにより、複雑化・多様化するリスクの発見、低減、顕在化の未然防止に取り組んでいます。



- (1) Plan：リスク管理室は、リスク分類表(当社と当社の子会社・関連会社の事業遂行に関わりのあるリスクシナリオから構成)を用いたリスクアセスメントや、当社の各本部長および主要子会社・関連会社の経営陣へのヒアリングを実施することに加え、当該年度のリスクオーナー(リスクの責任者)等へのインタビューを行っています。リスク管理委員会においては、現場と経営の双方の目線に基づき抽出したリスクを対象に、当社に重要な影響を与えるリスクを選定し、リスクオーナーを指名しています。その際、さまざまな観点からリスクを抽出するために、事前にリスクおよび機会を含めた外部環境レポート等の情報提供や、短期/中長期の観点も含めた質問を通じ、情報を収集することで、より多面的なリスク分析を行っています。
- (2) Do：リスクオーナーは、リスク管理委員会が選定した当社に重要な影響を与えるリスクに基づき、リスクの対策等を検討し、実施しています。
- (3) Check：リスク管理室は、リスクオーナーによる対策状況を月次でモニタリングし、経営陣に報告するとともに、リスク管理委員会に対策状況等を報告し、リスク管理委員会は、報告に基づき、対策の実施状況等の確認やリスクの見直しおよび追加対策の必要性等を確認しています。
- (4) Action：リスクオーナーは、リスク管理委員会で追加対策が必要と判断された場合には、改善策や追加対策等を検討し、実施しています。



「取締役会」には、社外取締役・監査役への事前説明会を含みます。

当社では、広くリスクと機会を抽出し、重要度と優先度を判断した上で、対策や各種施策内容に反映させていくための仕組みを導入しています。

リスクアセスメントやインタビューに際して、従来のリスクだけでなく、機会を含めてヒアリングするとともに、会社への影響を検討する時期軸を短期（数年以内）、中期（3年から5年程度）、長期（10年から30年程度）と設定し、より適切な分析を目指しています。

集約されたリスクについては、リスク管理委員会を中心に対策を講じるとともに、機会についての情報は、組織間で情報連携を行い、サステナビリティ戦略の立案やマテリアリティの策定等にも活用しています。

研修等の実施

新入社員を含む当社の全社員に向けては、取り組むべきリスクの社内周知やリスク管理に関する研修(eラーニングなど)等を実施し、加えて社内からの相談窓口を設置しているほか、子会社・関連会社に対しては当社と共通の研修資料を共有し、必要に応じて研修を実施しています。加えて、リスク管理は管理職を含めた従業員の能力評価に組み込まれるとともに、報酬に関する評価に反映されています。

また、取締役・監査役に向けては、定期的に、リスク管理、コンプライアンスなどに関する社内外の研修等を実施しており、社外取締役や社外監査役に対しても、リスク管理に関する適切な助言を得るため、就任時、また就任後も定期的に、リスクの選定と対策状況、リスクの見直し結果をはじめ、当社グループの事業内容、直近のリスク動向・技術動向を含めた最新のリスク関連情報などを説明し、理解する機会を設けています。

3. 事業等のリスク

(1) 経営戦略上のリスク

当社グループは、スマートフォンやブロードバンド契約数の拡大、および5Gの取り組みを通じ、通信事業のさらなる成長を目指しています。そのため、安全性と信頼性の高い通信ネットワークを構築し、継続して安定的に運用していくことや、特長の異なる3つのブランドを提供するマルチブランド戦略の推進などが重要であると考えています。また、「Yahoo! JAPAN」、「LINE」といったインターネットサービスや、キャッシュレス決済サービス「PayPay」などAI、IoT、FinTechなどの最先端テクノロジーを活用したビジネスの立ち上げを通じ、引き続き通信以外の領域の拡大を目指します。

係る戦略に関連して経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があることを認識している主要なリスクは、以下の通りです。

<p>a. 経済情勢、規制環境および市場環境の変化、他社との競合について</p>	<p>(a)市場環境の変化</p>	<p>日本の人口は高齢化と少子化が進むなか減少に向かっており、国内の通信関連市場、インターネット関連市場および金融関連市場等の拡大の継続性には、不透明な要素があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信関連市場 <p>近年、日本の通信関連市場においては、競争促進政策の強化や異業種からの新規参入などによって経営環境が大きく変化し、利用者からはより低廉で多様なサービスを求める動きが高まっています。しかし、これらの市場環境に対応するため、当社グループは、例えば、特長の異なる3つのブランド(「ソフトバンク」、「ワイモバイル」、「LINEMO」)を提供するマルチブランド戦略の推進など、消費者の志向に合ったサービス・商品・販売方法を導入していますが、当社グループが料金プランや通話・データ通信の品質等の面で消費者の期待に沿えない場合や当社グループが提供するサービス・商品に重大な瑕疵が存在した場合、既存の契約者数を維持できない可能性があります。また、法令・規制・制度などの制定、改正または解釈・適用の変更等により、当社グループが顧客に提供できるサービス・商品・販売方法および料金プラン等が実質的な制約を受け、収入の減少や金銭的負担の発生・増加が起きることにより、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。その他にも、予期せぬ市場環境の変化によりコストが増大する、または想定しているコスト効率化が実現できない可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DX/ソリューション関連市場 <p>デジタルトランスフォーメーション(DX)の動きがますます加速しており、急速に拡大する企業のデジタル化ニーズに応えたDX/ソリューション商材の販売等や、パートナーとの「共創」を通じ、社会課題の解決に取り組んでいます。しかし、当社の提供する商品またはサービスが企業のニーズを捉えることができなかった場合、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット関連市場 <p>日本のインターネット全体の利用規模、景気の動向、有料会員数、有料サービスの利用状況などに影響を受ける可能性があります。当社グループでは、利用者にとって正確で有益なサービスの提供、安心、安全な利用体験、広告媒体としての価値を向上させる活動、啓発、有料会員向けの魅力的な特典、コンテンツの提供などを通じ、利用者の維持拡大に努めていますが、これらの施策が十分に奏功せず、市場環境の変化等が当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>
--	-------------------	---

<p>a. 経済情勢、規制環境および市場環境の変化、他社との競合について</p>	<p>(a)市場環境の変化</p>	<p>・金融関連市場</p> <p>政府や自治体の経済対策の進展を受け、日本ではキャッシュレス化が進んでいます。利用者にとって利便性の高いサービスを提供するために、キャッシュレス決済サービスの機能の見直し、拡充に取り組むとともに、当社グループのキャッシュレス決済サービスが利用可能な加盟店の拡大にも努めています。しかし、市場環境や規制の変化に当社グループが適時かつ適切に対応できず、または何らかの事由により当社グループの期待通りにサービスを提供できないもしくは顧客を維持・獲得できない状況が生じた場合、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>・新規事業関連市場</p> <p>当社グループは、当社グループが有する通信、eコマース、決済、SNSといった異なる複数の分野における顧客基盤を強みに、AI、FinTech、モビリティ、ヘルスケア、再生可能エネルギーなどの領域で、最先端テクノロジーを活用した革新的な新規事業の創出・拡大を目指します。しかし、経済情勢、規制環境および市場環境の変化等により、当社グループの事業が想定どおりに進展せず、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>
	<p>(b)他社との競合</p>	<p>日本の市場において、当社グループの競合他社は、その資本力、サービス・商品、技術開発力、価格競争力、顧客基盤、営業力、ブランド、知名度およびこれらの総合力などにおいて、当社グループより優れている場合があります。競合他社がその優位性を現状以上に活用してサービスや商品の販売に取り組んだ場合、当社グループが価格競争を含む販売競争で劣勢に立たされ、当社グループの期待通りにサービス・商品を提供できない、顧客を維持・獲得できない、またはARPU(注)が低下することも考えられます。その結果として、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>また、通信、インターネット、キャッシュレス決済に係る市場では、設立間もない新興企業や新規参入者によるサービス・商品がユーザーの支持を集め、急速に広まる場合があります。当社グループでは、ユーザーの意見や動向を捉え、ユーザーの支持を集めることができるサービス・商品の提供を追求していきますが、設立間もない新興企業や新規参入者のサービス・商品が当社グループのサービス・商品に対する競合となる可能性、または当社グループが競争優位性を発揮するための新規サービス・商品の開発に費用がかかり、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>(注) ARPU(Average Revenue Per User)：1契約当たりの月間平均収入</p>

<p>b. 技術・ビジネスモデルへの対応について</p>	<p>当社グループは、技術やビジネスモデルの移り変わりが早い情報産業を主な事業領域としてい ます。情報産業においては、AI、IoT、ビッグデータの活用が急速に進展し、DXの動きが加速す るに連れて、業界を超えたより多様かつ高度なサービスの提供が求められるようになってきてい ます。特に生成AIやAIエージェントに関する技術の発展はめざましく、既存のビジネスモデルに 大きな影響を与えています。当社グループは、常に最新の技術動向や市場動向の調査、技術的優 位性の高いサービスの導入に向けた実証実験、および他社とのアライアンスの検討などの施策を 講じていますが、新たな技術への対応が想定通りの時間軸に沿って進むこと、想定通りの効果 を上げること、共通の基準や仕様が確立すること、および商用性を持つようになることについ ての保証もなく、また、これらの施策を行ったとしても、新たな技術やビジネスモデルの出現を 含む市場環境の変化に当社グループが適時かつ適切に対応できず、または迅速かつ効率的に設 備を配備できないことにより、市場変化に適した優れたサービス、技術やビジネスモデルを創 出または導入できない可能性があります。その場合、当社グループのサービスが市場での競争 力を失い、当社グループが維持・獲得できる契約数が抑制される、またはARPUが低下するこ とにより、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>
<p>c. 情報の流出や不適切な取り扱いおよび当社グループの提供する商品やサービスの不適切な利用について</p>	<p>当社グループは、事業を展開する上で、顧客情報(個人情報を含みます)やその他の機密情報 を取り扱っています。当社グループは、チーフ・テクノロジー・オフィサー(CTO)および最高情 報セキュリティ責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー(CISO)が 主導し、顧客情報やその他の機密情報に関する作業場所を所定のエリアに限定し、当該エ リア専用の入退室管理ルールを設けるなど徹底した物理的管理を行っています。技術的管 理としても、当該エリア内にあるセキュリティ・オペレーション・センター(SOC)などにお いて、AIを活用した内部不正の予兆検知(ふるまい検知)を強化し、役職員による業務 端末の使用状況、社内ネットワークの利用状況、社内の各サーバーへのアクセス状況等 を監視するとともに、社外からのサイバー攻撃による不正アクセスを監視・防衛するこ とで、セキュリティレベルの維持・管理を行っています。また、情報のセキュリティレ ベルに応じて、当該情報に対するアクセス権限や使用するネットワークなどの分離・ 独立を実施しています。さらに、チーフ・データ・オフィサー(CDO)およびCDO室が 主導し、社内外データの管理・戦略的利活用の方針およびルールを整備し、通信の 秘密・個人情報等の取り扱いに関する社内管理体制を強化しています。加えて、国内 外で事業を展開する上で必要となる各国の個人情報保護等に関する法令への対応も 行っています。対策の実施にあたり、役職員にセキュリティ教育・訓練を徹底し、当 社の情報資産にかかわる全員が、情報セキュリティリテラシーを持って業務を遂行 できる体制の構築や、OA環境および業務用スマートフォンの管理の強化を行って います。これらの取り組みにもかかわらず、当社グループ(役職員や委託先の関係者 を含みます)の故意・過失、または悪意を持った第三者によるサイバー攻撃、ハ ッキング、コンピューターウイルス感染、その他不正アクセスなどにより、これら の情報の流出や消失などが発生する可能性があります。</p> <p>また、当社グループの提供する商品やサービスが詐欺等の犯罪等に不正に利用され た場合、当社グループの信用および信頼の低下を招く可能性があります。</p> <p>こうした事態が生じた場合、当社グループの信頼性や企業イメージが低下し顧客 の維持・獲得が困難になるほか、競争力の低下や、損害賠償やセキュリティシステム 改修のために多額の費用負担が発生する可能性があります。その結果、当社グル ープの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>

<p>c. 情報の流出や不適切な取り扱いおよび当社グループの提供する商品やサービスの不適切な利用について</p>	<p>なお、特に主要な関係会社であるLINEヤフー(株)においては、同社が2023年11月27日に公表した不正アクセスの事案に関し、総務省および個人情報保護委員会への報告を行い、行政指導および勧告を踏まえた対応等を推進しています。また、2024年11月に同社が提供するサービスである「LINEアルバム」においてアルバムのサムネイル画像に他の利用者の画像データが紛れ込むという不具合が発生し、2025年3月8日に総務省より行政指導を受けました。同社は、多数のユーザーを抱えるプラットフォーム事業者としての信頼を損なう重大な事態であると重く受け止め、再発防止策を推進しています。さらに、LINE ヤフー(株)としての組織再編以降、同社およびそのグループ会社においては、グループ全体のデータガバナンスが円滑かつ適切に機能するよう体制を整備し、継続的にその強化に取り組んでいます。しかし、LINEヤフー(株)および当社の取り組みが適切ではない、または十分ではないと判断された場合、当社グループの信用の毀損、当社グループのサービスへの需要の減少等により、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>
<p>d. 国際情勢の不安定化について</p>	<p>当社グループは、通信機器・設備、顧客向け商品や開発資材などを国内外の取引先からも調達しています。また、通信サービスを提供する上では、基地局やネットワーク設備、データセンターなどで多くの電力を使用しています。当社グループは、サービス・商品の提供を安定的に行うため、国際情勢に関する情報収集やサプライヤーの分散化・多様化などによりサプライチェーンの強化に努めています。また、中長期的には環境負荷の少ない通信インフラや次世代電池の実用化に向けた研究開発のほか、政府や業界団体との連携により、電力価格の変動による事業運営への影響を最小限に抑えるよう取り組んでいます。これらの対策にも関わらず、国際社会における国家間の対立、地域紛争や武力行使等により、世界的な輸送遅延、半導体などの不足、サイバー攻撃などに起因する取引先の事業停滞・停止によるサプライチェーンの分断などが起こった場合には、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。また、原油価格の高騰による輸送費等の増加や、国際情勢の変化による国家の政策や法規制などの変更により、基地局やネットワーク設備などに関する取引先の変更や設備の切り替えのための費用が発生する可能性があります。さらに、継続的に電力価格が上昇する場合や、エネルギー調達に支障が生じてサービス・商品の安定的な供給が困難となる場合には、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>加えて、米国の第二次トランプ政権の発足後、相互関税やスマートフォン等の電子関連製品に関する分野別課税等、昨今の政策の状況はきわめて不透明です。今後の米国の政策や各国の対応により、端末価格の上昇やそれに伴う消費者の購買意欲の低下による需要の減少、また、サプライチェーンの分断や再編等が発生した場合には、部品の調達遅延やコストの増加を招き、サービスの提供や製品の供給に支障をきたす可能性があります。その結果、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>また、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(以下、経済安全保障推進法)に基づき、2023年11月16日に当社およびLINEヤフー(株)は電気通信事業における特定社会基盤事業者(基幹インフラ事業者)に指定されました。2024年5月17日から本制度の規律が適用されていますが、当社またはLINEヤフー(株)が経済安全保障推進法が定める国による審査に適切に対応できなかった場合、当局からの当社またはLINEヤフー(株)に対する事業の是正や中止の勧告、命令等の行政措置、それに伴う事業の一時停止、遅延、追加の設備投資ならびに追加の対策やコスト、当社グループの信用の毀損が生じる可能性があります。その結果、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>

<p>e. 安定的なネットワークの提供について</p>	<p>(a) 通信ネットワークの増強について</p>	<p>当社グループは、競争力の維持および顧客基盤の維持・拡大を目的として通信サービスの品質を維持・向上させるために、将来のトラフィック(通信量)を予測し、その予測に基づいて継続的に通信ネットワークを増強していく必要があります。これらの増強は計画的に行っていく方針ですが、実際のトラフィックが予測を大幅に上回った場合、または通信ネットワークの増強(例えば、必要な周波数の確保を含みますが、これに限りません)を適時に行えなかった場合、サービスの品質および信頼性や企業イメージの低下を招き顧客の維持・獲得に影響を及ぼすほか、追加の設備投資が必要となり、その結果、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>また、当社グループの通信サービスの提供はネットワークシステムのパフォーマンスおよび十分な周波数帯の確保に依存しています。将来において、必要な周波数帯を確保できなかった場合、競合他社と比べてサービスの品質が低下し、または計画通りにネットワークを拡大することができなくなり、顧客の維持・獲得が困難になる可能性があります。さらに、周波数帯の割当てにオークション制度が導入されたり、割当ての要件として一定の費用負担を行うことが求められるようになる場合など、多額の資金拠出が必要になる可能性があります。当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があると同時に、新規事業者の参入が容易になる可能性があります。</p>
	<p>(b) 自然災害など予測困難な事情について</p>	<p>当社グループは、インターネットや通信などの各種サービスの提供に必要な通信ネットワークや情報システムなどを構築・整備しています。近年、南海トラフ地震や首都圏直下型地震の発生確率の高まりや気候変動の進行等から、地震や台風など大型の自然災害の被害を受けるリスクが増加しています。地震・台風・洪水・津波・竜巻・豪雨・大雪・火山活動などの自然災害および近年の気候変動に伴うこれら災害の大規模化、火災や停電・電力不足、テロ行為、感染症の世界的な流行などにより、通信ネットワークや情報システムなどが正常に稼働しなくなった場合、当社グループの各種サービスの提供に支障を来す可能性があります。当社グループは、こうした事態が発生した場合においても安定した通信環境を確保できるようにネットワークの冗長化、応急復旧体制の構築、ネットワークセンターおよび基地局での停電対策等を導入しているほか、ネットワークセンターやデータセンター等の重要拠点やIT監視体制の拠点を全国に分散することでサービス提供への影響の低減を図る対策を講じています。</p> <p>もっとも、係る対策はあらゆる障害を回避できるものではなく、実際に各種サービスの提供に支障を来す場合、およびこれらの影響が広範囲にわたり、復旧に相当時間を要した場合、信頼性や企業イメージが低下し、顧客の維持・獲得が困難になる可能性があります。また、通信ネットワークや情報システムなどを復旧・改修するために多額の費用負担が発生する可能性があります。その結果、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>

<p>f. 他社の買収、業務提携、合弁会社設立、グループ内組織再編等について</p>	<p>当社グループは、戦略を実行していく上で、合弁企業の設立や子会社化を行うなど、他社の買収やその他の株式投資を行う可能性があります。また、当社グループの事業、財務、業績にとって戦略的に重要と思われる他の資産を買収する可能性があります。加えて、当社グループの内部においても戦略上の必要に応じて株式や資産の移動を伴う再編を実施する可能性があります。</p> <p>当社グループは、各投資の実行の検討に際し、必要十分なデュー・ディリジェンスを実施した上で、定められた承認プロセスを経て投資判断を行っていますが、当社グループの投資先会社が見込み通りの業績を上げることができない場合、当社グループが投資時の企業価値算定を過大に見積もっていた場合、または既存事業への新規事業の統合や統合後の内部管理体制の構築が奏功しない場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが将来的な買収や投資のために資金を借り入れた場合、または買収した企業に未払いの負債があることが判明した場合、当社グループの債務負担が増加し、キャッシュ・フローを悪化させ、事業運営資金の不足に陥る可能性があります。これらのリスクの顕在化は当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>当社グループの業務提携先や合弁先と共同事業を行う場合には、一般的に当局の許認可の取得や、当該業務提携先や合弁先と共同事業の内容についての合意が前提となります。また、当社グループの業務提携先や合弁先に対して当社グループが支配権を有するとは限らず、これらの会社が、当社グループの意向にかかわらず、事業戦略を大幅に変更する可能性があります。さらに、第三者割当増資や当社グループ以外の株主がコールオプションを行使したことによる当社グループの持株比率の低下や、その経営成績や財政状態の大幅な悪化の可能性もあります。これらの場合、その業務提携、合弁事業などが期待通りの成果を生まない可能性や、継続が困難となる可能性があります。また、特定の第三者との業務提携や合弁事業などを実施したことにより、他の者との業務提携や合弁事業などが制約される可能性もあります。その結果、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>当社グループ内部における再編を行う場合には、重複する経営資源の効率化、意思決定の迅速化や事業間におけるより大きなシナジーの創出などを目的としています。しかし、期待した再編の効果を十分に発揮できない場合、展開するサービスの連携の不調・遅れ、戦略やシナジーへの悪影響、再編に伴う混乱などの問題の発生などにより、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>
--	---

<p>g. 他社経営資源への依存について</p>	<p>(a) 業務の委託</p>	<p>当社グループは、提供する各種サービス・商品に係る販売、顧客の維持・獲得、通信ネットワークの構築およびメンテナンス、ならびにそれらに付随する業務の全部または一部について、他社に委託しているほか、情報検索サービスにおいて他社の検索エンジンおよび検索連動型広告配信システムを利用しています。</p> <p>当社グループは、業務委託先を含むサプライヤーの選定時には購買規程に則った評価・選定を行うとともに、新規取引開始時には、当社の「サプライヤー倫理行動規範」を遵守することを盛り込んだ取引基本契約書を締結した上で、取引開始後もサステナビリティ調達調査を通じたリスクアセスメントの実施、サプライヤー評価および課題の抽出、サプライヤーへのヒアリング実施などPDCAサイクルの構築によって、サプライチェーン上のリスクの低減に努めています。しかし、これらの対策にも関わらず、業務委託先(役職員や関係者を含みます)が当社グループの期待通りに業務を行うことができない場合や、顧客に関する情報の不正取得や人権侵害等に関連する問題を起こした場合、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>また、上述のような事象により当該業務委託先の信頼性や企業イメージが低下した場合には、当社グループの信頼性や企業イメージも低下し、事業展開や顧客の維持・獲得に影響を及ぼす可能性があり、その結果、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>このほか、当該業務委託先において法令などに違反する行為があった場合、当社グループが監督官庁から警告・指導を受けるなど監督責任を追究される可能性があるほか、当社グループの信頼性や企業イメージが低下し顧客の維持・獲得が困難になる可能性があります。その結果、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>
	<p>(b) 他社設備などの利用</p>	<p>当社グループは、通信サービスの提供に必要な通信ネットワークを構築する上で、他の事業者が保有する通信回線設備などを一部利用しています。当社グループでは、原則として、複数の事業者の通信回線設備などを利用していく方針を採用していますが、今後、複数の事業者の当該設備などを継続して利用することができなくなった場合、または使用料や接続料などが引き上げられるなど利用契約が当社グループにとって不利な内容に変更された場合、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>
	<p>(c) 各種機器の調達</p>	<p>当社グループは、通信機器やネットワーク関連機器など(例えば、携帯端末や携帯電話基地局の無線機を含みますが、これらに限りません)を調達しています。当社グループでは、原則として複数のサプライヤーから機器を調達してネットワークを構築していく方針を採用していますが、それでもなお特定のサプライヤーへの依存度が高い機器が残ることも予想されます。特定のサプライヤーへの依存度が高い機器の調達において、供給停止、納入遅延、数量不足、不具合などの問題が発生しサプライヤーや機器の切り替えが適時に多額のコストを要さずに行うことができない場合、または性能維持のために必要な保守・点検が打ち切られた場合、当社グループのサービスの提供に支障を来し、顧客の維持・獲得が困難になる可能性やサプライヤーの変更のために追加のコストが生じる可能性のほか、各種機器の売上が減少する可能性があります。その結果、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>

h. 「ソフトバンク」ブランドの使用および侵害について	<p>当社は、2018年3月にソフトバンクグループ(株)との間で締結した、ライセンス料一括支払いによる同年3月31日から原則無期限のブランド使用権および再許諾権が付与される旨の契約に基づき、社名、社標、商標およびドメインネームとして「ソフトバンク」ブランドを使用(移動体通信における通信サービスおよび携帯端末などに関する商標使用は専用的使用)すること、また当社の子会社に対して当該使用を再許諾(サブライセンス)することができます。</p> <p>当社グループは、「ソフトバンク」ブランドのイメージの維持・向上を図り、顧客からの信頼を守るため、各種ブランド保護施策を推進しています。しかし、当社または再許諾を受けた当社の子会社が、当該契約への違反を一定期間継続した場合やソフトバンクグループ(株)の信用または利益を害する行為をした場合などには、ソフトバンクグループ(株)は、当該契約を解約することができます。これにより当社は「ソフトバンク」ブランドの使用および再許諾を継続できなくなり、関連して資産計上している商標利用権の減損損失が発生する可能性があります。また、ソフトバンクグループ(株)が保有している「ソフトバンク」ブランドなどの知的財産権が第三者により侵害された場合には、当社グループの信頼性や企業イメージが低下する可能性があります。</p>
i. 関連システムの障害などによるサービスの中断・品質低下について	<p>当社グループでは、通信ネットワークや顧客向けのシステム、「Yahoo! JAPAN」、「LINE」、「PayPay」をはじめとする各種サービスを提供しています。これらサービスにおいて人為的なミスや設備・システム上の問題、第三者によるサイバー攻撃、ハッキングその他不正アクセスなどに起因して各種サービスを継続的に提供できなくなることで、または各種サービスの品質が低下することなどの重大なトラブルが発生する可能性があります。当社グループは、提供サービスに応じた責任者(CTO、チーフ・ネットワーク・オフィサー(CNO)、およびチーフ・インフォメーション・オフィサー(CIO)など)を設置しており、それらの者が主導し、ネットワークを冗長化するとともに、障害やその他事故が発生した場合に備え、復旧手順を明確にしています。また、障害やその他事故が発生した場合、規模に応じて事故対策本部を設置するなど、適切な体制を構築して復旧にあたっています。これらの対策にもかかわらず、サービスの中断や品質低下を回避できず、サービスの中断・品質低下による影響が広範囲にわたり、復旧に相当時間を要した場合、信頼性や企業イメージが低下し、顧客の維持・獲得が困難になる可能性があります。その結果、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>
j. 人材の育成・確保について	<p>当社グループは、技術革新に即応できる人材の育成・確保が重要であるとの考えから、人材育成に注力していますが、期待通りの効果が出るまで一定の期間を要することがあります。また、人材の育成・確保のための人材投資コストが将来的に増加する可能性があります。当社グループでは、チーフ・ヒューマン・リソースズ・オフィサー(CHRO)および人事部門長などの責任者が主導し、高市場価値の人材に対し、その専門性の高さを踏まえた報酬制度を導入することで人材の確保を図っています。加えて、各社員の職場への適応状況や今後のキャリアについての定期的な面談や調査等の実施により、事業の持続的な成長を支える優秀な人材の定着を図っています。これらの取り組みにもかかわらず、事業運営に必要な技術者等の人材を予定通り確保できない場合、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>また、当社グループはダイバーシティの推進に力を入れており、多様な人材が活躍できる環境整備や社内周知の徹底、研修実施等に取り組んでいますが、多様性を認め合い、生かすことに関する社会的要求に応えられなかった場合、当社グループの信頼性や企業イメージの低下、人材を予定通りに確保できないことなどにより、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>

k. 気候変動 について	<p>当社グループは、基地局設備を始めとして多くの電力を使用する通信事業を行っていることから、気候変動への対応が不可欠と捉えています。そのため、当社グループでは、温室効果ガス排出量をサプライチェーン全体で実質ゼロにする「ネットゼロ」の実現に向けて、当社グループの事業活動で使用する電力などによる温室効果ガスの排出量(注1)を2030年度までに実質ゼロにするカーボンニュートラル目標を設定し、2050年度までに取引先などで排出される温室効果ガスの排出量(注2)も含めたサプライチェーン排出量を実質ゼロとすることに取り組んでいます。また、当社は、2020年4月にTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言への賛同を表明し、TCFDの提言に基づきシナリオ分析など気候変動の影響の評価を実施しています。これら評価結果や温室効果ガス排出量等の環境負荷データについては、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (3) 気候変動 c. 戦略」および「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (3) 気候変動 d. 指標と目標」に記載しています。</p> <p>これらの対策にもかかわらず、気候変動の進行に伴い、自然災害による甚大な被害が発生した場合や、脱炭素化社会の実現に向けた新たな法令・規制の導入や強化がなされた場合等には、当社グループの所有する通信ネットワークや情報システム設備に係る費用の負担が増加するなど、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの気候変動に関する取り組みや開示が不十分と判断された場合や、顧客、従業員、サプライヤー、投資家、地域社会、国・行政機関等からの理解が十分に得られなかった場合、事業運営に支障を来す可能性があります。</p> <p>(注1) スコープ1(自らによる温室効果ガスの直接排出)とスコープ2(他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出)</p> <p>(注2) スコープ3(事業者の活動に関連する他社の排出)</p>
-----------------	--

(2) 法令・コンプライアンスに関するリスク

<p>a. 法令・規制・制度などについて</p>	<p>当社グループは、電気通信事業法、電波法、金融、電力、デジタルプラットフォームなどの事業固有の法令はもとより、企業活動に関わる各種法令・規制・制度(環境、公正な競争・取引の透明性、消費者保護、個人情報・プライバシー保護、贈収賄禁止、労務、知的財産権、租税、為替、輸出入に関するものを含みますが、これらに限りません)の規制を受けています。また、事業を営むために必要な許認可等の多くには、さまざまな条件が付されることがあり、その遵守が求められます。</p> <p>当社グループ(役職員を含みます)がこれらの法令・規制・制度などに違反する行為を行った場合、違反の意図の有無にかかわらず、行政機関から行政指導や行政処分(登録・免許の取消や罰金を含みますが、これらに限りません)を受けたり、取引先から取引契約を解除されたりする可能性があります。</p> <p>当社グループは、法務部門主導で、各種法令および法令に基づくガイドラインの改正のモニタリングを行うとともに、改正がある場合には必要に応じて業務の運用方法の変更などの対策を講じているほか、必要に応じて弁護士等の外部専門家への相談を行っていますが、すべての違反行為を未然に防ぐことは困難な場合があります。その結果、当社グループの信頼性や企業イメージが低下したり、事業展開に支障が生じたりする可能性があるほか、金銭を含む経営資源に係る負担の発生等により、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。ただし、当連結会計年度末現在において、これらの免許および登録の取消事由および更新拒否事由は存在していません。</p> <p>また、当社は、各子会社・関連会社からの報告体制の整備やコミュニケーション強化、リスクアセスメント等による子会社・関連会社のリスク把握に努めていますが、不正等を未然に防止することができなかった場合には、当社グループの信用の毀損、当社グループのサービスへの需要の減少等により、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>さらに、将来、当社グループの事業に不利な影響を与え得る法令・規制・制度の導入や改正が実施される可能性があります。当社が事業基盤としている移動通信事業は、無線周波数の割当てを行政機関より受けていること、AIなど新技術に関する事業は新たな法令・規制・制度の導入が行われる可能性があることから、法令・規制・制度の変化による直接的・間接的な影響を受けやすい事業です。今後、当社グループの事業に不利な影響を与え得る法令・規制・制度が導入されるかどうか、および、その導入による当社グループ事業への影響を正確に予測することは困難ですが、仮に導入された場合には、当社グループが顧客に提供できるサービス・商品および料金プラン等が実質的な制約を受け、収入の減少や金銭的負担の発生・増加が起きることにより、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>
<p>b. 訴訟などについて</p>	<p>当社グループは、事業活動を行うにあたり、適用のある法令・規則・制度や契約書等に記載されている契約条件を確認し、これに違反することのないよう十分留意していますが、顧客、取引先、株主(子会社・関連会社・投資先の株主を含みます)および従業員等を含む第三者の権利(知的財産権を含みます)および法的に保護されている利益を侵害した場合、権利侵害の差止め、損害賠償、対価等の請求を受ける、または行政機関による調査等の対象となる可能性があります。その結果、当社グループの企業イメージが低下する可能性があるほか、サービス・商品および事業上の慣行について変更を余儀なくされたり、金銭を含む経営資源に係る負担の発生等により、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>

(3) 財務・経理に関するリスク

a. 資金調達について	<p>当社グループは、銀行借入や社債発行、債権流動化、リース等による資金調達を行っています。よって、金利が上昇した場合、または当社および子会社の信用力が低下した場合、これらの調達コストが増加し、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、財務部門長が主導し、資金調達手段(銀行借入や社債発行、債権流動化による借入、リースを含みますが、これらに限りません)の多様化等を通じて十分な資金および融資枠を保持する財務基盤を構築するとともに、手元流動性を考慮しつつ、資金調達のコントロールを行っていますが、金融市場の環境によっては、資金調達が当社グループの想定通り行えず、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>また、当社グループの金融機関からの借入に際しては財務制限条項が付帯されています。内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 24.有利子負債」をご参照ください。</p> <p>当社グループでは、財務制限条項に抵触しないよう、財務部門において各事業部門の事業計画を横断的にモニタリングするとともに、債務保証や貸付等の財務制限条項に抵触する可能性のある取引の実行は、財務部門の事前の承認があることを前提条件としています。これらの対応策にもかかわらず、財務制限条項を遵守することができない場合、当社グループは期限の利益を失い、借入金の一部または全額の返済を求められ、または新規借入が制限される可能性があります。</p>
b. 会計制度・税制の変更などについて	<p>当社グループでは、研修などを通じて従業員に会計制度や税制の変更などについて周知徹底するとともに、必要に応じて顧問税理士等の外部専門家への相談を行っています。会計基準や税制が新たに導入・変更された場合や、税務当局との見解の相違により追加の税負担が生じた場合、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>
c. 減損損失について	<p>当社グループは、事業を遂行する過程で、資金をさまざまな資産に投資します。その結果、例えば、通信ネットワークの構築に必要な無線設備、交換機、鉄塔、アンテナ、その他ネットワーク機器、建物、備品などの有形固定資産や、ソフトウェア、商標利用権、周波数関連費用、のれんなどの無形資産、他社との業務提携や合併会社設立にあたり出資した関連会社株式等の金融資産を含む資産を保有しています。</p> <p>当社グループではこれらの資産につき定期的にモニタリングする体制を構築し、IFRSに基づき、適切に減損の判定を実施していますが、その結果、投資金額を回収するのに十分な将来の経済的便益が見込めないと判断した場合には、減損損失が発生し、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当該判断には当社グループによる見積りの要素が大きく、また減損損失の発生時期および金額を正確に予測することはできません。</p>

(4) 上記以外に、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

a. 経営陣について	<p>当社グループの重要な経営陣に不測の事態が発生した場合に備え、他の役員による職務の代行が可能な体制を構築していますが、代行が十分に機能しない場合、当社グループの事業に支障が生じる可能性があります。</p>
------------	--

<p>b. 親会社との関係について</p>	<p>(a) 親会社が株主総会の決議事項に関する支配権または重大な影響力を有することについて</p>	<p>当社の親会社であるソフトバンクグループ(株)は、当連結会計年度末において、当社の議決権のうち40.26%をソフトバンクグループジャパン(株)を介して実質保有しています。ソフトバンクグループ(株)の当社株式の所有割合および当社に対する議決権保有割合は、当社による自己株式の取得や新株予約権の保有者による行使などの状況により変動しますが、ソフトバンクグループ(株)は、株主総会の特別決議を要する事項(例えば、吸収合併、事業譲渡、定款変更等を含みますが、これらに限りません)および普通決議を必要とする事項(例えば、取締役の選解任、剰余金の処分や配当等を含みますが、これらに限りません)に関して、その時々議決権保有割合に応じて特別決議を要する事項についての拒否権を含む重大な影響力を有することになります。当社は、独立性を確保するため、取締役会の構成において社外取締役が過半数を占める体制としています。また、独立社外取締役およびCEOで構成され独立社外取締役が議長を務める指名委員会および報酬委員会の2つの委員会を任意に設けることで、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図っています(注)。しかし、それでもなお株主総会の承認を必要とする事項に関し、ソフトバンクグループ(株)が影響を及ぼす可能性があります。なお、事前承認事項等はありません。</p> <p>また、ソフトバンクグループ(株)との良好な関係は当社グループの事業の核であり、何らかの理由により関係が現実に悪化した場合または悪化したと受け取られた場合には、当社グループの事業、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>当社とソフトバンクグループ(株)との間の主な関係等についての詳細は、下記「(b) 役員の兼任について」から「(e) ソフトバンクグループとの取引関係について」に記載の通りです。</p> <p>(注) 特別委員会については、当社の取締役の過半数が独立社外取締役となったこととともない、2024年6月20日付で廃止しました。</p>
	<p>(b) 役員の兼任について</p>	<p>当社の取締役のうち、孫正義氏がソフトバンクグループ(株)の役員を兼任しています。孫氏は、親会社であるソフトバンクグループ(株)の代表取締役会長 兼 社長執行役員を兼任しています。これは、孫氏がソフトバンクグループを率いてきた豊富な実績と経験が、当社取締役会の機能強化に資すると考えているためです。</p> <p>また、当社の監査役のうち、君和田和子氏はソフトバンクグループ(株)の常務執行役員を兼任しています。これは当社の監査体制強化を目的とするものです。</p>
	<p>(c) 従業員の出向および兼任について</p>	<p>ソフトバンクグループでは、業務の効率性、事業上の必要性、人材育成および各職員の将来像を踏まえたキャリアパス形成の観点から、積極的なグループ内での人材交流が行われており、当社においてもソフトバンクグループ(株)を含めたグループ内他社から出向社員を受け入れています。</p> <p>ただし、この場合には業務分掌を受けた組織体の責任者であるライン長(各組織体における組織長)以上については、親会社からの独立性および経営の安定性の観点から、グループ内他社との兼務はしない方針です。また、ソフトバンクグループ(株)との間の出向については、当社の事業上必要と判断するものを除きライン長以外の社員の兼務も解消しています。</p> <p>当社からソフトバンクグループ(株)を含めたグループ内他社への出向については、当社の事業上必要と判断するもののみ実施しており、その範囲において、今後も継続する方針です。</p>

<p>b. 親会社との関係について</p>	<p>(d) ソフトバンクグループ内の他社との競合について</p>	<p>現在当社グループの方針決定および事業展開の決定については、当社グループ独自に決定しており、また、ソフトバンクグループ内の他社との競合関係はありません。しかし、ソフトバンクグループ(株)およびその子会社は世界中でさまざまな事業の運営に関わっており、また、新たな事業や投資の検討を日々行っていることから、今後、当社グループは投資機会の追求にあたりグループ内他社と競合する可能性があります。当社グループとしては、それらの会社との連携を検討するなどの対応を行っていきませんが、当社グループの事業に何らかの影響を及ぼす可能性があります。</p>
<p>b. 親会社との関係について</p>	<p>(e) ソフトバンクグループとの取引関係について</p>	<p>当社グループは、ソフトバンクグループ内の各社と取引を行っています。 当社は、独立性の観点を踏まえ、ソフトバンクグループ(株)も含めた関連当事者との取引について「関連当事者規程」および「関連当事者取引管理マニュアル」を定めており、特に重要な取引については、これらの規程やマニュアルに基づき、その取引が当社グループの経営上合理的なものであるか、取引条件が外部取引と比較して適正であるかなどの観点から、都度取締役会の承認を得ることとしています。</p>

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における経営者の視点による当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」)の状況に関する認識および分析・検討内容は次の通りです。文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 連結経営成績の状況

a. 事業全体およびセグメント情報に記載された区分ごとの状況

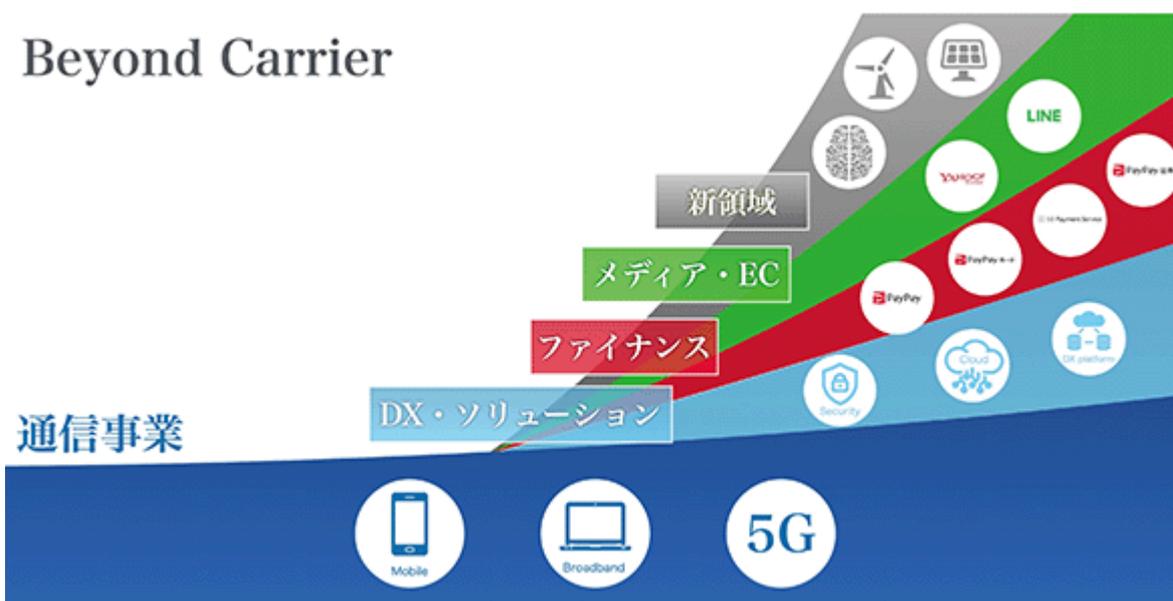
(a) 事業全体の状況

・経営環境と当社グループの取り組み

当社グループは、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、情報・テクノロジー領域においてさまざまな事業を手がけ、「世界に最も必要とされる会社」になるというビジョンを掲げ企業価値の最大化に取り組んでいます。このため、取り組むべき6つのマテリアリティ(重要課題)(注1)を特定し、事業を通じてさまざまな社会課題の解決に貢献しています。

2025年3月期の国内景気は、地政学リスクの高まり、インフレおよび為替の大幅な変動による先行き不透明感が続くなか、大企業の堅調な設備投資需要などにより緩やかな回復傾向にありました。一方、テレワークやオンラインショッピング、非接触型決済の利用拡大など、コロナ禍をきっかけとした人々の生活様式の変化や深刻化する人手不足に対応するため、企業や行政のデジタル化は必要不可欠なものとなりました。デジタル化は、生産性向上やイノベーションの創発を促すことで今後の日本の社会を変革していく原動力となり、さらに、文章・画像・プログラムコードなどさまざまなコンテンツを生成することができる生成AIの出現により、変革のスピードは加速しています。このような環境の下、情報・テクノロジー領域のさまざまな事業を展開する当社グループが果たすべき役割は、ますます重要性を増しています。

当社は2023年5月、3カ年の中期経営計画とともに、長期的に「デジタル化社会の発展に不可欠な次世代社会インフラを提供する企業」を目指すことを発表しました。これは、AIの加速度的な進化により急増すると予想されるデータ処理や電力の需要に対応できる構造を持ったインフラを構築し、未来の多様なデジタルサービスを支える不可欠な存在となることを意図しています。そして、この長期ビジョンの実現に向け、本中期経営計画においては事業基盤を着実に再構築することを掲げています。すなわち、成長戦略「Beyond Carrier」を推進することにより通信料の値下げの影響からの回復に取り組み、この計画期間の最終年度である2026年3月期には、親会社の所有者に帰属する純利益を最高益とすることを目指しています。なお、2023年5月には2026年3月期の親会社の所有者に帰属する純利益の予想を5,350億円と発表しましたが、好調な業績を背景として、2025年5月に5,400億円へ上方修正しました。成長戦略「Beyond Carrier」とは、コアビジネスである通信事業の持続的な成長を図りながら、通信キャリアの枠を超え、情報・テクノロジー領域のさまざまな分野で積極的にグループの事業を拡大し、企業価値の最大化を目指すものです。また、通信事業とそれらのグループ事業との連携を強化することを通じて、通信事業の競争力を高め、さらにグループ事業のサービス利用者数の拡大やユーザーエンゲージメントの向上などのシナジーの創出を推進します。



< 経営環境に関する認識 >

当社グループが認識している主な外部環境要因および対応は以下の通りです。

金利上昇	当社は長期有利子負債の9割程度について固定金利での借り入れを行っており、直ちに重要な影響はありません。(注2)
為替変動	当社の為替エクスポージャーは限定的ですが、よりリスクの低減を図るため、必要に応じて為替予約取引を利用しています。

< 主な取り組み >

- 通信分野では、2024年5月、当社とKDDI(株)は5G(注3)ネットワークにおける共同構築に関する取り組みについて、その対象を地方から全国(注4)へ拡大するなど、協業範囲を拡大する検討を開始することに合意しました。今後は、5Gに加えて、4Gの基地局資産の相互利用についても検討を進めます。また、当社は2024年11月に、AIとRAN(注5)を統合したソリューション「AITRAS(アイトラス)」を発表しました。「AITRAS」はNVIDIA AIコンピューティングインフラ上に、大容量、高性能かつ高品質なRANを提供するだけでなく、生成AIなどさまざまなAIアプリケーションの提供も、同時かつ効率的に運用できるソリューションです。今後、当社は「AITRAS」を自社の商用ネットワークへ導入するだけでなく、国内外の通信事業者などへ展開・拡大することを目指します。さらに、当社は、モバイルブロードバンドのさらなる高速化とトラフィックの需要増加に対応するため、4.9GHz帯を使用する特定基地局の開設計画を総務省に申請し、2024年12月に総務大臣より認定を受けました。今後、当社は2031年3月期末までにすべての都道府県に特定基地局を開設し、2032年3月期末までにサービスを開始することを目指します。
- 生成AI等の新規領域では、2024年5月、経済安全保障推進法に基づく「特定重要物資クラウドプログラムの供給確保計画」について、経済産業省から認定を受けました。当社はAI計算基盤をさらに拡張するため、約1,500億円の設備投資を行い、2025年3月期から2026年3月期にかけて国内の複数の拠点にAI計算基盤を新たに構築予定です。今回、この拡張計画が経済産業省に認定され、最大421億円の助成を受ける予定です。また、2025年2月、当社、ソフトバンクグループ(株)およびOpenAIは、個々の企業のすべてのシステム、データを安全に統合し、各企業専用カスタマイズされた最先端AI「クリスタル・インテリジェンス(Cristal intelligence)」の開発・販売に関するパートナーシップを発表し、当該AIの日本企業向けの独占販売権を持つ合弁会社「SB OpenAI Japan」を設立することに合意しました。さらに、当社は2025年3月に、大規模なAIデータセンターの構築に向けて、大阪府堺市にあるシャープ(株)の液晶パネル工場関連の土地や建物などを取得することについて、同社と売買契約を締結しました。受電容量が約150メガワット規模のAIデータセンターを構築し、2026年中の稼働開始を目指します。
- エンタープライズ事業では、2024年9月に、当社グループのICTサービス中核会社であり当社の子会社であるSBテクノロジー(株)を完全子会社化するための株式併合を実施しました。SBテクノロジー(株)の完全子会社化により、同社の有するエンジニアやセキュリティ・クラウドサービスおよび当社の有する顧客基盤、エンジニア、ネットワークをはじめとするコミュニケーションサービス、AI/IoT/5G/デジタルマーケティングサービス等の経営資源を相互活用していきます。両社が一体となって、DX(注6)推進を課題と感じている顧客に対する効果的なITサービスを提供することが可能となり、ひいては国内ITサービス市場において競争優位性を維持・強化できると考えています。
- ファイナンス事業では、2024年12月に、LINEヤフー(株)の子会社であるZフィナンシャル(株)が保有するPayPay銀行(株)(注7)の株式をPayPay(株)に譲渡することを決定しました。また、2025年2月には、PayPay(株)は当社およびLINEヤフー(株)からPayPay証券(株)(注7)の株式を譲り受けるとともに、PayPay証券(株)が実施する第三者割当増資を引き受けることを決定しました。今後、PayPay(株)は、PayPay銀行(株)とPayPay証券(株)の親会社となることで連携を強化し、金融サービスのさらなる利便性や顧客満足度の向上を目指します。
- 当社は、2024年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を実施するとともに、普通株式に係る株主優待制度を新設しました。株主優待制度については、普通株式を1年以上かつ100株以上保有の株主を対象(注8)に、PayPayマネーライト(1,000円分)(注9)を贈呈します。当社は、株式分割の実施と株主優待制度の新設を通じて、若年層を含む新たに投資を始める方に、初めて投資する株式として当社株式を選択いただき、その長期保有を促していきます。さらに、当社関連サービスの利用を通じて、当社グループの事業に関する理解を深めていただくことを目指します。株式

分割の実施と株主優待制度を新設した効果もあり、株主数は2025年3月末時点で約136万人となり、2024年3月末から約50万人増加しました。

- ・当社は、2024年10月3日を払込期日として第2回社債型種類株式を発行しました。2023年11月に発行した第1回社債型種類株式と同じく、普通株式への転換権がない、累積配当ではあるものの当初設定された優先配当金以上の配当が行われない、議決権の希薄化が生じない設計となっており、普通株式の株主に配慮した形での自己資本の拡充を行いました。調達資金は、生成AIを用いたサービスの実現、次世代社会インフラの構築など中長期的な企業価値の向上に資する成長投資資金として、その設備投資資金に充当していくことを想定しています。
- ・当社は2024年11月に、国連のSDGs(持続可能な開発目標)に貢献する企業を選出する「第6回日経SDGs経営大賞」において、史上初めて2年連続で大賞を受賞しました。さらに、継続して高い評価を得ている企業を別途認定する「プライムシート企業」にも選出されました。また、2024年12月には、世界の代表的なESG指数である「Dow Jones Sustainability Index(ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス)」の「World Index」構成銘柄に3年連続で選定されました。

(注1) マテリアリティ(重要課題)の詳細については、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (2) サステナビリティ全般 c. 戦略及び指標及び目標 (b) マテリアリティ(重要課題)の特定」をご参照ください。

(注2) 長期有利子負債は、短期借入金およびIFRS第16号「リース」適用による影響を除いた有利子負債(銀行ローン・社債・リース負債・債権流動化)を指します。固定金利での借り入れは、固定金利および金利スワップ取引等により支払利息の固定化を行った一部の変動金利の借入金を含みます。

(注3) 5G(5th Generation)とは、第5世代移動通信システムのことを指します。

(注4) 沖縄セルラーを除きます。

(注5) RAN(Radio Access Network)とは、無線アクセスネットワークのことを指します。

(注6) DX(Digital Transformation)とは、デジタル技術の活用による新たな価値・体験の提供および社会の変革を指します。

(注7) PayPay証券(株)は2025年4月1日に、PayPay銀行(株)は2025年4月11日にPayPay(株)による子会社化を完了しました。

(注8) 保有期間は3月31日から翌年3月31日まで、または9月30日から翌年9月30日までの間とし、初回は2025年3月31日から2026年3月31日までとします。当社株主名簿に記載または記録された日付であり、株式を取得した日等とは異なります。また、同一の株主番号で3月31日および9月30日最終の当社株主名簿に3回以上連続で記載または記録されている株主が対象です。

(注9) PayPayマネーライトは譲渡・請求書払い(税金以外)およびPayPay / PayPayカード公式ストアでも利用可能です。出金や自治体への請求書払い(税金など)には利用できません。

・連結経営成績の概況

(単位：億円)

	3月31日に終了した1年間		増減	増減率
	2024年	2025年		
売上高	60,840	65,443	4,603	7.6%
営業利益	8,761	9,890	1,129	12.9%
税引前利益	8,059	8,801	741	9.2%
法人所得税	2,156	2,248	91	4.2%
純利益	5,903	6,553	650	11.0%
親会社の所有者	4,891	5,261	371	7.6%
非支配持分	1,012	1,292	280	27.6%
調整後EBITDA(注)	16,677	17,531	855	5.1%

(注) 調整後EBITDA = 営業利益 + 減価償却費及び償却費(固定資産除却損含む) + 株式報酬費用 ± その他の調整項目。詳細は「(4) <財務指標に関する説明> IFRSに基づかない指標」をご参照ください。

当期の連結経営成績の概況は、以下の通りです。

() 売上高

当期の売上高は、全報告セグメントで増収となり、前期比4,603億円(7.6%)増の65,443億円となりました。ディストリビューション事業は法人向けICT関連商材および継続収入商材の堅調な増加、AI計算基盤に係るセグメント間取引の影響などにより2,429億円(注)、コンシューマ事業は物販等売上およびモバイル売上の増加などにより1,303億円、エンタープライズ事業はデジタル化に伴うソリューション需要の増加などにより885億円、メディア・EC事業はメディア売上およびコマース売上の増加などにより640億円、ファイナンス事業はPayPay(株)およびPayPayカード(株)が展開するQRコード決済やクレジットカードの決済取扱高の増加などにより445億円、それぞれ増収となりました。

(注) AI計算基盤に係るセグメント間取引の影響を除く売上高の増加分は1,621億円です。

() 営業利益

当期の営業利益は、全報告セグメントで増益となり、前期比1,129億円(12.9%)増の9,890億円となりました。メディア・EC事業がLINEヤフーグループにおいて子会社の支配喪失に伴う利益を計上したことや広告売上が増加したことなどにより693億円の増益となったほか、ファイナンス事業が382億円、コンシューマ事業が352億円、ディストリビューション事業が42億円、エンタープライズ事業が34億円、それぞれ増益となりました。なお、PayPay(株)およびPayPayカード(株)が展開するQRコード決済やクレジットカードの決済取扱高の増加に伴い、当期のファイナンス事業のセグメント利益は黒字に転じています。

() 純利益

当期の純利益は、前期比650億円(11.0%)増の6,553億円となりました。これは主として、保有する投資有価証券の評価損の計上、LINEヤフーグループが保有するWebtoon Entertainment Inc.に対する持分比率の変動に伴う持分変動利益の剥落、持分法適用関連会社を対象とするプット・オプションの評価損の計上があった一方、前述した営業利益の大幅増加によるものです。

() 親会社の所有者に帰属する純利益

当期の親会社の所有者に帰属する純利益は、前期比371億円(7.6%)増の5,261億円となりました。なお、非支配持分に帰属する純利益は、主としてLINEヤフーグループの純利益が増加したことに伴い、前期比280億円(27.6%)増の1,292億円となりました。

() 調整後EBITDA

当期の調整後EBITDAは、前期比855億円(5.1%)増の17,531億円となりました。これは主として、営業利益が増加したことによるものです。

(b) セグメント情報に記載された区分ごとの状況

・ コンシューマ事業

< 事業概要 >

コンシューマ事業では、主として国内の個人のお客さまに対し、モバイルサービス、ブロードバンドサービスおよび「おうちでんき」などの電力サービスを提供しています。また、携帯端末メーカーから携帯端末を仕入れ、ソフトバンクショップ等を運営する代理店または個人のお客さまに対して販売しています。

< 業績全般 >

(単位：億円)

	3月31日に終了した1年間		増減	増減率
	2024年	2025年		
売上高	28,226	29,529	1,303	4.6%
営業費用(注1)	23,274	24,224	950	4.1%
うち、減価償却費及び償却費	3,956	3,788	168	4.2%
セグメント利益	4,952	5,304	352	7.1%

(注) 2024年6月30日に終了した3カ月間より、「コンシューマ事業」に区分されていた一部の子会社を「その他」に移管しました。これに伴い、2024年3月31日に終了した1年間の数値を遡及修正しています。

(注1) 営業費用には、売上原価、販売費及び一般管理費、その他の営業収益、その他の営業費用を含みません。

売上高の内訳

(単位：億円)

	3月31日に終了した1年間		増減	増減率
	2024年	2025年		
サービス売上	21,872	22,390	518	2.4%
モバイル	15,219	15,745	526	3.5%
ブロードバンド	4,038	4,088	49	1.2%
でんき	2,615	2,558	57	2.2%
物販等売上	6,354	7,139	784	12.3%
売上高合計	28,226	29,529	1,303	4.6%

(注) 2024年6月30日に終了した3カ月間より、「コンシューマ事業」に区分されていた一部の子会社を「その他」に移管したことに伴い、同社が含まれていた「ブロードバンド」について、2024年3月31日に終了した1年間の数値を遡及修正しています。

コンシューマ事業の売上高は、前期比1,303億円(4.6%)増の29,529億円となりました。そのうち、サービス売上は前期比518億円(2.4%)増の22,390億円となり、物販等売上は前期比784億円(12.3%)増の7,139億円となりました。

サービス売上のうち、モバイルは前期比526億円(3.5%)増加しました。これは主として、売上から控除している顧客獲得施策の影響が減少したこと、およびスマートフォン契約数が「ワイモバイル」ブランドを中心に伸びたことによるものです。なお、通信料の年度平均単価は、前期には120円低下したものの、当期は前期比で横ばいとなりました。これは主として、低価格の「ワイモバイル」ブランドのユーザー数の増加による下落影響を、2023年10月に導入した新料金プランの浸透により吸収したことによるものです。なお、各四半期連結会計期間のモバイル売上(顧客獲得施策影響を除く)は、2024年3月期第3四半期以降、前年同期比で増収に転じています。

(単位：億円)

	2024年3月期				2025年3月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
モバイル売上	3,846	3,920	3,748	3,704	3,923	3,965	3,882	3,975
うち、顧客獲得施策 影響(注)	-	-	183	227	-	-	112	20
モバイル売上(顧客獲 得施策影響を除く)	3,846	3,920	3,930	3,931	3,923	3,965	3,994	3,995
前年同期比	58	5	49	64	76	45	63	64

(注) 一部の顧客獲得施策はIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、モバイル売上から控除しています。

ブロードバンドは前期比49億円(1.2%)増加しました。これは主として、光回線サービス「SoftBank 光」契約数(注)が増加したことによるものです。

でんきは前期比57億円(2.2%)減少しました。これは主として、「おうちでんき」契約数が減少したことによるものです。

物販等売上の増加は、主として、販売端末の平均単価が増加したことによるものです。

営業費用は24,224億円となり、前期比で950億円(4.1%)増加しました。これは主として、スマートフォンなどの仕入原価および販売促進費が増加したことによるものです。

上記の結果、セグメント利益は、前期比352億円(7.1%)増の5,304億円となりました。

(注)「SoftBank Air」契約数を含みます。

・エンタープライズ事業

<事業概要>

エンタープライズ事業では、法人のお客さまに対し、モバイル回線提供や携帯端末レンタルなどのモバイルサービス、固定電話やデータ通信などの固定通信サービス、データセンター、クラウド、セキュリティ、グローバル、AI、IoT、デジタルマーケティング等のソリューションサービスなど、多様な法人向けサービスを提供しています。

<業績全般>

(単位：億円)

	3月31日に終了した1年間		増減	増減率
	2024年	2025年		
売上高	8,339	9,224	885	10.6%
営業費用(注1)	6,671	7,521	850	12.7%
うち、減価償却費及び償却費	1,567	1,663	96	6.1%
セグメント利益	1,668	1,703	34	2.1%

(注) 2024年6月30日に終了した3カ月間より、「その他」に区分されていたSBテクノロジー(株)およびサイバートラスト(株)等を「エンタープライズ事業」に移管しました。これに伴い、2024年3月31日に終了した1年間の数値を遡及修正しています。

(注1) 営業費用には、売上原価、販売費及び一般管理費、その他の営業収益、その他の営業費用を含みません。

売上高の内訳

(単位：億円)

	3月31日に終了した1年間		増減	増減率
	2024年	2025年		
モバイル	3,146	3,159	13	0.4%
固定	1,738	1,693	44	2.6%
ソリューション等	3,456	4,372	916	26.5%
売上高合計	8,339	9,224	885	10.6%

(注) 2024年6月30日に終了した3カ月間より「エンタープライズ事業」に移管したSBテクノロジー(株)およびサイバートラスト(株)等の売上高は「ソリューション等」に含まれています。また、2024年6月30日に終了した3カ月間より事業の管理区分を見直し、「モバイル」および「固定」における一部商材を「ソリューション等」へ移管しました。これらに伴い、2024年3月31日に終了した1年間の「エンタープライズ事業」の売上高の内訳すべてを遡及修正しています。

エンタープライズ事業の売上高は、前期比885億円(10.6%)増の9,224億円となりました。そのうち、モバイルは前期比13億円(0.4%)増の3,159億円、固定は前期比44億円(2.6%)減の1,693億円、ソリューション等は前期比916億円(26.5%)増の4,372億円となりました。

モバイル売上の増加は、主として、契約者数の増加に伴い通信売上が増加したことによるものです。

固定売上の減少は、主として、電話サービスの契約数が減少したことによるものです。

ソリューション等売上の増加は、WeWork Japan合同会社の事業を承継したことに加え、企業のデジタル化需要をとらえ、クラウドサービス、セキュリティソリューション、IoTソリューションなどの売上が増加したこと、およびCubic Telecom Ltd.の子会社化の影響などによるものです。

営業費用は7,521億円となり、前期比で850億円(12.7%)増加しました。これは主として、前述のWeWork Japan合同会社の事業承継やCubic Telecom Ltd.の子会社化による影響、上記ソリューション等売上の増加に伴う原価の増加、前期に計上した訴訟に係る引当金の戻入の剥落によるものです。

上記の結果、セグメント利益は、前期比34億円(2.1%)増の1,703億円となりました。

・ ディストリビューション事業

< 事業概要 >

ディストリビューション事業は、変化する市場環境を迅速にとらえた最先端のプロダクトやサービスを提供しています。法人のお客さま向けには、クラウドサービス、AIを含めた先進テクノロジーを活用した商材を提供しています。個人のお客さま向けには、メーカーあるいはディストリビューターとして、ソフトウェアやモバイルアクセサリー、IoTプロダクト等、多岐にわたる商品の企画・提供を行っています。

< 業績全般 >

(単位：億円)

	3月31日に終了した1年間		増減	増減率
	2024年	2025年		
売上高	6,466	8,895	2,429	37.6%
営業費用(注)	6,204	8,591	2,387	38.5%
うち、減価償却費及び償却費	44	43	1	2.8%
セグメント利益	262	304	42	16.0%

(注) 営業費用には、売上原価、販売費及び一般管理費、その他の営業収益、その他の営業費用を含みます。

ディストリビューション事業の売上高は、前期比2,429億円(37.6%)増の8,895億円となりました。これは主として、法人向けのICT関連の商材や注力しているクラウドやSaaSなどの継続収入商材の堅調な伸長、AI計算基盤に係るセグメント間取引(注)の影響、およびサポートが終了するWindows 10からの移行に伴うPC売上の増加によるものです。

営業費用は8,591億円となり、前期比で2,387億円(38.5%)増加しました。これは主として、売上高の増加に伴い売上原価が増加したことによるものです。

上記の結果、セグメント利益は、前期比42億円(16.0%)増の304億円となりました。

(注) SB C&S株が、NVIDIAから仕入れたAI計算基盤をソフトバンク株へ売却したことに伴う、「その他」への売上高です。

・メディア・EC事業

<事業概要>

メディア・EC事業は、メディアおよびコマースを中心としたサービスを展開し、オンラインからオフラインまで一気通貫でサービスを提供しています。メディア領域においては、総合インターネットサービス「Yahoo! JAPAN」やコミュニケーションアプリ「LINE」での広告関連サービス、コマース領域においては「Yahoo!ショッピング」、「ZOZOTOWN」などのオンラインショッピングサービスや「Yahoo!オークション」などのリユースサービス、戦略領域においては、メディア・コマースに次ぐ新たな収益の柱となるよう取り組んでいるFinTechサービス等の提供を行っています。

<業績全般>

(単位：億円)

	3月31日に終了した1年間		増減	増減率
	2024年	2025年		
売上高	16,141	16,781	640	4.0%
営業費用(注)	14,162	14,108	54	0.4%
うち、減価償却費及び償却費	1,613	1,633	21	1.3%
セグメント利益	1,980	2,673	693	35.0%

(注) 営業費用には、売上原価、販売費及び一般管理費、その他の営業収益、その他の営業費用を含みます。

売上高の内訳

(単位：億円)

	3月31日に終了した1年間		増減	増減率
	2024年	2025年		
メディア	6,944	7,239	295	4.2%
コマース	8,252	8,461	209	2.5%
戦略	876	1,003	127	14.5%
その他	69	77	8	12.1%
売上高合計	16,141	16,781	640	4.0%

(注) 2024年12月31日に終了した3カ月間において、LINEヤフーグループでは事業の管理区分を見直し、「メディア」に区分されていた一部のサービスを「コマース」に移管しました。これに伴い、2024年3月31日に終了した1年間の「メディア・EC事業」の売上高のうち、「メディア」および「コマース」の内訳を遡及修正しています。

メディア・EC事業の売上高は、前期比640億円(4.0%)増の16,781億円となりました。そのうち、メディアは前期比295億円(4.2%)増の7,239億円、コマースは前期比209億円(2.5%)増の8,461億円、戦略は前期比127億円(14.5%)増の1,003億円、その他は前期比8億円(12.1%)増の77億円となりました。

メディア売上の増加は、主として、アカウント広告の増収によるものです。

コマース売上の増加は、主として、ZOZOグループ(株)ZOZOおよび子会社)やアスクルグループ(アスクル(株)および子会社)における取扱高が増加したことや、トラベル・飲食予約などを扱うサービスEC事業が好調に推移したことによるものです。

戦略売上の増加は、主として、PayPay銀行(株)等のFinTech領域の売上が増加したことによるものです。

営業費用は14,108億円となり、前期比で54億円(0.4%)減少しました。これは主として、販売促進費の増加、セキュリティ対策費用の増加および売上高の増加に伴う売上原価等の増加があった一方、IPX Corporation、LINE NEXT Corporation、バリューコマース(株)のそれぞれにつき子会社の支配喪失に伴う利益の計上、LINEヤフー(株)等で減損損失が減少したことによるものです。

上記の結果、セグメント利益は、前期比693億円(35.0%)増の2,673億円となりました。

・ファイナンス事業

<事業概要>

ファイナンス事業では、QRコード決済やクレジットカードなどのキャッシュレス決済サービス、加盟店のマーケティングソリューションの開発・提供、資産運用などの金融サービス、およびクレジットカード・電子マネー・QRコードなど多様化する決済を一括で提供する決済代行サービスなどを提供しています。

<業績全般>

(単位：億円)

	3月31日に終了した1年間		増減	増減率
	2024年	2025年		
売上高	2,328	2,773	445	19.1%
営業費用(注)	2,378	2,441	63	2.7%
うち、減価償却費及び償却費	209	235	26	12.4%
セグメント利益	50	332	382	- %

(注) 営業費用には、売上原価、販売費及び一般管理費、その他の営業収益、その他の営業費用を含みます。

ファイナンス事業の売上高は、前期比445億円(19.1%)増の2,773億円となりました。これは主として、PayPay(株)およびPayPayカード(株)が展開するQRコード決済やクレジットカードの決済取扱高が増加したことによるものです。

営業費用は2,441億円となり、前期比で63億円(2.7%)増加しました。これは主として、固定費の最適化に伴う費用抑制があった一方で、前述の通りPayPay(株)およびPayPayカード(株)が展開するQRコード決済やクレジットカードの決済取扱高の増加により、ポイント還元などに係る販売促進費が増加したことによるものです。

上記の結果、セグメント利益は、前期比382億円増の332億円となり、黒字化しました。

b. 生産、受注及び販売の実績

当社グループは、コンシューマ、エンタープライズ、ディストリビューション、メディア・EC、ファイナンスの5つのセグメントと、それ以外の事業から構成されています。いずれも、受注生産形態をとらない事業であるため、セグメントごとに生産の規模および受注の規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。なお、当連結会計年度における販売の状況については以下の通りです。

セグメントの名称	金額(億円)	前期比(%)
コンシューマ	29,529	4.6
エンタープライズ	9,224	10.6
ディストリビューション	8,895	37.6
メディア・EC	16,781	4.0
ファイナンス	2,773	19.1
その他	1,234	6.0
セグメント間の内部売上高または振替高	2,992	64.0
合計	65,443	7.6

- (注) 1 金額は、外部顧客に対する売上高とセグメント間の内部売上高または振替高の合計です。
2 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しています。

(2) 連結財政状態の状況

(単位：億円)

	2024年 3月31日	2025年 3月31日	増減	増減率
流動資産	52,680	48,587	4,094	7.8%
非流動資産	102,539	112,435	9,897	9.7%
資産合計	155,219	161,022	5,803	3.7%
流動負債	70,853	68,352	2,501	3.5%
非流動負債	45,010	50,016	5,006	11.1%
負債合計	115,863	118,368	2,506	2.2%
資本合計	39,356	42,654	3,297	8.4%

(単位：億円)

	3月31日に終了した1年間		
	2024年	2025年	増減
設備投資(注1)	6,509	9,128	2,619
うち、コンシューマ事業およびエンタープライズ事業 の設備投資(注2)	3,128	3,218	90

(注1) 設備投資は検収ベースでの記載です。

(注2) コンシューマ事業およびエンタープライズ事業の設備投資は、レンタル端末への投資額、他事業者との共用設備投資(他事業者負担額)、4.9GHz帯の特定基地局開設料およびIFRS第16号「リース」適用による影響は除きます。

(資産)

当期末の資産合計は、前期末から5,803億円(3.7%)増加し、161,022億円となりました。これは主として、現金及び現金同等物の減少5,573億円があった一方で、その他の金融資産の増加3,744億円、銀行事業の有価証券の増加2,248億円、有形固定資産の増加1,982億円、営業債権及びその他の債権の増加1,446億円、使用権資産の増加870億円があったことによるものです。なお、有形固定資産の増加は、シャープ(株)の堺工場の土地建物やAI計算基盤等の取得があったことによるものです。使用権資産の増加は、WeWork Japan合同会社の事業承継の影響によるものであり、承継した不動産賃貸借契約の定める将来の施設利用権を資産として認識したものです。

(負債)

当期末の負債合計は、前期末から2,506億円(2.2%)増加し、118,368億円となりました。これは主として、有利子負債の減少3,587億円があった一方で、営業債務及びその他の債務の増加2,936億円、銀行事業の預金の増加1,528億円があったことによるものです。有利子負債は、社債発行やWeWork Japan合同会社の事業承継に伴いリース負債を計上したことによる増加があったものの、各種借入の約定弁済をしたことなどにより減少となりました。

(資本)

当期末の資本合計は、前期末から3,297億円(8.4%)増加し、42,654億円となりました。親会社の所有者に帰属する持分は、3,666億円増加しました。これは主として、剰余金の配当による減少4,089億円があった一方で、当期の純利益の計上による増加5,261億円、第2回社債型種類株式を含む新株の発行による増加2,238億円があったことによるものです。

(設備投資)

当期の設備投資は、前期比2,619億円増の9,128億円となりました。これは主として、AI計算基盤・AIデータセンター関連投資およびLINEヤフーグループの設備投資が増加したこと、並びに2025年3月期第3四半期連結会計期間において、4.9GHz帯を使用する特定基地局開設料として無形資産に665億円(注3)を計上したことによるものです。

(注3) 特定基地局開設料の支払期間は16年間です。認定期間にわたる長期の支払い方式である点を踏まえ、現在価値に割り引いて算出しています。

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

(単位：億円)

	3月31日に終了した1年間		増減
	2024年	2025年	
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,397	13,679	1,282
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,276	9,952	676
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,571	9,564	5,993
現金及び現金同等物の期末残高	19,929	14,355	5,573
フリー・キャッシュ・フロー(注1)	3,121	3,727	606
調整後フリー・キャッシュ・フロー (LINEヤフーグループ、PayPay等除く)(注1、2)	5,328	4,365	963
プライマリー・フリー・キャッシュ・フロー(注1、3)	6,077	6,033	43

(注1) フリー・キャッシュ・フロー、調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)、プライマリー・フリー・キャッシュ・フローの算定方法は、「(4) <財務指標に関する説明> IFRSに基づかない指標」をご参照ください。

(注2) 調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く) = フリー・キャッシュ・フロー + (割賦債権の流動化による調達額 - 同返済額) - LINEヤフーグループ、PayPay等のフリー・キャッシュ・フロー + Aホールディングス(株)からの受取配当、PayPay証券(株)への出資など。なお、LINEヤフーグループ、PayPay等にはAホールディングス(株)、LINEヤフー(株)および子会社(LINEヤフーグループ)、Bホールディングス(株)、PayPay(株)、PayPayカード(株)、PayPay証券(株)などを含みます。

(注3) プライマリー・フリー・キャッシュ・フローは、調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)に、長期性の成長投資として支出した金額を足し戻した指標です。なお、長期性の成長投資はAI計算基盤・AIデータセンター関連投資、Cubic Telecom Ltd.への出資を含みます。

a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

当期の営業活動によるキャッシュ・フローは13,679億円の収入となり、前期比では1,282億円収入が増加となりました。これは主として、EBITDAが増加したことに加えて、法人所得税の支出の減少や還付の増加があったことによるものです。

b. 投資活動によるキャッシュ・フロー

当期の投資活動によるキャッシュ・フローは9,952億円の支出となり、前期比では676億円支出が増加となりました。これは主として、前期においてCubic Telecom Ltd.の子会社化に伴う株式の取得があり、当期では通信事業関連の支出が減少しましたが、シャープ(株)の堺工場の土地建物の取得やAI計算基盤等への成長投資がそれらを上回ったことによるものです。

なお、この投資活動によるキャッシュ・フローには、長期性の成長投資に係る支出1,669億円が含まれていません。

c. 財務活動によるキャッシュ・フロー

当期の財務活動によるキャッシュ・フローは9,564億円の支出となりました。これは、銀行借入・リース・社債・債権流動化・第2回社債型種類株式の発行などの資金調達による収入が18,943億円あった一方で、借入金の約定弁済・配当金支払・子会社株式の取得などの支出が28,507億円あったことによるものです。

d. 現金及び現金同等物の期末残高

a. ~ c. ほかの結果、当期末における現金及び現金同等物の残高は、前期末比5,573億円減の14,355億円となりました。

e. プライマリー・フリー・キャッシュ・フロー

当期のプライマリー・フリー・キャッシュ・フローは6,033億円の収入となり、前期比では43億円の収入の減少となりました。これは主として、2025年3月期第2四半期連結会計期間にAホールディングス(株)が実施した、LINEヤフー(株)株式の売却に伴う手取金にかかる当社への配当金があった一方で、割賦債権の流動化による収入が減少したことによるものです。

f. 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の財務戦略については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営方針 d. 財務戦略」をご参照ください。

(キャッシュ・フロー関連指標の推移)

	3月31日に終了した1年間	
	2024年	2025年
親会社所有者帰属持分比率	15.3%	17.0%
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	5.1	4.4
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	26.5	22.3

< 各指標の計算方法 >

親会社所有者帰属持分比率：親会社の所有者に帰属する持分合計/資産合計

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債(1)/キャッシュ・フロー(2)

インタレスト・カバレッジ・レシオ：調整後EBITDA(3)/支払利息(4)

- (1) 有利子負債は連結財政状態計算書の流動負債と非流動負債の中の有利子負債の合計値を使用しています。
- (2) キャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しています。
- (3) 算出方法は、「(4) < 財務指標に関する説明 > IFRSに基づかない指標 a. 調整後EBITDA」をご参照ください。
- (4) 支払利息は、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しています。

(4) <財務指標に関する説明> IFRSに基づかない指標

当社グループは、IFRSで定義されていないか、IFRSに基づき認識されない財務指標を使用しています。経営者は、当社グループの業績に対する理解を高め、現在の業績を評価する上での重要な指標として用いることを目的として、当該指標を使用しています。当該指標はIFRSでは定義されていないため、他社において当社グループとは異なる計算方法または異なる目的で用いられる可能性があります。そのため、比較可能性を担保する観点から、その有用性を制限しています。

a. 調整後EBITDA

調整後EBITDAは、営業利益に「減価償却費及び償却費(固定資産除却損を含む)」、「株式報酬費用」および通常の事業活動では発生しない費用・収益である「その他の調整項目」を加減算したものです。「その他の調整項目」には、連結損益計算書に記載されている「その他の営業収益」および「その他の営業費用」が含まれています。

当社グループは、非現金取引の影響を除いた業績評価のための指標として調整後EBITDAを使用しています。調整後EBITDAは、当社グループの業績をより適切に評価するために有用かつ必要な指標であると考えています。

営業利益と調整後EBITDAの調整は、以下の通りです。

	2024年3月31日に 終了した1年間	(単位:億円) 2025年3月31日に 終了した1年間
営業利益	8,761	9,890
(加算)減価償却費及び償却費(注)	7,691	7,700
(加算)株式報酬費用	230	193
(加算(は減算))その他の調整項目: 減損損失	147	138
(加算(は減算))その他の調整項目: 子会社の支配喪失に伴う利益	48	390
(加算(は減算))その他の調整項目: 事業譲渡益	105	-
調整後EBITDA	16,677	17,531

(注) 上表の「減価償却費及び償却費」には、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 d. 連結キャッシュ・フロー計算書」に記載されている減価償却費及び償却費(2024年3月31日に終了した1年間7,438億円 2025年3月31日に終了した1年間7,480億円)に加えて、同計算書に記載されている固定資産除却損(2024年3月31日に終了した1年間253億円 2025年3月31日に終了した1年間220億円)が含まれています。

b. フリー・キャッシュ・フロー、調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)、およびプライマリー・フリー・キャッシュ・フロー

フリー・キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加算して計算される指標です。

調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)は、フリー・キャッシュ・フローから期末の割賦債権流動化による資金調達額を加算し、当該返済額を減算するとともに、Aホールディングス(株)からの受取配当を加算し、LINEヤフーグループ、PayPay等のフリー・キャッシュ・フローを除くなどして計算される指標です。

プライマリー・フリー・キャッシュ・フローは、調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)から中長期的な成長に資するAI計算基盤の構築などの戦略投資を除いた指標であり、主として当社および当社の完全子会社での既存事業における継続的な資金創出能力すなわち債務返済能力や配当金の支払い能力を評価するために有用な指標であると考えています。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書上、割賦債権流動化による資金調達額および返済額は、財務活動によるキャッシュ・フローに含まれています。当社グループでは、割賦債権は営業活動の中で発生するものであることから、当該債権の流動化によるキャッシュ・フローを、営業活動によるキャッシュ・フローに加減算したものが、当社グループの経常的な資金創出能力をより適切に表すと考えています。従って、調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)およびプライマリー・フリー・キャッシュ・フローの算出の過程において、割賦債権流動化の資金調達額および返済額をフリー・キャッシュ・フローの調整項目として加減算しています。

フリー・キャッシュ・フロー、調整後フリー・キャッシュ・フロー(LINEヤフーグループ、PayPay等除く)、プライマリー・フリー・キャッシュ・フローの調整項目および調整額は以下の通りです。

	2024年3月31日に 終了した1年間	(単位：億円) 2025年3月31日に 終了した1年間
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,397	13,679
投資活動によるキャッシュ・フロー(設備支出)(注1)	5,522	7,435
投資活動によるキャッシュ・フロー(設備支出以外)(注2)	3,754	2,517
フリー・キャッシュ・フロー	3,121	3,727
割賦債権の流動化による影響	779	86
割賦債権流動化取引：調達額(注3)	4,588	3,706
割賦債権流動化取引：返済額(注3)	3,809	3,792
LINEヤフーグループ、PayPay等のフリー・キャッシュ・ フローによる影響(注4)	1,308	152
その他(注5)	120	877
調整後フリー・キャッシュ・フロー (LINEヤフーグループ、PayPay等除く)	5,328	4,365
長期性の成長投資(注6)	749	1,669
プライマリー・フリー・キャッシュ・フロー	6,077	6,033

(注1) 投資活動によるキャッシュ・フロー(設備支出)に関連するキャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書に含まれる投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産及び無形資産の取得による支出」および「有形固定資産及び無形資産の売却による収入」の純額です。

(注2) 投資活動によるキャッシュ・フロー(設備支出以外)に関連するキャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書に含まれる投資活動によるキャッシュ・フローの「投資の取得による支出」、「投資の売却または償還による収入」、「銀行事業の有価証券の取得による支出」、「銀行事業の有価証券の売却または償還による収入」、「子会社の支配獲得による収支(は支出)」、「子会社の支配喪失による収支(は支出)」および「その他」の純額です。

(注3) 割賦債権流動化取引：調達額および割賦債権流動化取引：返済額に関連するキャッシュ・フローは、主として連結キャッシュ・フロー計算書に含まれる財務活動によるキャッシュ・フローの「短期有利子負債の純増減額(は減少額)」、「有利子負債の収入」および「有利子負債の支出」に含まれています。なお、割賦債権流動化取引のうち、短期間で調達および返済を行う取引については純額表示しています。

(注4) LINEヤフーグループ、PayPay等にはAホールディングス(株)、LINEヤフー(株)および子会社(LINEヤフーグループ)、Bホールディングス(株)、PayPay(株)、PayPayカード(株)、PayPay証券(株)などを含みます。

(注5) Aホールディングス(株)からの受取配当(2025年3月期第2四半期連結会計期間に同社が実施したLINEヤフー(株)株式の売却に伴う、当社への当該手取金の配当を含みます)、PayPay証券(株)への出資などを含みます。

(注6) AI計算基盤・AIデータセンター関連投資、Cubic Telecom Ltd.への出資を含みます。

(5) 重要な判断を要する会計方針及び見積り

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、当社グループにとって最適な会計方針を採用し、一定の前提条件に基づく見積りを行う必要があります。連結財政状態計算書上の資産および負債、連結損益計算書上の収益および費用、または開示対象となる偶発負債および偶発資産などに重要な影響を与える可能性がある項目に関して、経営者は、過去の経験や決算日時点の状況として妥当と考えられる様々な要素に基づき見積りを行っています。

以下の各項目は、その認識および測定にあたり、経営者の重要な判断および会計上の見積りを必要とするものです。

a. 企業結合により取得した無形資産およびのれんの公正価値測定ならびに減損に係る見積り

企業結合により取得した無形資産およびのれんは、支配獲得日における公正価値で認識しています。企業結合時の取得対価の配分に際しては、経営者の判断および見積りが、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。企業結合により識別した無形資産(顧客基盤や商標権など)およびのれんは、見積将来キャッシュ・フローや割引率、既存顧客の遞減率、対象商標権から生み出される将来売上予想やロイヤルティレート等の仮定に基づいて測定しています。企業結合により取得した無形資産およびのれんの取得価額は、当連結会計年度は223億円(前連結会計年度は904億円)です。

また、無形資産およびのれんの減損を判断する際に、資金生成単位の回収可能価額の見積りが必要となりますが、減損テストで用いる回収可能価額は、資産の耐用年数、資金生成単位により生じることが予想される見積将来キャッシュ・フロー、市場成長率見込、市場占有率見込および割引率等の仮定に基づいて測定しています。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

企業結合により取得した無形資産およびのれんの公正価値に関連する内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 3. 重要性がある会計方針 (2) 企業結合」および「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 6. 企業結合」をご参照ください。無形資産およびのれんの減損に関連する内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 3. 重要性がある会計方針 (11) 有形固定資産、使用権資産、無形資産およびのれんの減損」および「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 15. のれんおよび無形資産」をご参照ください。

b.有形固定資産および無形資産の残存価額・耐用年数の見積り

有形固定資産および無形資産は、当社グループの総資産に対する重要な構成要素です。見積りおよび仮定は、資産の帳簿価額および減価償却費または償却費に重要な影響を及ぼす可能性があります。

資産の減価償却費は、耐用年数の見積りおよび残存価額(有形固定資産の場合)を用いて算出されます。資産の耐用年数および残存価額は、資産を取得または創出した時点で見積りを行い、その後、各連結会計年度末に見直しを行います。資産の耐用年数および残存価額の変更は、連結財務諸表に対して重要な調整を必要とする可能性があります。経営者は、資産を取得または創出した時点ならびに見直し時に、同種資産に対する経験に基づき、予想される技術上の変化、除却時の見積費用、当該資産の利用可能見込期間、既存顧客の遞減率、当該資産から得られると見込まれる生産高またはこれに類似する単位数および資産の耐用年数に制約を与える契約上の取決めなどの関連する要素を勘案して、当該資産の耐用年数および残存価額を決定しています。有形固定資産の減価償却費は、当連結会計年度は3,073億円(前連結会計年度は3,079億円)であり、無形資産の償却費は、当連結会計年度は2,720億円(前連結会計年度は2,764億円)です。

有形固定資産および無形資産の帳簿価額・減価償却費または償却費に関連する内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 14.有形固定資産」および「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 15.のれんおよび無形資産」をご参照ください。有形固定資産および無形資産の残存価額・耐用年数の見積りに関連する内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 3.重要性がある会計方針 (7)有形固定資産、(9)無形資産」をご参照ください。

c.金融商品の公正価値の測定方法

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際に、市場で観察可能ではないインプットを利用する評価技法を用いています。観察可能ではないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。市場で観察可能ではないインプットを用いた金融資産の公正価値は、当連結会計年度末は3,750億円(前連結会計年度末は3,451億円)です。

金融商品の公正価値に関連する内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 30.金融商品の公正価値 (1)公正価値ヒエラルキーのレベル別分類、(2)レベル3に分類した金融商品の公正価値測定」をご参照ください。

d.契約獲得コストの償却期間の見積り

当社グループは、契約獲得コストについて、契約獲得コストに直接関連する財またはサービスが提供されると予想される期間(すなわち、契約獲得コストの償却期間)にわたって、定額法により償却しています。契約獲得コストの償却期間は、契約条件および過去の実績データなどに基づいた解約率や機種変更までの予想期間などの関連する要素を勘案して決定しています。契約獲得コストの償却期間の変更は、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。契約獲得コストに係る償却費は、当連結会計年度は2,415億円(前連結会計年度は2,421億円)です。

契約獲得コストに関連する内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 3.重要性がある会計方針 (16)収益 b.契約コスト」および「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 16.契約コスト」をご参照ください。

5 【重要な契約等】

当社は、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結しています。

契約に関する内容等は、以下の通りです。

シニアローン契約

(1) 契約締結日

2021年12月21日～2024年9月25日

(2) 金銭消費貸借契約の相手方の属性

都市銀行、信託銀行、外国銀行、地方銀行、その他の銀行、系統金融機関、信用金庫、政府系金融機関等

(3) 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高および弁済期限ならびに当該債務に付された担保の内容

期末残高 840,897百万円

弁済期限 2025年9月30日～2034年5月31日

なお、当該債務に付された担保はありません。

Export Credit Agency保証付きローン契約

(1) 契約締結日

2020年2月17日～2024年6月28日

(2) 金銭消費貸借契約の相手方の属性

都市銀行、外国銀行

(3) 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期限ならびに当該債務に付された担保の内容

期末残高 182,225百万円

弁済期限 2025年5月28日～2036年11月30日

なお、当該債務に付された担保はありません。

財務上の特約の内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 24. 有利子負債」をご参照ください。

また、当社の子会社であるLINEヤフー(株)において、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結していますが、2024年4月1日前に締結された契約については、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」附則第3条第4項により記載を省略しています。

6 【研究開発活動】

当社グループは、通信を基盤とした様々なサービスの提供を目指し、AI、IoT、ロボット、6G、HAPS(注)、デジタルツイン、自動運転や量子技術などの先端技術の研究開発を実施しています。「情報革命で人々を幸せに」という経営理念のもと、来たるAI社会を支える基盤の構築と通信ネットワークの高度化を推進し、社会に広がる課題をテクノロジーの力で解決することを目指し、日々研究開発に取り組んでいます。

(注)HAPS(High Altitude Platform Station)：成層圏を長期間飛び続ける無人航空機を通信基地局のように運用し広域エリアに通信サービスを提供するシステムの総称。

(研究開発活動の目的)

お客さまに対して最先端技術の製品を安定的に供給していくこと、および当社グループ内での情報通信技術の中長期的なロードマップを策定していくことを目標に、情報通信技術に関わる最先端技術の動向の把握、対外的なデモンストレーションを含む研究開発および事業化検討を目的としています。

(研究成果)

当連結会計年度における研究開発活動の主な成果は以下の通りです。

HAPS向け大型機体「Sunglider」が成層圏飛行に成功

当社は、AeroVironment, Inc.と米国国防総省が2024年8月に米国で行った実証実験において、ソフトバンクの成層圏から通信サービスを提供するプラットフォーム(HighAltitude Platform Station、以下「HAPS」)向け大型無人航空機「Sunglider(サングライダー)」が成層圏飛行に成功しました。「Sunglider」は翼幅78mと他のHAPS向け無人航空機と比較しても大型で、75kgまでの通信ペイロードを搭載することができ、高速かつ大容量のモバイル通信を安定的に提供できることが特長です。

今回の実証実験では、構造面や機能面で改良された機体を使用され、そのパフォーマンスは米国国防総省の要求を満たしました。

当社はこの実験結果を今後の機体開発に活用し、更なる性能向上、長期間滞空、光無線通信の実現を目指し、商用化を加速させていきます。

AI-RAN統合ソリューション「AITRAS」の開発

当社は、AI-RAN統合ソリューション「AITRAS」の開発を本格的に開始しました。「AITRAS」により、従来は別々に構築されていたAI(人工知能)インフラとRAN(無線アクセスネットワーク)インフラを、同一のNVIDIA製プラットフォーム上で動作させることが可能となります。国内外の通信事業者は「AITRAS」を導入することで、従来のRANインフラを生かしながらAIインフラを構築することができるため、インフラ投資の効率化、運用の簡素化、リソースの最適化を実現できます。

当社が開発した「AITRAS」のL1(注1)ソフトウェアは、NVIDIA GH200 Grace Hopper Superchip(注2)プラットフォーム上で動作するように設計されており、信号の並列処理やタスク起動タイミングの最適化などにより、通信事業者が求める高いレベルの安定性と高性能を実現すると同時に、RAN容量の最大化や消費電力の削減にも貢献します。

また当社は、AI-RANのコンセプトの一つである、AIアプリケーションとvRAN(virtualized Radio Access Network、仮想無線アクセスネットワーク)アプリケーションを同一の仮想化基盤上で動作させることが可能なオーケストレーターを開発しました。オーケストレーターは、AIアプリケーションとvRANアプリケーションという特性の異なるソフトウェアを一つの仮想基盤上で高効率に共存させることができます。これにより限られた資源を最大限に活用し、かつ消費電力の削減といった経済的なメリットが期待できます。

「AITRAS」のエッジAIサーバーには、大規模言語モデル(LLM)の開発・展開を容易にする機能軍で構成されたソフトウェアプラットフォームであるNVIDIA AI Enterprise(注3)が実装されており、顧客である企業自身でAIアプリケーションを開発・展開することも可能になります。

当社は2025年以降に、通信事業者向けに「AITRAS」のリファレンスキットの提供を開始する予定です。当社は「AITRAS」を通じて、通信事業者の新たな強みを創出し、AIと通信の融合による豊かな社会の発展を促進してまいります。

(注1)L1：vRANソフトウェア構造におけるOSI参照モデル「物理層(第1層)」。

(注2)NVIDIA GH200 Grace Hopper Superchip：NVIDIAが開発した高性能計算(HPC)とAIに特化した巨大なプロセッサ。1つのパッケージにCPUとGPUを統合した点が特徴で、高性能かつ低消費電力な処理を実現する。

(注3)NVIDIA AI Enterprise：企業がAIを開発・導入するためのエンドツーエンドのソフトウェアプラットフォーム。

国内最大級のAI基盤の整備に向け、4.7エクサフロップスの計算能力の実現と「二相式DLC技術を最適化したラック統合型ソリューション」の開発

当社は、AIとの共存社会に向け、AI時代を支えるさまざまな社会基盤の構築に取り組んでいます。AI計算基盤の構築においては、2024年10月に新たに約4,000基のNVIDIA Hopper GPUの整備を完了し、AI計算基盤全体のGPUを約6,000基に拡張しました。これにより2023年9月から稼働しているAI計算基盤と比較して約7倍となる4.7EFLOPS（エクサフロップス）（注1）の計算処理能力を実現しています。

国内最大級（注2）のAI基盤の整備と国産大規模言語モデル（LLM）の開発に取り組む中、データセンターのエネルギー効率向上は、AI開発の加速と持続可能な社会の実現に不可欠といえますが、当社は、ZutaCore, Inc.（以下、ZutaCore）、Hon Hai Precision Industry Co., Ltd.と協業し、NVIDIA H200 GPUを搭載したAIサーバー向けに、ZutaCoreの二相式DLC（Direct Liquid Cooling、直接液冷）技術（注3）を世界に先駆けて（注4）実装しました。

また当社は、二相式DLC技術を搭載した冷却機器をはじめとするサーバーの各構成要素を、ラックスケールで統合したラック統合型ソリューションを設計・開発し、このソリューションでラック単位での冷却効率としてpPUE1.03（実測値）を達成しました（注5）。

（注1）エクサ：10の18乗、フロップス：コンピューターの処理能力の単位。

（注2）2024年10月31日時点での公開情報に基づく。当社調べ。

（注3）二相式DLC技術：サーバー内部の半導体チップ（プロセッサ）上のコールドプレートに、水を使用しない絶縁性冷媒を二相式（液体、気体）で循環させて冷却する技術。

（注4）2025年1月時点、ZutaCore調べ。

（注5）ZutaCore調べ。pPUE（partial Power Usage Effectiveness）とは、データセンターの冷却効率を示す指標の一つであるPUE（Power Usage Effectiveness）に対して、サーバールームやモジュールなど特定の範囲や設備の効率を示す指標。数値が1.0に近いほど、エネルギー効率が良いことを示す。

自動運転の社会実装に向け「交通理解マルチモーダルAI」と「遠隔自動運転サポートシステム」を開発

当社は、自動運転車の運行業務の完全無人化を目指し、低遅延なエッジAIサーバーで動作する自動運転向け「交通理解マルチモーダルAI」（注1）を開発しました。

「交通理解マルチモーダルAI」は、自動運転車から送信された走行映像などを基に交通状況を判断し、そのリスクと対処法をリアルタイムで言語化することが可能です。また、日本の交通知識、走行シーン、リスクと対処方法を学習済みのAI基盤モデルを使用しているため、交通状況と走行リスクを高度に理解できることも特徴としてあげられます。

2024年10月に開始した実証実験では、エッジAIサーバー上で稼働させた「交通理解マルチモーダルAI」が、現在の「交通状況」「走行リスク」「リスク対処のための推奨動作」を生成し、外部から自動運転を遠隔サポートできることを確認しました。

当社はまた、レベル4（高度運転自動化）（注2）の自動運転の社会実装に向けて、AI-RANの統合ソリューション「AITRAS（アイトラス）」のエッジAI（人工知能）サーバー上で動作する「遠隔自動運転サポートシステム」を開発しました。

このシステムは、自動運転車に搭載した前方カメラの映像を5Gネットワーク経由でエッジAIサーバーに送信し、エッジAIサーバー上にある認知AIが送信された映像を基に前方の障害物や路面の形状などを即座に認知し、その結果を自動運転車へ伝送することで、自動走行をサポートします。

更に「遠隔自動運転サポートシステム」と「交通理解マルチモーダルAI」を連携させることで、自動運転車の自動運転システムや認知AIでは対応できない予測困難な事態に直面した場合でも、スムーズに走行を続けることが可能になります。

2025年2月に開始した実証実験では、横断歩道に障害物がある状況を「交通理解マルチモーダルAI」が分析して停車指示を出し、その停車指示を「AITRAS」のエッジAIサーバー上で動作する「遠隔自動運転サポートシステム」がリアルタイムで自動運転車へ伝送することで、障害物の手前で安全に停車できることを確認しました。

当社は「交通理解マルチモーダルAI」の精度を向上させ、将来的には「遠隔自動運転サポートシステム」と「交通理解マルチモーダルAI」を活用した自動運転車の運行業務の完全無人化を目指します。また当社は今後も自動運転の社会実装に向けた研究開発を推進してまいります。

（注1）マルチモーダルAI：テキストや音声、画像、センサー情報など、複数の異なるデータ種別から情報を収集し、それらを統合して処理するAIシステムのこと。

（注2）レベル4：特定の条件下で、システムが全ての運転のタスクを実施する状態のこと。

金属リチウム電池の寿命予測モデルの構築に成功

当社は国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「NIMS」）との共同研究で、現行のリチウムイオン電池よりも複雑な劣化機構を持つ金属リチウム電池において、特定の劣化機構を仮定することでなく、機械学習を用いて高精度な寿命予測モデルを構築することに成功しました。

当社は、多数の金属リチウム電池セルの充放電データから抽出した放電、充電、緩和プロセスにおける特徴量(注1)に基づいたデータ駆動型のアプローチを採用することで、予測精度に寄与する特徴量を特定させ、決定係数(注2) $R^2 = 0.89$ という高い精度の寿命予測を可能としました。

当社は、今後も寿命予測モデルの更なる高精度化、新規材料開発への活用を進めることで、高エネルギー密度金属リチウム電池の早期実用化を目指してまいります。

(注1)特徴量：機械学習のモデルが学習や予測を行う際に使う、データの特徴を数値で表したものの。

(注2)決定係数：予測モデルのあてはまりの良さを表す指標。この値が1に近いほど、より予測精度の高いモデルであるといえる。

上記の他、主にHAPS、AI、広告関連サービスやアプリの研究開発を行い、当連結会計年度における研究開発費は73,934百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、5Gのエリア展開にかかる設備投資が減少した一方で、コンシューマ事業およびエンタープライズ事業に係るネットワーク品質向上を目的とした設備投資を実施しました。また、AI計算基盤・AIデータセンターに係る設備投資が増加したこと、LINEヤフーグループの設備投資が増加したこと、および4.9GHz帯を使用する特定基地局の開設料を計上したことにより、当連結会計年度の設備投資の総額は912,799百万円（IFRS第16号の適用による投資額81,942百万円、レンタル端末投資額57,751百万円を含む）となりました。

(注) 設備投資額は建設仮勘定を含む有形固定資産、無形資産の取得、長期前払費用(その他の非流動資産)およびIFRS第16号の適用による投資額です。なお、資産除去債務に係る有形固定資産の増加額、のれんおよび商標利用権の増加額は含まれていません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)	
			機械設備	空中線 設備	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	ソフト ウェア	その他		合計
本社 (東京都 港区)他	コンシューマ・エンタープライズ・その他	基地局、ネットワーク設備他	742,503	306,291	104,503	86,117	44,137 (1,856,433)	441,594	313,798	2,038,943	18,895 (4,774)

(注1) 帳簿価額の金額は、有形固定資産および無形固定資産の帳簿価額であり、そのうち建設仮勘定、商標権は含んでいません。

(注2) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員です。

(2) 国内子会社

資産が少額であるため記載を省略しています。

(3) 在外子会社

資産が少額であるため記載を省略しています。

3 【設備の新設、除却等の計画】

翌連結会計年度における当グループの設備の新設等に係る投資予定金額（総額）は700,000百万円（レンタル端末投資額、IFRS第16号の適用による投資額を含む）です。

重要な設備の新設、除却等の計画は以下の通りです。

(1) 重要な設備の新設等

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)	資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の増 加能力
ソフトバンク(株)他	本社(東京都港区)	コンシューマ・エンタープライズ	基地局、ネットワーク設備他	340,000	自己資金、ファイナンス・リース及び借入金等	2025年4月	2026年3月	(注)2

(注1) 検収ベースの投資予定額です。

(注2) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しています。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,109,603,000
第1回社債型種類株式	30,000,000
第2回社債型種類株式	30,000,000
第3回社債型種類株式	30,000,000
第4回社債型種類株式	30,000,000
第5回社債型種類株式	30,000,000
計	80,109,603,000

(注) 普通株式と第1回～第5回社債型種類株式を併せた発行可能株式総数は80,109,603,000株です。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	47,751,490,700	47,803,126,700	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり 権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式です。単元 株式数は100株です。
第1回 社債型種類株式	30,000,000	30,000,000		(注3) (注4)
第2回 社債型種類株式	25,000,000	25,000,000		(注3) (注5)
計	47,806,490,700	47,858,126,700		

(注1) 普通株式の発行済株式のうち、6,841,728,700株は、現物出資(株式 426,239,698,010円)によるものです。なお、その内訳として、5,079,759,400株は、2018年3月31日付 Wireless City Planning(株)株式の現物出資、1,761,969,300株は、2018年4月1日付 SBプレイヤーズ(株)、ソフトバンク・テクノロジー(株)(現SBテクノロジー(株))およびSBメディアホールディングス(株)等の株式の現物出資に係るものです。

(注2) 提出日現在の発行数には、2025年6月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(注3) 単元株式数は100株です。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしています。

(注4) 第1回社債型種類株式の内容は以下に記載の通りです。

イ 優先配当金

(1) 優先配当金

当社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株式を有する株主(以下「第1回社債型種類株主」といいます。)又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者(以下第1回社債型種類株主とあわせて「第1回社債型種類株主等」と総称します。)に対し、当社普通株式(以下、本(注)4において「普通株式」といいます。)を有する株主(以下「普通株主」といいます。)及び普通株式の登録株式質権者(以下普通株主とあわせて「普通株主等」と総称します。)に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、下記(2)に記載する配当年率(10%を上限とします。以下「配当年率」といいます。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。また、2024年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日(同日を含みます。)から2024年3月31日(同日を含みます。)までの期間の日数につき、1年を366日として日割計算を行い、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。)(以下「第1回社債型種類株式優先配当金」といいます。)を支払います。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に第1回社債型種類株式優先期中配当金(下記口に定義します。)を支払ったときは、その合計額を控除した額とします。

(2) 配当年率

(i) 2029年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合
年2.500%とします。

(ii) 2029年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合

各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日(以下に定義します。)前の日(以下「年率基準日」といいます。)における1年国債金利(以下に定義します。)に3.182%を加えた率とします。

当社はその本店において、2029年4月1日以降に終了する各事業年度の開始日から5営業日以内(当該事業年度の開始日を含みます。)に、上記(ii)により決定された配当年率を、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、又は休日とすることが認められた日以外の日とをいいます。

「1年国債金利」とは、年率基準日のレートとして年率決定日(以下に定義します。)の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ(財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」(https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcn.csv)(その承継ファイル及び承継ページを含みます。))又は当該「国債金利情報」ページ(その承継ファイル及び承継ページを含みます。)からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルとをいいます。)に表示される1年国債金利をいいます。

ある事業年度に係る年率決定日の東京時間午前10時に、年率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は年率決定日に参照国債ディーラー(当社が国債市場特別参加者(財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。))又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者をいいます。)に対し、年率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債(以下に定義します。)の売買気配の仲値の半年複利回り(以下「提示レート」といいます。)の提示を求めるものとします。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。)とします。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。)とします。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利(但し、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利)を当該事業年度に適用される1年国債金利とします。

「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいいます。

「参照1年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいいます。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき(以下当該事業年度を「不足事業年度」といいます。)は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積します(以下累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」といいます。)。この場合の単利計算は、不足事業年度ごとに、当該不足事業年度の翌事業年度の初日(同日を含みます。)から第1回社債型種類株式累積未払配当金が第1回社債型種類株主等に対して支払われる日(同日を含みます。また、下記八(1)に記載する残余財産の分配を行う場合、分配日をいいます。)までの間について、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する上記(2)(i)又は(ii)に掲げる年率で1年を365日(当該不足事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366日)として行う日割計算により算出した金額を加算して行います(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。)。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、上記(1)又は下記ロに記載する剰余金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行います。

(4) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行いません。

ロ 優先期中配当金

当社は、3月31日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」といいます。)として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭(以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」といいます。)を支払います。但し、2024年3月31日に終了する事業年度においては期中配当基準日を基準日とした剰余金の配当を行わないものとし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとします。

八 残余財産の分配

(1) 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」といいます。)における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額(以下に定義します。)の合計額を加えた額(以下「基準価額」といいます。)の金銭を支払います。

「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日(2024年3月31日に終了する事業年度については、払込期日)(同日を含みます。)から分配日(同日を含みます。)までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を乗じた金額を365(当該分配日の属する事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366とします。但し、2024年3月31日に終了する事業年度については、払込期日(同日を含みます。)から2024年3月31日(同日を含みます。)までの期間の日数)で除して得られる額をいいます(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。)。但し、分配日の属する事業年度において第1回社債型種類株主等に対して第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その額(分配日が毎年10月1日から第1回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会決議日の前日までの場合は、当該配当金の予想額として当社が9月30日時点で公表済みの額)を控除した額とします。

(2) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配を行いません。

二 優先順位

当社の社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とします。

ホ 議決権

第1回社債型種類株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。

へ 種類株主総会の決議

(1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。

(2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

(3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

(4) 当社の種類株主総会は、場所の定めのない種類株主総会とすることができます。

(5) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じません。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではありません。

a. 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(当社の単独による株式移転を除きます。)

b. 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

ト 会社による金銭対価の取得条項

(1) 金銭対価の取得条項

当社は、下記(a)又は(b)のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができます。この場合、当社は、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、基準価額相当額の金銭を交付します。なお、本トにおいて基準価額を算出する場合は、上記八に記載する経過配当金相当額の計算における「分配日」を「当該取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされた日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がされた日」と適宜読み替えて、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額を計算します。また、取得日の属する事業年度の6月30日の終了時点において、当該事業年度の直前の事業年度における第1回社債型種類株式累積未払配当金が発生している場合には、当該基準価額に当該累積未払配当金の額が含まれるものとみなします。第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定します。

(a) 払込期日(同日を含みます。)から5年を経過した日が到来した場合(2028年11月1日以降)

(b) 資本金性変更事由(以下に定義します。)が生じ、かつ継続している場合

「資本金性変更事由」とは、信用格付業者(株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所をい

債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式(以下「株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式」といいます。)を、それぞれ同一の持分割合で交付します。但し、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当については、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式1株につき、(a)株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額(但し、当社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払合計額の控除その他の必要な調整を行うものとします。)及び(b)当該株式移転の効力発生日の前日における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額を株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に応じて調整した額の合計額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。)とします。

リ 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとします。

ヌ 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第1回社債型種類株式は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替株式とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、第1回社債型種類株式の取り扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

ル 第1回社債型種類株式につき議決権を有しないこととしている理由

第1回社債型種類株式について、既存の普通株主の利益を可能な限り損なわないよう、株主総会における議決権がなく普通株式への転換権もない設計としたことによるものですが、かかる差異に鑑みて、社債型種類株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としております。

(注5) 第2回社債型種類株式の内容は以下に記載の通りです。

イ 優先配当金

(1) 優先配当金

当社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回社債型種類株式を有する株主(以下「第2回社債型種類株主」といいます。)又は第2回社債型種類株式の登録株式質権者(以下第2回社債型種類株主とあわせて「第2回社債型種類株主等」と総称します。)に対し、当社普通株式(以下、本(注5)において「普通株式」といいます。)を有する株主(以下、本(注5)において「普通株主」といいます。)及び普通株式の登録株式質権者(以下、本(注5)において普通株主とあわせて「普通株主等」と総称します。)に先立ち、第2回社債型種類株式1株につき、第2回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、下記(2)に記載する配当年率(10%を上限とします。以下、本(注5)において「配当年率」といいます。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。また、2025年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日(同日を含みます。)から2025年3月31日(同日を含みます。)までの期間の日数につき、1年を365日として日割計算を行い、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。)(以下「第2回社債型種類株式優先配当金」といいます。)を支払います。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に第2回社債型種類株式優先期中配当金(下記に定義します。)を支払ったときは、その合計額を控除した額とします。

(2) 配当年率

- (i) 2030年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合
年3.200%とします。
- (ii) 2030年4月1日以降、2050年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合
各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日(以下に定義します。)前の日(以下、本(注5)において「年率基準日」といいます。)における1年国債金利(以下に定義します。)に2.960%を加えた率とします。
- (iii) 2050年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合
各基準日が属する事業年度につき、その年率基準日における1年国債金利に3.710%を加えた率とします。

当社はその本店において、2030年4月1日以降に終了する各事業年度の開始日から5営業日以内(当該事業年度の開始日を含みます。)に、上記(ii)又は(iii)により決定された配当年率を、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、又は休日とすることが認められた日以外の日をいいます。

「1年国債金利」とは、年率基準日のレートとして年率決定日(以下に定義します。)の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ(財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」(https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate

/jgbcn.csv)(その承継ファイル及び承継ページを含みます。)又は当該「国債金利情報」ページ(その承継ファイル及び承継ページを含みます。)からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。)に表示される1年国債金利をいいます。

ある事業年度に係る年率決定日の東京時間午前10時に、年率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は年率決定日に参照国債ディーラー(当社が国債市場特別参加者(財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。)又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者をいいます。)に対し、年率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債(以下に定義します。)の売買気配の仲値の半年複利回り(以下、本(注5)において「提示レート」といいます。)の提示を求めるものとします。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。)とします。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。)とします。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利(但し、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利)を当該事業年度に適用される1年国債金利とします。

「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいいます。

「参照1年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいいます。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第2回社債型種類株主等に対して行う第2回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第2回社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき(以下、本(注5)において当該事業年度を「不足事業年度」といいます。)は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積します(以下累積した不足額を「第2回社債型種類株式累積未払配当金」といいます。)。この場合の単利計算は、不足事業年度毎に、当該不足事業年度の翌事業年度の初日(同日を含みます。)から第2回社債型種類株式累積未払配当金が第2回社債型種類株主等に対して支払われる日(同日を含みます。また、下記八(1)に記載する残余財産の分配を行う場合、分配日をいいます。)までの間について、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する上記(2)(i)ないし(iii)に掲げる年率で1年を365日(当該不足事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366日)として行う日割計算により算出した金額を加算して行います(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。)。第2回社債型種類株式累積未払配当金については、上記(1)又は下記ロに記載する剰余金の配当に先立ち、第2回社債型種類株式1株につき第2回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第2回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行います。

(4) 非参加条項

第2回社債型種類株主等に対しては、第2回社債型種類株式優先配当金の額及び第2回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行いません。

ロ 優先期中配当金

当社は、3月31日以外の日を基準日(以下、本(注5)において「期中配当基準日」といいます。)として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第2回社債型種類株式1株につき、第2回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭(以下「第2回社債型種類株式優先期中配当金」といいます。)を支払います。但し、2025年3月31日に終了する事業年度においては期中配当基準日を基準日とした剰余金の配当を行わないものとし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第2回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第2回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとします。

八 残余財産の分配

(1) 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第2回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第2回社債型種類株式1株につき、第2回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日(以下、本(注5)において「分配日」といいます。)における第2回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額(以下に定義します。)の合計額を加えた額(以下、本(注5)において

「基準価額」といいます。)の金銭を支払います。

「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日(2025年3月31日に終了する事業年度については、払込期日)(同日を含みます。)から分配日(同日を含みます。)までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第2回社債型種類株式優先配当金の額を乗じた金額を365(当該分配日の属する事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366とします。但し、2025年3月31日に終了する事業年度については、払込期日(同日を含みます。)から2025年3月31日(同日を含みます。)までの期間の日数)で除して得られる額をいいます(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。)。但し、分配日の属する事業年度において第2回社債型種類株主等に対して第2回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その合計額(分配日が毎年10月1日から第2回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会の決議の日の前日までの日である場合は、当該配当金の予想額として当社が9月30日時点で公表済みの額)を控除した額とします。

(2) 非参加条項

第2回社債型種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配を行いません。

二 優先順位

当社の社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とします。

ホ 議決権

第2回社債型種類株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。

ハ 種類株主総会の決議

- (1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。
- (2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第2回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。
- (4) 当社の種類株主総会は、場所の定めのない種類株主総会とすることができます。
- (5) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第2回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、第2回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じません。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第2回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではありません。
 - a. 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(当社の単独による株式移転を除きます。)
 - b. 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

ト 会社による金銭対価の取得条項

(1) 金銭対価の取得条項

当社は、下記(a)又は(b)のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第2回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができます。この場合、当社は、第2回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第2回社債型種類株主に対し、第2回社債型種類株式1株につき、基準価額相当額の金銭を交付します。但し、当社は、取得日又は当該取得に係る振替取得日(以下に定義します。)のいずれかが4月1日から6月30日までのいずれかの日となる取得を行うことができません。なお、本トにおいて基準価額を算出する場合は、上記八に記載する「分配日」を「当該取得に係る振替取得日」と適宜読み替えて、第2回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額を計算します。第2回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的方法によって、第2回社債型種類株主から取得すべき第2回社債型種類株式を決定します。

(a) 払込期日(同日を含みます。)から5年を経過した日が到来した場合(2029年10月3日以降)

(b) 資本性変更事由(以下に定義します。)が生じ、かつ継続している場合

「振替取得日」とは、本トに記載する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第2回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第2回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいいます。

「資本性変更事由」とは、信用格付業者(株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所又はその格付業務を承継した者をいいます。以下同じです。)のうち1社以上より、各信用格付業者における第2回社債型種類株式発行後の資本性評価基準の変更に従い、第2回社債型種類株式について、当該信用格付業者が認める当該第2回社債型種類株式の発行時点において想定された資本性より低いもの

として取り扱うことを決定した旨の公表がなされたか、又は当該旨の書面による通知が当社に対してなされたことをいいます。

(2) 借換制限

当社は、当社が本トに記載する金銭対価の取得又は特定の第2回社債型種類株主との合意若しくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第2回社債型種類株式の取得(以下、本(注6)において本トに記載する金銭対価の取得とあわせて「金銭対価取得」といいます。)を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12カ月間に、借換必要金額(以下に定義します。)につき、借換証券(以下に定義します。)を発行若しくは処分又は借入れ(以下、本(注5)において「発行等」といいます。)することにより資金を調達していない限り(但し、払込期日(同日を含みます。))から5年を経過した日(2029年10月3日)以降に金銭対価取得を行う場合において、以下の(a)及び(b)の要件をいずれも充足する場合を除きます。)、当該金銭対価取得を行いません。

(a)調整後ネットレバレッジ・レシオ(以下に定義します。)が2024年6月末時点の数値以下であること

(b)調整後連結自己資本金額(以下に定義します。)が2兆4,320億円以上であること

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第2回社債型種類株式の資本金評価相当額(以下に定義します。)をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第2回社債型種類株式の資本金評価相当額を、当該借換証券について各信用格付業者から承認を得た資本金(パーセント表示されます。)で除して算出される金額(信用格付業者毎に承認された資本金が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額)をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用します。

「借換証券」とは、以下のa.ないしc.の証券又は債務をいいます。但し、(i)以下のa.ないしc.のいずれの場合においても、借換証券である旨を当社が公表している場合に限り、(ii)以下のa.又はb.の場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、(iii)以下のb.又はc.の場合においては、第2回社債型種類株式の払込期日における第2回社債型種類株式と同等以上の当社における資本金性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限り、

a.普通株式

b.上記a.以外のその他の種類の株式

c.上記a.又はb.以外の当社のその他一切の証券及び債務

「調整後ネットレバレッジ・レシオ」とは、金銭対価取得を行う時点で当社より公表されている調整後純有利子負債(以下に定義します。)を調整後EBITDA(以下に定義します。)で除した値をいいます。

「調整後連結自己資本金額」とは、直近連結会計年度末又は四半期連結会計期間末時点における親会社の所有者に帰属する持分合計からハイブリッド資本(以下に定義します。)を控除した金額をいいます。

「資本金評価相当額」とは、第2回社債型種類株式の発行価格の総額相当額に50パーセントを乗じた金額をいいます。

「調整後純有利子負債」とは、直近連結会計年度末又は四半期連結会計期間末時点における有利子負債にハイブリッド資本を加算し、現金及び現金同等物、債権流動化現金準備金ならびにその他の調整項目を調整した金額をいいます。

「調整後EBITDA」とは、直近連結会計期間又は四半期連結累計期間における営業利益に減価償却費及び償却費(固定資産除去損を含みます。)ならびに株式報酬費用を加算し、その他の調整項目を調整した金額をいいます。

「ハイブリッド資本」とは、当社が発行して各信用格付業者から資本金性の承認を得た社債型種類株式、永久劣後債又は永久劣後ローンのうち、直近連結会計年度末又は四半期連結会計期間末時点において残存する金額の合計をいいます。

(3) 取得の方法

当社は、本トに記載する金銭対価の取得を行う場合にあっては、取得日の1カ月前の日(当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日)までに、第2回社債型種類株主に対して、取得日を通知するか、又は公告しなければなりません。

チ 株式の併合又は分割等

(1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第2回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行いません。

(2) 当社は、第2回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行いません。

(3) 当社は、第2回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えません。

(4) 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限り、)をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、第2回社債型種類株主等には第2回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第2回社債型種類株式と同種の株式(以下「株式移転設立完全親会社第2回社債型種類株式」といいます。)を、それぞれ同一の

持分割合で交付します。但し、株式移転設立完全親会社第2回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当については、株式移転設立完全親会社第2回社債型種類株式1株につき、(a)株式移転設立完全親会社第2回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額(但し、当社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第2回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払合計額の控除その他の必要な調整を行うものとします。)及び(b)当該株式移転の効力発生日の前日における第2回社債型種類株式累積未払配当金の額を株式移転設立完全親会社第2回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に応じて調整した額の合計額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるとします。)とします。

リ 自己の第2回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第2回社債型種類株主との合意により当該第2回社債型種類株主の有する第2回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第2回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとします。

ヌ 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第2回社債型種類株式は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替株式とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、第2回社債型種類株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

ル 第2回社債型種類株式につき議決権を有しないこととしている理由

第2回社債型種類株式について、既存の普通株主の利益を可能な限り損なわないよう、株主総会における議決権がなく普通株式への転換権もない設計としたことによるものですが、かかる差異に鑑みて、社債型種類株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としています。

なお、本書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。また、本書に言及のある社債型種類株式に関しては米国における証券の公募は行われません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しています。

当該制度の内容は、次の通りです。

・2018年3月新株予約権(2018年3月6日および2018年3月27日取締役会決議)

区 分	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 8 当社執行役員および従業員 18,859 当社子会社役員 129 当社子会社執行役員および従業員 1,221	
新株予約権の数(個)	28,054	
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容および数(株)	普通株式 28,054,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	63	
新株予約権の行使期間	2020年4月1日～2025年3月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組入額 (円)	発行価格 63 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分 の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるもの とする。	
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の新株予約権者は、当社 または当社子会社の取締役、使用人(執 行役員を含む。)の地位をいずれも喪失 した場合には、未行使の本新株予約権を 行使できなくなるものとする。ただし、 任期満了による退任、定年退職その他正 当な理由のある場合はこの限りでない。 その他の条件は「ソフトバンク株式会 社2018年3月インセンティブ・プログラ ム」に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する 場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式 交換または株式移転(以上を総称して以下 「組織再編行為」)をする場合において、組 織再編行為の効力発生の時点において残存す る本新株予約権(以下「残存新株予約権」) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につ き、会社法第236条第1項第8号のイからホ までに掲げる株式会社(以下「再編対象会 社」)の新株予約権を交付する。 この場合においては、残存新株予約権は消 滅するものとし、再編対象会社の新株予約権 を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換 契約または株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。	

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

当社が株式分割、株式併合をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分をする場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

・2020年7月新株予約権(2020年6月24日取締役会決議)

区 分	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員および従業員 94	同左
新株予約権の数(個)	191	191
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容および数(株)	普通株式 191,000	普通株式 191,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	2022年8月1日～2027年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組入額 (円)	発行価格 1 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分 の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるもの とする。	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の新株予約権者は、当社 の取締役、使用人(執行役員を含む。)また は顧問の地位をいずれも喪失した場合 には、未行使の本新株予約権を行使でき なくなるものとする。ただし、任期満了 による退任、定年退職その他正当な理由 のある場合はこの限りでない。 その他の条件は「ソフトバンク株式会 社2020年7月インセンティブ・プログラ ム」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する 場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式 交換または株式移転(以上を総称して以下 「組織再編行為」)をする場合において、組 織再編行為の効力発生の時点において残存す る本新株予約権(以下「残存新株予約権」) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につ き、会社法第236条第1項第8号のイからホ までに掲げる株式会社(以下「再編対象会 社」)の新株予約権を交付する。 この場合においては、残存新株予約権は消 滅するものとし、再編対象会社の新株予約権 を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換 契約または株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

・2021年1月新株予約権(2020年12月21日取締役会決議)

区 分	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員および従業員 19,577 当社子会社取締役 27 当社子会社執行役員および従業員 2,582	同左
新株予約権の数(個)	644,399	599,245
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容および数(株)	普通株式 644,399,000	普通株式 599,245,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	137	同左
新株予約権の行使期間	2023年4月1日～2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組入額 (円)	発行価格 137 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分 の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるもの とする。	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の新株予約権者は、当社 または当社子会社の取締役、使用人(執 行役員を含む。)の地位をいずれも喪失 した場合には、未行使の本新株予約権を 行使できなくなるものとする。ただし、 任期満了による退任、定年退職その他正 当な理由のある場合はこの限りでない。 その他の条件は「ソフトバンク株式会 社2021年1月インセンティブ・プログラ ム」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する 場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式 交換または株式移転(以上を総称して以下 「組織再編行為」)をする場合において、組 織再編行為の効力発生の時点において残存す る本新株予約権(以下「残存新株予約権」) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につ き、会社法第236条第1項第8号のイからホ までに掲げる株式会社(以下「再編対象会 社」)の新株予約権を交付する。 この場合においては、残存新株予約権は消 滅するものとし、再編対象会社の新株予約権 を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換 契約または株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。
当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株
予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、
当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満
の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数
の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使され
ていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるもの
とする。

当社が株式分割、株式併合をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端
数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割(または併合)の比率}} \times 1$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額
を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分をする場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

・2021年7月新株予約権(2021年6月22日取締役会決議)

区 分	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 5 当社執行役員 4	同左
新株予約権の数(個)	92,000	85,000
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容および数(株)	普通株式 92,000,000	普通株式 85,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150	同左
新株予約権の行使期間	2023年4月1日～2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組入額 (円)	発行価格 150 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分 の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるもの とする。	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の新株予約権者は、当社 または当社子会社の取締役、使用人(執 行役員を含む。)の地位をいずれも喪失 した場合には、未行使の本新株予約権を 行使できなくなるものとする。ただし、 任期満了による退任、定年退職その他正 当な理由のある場合はこの限りでない。 その他の条件は「ソフトバンク株式会 社2021年7月インセンティブ・プログラ ム」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する 場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式 交換または株式移転(以上を総称して以下 「組織再編行為」)をする場合において、組 織再編行為の効力発生の時点において残存す る本新株予約権(以下「残存新株予約権」) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につ き、会社法第236条第1項第8号のイからホ までに掲げる株式会社(以下「再編対象会 社」)の新株予約権を交付する。 この場合においては、残存新株予約権は消 滅するものとし、再編対象会社の新株予約権 を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換 契約または株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後に本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

当社が本新株予約権の割当日後に株式分割、株式併合をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分をする場合には、「新規発行株式

数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

・2021年7月新株予約権_1円(2021年6月22日取締役会決議)

区 分	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員および従業員 104	同左
新株予約権の数(個)	539	539
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容および数(株)	普通株式 539,000	普通株式 539,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	2023年8月1日～2028年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組入額 (円)	発行価格 1 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分 の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるもの とする。	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の新株予約権者は、当社 の取締役、使用人(執行役員を含む。)また は顧問の地位をいずれも喪失した場合 には、未行使の本新株予約権を行使でき なくなるものとする。ただし、任期満了 による退任、定年退職その他正当な理由 のある場合はこの限りでない。 その他の条件は「ソフトバンク株式会 社2021年7月インセンティブ・プログラ ム_1円」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する 場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式 交換または株式移転(以上を総称して以下 「組織再編行為」)をする場合において、組 織再編行為の効力発生の時点において残存す る本新株予約権(以下「残存新株予約権」) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につ き、会社法第236条第1項第8号のイからホ までに掲げる株式会社(以下「再編対象会 社」)の新株予約権を交付する。 この場合においては、残存新株予約権は消 滅するものとし、再編対象会社の新株予約権 を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換 契約または株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後に本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

・ 2022年7月新株予約権_1円(2022年6月23日取締役会決議)

区 分	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員および従業員 109	同左
新株予約権の数(個)	758	758
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容および数(株)	普通株式 758,000	普通株式 758,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	2024年8月1日～2029年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組入額 (円)	発行価格 1 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分 の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるもの とする。	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の新株予約権者は、当社 の取締役、使用人(執行役員を含む。)また は顧問の地位をいずれも喪失した場合 には、未行使の本新株予約権を行使でき なくなるものとする。ただし、任期満了 による退任、定年退職その他正当な理由 のある場合はこの限りでない。 その他の条件は「ソフトバンク株式会 社2022年7月インセンティブ・プログラ ム_1円」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する 場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式 交換または株式移転(以上を総称して以下 「組織再編行為」)をする場合において、組 織再編行為の効力発生の時点において残存す る本新株予約権(以下「残存新株予約権」) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につ き、会社法第236条第1項第8号のイからホ までに掲げる株式会社(以下「再編対象会 社」)の新株予約権を交付する。 この場合においては、残存新株予約権は消 滅するものとし、再編対象会社の新株予約権 を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換 契約または株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれによって調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後に本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

・2023年7月新株予約権_1円(2023年6月20日取締役会決議)

区 分	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員および従業員 114	同左
新株予約権の数(個)	4,920	4,920
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容および数(株)	普通株式 4,920,000	普通株式 4,920,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	2025年8月1日～2030年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組入額 (円)	発行価格 1 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分 の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるもの とする。	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の新株予約権者は、本新 株予約権の付与時における当社の取締 役、使用人(執行役員を含む。)または顧 問の地位をいずれも喪失した場合には、 未行使の本新株予約権を行使できなくな るものとする。ただし、任期満了による 退任、定年退職その他正当な理由のある 場合はこの限りでない。 その他の条件は「ソフトバンク株式会 社2023年7月インセンティブ・プログラ ム_1円」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する 場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式 交換または株式移転(以上を総称して以下 「組織再編行為」)をする場合において、組 織再編行為の効力発生の時点において残存す る本新株予約権(以下「残存新株予約権」) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につ き、会社法第236条第1項第8号のイからホ までに掲げる株式会社(以下「再編対象会 社」)の新株予約権を交付する。 この場合においては、残存新株予約権は消 滅するものとし、再編対象会社の新株予約権 を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換 契約または株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後に本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

・2024年7月新株予約権_1円(2024年6月20日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員および従業員 112	同左
新株予約権の数(個)	3,839	3,839
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容および数(株)	普通株式 3,839,000	普通株式 3,839,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	2026年8月1日～2031年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組入額 (円)	発行価格 1 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分 の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り上げるもの とする。	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の新株予約権者は、本新 株予約権の付与時における当社の取締 役、使用人(執行役員を含む。)または顧 問の地位をいずれも喪失した場合には、 未行使の本新株予約権を行使できなくな るものとする。ただし、任期満了による 退任、定年退職その他正当な理由のある 場合はこの限りでない。 その他の条件は「ソフトバンク株式会 社2024年7月インセンティブ・プログラ ム_1円」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する 場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式 交換または株式移転(以上を総称して以下 「組織再編行為」)をする場合において、組 織再編行為の効力発生の時点において残存す る本新株予約権(以下「残存新株予約権」) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につ き、会社法第236条第1項第8号のイからホ までに掲げる株式会社(以下「再編対象会 社」)の新株予約権を交付する。 この場合においては、残存新株予約権は消 滅するものとし、再編対象会社の新株予約権 を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換 契約または株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれによって調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後に本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の株式分割または併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整するものとし、調整による新株予約権1個当たりの1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 ÷ 分割(または併合)の比率)

・2024年8月新株予約権(2024年7月25日取締役会決議)

区 分	事業年度末現在 (2025年3月31日)	提出日の前月末現在 (2025年5月31日)
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員および従業員 21,017 当社子会社取締役 14 当社子会社執行役員および従業員 4,644	同左
新株予約権の数(個)	1,292,791	1,290,640
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容および数(株)	普通株式 1,292,791,000	普通株式 1,290,640,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	211	同左
新株予約権の行使期間	2027年4月1日～2032年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組入額 (円)	発行価格 211 組入額は、会社計算規則第17条第1項に従 い算出される資本金等増加限度額の2分の1 の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生 じたときは、その端数を切り上げるものとす る。	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の新株予約権者は、当社 または当社子会社の取締役、使用人(執 行役員を含む。)の地位をいずれも喪失 した場合には、未行使の本新株予約権を 行使できなくなるものとする。ただし、 任期満了による退任、定年退職その他正 当な理由のある場合はこの限りでない。 その他の条件は「ソフトバンク株式会 社2024年8月インセンティブ・プログラ ム」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する 場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式 交換または株式移転(以上を総称して以下 「組織再編行為」)をする場合において、組 織再編行為の効力発生の時点において残存す る本新株予約権(以下「残存新株予約権」) の新株予約権者に対し、それぞれの場合につ き、会社法第236条第1項第8号のイからホ までに掲げる株式会社(以下「再編対象会 社」)の新株予約権を交付する。 この場合においては、残存新株予約権は消 滅するものとし、再編対象会社の新株予約権 を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換 契約または株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。	同左

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。
当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株
予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、
当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満
の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数
の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使され
ていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるもの
とする。

当社が、当社普通株式の株式分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円
未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予
約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上
げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

・2025年7月新株予約権_1円(2025年6月26日取締役会決議(予定))

付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員および従業員 102
新株予約権の数(個)	35,317
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数(株)	普通株式 3,531,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2027年8月1日～2032年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の新株予約権者は、本新株予約権の付与時における当社の取締役、使用人(執行役員を含む。)または顧問の地位をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 その他の条件は「ソフトバンク株式会社2025年7月インセンティブ・プログラム_1円」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」)の新株予約権を交付する。 この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

2025年6月26日開催の取締役会において決議予定の内容を記載しています

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株です。

当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の株式分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後に本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整するものとし、調整による新株予約権1個当たりの1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 ÷ 分割(または併合)の比率)

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年11月1日 (注1)	第1回 社債型種類株式 30,000,000	普通株式 4,794,588,570 第1回 社債型種類株式 30,000,000	60,000	269,679	60,000	136,741
2023年11月1日 (注2)		普通株式 4,794,588,570 第1回 社債型種類株式 30,000,000	60,000	209,679	60,000	76,741
2024年3月29日 (注3)	普通株式 44,850,000	普通株式 4,754,111,570 第1回 社債型種類株式 30,000,000		212,870		79,932
2023年4月1日～ 2024年3月31日 (注4)	普通株式 13,905,600	普通株式 4,756,200,770 第1回 社債型種類株式 30,000,000	10,085	214,394	10,084	81,455
2024年10月1日 (注5)	普通株式 42,911,435,430	普通株式 47,679,372,700 第1回 社債型種類株式 30,000,000		222,924		89,985
2024年10月3日 (注6)	第2回 社債型種類株式 25,000,000	普通株式 47,679,372,700 第1回 社債型種類株式 30,000,000 第2回 社債型種類株式 25,000,000	100,000	322,924	100,000	189,985
2024年10月3日 (注7)		普通株式 47,679,372,700 第1回 社債型種類株式 30,000,000 第2回 社債型種類株式 25,000,000	100,000	222,924	100,000	89,985
2024年4月1日～ 2025年3月31日 (注4)	普通株式 83,854,500	普通株式 47,751,490,700 第1回 社債型種類株式 30,000,000 第2回 社債型種類株式 25,000,000	13,768	228,162	13,768	95,224

- (注1) 2023年11月1日を払込期日とする第1回社債型種類株式の発行による増加です。発行形態、発行価格および資本組入額は以下の通りです。
- | | |
|-------|-------------|
| 発行形態 | 有償一般募集 |
| 発行価格 | 1株当たり4,000円 |
| 資本組入額 | 1株当たり2,000円 |
- (注2) 会社法第447条第1項および第3項ならびに会社法第448条第1項および第3項の規定に基づき、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、資本金および資本準備金の額を減少し、「その他資本剰余金」に振り替えたものです(減資割合22.2%)。
- (注3) 自己株式の消却による減少です。
- (注4) 新株予約権の行使による増加です。
- (注5) 株式分割(1:10)によるものです。
- (注6) 2024年10月3日を払込期日とする第2回社債型種類株式の発行による増加です。発行形態、発行価格および資本組入額は以下の通りです。
- | | |
|-------|-------------|
| 発行形態 | 有償一般募集 |
| 発行価格 | 1株当たり8,000円 |
| 資本組入額 | 1株当たり4,000円 |
- (注7) 会社法第447条第1項および第3項ならびに会社法第448条第1項および第3項の規定に基づき、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、資本金および資本準備金の額を減少し、「その他資本剰余金」に振り替えたものです(減資割合31.0%)。
- (注8) 2025年4月1日から2025年5月31日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が51,636,000株、資本金が3,779百万円、資本準備金が3,779百万円増加しています。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		143	42	7,000	968	3,267	1,273,873	1,285,293	
所有株式数(単元)		76,150,802	18,140,209	200,740,566	82,957,102	268,904	99,227,069	477,484,652	3,025,500
所有株式数の割合(%)		15.95	3.80	42.04	17.37	0.06	20.78	100.00	

(注1) 自己株式184,234,180株は、「個人その他」に1,842,341単元、「単元未満株式の状況」に80株含まれております。

(注2) 単元未満株式のみを有する株主数は75,245人であり、株主総数は1,360,538人です。

第1回社債型種類株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		11	3	1,072	2	9	19,411	20,508	
所有株式数(単元)		13,500	5,482	105,485	1,003	179	174,340	299,989	1,100
所有株式数の割合(%)		4.50	1.83	35.16	0.33	0.06	58.12	100.00	

(注) 単元未満株式のみを有する株主数は85人であり、株主総数は20,593人です。

第2回社債型種類株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		5	2	1,754		32	29,934	31,727	
所有株式数(単元)		5,437	44	81,732		201	162,586	250,000	
所有株式数の割合(%)		2.18	0.02	32.69		0.08	65.03	100.00	

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ソフトバンクグループジャパン(株)	東京都港区海岸一丁目7番1号	19,148,581	40.21
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	4,991,838	10.48
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,762,487	3.70
S M B C 日興証券(株)	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	626,460	1.32
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 (株) みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	623,971	1.31
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 (株) みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号)	414,703	0.87
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済 営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	391,677	0.82
J P モルガン証券(株)	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	385,418	0.81
ゴールドマン・サックス証券(株) B N Y M	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号	286,254	0.60
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済 営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	250,861	0.53
計		28,882,249	60.65

(注1) 上記の所有株式数のうち、日本マスタートラスト信託銀行(株)および(株)日本カストディ銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式が含まれています。

(注2) 所有株式数には第1回社債型種類株式および第2回社債型種類株式が含まれています。なお、第1回社債型種類株式および第2回社債型種類株式の株主は当社の株主総会における議決権を有しません。

(注3) 2021年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーおよびその共同保有者が2021年12月15日時点で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮していません。なお、当該報告書の内容は以下の通りです

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーほか1社	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンゼルス、サウスホープ・ストリート333ほか	206,285 (注5)	4.31

(注4) 2024年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン(株)およびその共同保有者が2024年5月31日時点で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮していません。なお、当該報告書の内容は以下の通りです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ブラックロック・ジャパン(株)ほか7社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号ほか	239,777 (注5)	5.01

(注5) 当社は2024年10月1日付で普通株式1株を10株に株式分割していますが、上記株式数については当該株式分割前の株式数を記載しています。

所有議決権数別

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
ソフトバンクグループジャパン(株)	東京都港区海岸一丁目7番1号	191,485,807	40.26
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	49,918,375	10.49
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	17,624,462	3.71
S M B C 日興証券(株)	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	6,264,599	1.32
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 (株) みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	6,239,709	1.31
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 (株) みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号)	4,147,032	0.87
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済 営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	3,916,768	0.82
J P モルガン証券(株)	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	3,854,184	0.81
ゴールドマン・サックス証券(株) B N Y M	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号	2,862,540	0.60
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済 営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	2,508,613	0.53
計		288,822,089	60.72

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回 社債型種類株式 29,998,900 第2回 社債型種類株式 25,000,000		「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の通りです。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 184,234,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,564,231,100	475,642,311	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 3,025,500 第1回 社債型種類株式 1,100 第2回 社債型種類株式		
発行済株式総数	47,806,490,700		
総株主の議決権		475,642,311	

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式 80株が含まれています。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ソフトバンク(株)	東京都港区海岸一丁目7番 1号	184,234,100		184,234,100	0.39
計		184,234,100		184,234,100	0.39

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,650	323,695
当期間における取得自己株式		

(注1) 2024年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っています。当事業年度における株式数は、当該株式分割による調整後の株式数を記載しています。

(注2) 当期間における取得自己株式数には、2025年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (新株予約権の権利行使)	272,124,000	16,677,121,000		
その他 (譲渡制限付株式の付与)	21,695,000	4,230,525,000		
保有自己株式数	184,234,180		184,234,180	

(注1) 2024年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っています。当事業年度における株式数は、当該株式分割による調整後の株式数を記載しています。

(注2) 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取りおよび新株予約権の権利行使による株式数は含まれていません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆さまに利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けています。企業価値の向上のために、5Gのさらなる高度化のための設備投資を効率的に行うことに加え、AI計算基盤の構築を含む新規事業への投資も継続して取り組んでいきます。配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本方針とし、業績動向、財政状態、キャッシュ・フローの状況などを総合的に勘案して安定性、継続性に配慮しながら実施していきます。

内部留保資金については、今後の企業としての成長と、財務基盤の安定のバランスを鑑みながら、有利子負債の返済、設備投資、M&A等の投資等に充当していきます。

当社は、中間配当および期末配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨、および剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めています。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りです。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額
2024年10月21日 取締役会決議	普通株式	203,687	43円00銭
	第1回社債型種類株式	1,500	50円00銭
2025年5月20日 取締役会決議	普通株式	204,539	4円30銭
	第1回社債型種類株式	1,500	50円00銭
	第2回社債型種類株式	3,156	126円24銭

(注)2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。1株当たり配当額については、2024年10月21日取締役会決議は分割前、2025年5月20日取締役会決議は分割後の金額を記載しています。

また、次期の配当については、普通株式1株当たり年間8円60銭(うち中間配当金4円30銭、期末配当金4円30銭)を予定しており、第1回社債型種類株式、第2回社債型種類株式については所定の金額の配当を実施します。

当社は、これからも通信事業と新規事業で成長を続けながら、企業価値の向上に努め、株主の皆さまへの安定的な利益還元を行うことを目指します。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

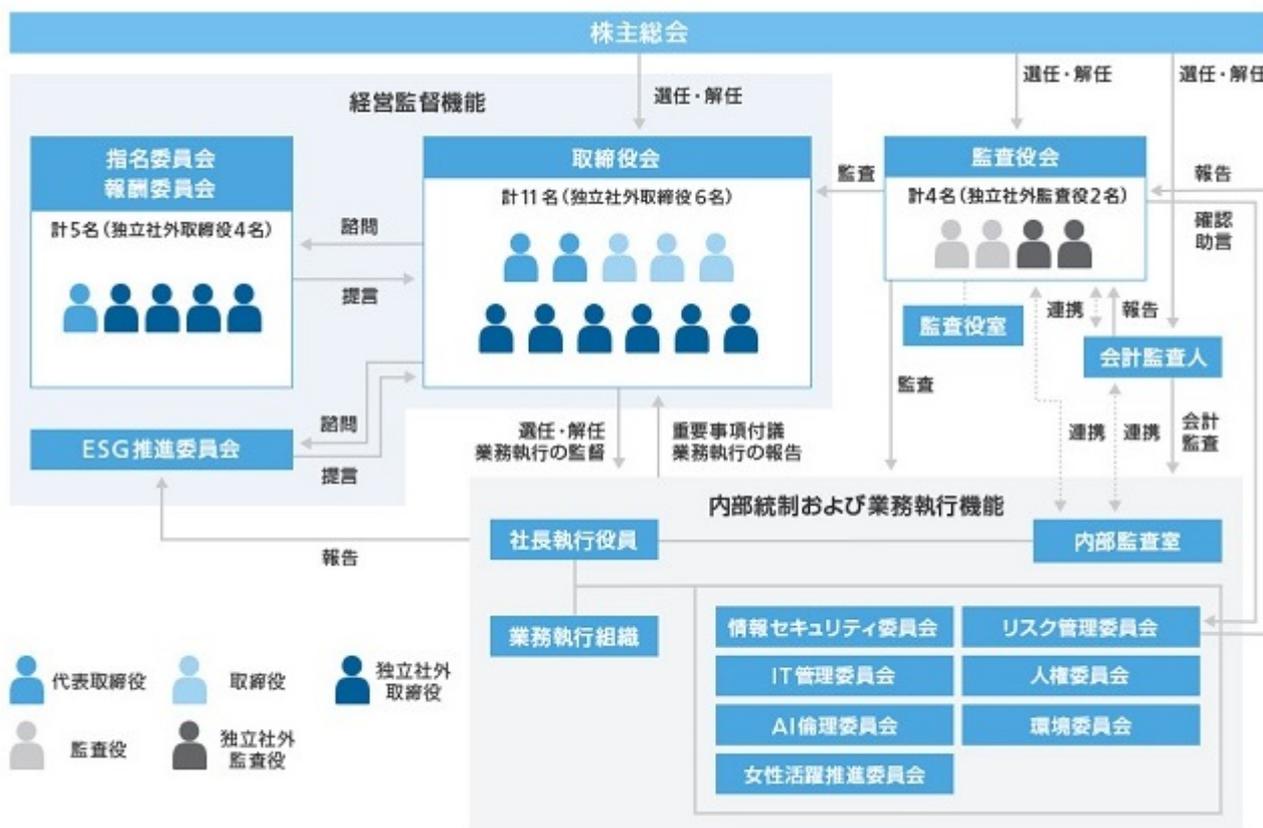
a. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、グループ共通の経営理念である「情報革命で人々を幸せに」という考え方の下、「世界に最も必要とされる会社」になるというビジョンの実現に向けて、これまで築き上げた国内での通信事業の基盤と、最先端のデジタルテクノロジーを活用した製品やサービスの提供により新しい社会基盤を作り、誰もが便利で、快適に、安全に過ごせる理想の社会の実現に取り組んでいます。当社グループでは、このビジョンを実現するためにはコーポレート・ガバナンスの実効性の確保が不可欠との認識を有しており、当社の経営理念の共有を図るとともに、グループ会社およびその役職員が遵守すべき各種規則等に基づき、グループ内のコーポレート・ガバナンスを強化しています。

b. 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社の提出日現在における企業統治の体制の模式図、企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由は以下の通りです。

- ・当社は執行役員制度を導入しており、業務執行機能のさらなる強化を図るとともに、経営の迅速化を確保しています。



(a) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役 宮川潤一氏が議長を務めています。その他のメンバーは取締役 今井康之氏、代表取締役 榛原淳氏、取締役 藤原和彦氏、取締役 孫正義氏、独立社外取締役 堀場厚氏、独立社外取締役 上釜健宏氏、独立社外取締役 大木一昭氏、独立社外取締役 越直美氏、独立社外取締役 坂本真樹氏および独立社外取締役 佐々木裕子氏の計11名で構成されており、全取締役の過半数（54.5%）が独立社外取締役です。加えて、取締役会にはすべての監査役が出席し、必要があると認められるときは、意見を述べる等、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっています。

当社の取締役会は、定例取締役会を毎月1回(計12回)開催するほか、必要に応じて臨時取締役会(当事業年度は計1回)を開催しており、法令または定款に定める事項のほか、取締役会規則に基づき当社の業務執行に関する重要事項を決定し、各取締役の業務執行の状況を監督しています。

なお、当社は、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として「取締役11名選任の件」を

提案しています。当該議案が原案どおり承認可決された場合、現任の取締役のうち、今井康之氏、宮川潤一氏、榛葉淳氏、藤原和彦氏、孫正義氏、堀場厚氏、越直美氏、坂本真樹氏および佐々木裕子氏がそれぞれ再任されることに加え、新たに、唐木秀明氏および仲條亮子氏が選任されます。これにより当社の取締役は、引き続き過半数（54.5%）が独立社外取締役となります。

当事業年度の取締役会の開催状況、個々の取締役の出席状況は次の通りです。

役職	氏名	開催状況および出席状況
取締役会長	今井 康之	100% 12 / 12回
代表取締役 社長執行役員 兼CEO	(議長)宮川 潤一	100% 12 / 12回
代表取締役 副社長執行役員 兼COO	榛葉 淳	100% 12 / 12回
取締役 専務執行役員 兼CFO	藤原 和彦	100% 12 / 12回
創業者 取締役	孫 正義	83.3% 10 / 12回
独立社外取締役	堀場 厚	91.7% 11 / 12回
独立社外取締役	上釜 健宏	91.7% 11 / 12回
独立社外取締役	大木 一昭	100% 12 / 12回
独立社外取締役	越 直美	100% 12 / 12回
独立社外取締役	坂本 真樹	100% 12 / 12回
独立社外取締役	佐々木 裕子	100% 12 / 12回
取締役特別顧問	宮内 謙	100% 2 / 2回
独立社外取締役	植村 京子	100% 2 / 2回

(注1) 取締役会の開催回数については、上記のほか、会社法第370条に基づく取締役全員の電磁的記録による同意および会社法第372条第1項に基づく取締役への通知を2回実施しています。

(注2) 役職は当事業年度末時点のものを記載しています。

(注3) 取締役特別顧問宮内謙氏および独立社外取締役植村京子氏は、2024年6月20日付で任期満了により取締役を退任しています。両氏については2024年6月20日の退任までの役職および状況を記載しています。

当事業年度における具体的な検討内容としては、経営管理に関する事項や財務に関する事項等について議論、審議を行ったほか、AIデータセンターの構築に向けたシャープ(株)堺工場の土地や建物の取得や、国際海底ケーブルの建設などに関して議論、審議を行いました。また、業績および事業KPIの実績と見通しについて報告がなされたほか、関係会社に関する事項やリスク管理に関する事項等について報告がなされました。

テーマ別に分類した取締役会への付議件数は次の通りです。

テーマ	件数
コーポレート・ガバナンス関連	29
決算・財務関連	28
関係会社関連	6
リスク管理・内部統制・コンプライアンス関連	10
人事・ESG関連	13
個別案件	8
計	94

(注) 件数は決議事項の件数と報告事項の件数を合算しています。

(b) 監査役会

当社は監査役会制度を採用し、常勤独立社外監査役 小嶋修司氏が議長を務めています。その他のメンバーは常勤監査役 島上英治氏、監査役 君和田和子氏および独立社外監査役 工藤陽子氏の計4名で構成されています。監査役会は、定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しています。また、監査役が必要と認めた場合、当社および当社グループの取締役または使用人にヒアリングを実施する機会を設けています。そのほか、監査役は、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を図るとともに、重要な会議に出席しています。

(c) 取締役会の諮問機関

当社は取締役会の諮問機関として任意の指名委員会、報酬委員会およびESG推進委員会を設置しており、各委員会の概要は以下の通りです。

- 「指名委員会・報酬委員会」

指名委員会および報酬委員会は、本報告書の提出時点ではCEO 宮川潤一氏および独立社外取締役である堀場厚氏、上釜健宏氏、大木一昭氏および越直美氏の計5名で構成され、委員長を独立社外取締役の堀場厚氏が務め、独立性を確保しています。指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任、解任および代表取締役の指名に関する提言内容につき、報酬委員会は、取締役の報酬に関する提言内容につき、それぞれ審議の上、提言内容を決定しています。

指名委員会(当事業年度における開催回数は2回)は、株主総会に提出する取締役の選任、解任および代表取締役の指名に関する提言内容につき審議の上、提言内容を決定しており、当事業年度においては取締役会の体制、取締役の選任、代表取締役の指名、スキルマトリックスと照らし合わせた取締役の専門性等について審議および提言を行いました。

また、報酬委員会(当事業年度における開催回数は4回)は、取締役の報酬に関する提言内容につき審議の上、提言内容を決定しており、当事業年度においては役職別報酬、業績連動指標、開示書類、個別報酬額について審議および提言を行いました。

当事業年度の指名委員会、報酬委員会の開催状況および個々の委員の出席状況は次の通りです。

氏名	開催状況および出席状況	
	指名委員会	報酬委員会
(委員長)堀場 厚	100% 2 / 2 回	100% 4 / 4 回
上釜 健宏	50% 1 / 2 回	75% 3 / 4 回
大木 一昭	100% 2 / 2 回	100% 4 / 4 回
植村 京子		100% 1 / 1 回
越 直美	100% 2 / 2 回	100% 4 / 4 回
宮川 潤一	100% 2 / 2 回	100% 4 / 4 回

(注1) 出席状況は委員在任中の状況について記載しています。また、オブザーバーの氏名および出席状況は記載を省略しています。

(注2) 2024年6月20日付で廃止した特別委員会の後継として、新たに「独立社外取締役会議」を実施する体制としています。「独立社外取締役会議」では、取締役会における少数株主の利益保護の観点を含む議論の一層の活性化を目的として、旧特別委員会同様、少数株主の利益保護の観点から事前検討を行うほか、全ての独立社外取締役が率直に意見交換をし、情報共有をする場として、取締役会の実効性の向上に寄与するよう運営を行います。なお、当事業年度における開催実績はいずれもありません。

- 「ESG推進委員会」

ESG推進委員会は、代表取締役 社長執行役員 宮川潤一氏が委員長を務め、委員長の指名に基づき、独立社外取締役の佐々木裕子氏が委員を務める他、取締役および執行役員の中から委員長が指名した委員で構成されています。同委員会は、当社グループのESG活動に関する進捗(マテリアリティKPIなど)のモニタリングおよび取締役会への提言などを行っています。

c. 内部統制システムの整備の状況(リスク管理体制の整備の状況を含む。)

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制について、会社法および法務省令に則り、取締役会において以下の事項を決定しています。

(a) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令の遵守にとどまらず、高い倫理観に基づいた企業活動を行うため、すべての取締役および使用人が遵守すべきコンプライアンスに関する行動規範を定めるとともに、コンプライアンス体制の継続的な強化のため、以下の体制を整備しています。

チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)を選任し、CCOは当社のコンプライアンス体制の確立・強化に必要な施策を立案・実施する。

コンプライアンスを所管する部署を置き、CCOの補佐を行う。

各本部にコンプライアンス本部責任者およびコンプライアンス推進者を置きコンプライアンスの徹底を図る。

取締役・使用人が直接報告・相談できる社内外のホットライン(コンプライアンス通報窓口)を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、当社は、「内部通報規程」において、ホットラインに報告・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保する。

監査役および監査役会は、法令および定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に求める。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、適切に保存・管理するため、以下の体制を整備しています。

「情報セキュリティ基本規程」に基づき、保存の期間や方法、事故に対する措置を定め機密度に応じて分類のうえ保存・管理する。

「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ管理の責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー(CISO)を任命するとともに、各本部に情報セキュリティ責任者を置き、情報の保存および管理に関する体制を整備する。

CDO室を設置し、チーフ・データ・オフィサー(CDO)を任命するとともに、社内外データの管理・戦略的利活用の方針およびルールを整備し、通信の秘密・個人情報等の取扱いに関する社内管理体制を強化する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業運営における様々なリスクに対し、回避、軽減その他の必要な措置を行うため、以下の体制を整備しています。

「リスク管理規程」に基づき、リスク管理部門は各部門で実施したリスクに対する評価・分析および対策・対応についての進捗状況を取りまとめ、その結果を定期的に代表取締役等を委員とするリスク管理委員会へ報告している。

リスク管理委員会はリスク重要度およびリスクオーナーの決定を行い、リスクオーナーにより策定および実行される対応策の確認および促進を行うことで、リスクの低減および未然防止を図る。その上でリスク管理委員会の結果を定期的に取締役会に報告している。

緊急事態発生時においては、緊急対策本部を設置し、緊急対策本部の指示のもと、被害(損失)の極小化を図る。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、効率的な運営体制を確保するため、以下の体制を整備しています。

「取締役会規則」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするとともに、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。

業務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。

取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。

「組織管理規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲および責任を明確にする。

(e) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「ソフトバンク企業行動憲章」等に則り、グループの基本思想・理念を共有し、管理体制とコンプライアンスを強化するとともに、当社グループの取締役および使用人に、グループ共通の各種規則等を適用し、以下の体制を整備しています。

CCOは、当社グループのコンプライアンス体制を確立・強化し、コンプライアンスを実践するにあたり、当該活動が当社グループのコンプライアンスに関する基本方針に則したものであるようグループ各社のCCOに対し助言・指導・命令を行う。また、当社グループの取締役および使用人からの報告・相談を受け付けるコンプライアンス通報窓口を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、当社は、「内部通報規程」において、ホットラインに報告・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保する。

当社情報セキュリティ管理の責任者であるCISOを長とし、グループ各社の情報セキュリティ管理の責任者を構成員とするグループセキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティに関する動向や計画等について、報告や情報共有を行う。

グループ各社の代表者からの当社に対する財務報告に係る経営者確認書の提出を義務付けることにより、当社グループ全体としての有価証券報告書等の内容の適正性を確保する。

内部監査部門は、過去の監査実績のほか、財務状況等を総合的に判断し、リスクが高いと判断する当社およびグループ各社に対して監査を行う。

当社グループにおいてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るとともに、緊急事態発生時においては、「リスク管理規程」に基づき、当社への即時報告を要請するとともに、状況に応じて当社とグループ各社にて連携を取り、被害(損失)の最小化を図る。

(f) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「反社会的勢力への対応に関する規程」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示している。反社会的勢力に関する社内の体制を整備し、責任部署を置いて全体管理を実施する。なお、反社会的勢力から不当要求等を受けた場合は、警察等の外部専門機関と連携の上、毅然とした態度で臨み、断固として拒否するものとしています。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、専属の使用人を配置しています。また、当該使用人の任命については監査役へ通知し、その人事異動・人事評価等は監査役の同意を得るとともに、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うことにより、指示の実効性を確保しています。

(h) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役または監査役会に対して遅滞なく、(ただし、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実のほか緊急を要する事項については直ちに)次の事項を報告しています。

コンプライアンス体制に関する事項およびコンプライアンス通報窓口利用状況

財務に関する事項(財務報告および予算計画に対する実績状況を含む)

人事に関する事項(労務管理を含む)

情報セキュリティに関するリスク事項に対する職務の状況

大規模災害、ネットワーク障害等に対する職務の状況

内部統制の整備状況

外部不正調査に対する職務の状況

法令・定款違反事項

内部監査部門による監査結果

その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

(i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として次の事項を整備しています。

当社は、監査役が必要と認めた場合、当社グループの取締役および使用人にヒアリングを実施する機会を設けている。また、監査役は、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を図るとともに、重要な会議に出席している。

当社は、監査役に報告・相談を行ったことを理由として、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けない体制を確保している。

会計監査人・弁護士等に係る費用その他の監査役の職務の執行について生じる費用は、当社が負担している。

d. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(a) コンプライアンスに関する事項

取締役・使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施しているほか、コンプライアンス体制の強化のための情報提供、必要に応じた助言等を継続的に実施しています。また、当社および子会社の取締役・使用人が直接報告・相談できるホットラインの設置・運用を通して、当社のコンプライアンスの実効性確保に努めています。なお、これらの施策の効果について随時検証し、改善を行っています。

(b) リスクに関する事項

「リスク管理規程」に基づき、リスク管理部門は各部門で実施したリスクに対する評価・分析および対策・対応についての進捗状況を取りまとめ、その結果を定期的に取り締役を委員とするリスク管理委員会へ報告しています。リスク管理委員会はリスク重要度およびリスクオーナーの決定を行い、リスクオーナーにより策定および実行される対応策の確認および促進を行うことでリスクの低減および未然防止を図っています。その上でリスク管理委員会の結果を定期的に取り締役会に報告しています。当社グループ各社においても各社でリスクの低減およびその未然防止を継続的に図っています。

情報管理については、不適切な情報管理および機密情報流出の未然防止に向けた啓発活動を実施する等、継続的な取り組みを通じて情報管理体制の強化に努めています。

(c) 内部監査に関する事項

内部監査部門により、当社の法令および定款の遵守体制・リスク管理プロセスの有効性についての監査を行うほか、リスクが高いと判断する当社グループ各社への監査を継続して実施しており、監査結果を当社の代表取締役 社長執行役員のみならず、取締役会ならびに監査役および監査役会に対しても報告しています。

(d) 取締役・使用人の職務執行に関する事項

「取締役会規則」「稟議規程」「組織管理規程」等の社内規程に基づき、当社の取締役・使用人の職務執行の効率性を確保しているほか、取締役会においては十分に審議できる環境を確保しています。

(e) 監査役の職務に関する事項

監査役は当社の重要な会議に出席し、必要に応じて当社および当社グループの取締役および使用人にヒアリングをする機会を設けるほか、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保しています。

e. 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めています。

f. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任については累積投票によらない旨を定款に定めています。

g. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めています。これは、当社の剰余金の配当等に関する基本方針に従い、機動的な決定を行うことを目的とするものです。

h. 取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、および会社法第427条第1項の規定により取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役との間に、法令が規定する額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨、定款に定めています。これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

なお、当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

i. 株主総会および種類株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。また当社は、会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会および種類株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

j. 種類株式の議決権

社債型種類株式の議決権については、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない旨を定款に定めています。これは、既存普通株主の皆さまの利益を可能な限り損なわないよう、これらの種類株式につき、剰余金の配当および残余財産の分配について普通株式に優先する一方で、株主総会において議決権を有しないこととしたものです。

なお、会社法第322条第1項は、株式会社組織再編、株式の分割・併合や株式に関する定款変更など一定の行為をする場合に、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要すると規定していますが、当社は、社債型種類株式について、法令に別段の定めがある場合を除き、各社債型種類株式を有する株主(以下「社債型種類株主」)を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨を定款に定めています。ただし、当社が、以下に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害をおよぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議または取締役会決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない旨を定款に定めています。

当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転
(当社の単独による株式移転を除く。)

当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

(2) 【役員の状況】

a. 2025年6月25日(有価証券報告書提出日)現在の役員の状況は以下の通りです。

男性10名 女性5名 (役員のうち女性の比率33.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役会長	今井 康之	1958年8月15日生	1982年4月 2000年4月 2007年10月 2008年4月 2012年6月 2015年4月 2017年4月 2018年4月 2024年4月	鹿島建設(株)入社 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))入社 当社執行役員 当社常務執行役員 当社取締役専務執行役員 当社専務取締役 当社代表取締役副社長兼COO 当社代表取締役副社長執行役員兼COO 法人事業統括 当社取締役会長(現任)	(注3)	普通株式 21,697,000 第1回社債型 種類株式 第2回社債型 種類株式
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO	宮川 潤一	1965年12月1日生	1991年12月 2000年6月 2002年1月 2002年1月 2002年4月 2003年8月 2006年4月 2007年6月 2014年11月 2014年11月 2015年4月 2015年8月 2017年4月 2017年12月 2018年4月 2019年1月 2021年4月 2021年6月 2022年6月 2025年4月 2025年6月	(株)ももたろうインターネット代表取締役社長 名古屋めたりっく通信(株)(現当社)代表取締役社長 東京めたりっく通信(株)(現当社)代表取締役社長 大阪めたりっく通信(株)(現当社)代表取締役社長 (株)ディーティーエイチマーケティング(現当社)代表取締役社長 ソフトバンクBB(株)(現当社)取締役 ボーダフォン(株)(現当社)取締役専務執行役員(CTO) 当社取締役専務執行役員兼CTO 当社取締役専務執行役員 Sprint Corporation(現Sprint LLC), Technical Chief Operating Officer 当社専務取締役 Sprint Corporation(現Sprint LLC), Senior Technical Advisor 当社専務取締役兼CTO HAPSモバイル(株)(現当社)代表取締役社長兼CEO 当社代表取締役副社長執行役員兼CTO テクノロジーユニット統括兼技術戦略統括 MONET Technologies(株)代表取締役社長兼CEO 当社代表取締役社長執行役員兼CEO(現任) Aホールディングス(株)取締役 MONET Technologies(株)取締役 Aホールディングス(株)代表取締役(現任) PayPay(株)取締役(現任)	(注3)	普通株式 165,966,600 第1回社債型 種類株式 第2回社債型 種類株式

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 副社長執行役員 兼 COO	榛 葉 淳	1962年11月15日生	1985年4月 ㈱日本ソフトバンク(現ソフトバンクグループ㈱)入社 2005年6月 ソフトバンクBB㈱(現当社)取締役 2006年4月 ボーダフォン㈱(現当社)常務執行役員 2007年6月 ソフトバンクBB㈱(現当社)取締役 2007年6月 当社常務執行役員 2012年6月 当社取締役専務執行役員 2015年4月 当社専務取締役 2017年4月 当社代表取締役副社長兼COO 2017年4月 ソフトバンク・ペイメント・サービス㈱(現SBペイメントサービス㈱) 代表取締役社長兼CEO(現任) 2018年4月 当社代表取締役副社長執行役員兼COO コンシューマ事業統括兼プロダクト&マーケティング統括兼渉外担当 2019年12月 当社代表取締役副社長執行役員兼COO コンシューマ事業統括兼コンシューマ営業統括兼プロダクト&マーケティング統括兼渉外担当 2020年6月 PayPay㈱取締役(現任) 2021年4月 当社代表取締役副社長執行役員兼COO コンシューマ事業統括 2024年4月 当社代表取締役副社長執行役員兼COO(現任)	(注3)	普通株式 23,439,500 第1回社債型 種類株式 第2回社債型 種類株式
取締役 専務執行役員 兼 CFO	藤 原 和 彦	1959年11月2日生	1982年4月 東洋工業㈱(現マツダ㈱)入社 2001年4月 ソフトバンク㈱(現ソフトバンクグループ㈱)入社 2001年9月 同社関連事業室室長 2003年5月 ソフトバンクBB㈱(現当社)経営企画本部長 2004年4月 同社管理部門統括CFO 2004年11月 同社取締役CFO 2006年4月 ボーダフォン㈱(現当社)常務執行役員(CFO) 2007年6月 当社取締役常務執行役員兼CFO 2012年6月 当社取締役専務執行役員兼CFO 2014年6月 ソフトバンク㈱(現ソフトバンクグループ㈱)取締役常務執行役員 2015年4月 当社専務取締役兼CFO 2015年6月 ヤフー㈱(現LINE ヤフー㈱)取締役 2016年9月 ソフトバンクグループ㈱常務執行役員 2017年6月 同社専務執行役員 2018年4月 当社取締役専務執行役員兼CFO 財務統括 2019年6月 ヤフー㈱(現LINE ヤフー㈱)取締役 2021年3月 Aホールディングス㈱取締役(現任) 2025年4月 当社取締役 専務執行役員 兼 CFO(現任)	(注3)	普通株式 16,194,000 第1回社債型 種類株式 第2回社債型 種類株式

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
創業者 取締役	孫 正義	1957年 8月11日生	<p>1981年 9月 (株)日本ソフトバンク(現ソフトバンクグループ(株))設立、代表取締役社長</p> <p>1996年 1月 ヤフー(株)(現LINEヤフー(株))代表取締役社長</p> <p>2006年 4月 ボーダフォン(株)(現当社)取締役会議長、代表執行役社長兼CEO</p> <p>2007年 6月 当社代表取締役社長兼CEO</p> <p>2015年 4月 当社代表取締役会長</p> <p>2015年 6月 ヤフー(株)(現LINE ヤフー(株)) 取締役</p> <p>2016年 3月 ソフトバンクグループインターナショナル合同会社(現ソフトバンクグループジャパン(株))職務執行者</p> <p>2017年 6月 ソフトバンクグループ(株)代表取締役会長兼社長</p> <p>2018年 4月 当社取締役会長</p> <p>2018年 6月 ソフトバンクグループジャパン(株)代表取締役(現任)</p> <p>2020年11月 ソフトバンクグループ(株)代表取締役会長兼社長執行役員(現任)</p> <p>2021年 4月 当社創業者取締役(現任)</p>	(注3)	<p>普通株式 40,000,000</p> <p>第1回社債型 種類株式</p> <p>第2回社債型 種類株式</p>
取締役 筆頭独立社外取締役	堀 場 厚	1948年 2月 5日生	<p>1972年 9月 (株)堀場製作所入社</p> <p>1982年 6月 同社取締役</p> <p>1988年 6月 同社専務取締役</p> <p>1992年 1月 同社代表取締役社長</p> <p>1995年 6月 (株)エステック(現(株)堀場エステック)代表取締役社長</p> <p>2005年 6月 (株)堀場製作所代表取締役会長兼社長</p> <p>2016年 4月 (株)堀場エステック代表取締役会長(現任)</p> <p>2018年 1月 (株)堀場製作所代表取締役会長兼グループCEO(現任)</p> <p>2018年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2021年 6月 住友電気工業(株)社外取締役(現任)</p>	(注3)	<p>普通株式 46,900</p> <p>第1回社債型 種類株式</p> <p>第2回社債型 種類株式</p>
取締役	上 釜 健 宏	1958年 1月12日生	<p>1981年 4月 東京電気化学工業(株)(現TDK(株))入社</p> <p>2002年 6月 同社執行役員</p> <p>2003年 6月 同社常務執行役員</p> <p>2004年 6月 同社取締役専務執行役員</p> <p>2006年 6月 同社代表取締役社長</p> <p>2016年 6月 同社代表取締役会長</p> <p>2017年 6月 オムロン(株)社外取締役(現任)</p> <p>2018年 3月 ヤマハ発動機(株)社外取締役</p> <p>2018年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2018年 6月 TDK(株)ミッションエグゼクティブ</p> <p>2021年 3月 コクヨ(株)社外取締役(現任)</p> <p>2021年 7月 コンテンポラリー・アンプレックス・テクノロジー・ジャパン(株)(Contemporary Ampere Technology Co., Limited (CATL) 日本法人) Chief Consultant(現任)</p> <p>2021年 8月 (株)Gamaエキスパート代表取締役(現任)</p>	(注3)	<p>普通株式</p> <p>第1回社債型 種類株式</p> <p>第2回社債型 種類株式</p>
取締役	大 木 一 昭	1957年 5月30日生	<p>1984年10月 青山監査法人入所</p> <p>2003年 7月 中央青山監査法人代表社員</p> <p>2006年 9月 あらた監査法人(現PwC Japan有限責任監査法人)代表社員</p> <p>2017年 7月 大木公認会計士事務所所長(現任)</p> <p>2017年 7月 欧州静岡銀行社外取締役</p> <p>2018年 3月 ニッセイプライベートリート投資法人監督役員(現任)</p> <p>2018年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2018年 6月 千代田監査法人統括代表社員(現任)</p>	(注3)	<p>普通株式 10,000</p> <p>第1回社債型 種類株式</p> <p>第2回社債型 種類株式</p>

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	越 直 美	1975年 7月 5日生	2002年10月 2002年10月	弁護士登録 西村総合法律事務所（現西村あさひ 法律事務所・外国法共同事業）弁護 士	(注3)	普通株式 第1回社債型 種類株式 第2回社債型 種類株式
			2009年 6月 2009年10月	ハーバード大学ロースクール修了 デベヴォイズ・アンド・プリンプト ン法律事務所勤務		
			2010年 1月 2010年 9月	ニューヨーク州弁護士登録 コロンビア大学ビジネススクール日 本経済経営研究所客員研究員		
			2012年 1月 2020年 9月	大津市長 三浦法律事務所パートナー弁護士 （現任）		
			2021年 1月 2021年 2月	カリフォルニア州弁護士登録 OnBoard(株)代表取締役CEO（現任）		
			2021年 6月 2023年12月	当社社外取締役（現任） (株)三菱総合研究所社外監査役（現 任）		
取締役	坂 本 真 樹	1969年12月15日生	1998年 4月 2000年 4月	東京大学助手 電気通信大学電気通信学部情報通信 工学科講師	(注3)	普通株式 第1回社債型 種類株式 第2回社債型 種類株式
			2003年 4月	同大学電気通信学部人間コミュニ ケーション学科講師		
			2004年 4月	同大学電気通信学部人間コミュニ ケーション学科助教授		
			2007年 4月	同大学電気通信学部人間コミュニ ケーション学科准教授		
			2011年 4月	同大学大学院情報理工学研究科総合 情報学専攻准教授		
			2015年 4月	同大学大学院情報理工学研究科総合 情報学専攻教授		
			2016年 4月	同大学大学院情報理工学研究科情報学 専攻教授（現任）		
			2018年 5月 2018年10月	感性AI(株)創業、取締役COO（現任） 電気通信大学人工知能先端研究セン ター副センター長（現任）		
			2020年 4月 2024年 6月	同大学副学長（現任） 当社社外取締役（現任）		
取締役	佐々木 裕 子	1973年10月29日生	1996年 4月 2001年 4月	日本銀行入行 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社	(注3)	普通株式 2,700 第1回社債型 種類株式 第2回社債型 種類株式
			2009年10月	ソニー(株)（現ソニーグループ(株)）変 革室付トランスフォーメーションデ ザイナー		
			2010年10月	(株)チェンジウェア（現(株)HYSコーポ レーション）創業、代表取締役社長 （現任）		
			2016年 9月	(株)リクシス（現(株)チェンジウェア グループ）代表取締役社長（現任）		
			2021年 6月	(株)新生銀行（現(株)SBI新生銀行）社外 取締役		
			2021年 6月 2022年 6月	UTグループ(株)社外取締役 同社社外取締役監査等委員		
			2022年10月	三井住友DSアセットマネジメント(株) 社外取締役（現任）		
			2022年10月	一般社団法人的資本経営推進協会 代表理事（現任）		
			2024年 6月	当社社外取締役（現任）		

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	小嶋 修司	1965年1月9日生	1987年4月 ㈱第一勧業銀行(現㈱みずほ銀行) 入行 2002年4月 同行人事部参事役 2006年11月 同行人事部スタッフマネジメント室長 2009年7月 同行経営企画部関連事業室長 2011年7月 同行新宿西口支店長兼新宿西口支店新宿西口第一部長 2013年11月 ㈱みずほフィナンシャルグループコンプライアンス統括部長 2015年4月 同社執行役員コンプライアンス統括部長 2016年4月 ㈱みずほ銀行常務執行役員内部監査グループ長 2017年4月 ㈱みずほフィナンシャルグループ執行役常務人事グループ長 2019年4月 同社執行役常務コンプライアンス統括グループ長 2019年4月 みずほ信託銀行㈱常務執行役員コンプライアンス統括グループ長 2020年4月 みずほドリームパートナー㈱代表取締役社長 2023年6月 当社常勤社外監査役(現任)	(注4)	普通株式 30,600 第1回社債型 種類株式 第2回社債型 種類株式
常勤監査役	島上 英治	1959年3月26日生	1982年4月 日産自動車㈱入社 2000年1月 日本テレコム㈱(現当社)入社 2001年4月 ジェイフォン㈱(現当社)入社 2003年4月 同社人事企画部部長 2007年10月 ソフトバンク㈱(現ソフトバンクグループ㈱)総務部部長 2008年4月 当社人事総務統括総務本部執行役員本部長 2011年6月 ソフトバンクネットワーク㈱(現SBネットワーク㈱)代表取締役社長 2013年11月 SB U.S. LLC Company Representative and CEO 2014年4月 当社執行役員兼CCO 人事総務統括総務本部本部長 2018年6月 SBエナジー㈱(現㈱ユースエナジーホールディングス)監査役 2018年6月 Bloom Energy Japan㈱監査役 2019年4月 当社顧問 2019年6月 当社常勤監査役(現任)	(注4)	普通株式 200,000 第1回社債型 種類株式 第2回社債型 種類株式
監査役	君和田 和子	1960年5月16日生	1982年9月 公認会計士2次試験合格 1983年4月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ公認会計士共同事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1986年8月 公認会計士3次試験合格 公認会計士登録 1995年4月 マリンクロットメディカル㈱入社 1996年2月 ソフトバンク㈱(現ソフトバンクグループ㈱)入社 2000年10月 同社経理部長 2004年11月 同社経理部長 兼 関連事業室長 2007年4月 同社経理部長 兼 内部統制室長 2012年7月 同社執行役員経理部長 兼 内部統制室長 2014年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社監査役(現任) 2016年9月 ソフトバンクグループ㈱執行役員 経理統括 2017年6月 同社常務執行役員 経理統括 2018年6月 ヤフー㈱(現LINE ヤフー㈱)取締役監査等委員 2025年2月 ソフトバンクグループ㈱常務執行役員 CSus0 経理統括(現任)	(注4)	普通株式 50,000 第1回社債型 種類株式 10,000 第2回社債型 種類株式

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	工藤陽子	1961年11月30日生	1993年9月 プライスウォーターハウス（現プライスウォーターハウスクーパース）ロサンゼルス事務所入所 1996年1月 カリフォルニア州公認会計士登録 1996年12月 アーンスト・アンド・ヤング ロサンゼルス事務所入所 2005年4月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）出向 2006年1月 同法人転籍 2006年5月 同法人特定社員（プリンシパル） 2012年7月 同法人特定社員（シニアプリンシパル） 2016年6月 公益財団法人日本バレーボール協会監事 2020年7月 EY新日本有限責任監査法人 品質管理本部 非監査契約審査部長 2022年6月 当社社外監査役（現任） 2022年6月 中部電力㈱社外取締役（現任） 2023年6月 公益財団法人日本オリンピック委員会監事（現任） 2023年7月 一般財団法人東京2025世界陸上財団（現公益財団法人東京2025世界陸上財団）監事（現任） 2025年4月 一般財団法人ASICS Foundation 監事（現任） 2025年6月 公益財団法人日本バレーボール協会理事（現任）	(注5)	普通株式 50,400 第1回社債型 種類株式 第2回社債型 種類株式
計					普通株式 267,687,700 第1回社債型 種類株式 10,000 第2回社債型 種類株式

- (注1) 取締役堀場厚氏、上釜健宏氏、大木一昭氏、越直美氏、坂本真樹氏および佐々木裕子氏は社外取締役であり、当社は各氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しています。
- (注2) 監査役小嶋修司氏および工藤陽子氏は社外監査役であり、当社は両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しています。
- (注3) 2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- (注4) 2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- (注5) 2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- (注6) 当社は法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、中嶋康博氏を補欠の社外監査役に選任しています。同氏の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
中嶋康博	1961年10月13日生	1984年4月 ㈱日立製作所入社 1995年3月 公認会計士登録 2007年7月 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）代表社員 2012年7月 同法人執行役（品質管理担当） 2014年7月 同法人名古屋事務所長 2017年7月 同法人監視委員会委員 2022年4月 大阪公立大学大学院経営学研究科特任教授（現任） 2022年7月 中嶋公認会計士事務所所長（現任） 2023年3月 ㈱プリヂストーン社外取締役（現任） 2025年3月 ㈱資生堂社外取締役（現任）	

- b. 当社は、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役11名選任の件」を提案しており、当該議案が原案通り承認可決されると、当社の役員の状況は以下の通りとなる予定です。なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会および監査役会の決議事項の内容(役職等)も含めて記載していません。

男性9名 女性6名 (役員のうち女性の比率40%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役会長	今井康之	a. に記載の通り	a. に記載の通り			a. に記載の通り
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO	宮川潤一					
代表取締役 副社長執行役員 兼 COO	榛葉淳					
取締役 専務執行役員 兼 CFO	藤原和彦					
創業者 取締役	孫正義					
取締役 筆頭独立社外取締役	堀場厚					
取締役	越直美					
取締役	坂本真樹					
取締役	佐々木裕子					
取締役	唐木秀明	1961年8月30日生	1985年10月	アーサーヤング公認会計士 共同事務所(現有限責任あ ずさ監査法人)入所	(注3)	普通株式 第1回社債型 種類株式 第2回社債型 種類株式
			1989年3月	公認会計士登録		
			1993年5月	太田昭和監査法人(現EY新 日本有限責任監査法人)入 所		
			1995年9月	Ernst & Young London事務 所		
			2001年7月	新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査 法人)パートナー		
			2013年7月	金融庁公認会計士・監査審 査会主任公認会計士監査検 査官		
			2015年7月	新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査 法人)品質管理本部		
			2024年7月	唐木秀明公認会計士事務所 代表(現任)		
			2025年4月	独立行政法人国際協力機構 契約監視委員会委員長(現 任)		
			2025年6月	当社社外取締役(現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	仲 條 亮 子	1967年12月26日生	1996年4月	ブルームバーグ情報テレビジョン(株)入社	(注3)	普通株式 第1回社債型 種類株式 第2回社債型 種類株式
			1997年4月	ブルームバーグ・テレビジョン(株)代表取締役社長		
			2003年10月	ブルームバーグL.P.在日副代表		
			2006年3月	シカゴ大学経営大学院修了		
			2009年10月	ハーバード大学ビジネススクールAdvanced Management Program修了		
			2013年4月	グーグル(株)(現グーグル合同会社)入社執行役員 広告担当		
			2016年3月	キリン(株)(現キリンホールディングス(株))社外取締役		
			2017年7月	グーグル合同会社YouTube日本代表(現任)		
			2019年4月	キリンホールディングス(株)ストラテジック・アドバイザー		
			2020年3月	日本放送協会中央放送番組審議会委員		
			2025年6月	当社社外取締役(現任)		
常勤監査役	小 嶋 修 司	a.に記載の通り	a.に記載の通り		(注4)	a.に記載の 通り
常勤監査役	島 上 英 治				(注3)	
監査役	君和田 和 子					
監査役	工 藤 陽 子					
計						普通株式 267,677,700 第1回社債型 種類株式 10,000 第2回社債型 種類株式

- (注1) 取締役堀場厚氏、越直美氏、坂本真樹氏、佐々木裕子氏、唐木秀明氏および仲條亮子氏は社外取締役であり、当社は各氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています
- (注2) 監査役小嶋修司氏および工藤陽子氏は社外監査役であり、当社は両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。
- (注3) 2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- (注4) 2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- (注5) 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「補欠監査役1名選任の件」を提案しています。当該議案が原案通り承認可決された場合、補欠監査役の略歴は以下の通りです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
中 嶋 康 博		a.に記載の通り	

c. 取締役および監査役のスキルマトリックス

2025年6月26日開催予定の定時株主総会で当社が提案している取締役選任議案が原案通り承認可決された場合、各取締役および各監査役のスキルマトリックスは以下の通りです。

凡例：主スキル○、副スキル○

氏名	当社における地位・役職	主な経歴	性別	経営	財務	法務/リスク	デジタル/テクノロジー	セールス/マーケティング	グローバル	サステナビリティ
				社外役員の主な経歴・バックグラウンド	男性：M 女性：F	・企業経営	・財務 ・会計 ・金融 ・投資	・法務 ・リスク ・労務 ・コンプライアンス	・情報通信技術 ・先端テクノロジー	・事業戦略 ・マーケティング ・営業
今井 康之	取締役会長		M	○				○		
宮川 鴻一	代表取締役 社長執行役員 兼 CEO		M	○			○		○	○
棟葉 淳	代表取締役 副社長執行役員 兼 COO		M	○				○		
藤原 和彦	取締役 専務執行役員 兼 CFO		M	○	○				○	
孫 正義	創業者 取締役		M	○			○		○	
堀場 厚	社外取締役	映画制作所 会長	M	○			○		○	○
越 直美	社外取締役	弁護士・市長(2期)	F			○			○	○
坂本 真樹	社外取締役	電気通信大学 副学長	F				○			
佐々木 裕子	社外取締役	顔チェンジウェブ創業者	F	○						○
唐木 秀明	社外取締役	公認会計士	M		○				○	
仲條 亮子	社外取締役	グループ合同会社 YouTube 日本代表	F	○			○	○		
小嶋 修司	常勤監査役(社外)	みずほドリームパートナー株式会社社長	M		○	○				
島上 英治	常勤監査役		M			○				
君和田 和子	非常勤監査役		F		○				○	
工藤 陽子	非常勤監査役(社外)	カリフォルニア州 公認会計士	F		○				○	

各スキルの定義・説明

項目	小項目	説明
経営	・企業経営	当社グループ共通の経営理念である「情報革命で人々を幸せに」という考え方の下、中長期的な経営戦略・経営計画を策定・実行しその実効性を監督するため、企業経営に関する幅広く深い知識や経験が必要。
財務	・財務 ・会計 ・金融 ・投資	当社グループの中期経営計画で掲げる財務目標達成や、成長と高水準の株主還元の両立に向けた戦略立案・実行およびそれらの適切な監督のため、財務・会計・金融・投資等に関する幅広く深い知識や経験が必要。
法務/リスク	・法務 ・リスク ・労務 ・コンプライアンス	当社グループの経営・事業に関する国内外の法令等順守を含む適切なリスクマネジメントの実行およびその監督を行うため、法務・リスクマネジメント・労務・コンプライアンス等に関する幅広く深い知識や経験が必要。
デジタル/テクノロジー	・情報通信技術 ・先端テクノロジー	当社グループのビジョンである「世界で最も必要とされる企業グループ」となり、デジタル化社会の発展に不可欠な次世代社会インフラを提供する企業となることを実現するため、また、当社の掲げる成長戦略「Beyond Carrier」を推進し、企業価値の最大化を目指すため、コアビジネスである情報通信技術に加え、情報テクノロジー領域の先進的な技術の幅広く深い知識や経験が必要。
セールス/マーケティング	・事業戦略 ・マーケティング ・営業	当社グループの国内外における各種事業を計画、的確に遂行し、利益向上を実現するため、事業戦略・マーケティング・営業に関する幅広く深い知識や経験が必要。
グローバル	・グローバル事業	当社グループのグローバル事業を計画、的確に遂行するため、海外での事業マネジメントや事業環境などに関する幅広く深い知識や経験が必要。
サステナビリティ	・サステナビリティ ・ESG	持続可能な社会づくりに貢献するとともに、当社グループが持続的に成長し続けるための戦略を立案、統合して推進およびそれらを適切に監督するため、環境(気候変動含む)・社会・ガバナンスなど企業の持続可能性を支えるサステナビリティ経営に関する幅広く深い知識や経験が必要。

d. 社外取締役

提出日現在における当社の社外取締役は堀場厚氏、上釜健宏氏、大木一昭氏、越直美氏、坂本真樹氏および佐々木裕子氏の6名です。

堀場厚氏は、1992年から現在に至るまで33年間にわたり㈱堀場製作所代表取締役を務め、グローバルに同社グループの成長をリードする等、豊富な経営経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため社外取締役として選任しています。なお当社は、同氏が代表取締役を務める㈱堀場製作所との間に、通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。

上釜健宏氏は、2006年から12年間にわたりTDK㈱代表取締役を務め、同社事業の収益力の強化や事業領域の拡大にリーダーシップを発揮してきた豊富な経営経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため社外取締役として選任しています。

大木一昭氏は、公認会計士として豊富な知識と経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため社外取締役として選任しています。

越直美氏は、弁護士として国内外での豊富な知識と経験を有しているほか、地方自治体における取り組みや女性活躍推進の支援など多様な活動に携わっています。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般およびリスク管理に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため社外取締役として選任しています。なお当社は、同氏がパートナー弁護士を務める三浦法律事務所との間に、法務アドバイス業務等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」の0.1%未満であり、極めて僅少です。

坂本真樹氏は、電気通信大学の教授として情報学を専門としており、AIをはじめとするテクノロジーについて豊富な知識と経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため社外取締役として選任しています。なお当社は、同氏が教授を務める電気通信大学との間に、共同研究に関する契約および通信サービス等に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」または「売上高」の0.1%未満であり、極めて僅少です。

佐々木裕子氏は、企業の変革を志して自身の会社を創業し、数百社の企業に対して、組織変革や経営人材の育成、ビジネスケアラーに関する課題解決などの支援を行う等、豊富な経営経験を有しているほか、複数の大手企業においてダイバーシティの推進に関する有識者委員などを歴任し、企業の変革を推進しています。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社グループの成長およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため社外取締役として選任しています。なお当社は、同氏が代表取締役を務める㈱チェンジウェブグループとの間に、業務委託に関する取引関係があります。ただし、その取引額は当社の「営業費用」の0.1%未満であり、極めて僅少です。

そのほか、当社社外取締役と当社との間には、特別の利害関係はありません。

e. 社外監査役

提出日現在における当社の社外監査役は小嶋修司氏および工藤陽子氏の2名です。

小嶋修司氏は、金融機関における人事・コンプライアンス・リスク管理に関する豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。その知識と経験に基づく専門的な見地から監査いただくとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、社外監査役として選任しています。

工藤陽子氏は、カリフォルニア州公認会計士として財務および会計に関する豊富な知識と経験を有しています。その知識と経験に基づく専門的な見地から監査いただくとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、社外監査役として選任しています。

そのほか、当社社外監査役と当社との間には、特別の利害関係はありません。

f. 社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準や方針

社外取締役および社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準や方針はないものの、選任に当たっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準(「上場管理等に関するガイドライン」

5.(3)の2)を参考にしています。

g. 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

「(3)監査の状況 a. 監査役監査の状況」および「(3)監査の状況 b. 内部監査の状況」に記載の通りです。

(3) 【監査の状況】

a. 監査役監査の状況

(a) 組織・人員

当社の監査役会は、監査役4名であり、うち社外監査役が2名となります。当事業年度の各監査役の状況は以下のとおりです。

役職	氏名	経歴
独立社外 常勤監査役	小嶋 修司	金融機関における人事・コンプライアンス・リスク管理に関する豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、より独立した立場からの監査を確保するため、社外監査役として選任しています。
常勤監査役	島上 英治	当社執行役員 兼 COO人事総務統括総務本部 本部長を務め、ガバナンス・コンプライアンス・リスク管理に関する豊富な知識や経験を有しているほか、グループ企業の代表取締役社長などを務め、企業経営に関する豊富な知識や経験も有しています。
監査役	君和田 和子	公認会計士として豊富な知識と経験を有しているほか、ソフトバンクグループ(株)の常務執行役員 CSus0 経理統括を務めるなど、その知識と経験に基づく専門的な見地から監査を行っています。
独立社外 監査役	工藤 陽子	カリフォルニア州公認会計士として財務および会計に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から監査するとともに、より独立した立場からの監査を確保するため、社外監査役として選任しています。

また、監査役室を設置し、専従かつ執行側から一定の独立性が確保された従業員を4名配置し、情報収集や調査など監査役の職務を補助しています。

(b) 監査役会の運営

監査役会は、原則月1回開催しています。当事業年度において、合計16回開催され、1回あたりの平均所要時間は約2時間でした。監査役は、以下の5点を中心とした監査を実施し、取締役の業務執行の善管注意義務および忠実義務等を監督するとともに、経営リスクの予防・軽減に努めます。なお、当社の監査役会の効率的な監査の工夫として、内部統制システムの各項目を管理する主管部門から定期的に報告聴取ができるように構成しています。

- (1) 企業倫理、法令・定款、社内規程等の遵守状況等のいわゆる適法性等の監査
- (2) 取締役会で決議された「内部統制システムの整備と運用」に関する監査
- (3) 取締役会等の経営判断原則に基づく意思決定の監査と取締役会の監督義務の履行状況の監査
- (4) 適時・適正な情報開示についての監査
- (5) グループ経営の監査

なお、具体的には年間を通じて次のような決議、協議・審議および報告がなされました。

[決議事項] 監査方針・監査計画、監査役会の監査報告書、補欠監査役選任議案の同意、会計監査人の再任、
会計監査人の監査報酬に関する同意など

[協議・審議事項] 監査方針・監査計画案、監査役会の監査報告書案、監査実績報告書、監査役報酬、代表取締役等との面談時確認事項、会計監査人再任に向けた評価項目、監査役会実効性評価、など

[報告事項] 監査役の業務分担、常勤監査役の職務執行状況、内部統制システムに係る整備・運用状況、
経理（会計監査人との連携状況報告を含む）、財務戦略、IR、子会社管理、
法務・コンプライアンス、リスク管理、人事、情報セキュリティ、内部監査、内部統制、
渉外、総務（BCP等）

各監査役の監査役会ならびに取締役会への出席状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	当事業年度の 監査役会出席率	当該事業年度の 取締役会出席率
独立社外常勤監査役	小嶋 修司	100% (16 / 16回)	100% (12 / 12回)
常勤監査役	島上 英治	100% (16 / 16回)	100% (12 / 12回)
監査役	君和田 和子	87.5% (14 / 16回)	100% (12 / 12回)
独立社外監査役	工藤 陽子	93.8% (15 / 16回)	100% (12 / 12回)

また、監査役会を補完し、各監査役の監査活動その他の情報共有を図るため必要に応じて監査役連絡会を開催しています。

< 監査役会の実効性評価 >

当社監査役会では、さらなる実効性の確保および監査品質の向上を図るため、毎年、監査役全員が当該事業年度の監査活動を振り返り、分析・評価を実施しています。当事業年度においても、全体として高い実効性が確保されており、監査役会の活動が有効に機能していることを確認しました。実効性評価により抽出された課題については、監査役全員で議論を行い、翌期の監査計画に反映させるとともに、必要に応じて継続的に議論を重ねています。今期においては、重要性が増しているグループ経営に対する監査の実効性を高めるべく、子会社監査の手続きの一部を見直すとともに、子会社の代表取締役や監査役との面談頻度を高めるなど、監査のさらなる充実に取り組んでいます。



(c) 監査役会および監査役の活動状況

監査役会は、(1)取締役会、(2)業務執行、(3)子会社、(4)内部監査、(5)会計監査の5つの領域についてのリスクや課題を検討し、年間の活動計画を定めました。中でも重点監査項目の一つである「グループ経営の監査」において監査対象者の追加・面談機会の増加など監査の実効性を高める見直しを行い、取り組みました。各領域に対する監査活動の概要は下表のとおりです。これらの監査活動を通じて認識した事項について取締役や執行部門に申し入れや提言を行いました。常勤監査役は、社内監査役と社外監査役とが協働して経営会議等の重要会議に出席するほか、取締役等からの報告聴取、重要書類閲覧、実地調査等に加え、各部署や子会社等を通じた情報収集を行い有機的な監査に努めています。非常勤監査役は、常勤監査役から監査結果の報告を受け、その監査の適正性や妥当性等について意見交換をするとともに必要に応じ、常勤監査役と共に監査を行うなど、監査の実効性の向上に努めています。社外取締役と監査役(会)は、取締役会において必要に応じ積極的に議論および意見交換を行うことで連携を図っています。また、社外取締役が適切な判断ができるよう取締役会以外でも定期的な情報交換の場を設け、主に監査役の関心事項である「ガバナンス状況・リスク・人/組織」への対応について意見交換等を行っています。全監査役の業務をサポートする組織として監査役室を設置しており、専任のスタッフ(4名)が監査役の指示の下で情報収集や調査などを行っています。

表：監査活動の概要(は監査役が主催する会議)

対象	会議体等	頻度・主な監査活動	常勤	非常勤
(1)取締役会	取締役会	取締役会事前説明会および取締役会への出席(月次)、 監査方針・監査計画の報告		
	個別面談	・代表取締役および社外取締役との情報交換(半期毎)		
		・取締役との情報交換(半期毎)		
(2)業務執行	監査役会 (当社執行部門との 各種連携)	・執行側からの内部統制に関する報告聴取(毎月)		
	会議・委員会等	・経営会議・統括単位の重要会議への出席(毎週) ・リスク管理委員会・ESG推進委員会・人権委員会・懲罰審 査委員会・安全衛生委員会(開催都度) ・グループCEOシナジー会議への陪席(月次)		
	個別面談	専務執行役員(半期毎)、常務執行役員(年1回) その他役職者(CCO、CISO等)(年1回)		
	重要書類閲覧	重要会議議事録、決裁書類、契約書、その他会社財産に重 要な影響をおよぼす業務報告書等		
(3)子会社	監査役会 (当社執行部門との 各種連携)	子会社管理統括部門(経営状況、リスクの確認/四半期毎)、 子会社の内部統制管理部門(人事、法務、コンプライア ンス、リスク管理、内部監査、内部統制、情報セキュリティ/ 半期毎)		
	グループ監査役との 各種連携	・グループ監査役連絡会(半期毎) ・子会社監査役向け監査役研修 ・専任監査役勉強会 ・子会社監査役への情報提供 (メールマガジン、ポータルサイトの企画運営)		
	個別面談	子会社代表取締役または監査役との面談(原則年1回)		
(4)内部監査	監査役会	監査計画、監査実績、重大な監査結果等の詳細報告 (半期毎)		
	常勤監査役との 定例会議	監査計画、テーマ監査等の監査進捗状況および結果報告等 (月次)		

(5) 会計監査		財務経理部門	<ul style="list-style-type: none"> ・月次・四半期決算報告 ・決算短信・有価証券報告書説明 ・投資戦略・資金調達(四半期) ・子会社業績管理(四半期) ・税務報告(年1回) ・会計監査人評価・報酬(適宜) 		
	監査役会	会計監査人との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・会計監査人からの四半期レビュー報告 *監査結果報告* * 内部監査室長も参加し、適宜意見交換を行っています。 ・監査計画および監査報酬説明 ・IESBA独立性確認(発生都度)(注1) ・その他開示事項(KAM(注2)、内部統制監査の結果報告、有価証券報告書等)説明等 ・法令等の施行・改訂事項等に関する情報・意見交換 ・会計監査人の評価実施 		
	常勤監査役との定例会議等		<ul style="list-style-type: none"> ・監査品質、重点監査項目の進捗・結果 ・監査役活動状況の共有、重点監査項目等について(月次) 		
	実査立会い		<ul style="list-style-type: none"> 固定資産(基地局) 棚卸資産(移動機等) 		

(注1) IESBA：国際会計士倫理基準審議会(The International Ethics Standards Board for Accountants)

(注2) KAM：監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters)

当事業年度の監査上の主要な検討事項(KAM)については、会計監査人が提示した顧客に対する通信サービス契約の重要な判断および見積りとITシステムの依拠度が高い会計処理に関し、会計監査人の四半期レビュー報告等の各段階で議論したほか、主管部門や内部統制部とも連携し、その都度検討プロセスについて質疑を行った結果、KAMの設定に関して会計監査人との意見の相違がない旨の確認を行いました。

b. 内部監査の状況

(a) 内部監査の目的

当社における内部監査は、「経営に資する監査」の理念のもと、当社の運営に関し価値を付加し、また改善するために行われる、独立にして、客観的なアシュアランスおよびコンサルティング活動であり、内部監査の専門職として規律ある姿勢で体系的な手法を用い、リスク・マネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性の評価および改善を行い、もって当社目標の達成に役立つことを目的とする、と内部監査規程に定められています。

(b) 内部監査の活動概要

当社内部監査室は、代表取締役 社長執行役員直下の独立した組織として設置され、リスクベースの年度監査計画を策定し、当社の業務全般を対象に内部監査を実施しているほか、関係会社(主に連結子会社対象)に対して全社的な内部統制監査を実施しています。

年度監査計画は、毎年取締役会の決議事項として上程しており、当事業年度は2024年4月25日に決議しています。その策定プロセスは、代表取締役2名とマネジメント層(取締役/社外取締役/統括/執行役員/本部長等)65名が認識している全社リスクの視点を取り入れるだけでなく、監査役、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)の意見等も考慮しつつ進めています。

また、半期経過時点(上期末)で、再びマネジメントインタビューを実施し、年度監査計画の見直し(ロールオーバー)を図ることで、当社を取り巻く経営・事業環境、リスクの変化に即した内部監査の充実に努めています。

なお、当社ERM(全社リスク管理)は、内部監査室が構築に深く関与し(2017年度)、その後、専任部署(リスク管理室)の立ち上げとともに移管(2019年度)しています。

当事業年度は、当社の重点リスクに対する対応の有効性を確認するため、「全社BCPの有効性」や「全社人材配置の適切性」のように全社を対象とした監査を実施すると共に、各事業・領域においても法令遵守・業務の有効性の観点から合計17件の内部監査を実施しています。

事業/領域別の主な監査テーマは次のとおりです。

事業/領域	着眼点	監査テーマ
全社	業務の有効性 業務の有効性	全社BCPの有効性 全社人材配置の適切性
コンシューマ事業	業務の有効性	コンシューマ販促費の適切性
法人事業	法令遵守	建設業法
テクノロジーユニット	業務の有効性	災害対策予備品等の管理
情報セキュリティ	業務の有効性 法令順守	個人情報保護法関連（技術的安全管理措置）

(c) 組織の体制、独立性、監査品質

人員・専門性

内部監査室は、内部監査の実施に特化(内部統制報告制度の評価およびコンプライアンス調査等はそれぞれ内部統制部門、コンプライアンス部門が実施)しており、室員は総勢25名(2025年3月末現在)で、全員が内部監査業務に専従しています。うち公認内部監査人(CIA)、公認情報システム監査人(CISA)、内部監査士(QIA)、公認不正検査士(CFE)など内部監査に直接関係する有資格者は延べ16名です。その他、経営修士、経営管理修士、中小企業診断士、情報処理安全確保支援士など、リスクベースの内部監査を実践するに相応な資格を有する人材も在籍しています。

また、室員総勢25名のうち、女性監査人は14名(うち管理職が3名)所属し、当社の重要な経営戦略の一つでもあるダイバーシティの推進に取り組んでいます。

組織の独立性、監査品質

内部監査の実施に際して、取締役会で承認された「内部監査規程」に基づき、The Institute of Internal Auditors が定める「専門職的実施の国際フレームワーク(以下、IPPF)」に準拠しています。

内部監査の独立性確保については、毎年、組織内でIPPFの基準適合状況を判断するために内部品質評価を実施する際の項目に含まれており、その評価結果は取締役会に報告しています。加えて、IPPFの基準に則り、2013年から5年毎に外部品質評価を計3回受検しており、全て「一般的に適合している(Generally Conforms)」の評価を受けております。

なお、直近で受検した前事業年度においては、全ての確認項目において指摘事項はございませんでした。

(d) 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

< 監査役と会計監査人との連携状況 >

監査役は、会計監査人から監査方針・監査計画について説明を受け意見交換を行います。期中・期末の監査(四半期レビューを含む)につき、監査重点項目、監査方法および結果について報告を受けています。また、常勤監査役は毎月、情報・意見交換を行う他、会計監査人の往査に同行し監査に立ち会う等、会計監査人との連携保持を図っています。

< 監査役と内部監査部門の連携状況 >

監査役は、当社内部監査室、内部統制部門と定期的に情報交換の場を持ち、必要に応じ調査依頼をする等有機的連携を図っています。

特に、内部監査室とは、常勤監査役が出席する定例会を開催するなど、毎月、内部監査計画の進捗確認、意見交換などを行っています。加えて、内部監査室長は監査役会に半期に一度、内部監査計画・実績等を報告するとともに、代表取締役宛の監査結果報告については都度、資料の共有を行っています。

< 会計監査人と内部監査部門の連携状況 >

会計監査人は、内部監査室から監査計画について説明を受けているほか、必要に応じて内部監査の結果等についても説明を受けています。内部監査室は、会計監査人から監査結果等について定期的に説明を受けています。このほかにも両者は必要に応じて情報・意見交換を行う等して、連携を図っています。

(e) 内部監査の実効性を確保するための取組

内部監査のデュアル・レポーティングライン

内部監査では、業務の遵法性および内部統制の有効性等を評価し、内部監査の結果および過去に実施した監査指摘事項のフォローアップ状況については、以下のとおり、当社の代表取締役 社長執行役員のみならず、取締役会ならびに監査役および監査役会に対しても報告しています。

< 各監査共通(定常) >

[監査終了後]：代表取締役、取締役、監査役、監査対象部署および関連部署の部門責任者に対して「内部監査結果」「内部監査結果から判明したリスク」および監査対象部門により策定された「リスクに対する改善計画」を記載した「内部監査報告書」を配信しています。

[月次定例会議]：CFO定例会議および常勤監査役定例会議にて監査結果を説明し、相互連携を図っています。

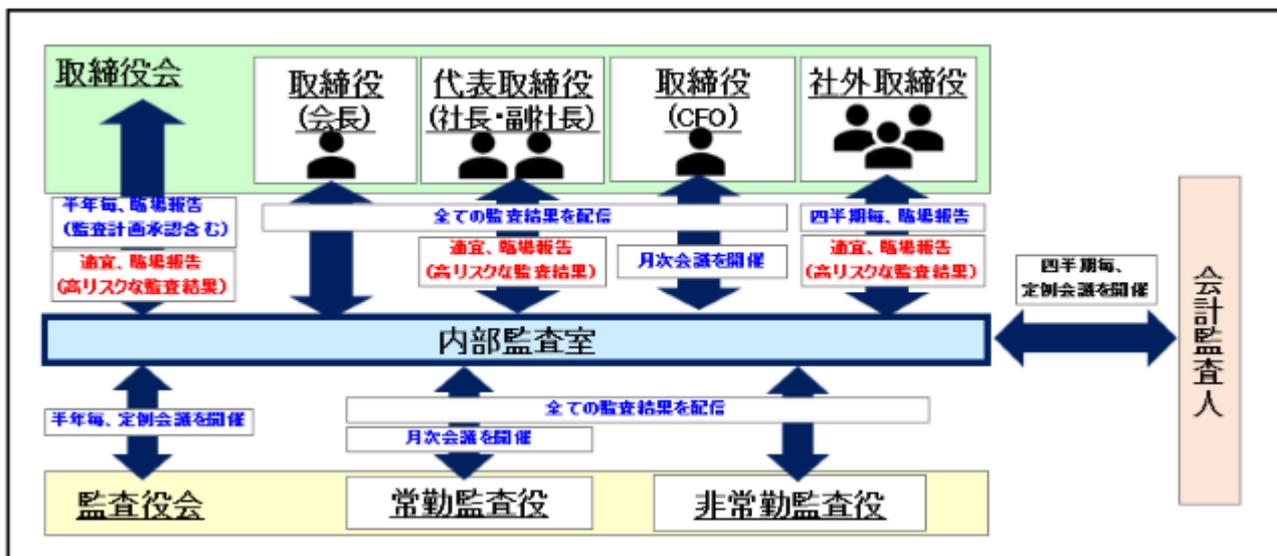
[四半期末]：社外取締役に対して監査結果を臨場報告しています。

[半期末]：上期/下期の監査結果および過去監査フォローアップ状況等を取締役会、監査役会にて臨場報告しています。

< 監査にて重大な指摘事項が発見された場合 >

- ・上記に加え、取締役会等にて監査結果を臨場報告しています。

内部監査のデュアル・レポーティングラインの全体像



内部監査室と事業管理部門との関係

内部監査室は、3線モデル(The IIA's Three Lines Model)に則り、内部監査等で発見および知得した事象は対象部門(主に第1線)に対する監査結果報告のみならず、各々の事業管理部門(第2線)にも課題共有し改善策を協議する等、企業価値の保全及び向上に努めています。

グループ会社の内部監査部門との連携

内部監査室では、内部監査部門設置の当社グループ会社(連結子会社)12社に対して、継続的なモニタリング活動を実施しています。具体的には、当社およびグループ会社に重大な影響を与えるリスクを早期に検知できるように、内部監査室策定の内部監査計画書や監査報告書を確認しています。また、定期的に、グループ会社の内部監査担当を集めた内部監査人連絡会や勉強会の開催、個別対話などを通じて、緊密な連携を図っています。

c. 会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(b) 継続監査期間

24年間

(c) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：飯塚智、下平貴史、後藤さおり

(d) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士29名、その他57名

(e) 提出会社が監査公認会計士等を選定した理由(候補とした理由と選解任の方針)

監査役会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選定した理由は、監査役監査規程において、会計監査人候補者を適切に評価するための基準を定めており、取締役および社内関係部署から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査を適正に行うために必要な品質管理、監査体制、独立性および専門性等を総合的に勘案し、検討した結果、適任と判断したためです。

また、監査役会は、会計監査人の解任または不再任の決定方針として、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案する旨決議します。

なお、監査公認会計士等は、会社法施行規則第126条第5号・第6号の事由(会計監査人が現に処分を受け、または2年以内に処分を受けた者である場合における当該処分の内容)に該当する事項はございません。

(f) 提出会社の監査役会等による監査公認会計士等の評価

監査役会は、監査役監査規程において、監査公認会計士等たる会計監査人候補者を適切に選定し、会計監査人を適切に評価するための基準を定めています。当該基準に基づいて、監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、グループ監査および不正リスクの各項目ならびに会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否か等について評価した結果、当期も再任が適当であると判断しています。

d. 監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	580	36	586	79
連結子会社	4,129	47	3,443	68
計	4,709	83	4,029	147

前連結会計年度

当社における非監査業務の内容は、社債発行時のコンフォートレター作成等の委託となります。また、連結子会社における非監査業務の内容は、事業分析等となります。

当連結会計年度

当社における非監査業務の内容は、社債発行時のコンフォートレター作成および非財務情報の信頼性確保に関する助言、指導業務等となります。また、連結子会社における非監査業務の内容は、前述の非財務情報の信頼性確保に関する助言、指導業務等となります。

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Deloitte Touche Tohmatsu Limited)に属する組織に対する報酬
(a)を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	15	-	15
連結子会社	142	97	137	60
計	142	112	137	75

前連結会計年度

当社における非監査業務の内容は、市場調査等となります。また、連結子会社における非監査業務の内容は、体制構築支援のコンサルティング費用等となります。

当連結会計年度

当社における非監査業務の内容は、市場調査等となります。また、連結子会社における非監査業務の内容は、内部統制に関わるコンサルティング業務等となります。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

開示すべき重要な報酬がないため、記載を省略しています。

当連結会計年度

開示すべき重要な報酬がないため、記載を省略しています。

(d) 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等から年度監査計画の提示を受け、その内容について監査公認会計士等と協議の上、有効性および効率性の観点を総合的に判断し決定しています。

なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ています。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

a. 提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

(a) 役員報酬の決定方針の概要および決定方法

当社における役員報酬の決定方針は、第三者機関による国内企業経営者の報酬に関する調査に基づき、事業規模が概ね同程度以上の国内外企業経営者の報酬に比して高い競争力のある水準であることを確認、決定することとします。

取締役報酬は、着実な利益成長、安定的なキャッシュ・フローの創出およびステークホルダーと良好な関係を築きつつ持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を可能とすることを目的とし、過度なリスクテイクを抑制しつつ、短期のみならず、中長期的な業績向上へ役員等の貢献意欲を高めるよう決定する方針です。

取締役報酬の決定方法は、人事総務本部で報酬の決定方針を策定の後、代表取締役 社長執行役員 兼 CEOと社外取締役のうち3名以上で構成される報酬委員会の諮問を経て取締役会で承認します。

業務執行から独立した立場である社外取締役、取締役の業務執行を監査する監査役には、固定報酬のみを支払う方針としています。

なお、当社グループの支払方針として、グループ会社の役員を兼任している取締役の報酬は主たる会社から支払うこととしており、孫取締役に対する報酬は、支給の対象外としています。

(b) 役員報酬の構成

当社は、「(a) 役員報酬の決定方針の概要および決定方法」を踏まえ、固定的な報酬に加え短期業績および中長期企業価値向上へのインセンティブを引き出すため、取締役の報酬等を、基本報酬、短期業績連動報酬および中期業績連動報酬から構成し、それぞれの種類に分けて支払うこととします。

基本報酬は、役職ごとに以下の通り年額を定め、毎月現金で定額を支給します。

取締役会長・・・84百万円

代表取締役 社長執行役員・・・120百万円

代表取締役 副社長執行役員・・・84百万円

取締役 専務執行役員・・・72百万円

短期業績連動報酬は、役職別に定める基準額に対し、当期の業績の目標達成度に応じた支給率を乗じ、個人別に以下の算定方法に応じて支給します。

$$\text{短期業績連動報酬支給額} = \text{役職別基準額(ア)} \times \text{業績目標達成度(イ)}$$

(ア)・・・役職に応じて個別に設定した基準額

(イ)・・・親会社の所有者に帰属する純利益と営業利益の目標、マテリアリティ目標の達成度合いに応じて設定された係数

「(d) 短期業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由および業績連動報酬の額の決定方法」を参照。なお、短期業績連動報酬支給額は、上記計算式に基づき基礎となる金額を算定したうえで、必要に応じて個人ごとの役割を勘案し、最終的な報酬額を決定します。

中期業績連動報酬は、役職別に定める基準額に対し、過去3カ年の当社TSR(株主総利回り)と相対TSRの状況に応じた支給率を乗じ、個人別に以下の算定方法に応じて3カ年ごとに支給します。

$$\text{中期業績連動報酬支給額} = \text{役職別基準額(ウ)} \times \text{TSR係数(エ)}$$

(ウ)・・・役職に応じて個別に設定した基準額

(エ)・・・当社TSRと相対TSR(当社TSRをTOPIX配当込み株価指数の成長率で除した数)に応じて設定された係数

「(e) 中期業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由および業績連動報酬の額の決定方法」を参照。なお、中期業績連動報酬支給額は、上記計算式に基づき基礎となる金額を算定したうえで、必要に応じて個人ごとの役割を勘案し、最終的な報酬額を決定します。

取締役の報酬は、株主総会により報酬の種類および具体的な年間の報酬限度額を決定し、その配分および支給方法については、報酬委員会の諮問を経て取締役会で承認します。なお、現金報酬の上限額は、2021年6月22日開催の第35回

定時株主総会にて15億円(決議時の取締役13名)で、株式報酬の上限額は、2021年6月22日開催の第35回定時株主総会にて、80億円(決議時の取締役(社外取締役を除く)7名)で決議されています。

なお当社は、社外取締役においても当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めるとともに、取締役の報酬等に占める株式報酬の比率を高めること等を目的として、従前社外取締役を除く取締役に対してのみ付与していた株式報酬としての譲渡制限付株式の付与対象者に社外取締役を含むこととし、2025年6月26日開催予定の第39回定時株主総会の議案として「取締役に対する報酬等の決定の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、株式報酬としての譲渡制限付株式の付与対象者に社外取締役を含むこととなりますが、株式報酬としての譲渡制限付株式の付与のための報酬等の上限額は80億円で従前から変更ございません(決議時の対象となる取締役は11名(うち社外取締役6名)となります。)

(c) 支給割合の決定に関する方針

当社は、「(a) 役員報酬の決定方針の概要および決定方法」および各役員の職務内容や業績を踏まえ、原則として、基本報酬と短期業績連動報酬の報酬総額の支給割合を「基本報酬：短期業績連動報酬 = 1：1.9～3.2」を基本方針とし、短期業績連動報酬は、役職別基準額の0～2.5倍の適用幅で変動させ、また基本報酬と中期業績連動報酬の報酬総額の支給割合を「基本報酬：中期業績連動報酬 = 1：1.1～2.1」を基本方針とし、中期業績連動報酬は、役職別基準額の0～3.0倍の適用幅で変動させる方針です。なお、短期業績連動報酬と中期業績連動報酬は、すべて株式報酬で支給します。株式報酬については、2020年6月24日開催の第34回定時株主総会にて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当該株式には退任までの間の譲渡制限を付しています。

(d) 短期業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由および業績連動報酬の額の決定方法

当社は、短期業績連動報酬に係る指標を業績目標達成度としています。当該指標を選択した理由および短期業績連動報酬の額の決定方法は以下の通りです。

A. 指標の内容

短期業績目標達成度の業績連動指標は、親会社の所有者に帰属する純利益と営業利益(連結ベース、以下同様)、マテリアリティ目標を採用しています。

短期業績連動報酬は、業績指標の目標達成度等に応じて0～2.5倍(目標：1.0)の比率で変動します。業績指標の目標達成度に応じて設定された比率に対し、それぞれ50%ずつ乗じて、業績目標達成度の係数を算出します。マテリアリティ目標は、その達成度合いに応じ、親会社の所有者に帰属する純利益、営業利益の目標達成度により計算された係数に、0～5%の範囲で加算します。なお、親会社の所有者に帰属する純利益と営業利益の採用に当たり、減損などの特殊要因、他の経営指標(フリー・キャッシュ・フロー等)や重大な不祥事や事故など特段の勘案すべき要素があった場合には、報酬委員会への諮問の後、係数を決定します。

業績目標達成度係数 = (親会社の所有者に帰属する純利益による係数(ア) × 50% + 営業利益による係数(イ) × 50%) + マテリアリティ目標係数(ウ)

(ア)・・・親会社の所有者に帰属する純利益の目標値と実績値を比較し、実績値が目標値と同水準の場合に100%と設定しています。

(イ)・・・営業利益の目標値と実績値を比較し、実績値が目標値と同水準の場合に100%と設定しています。

(ウ)・・・マテリアリティ指標の目標達成度に応じ、0～5%の範囲で加算します。

B. 指標を選択した理由

親会社の所有者に帰属する純利益を業績連動指標係数として選択した理由は、ステークホルダーへの配当原資となる親会社の所有者に帰属する純利益の指標を用いることで、ステークホルダーとの建設的な対話を行い、中長期的な企業価値の向上を取締役に意識づけるためです。

営業利益を業績連動指標係数として選択した理由は、当社グループ一体となり本業から創出した利益を適正に反映する評価指標として営業利益が該当するためです。

マテリアリティ目標を業績連動指標係数として選択した理由は、マテリアリティを通じたサステナビリティへの取り組みが、持続可能な社会への貢献とともに、当社の持続可能な成長のためのキードライバーとなるためです。

C. 短期業績連動報酬の額の決定方法

短期業績連動報酬の額の決定方法は、「(c) 支給割合の決定に関する方針」に記載の役職別基準額の0～2.5倍の適用幅を基準として、「(a) 役員報酬の決定方針の概要および決定方法」に記載のプロセスを経て決定します。

(e) 中期業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由および業績連動報酬の額の決定方法

中期業績連動報酬に係る指標をTSR係数とします。当該指標を選択した理由および中期業績連動報酬の額の決定方法は以下の通りです。

A. 指標の内容

中期業績連動報酬の指標は、当社TSRと相対TSRによるTSR係数を採用しています。

中期業績連動報酬は、当社TSRと相対TSRの状況に応じて0～3.0倍の比率で変動します。

B. 指標を選択した理由

TSR係数を業績連動指標係数として選択した理由は、ステークホルダーとの価値共有を一層進め、中長期的な株価向上を取締役に意識づけるためです。

C. 中期業績連動報酬の額の決定方法

中期業績連動報酬の額の決定方法は、「(c) 支給割合の決定に関する方針」に記載の役職別基準額の0～3.0倍の適用幅を基準として「(a) 役員報酬の決定方針の概要および決定方法」に記載のプロセスを経て決定します。

b. 役職ごと、役員ごとの報酬等

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	短期業績連 動報酬(注 1)	その他 (注2)	
取締役 (社外取締役を除く)	1,689	381	1,222	86	5
監査役 (社外監査役を除く)	24	24	-	-	1
社外取締役	82	82	-	-	7
社外監査役	37	37	-	-	2

(注1) 短期業績連動報酬は、譲渡制限付株式報酬として2025年7月18日に付与される予定のものであり、翌連結会計年度に会計処理(費用計上)されます。

(注2) 非金銭報酬等として2021年7月に付与したストックオプションに係る当連結会計年度に会計処理(費用計上)した額等を記載しており、実際に行使・売却して得られる金額とは異なります。また、2024年6月20日に退任した取締役1名の退任に伴い権利が確定したストックオプション額(23百万円)を含んでいます。ストックオプション制度の内容については、前述の「1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載の通りです。

(b) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
				基本報酬	短期業績 連動報酬	その他
今井 康之	324	取締役	提出会社	84	225	15 (注)
宮川 潤一	654	取締役	提出会社	120	515	20 (注)
榛葉 淳	391	取締役	提出会社	84	293	15 (注)
藤原 和彦	272	取締役	提出会社	72	190	10 (注)

連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しています。

(注) 非金銭報酬等として2021年7月に付与したストックオプションに係る当連結会計年度に会計処理(費用計上)した額等です。

(c) 短期業績連動報酬に係る指標の目標および実績

業績目標達成度の目標および実績は以下の通りです。

業績目標達成度の構成	目標 (百万円)	実績 (百万円)
親会社の所有者に帰属する純利益	500,000	526,133
営業利益	900,000	989,016

マテリアリティ目標および実績は以下の通りです。

指標		目標	実績
テクノロジーのチカラで地球環境へ貢献	基地局実質再生可能エネルギー比率	90%以上	92.5% (注)
質の高い社会インフラの構築	5G SAエリア拡大：全都道府県主要部スマホSA化	都道府県数 26	都道府県数 21
	ネットワーク重大事故発生件数	0件	1件
	情報セキュリティ重大事故件数	0件	0件
人・情報をつなぎ新しい感動を創出	スマホ累計契約数	年100万件 純増	年104万件 純増
DXによる社会・産業の構築	ソリューション等売上：CAGR(年平均成長率)	10%以上	27%
レジリエントな経営基盤の発展	DJSI Worldへの選定	選定	選定

(注)支給額の算定に際して、当社所定の基準日で確定した数値を採用しています。

c. 提出会社の役員の個人別報酬等額の決定プロセスに係る方針および委任に関する事項

(a) 役員の個人別報酬等額の決定プロセスに係る方針

役員の個人別報酬等額についての決定プロセスに関する方針は以下の通りです。

1. 株主総会にて、現金報酬および株式報酬の上限枠を決議
2. 報酬委員会にて、報酬の構成、水準、業績連動指標等について審議の上、取締役会へ提言
3. 取締役会にて、報酬委員会の提言を尊重することを前提に、個人別報酬等額について、代表取締役 社長執行役員 兼 CEOに一任することを決議
4. 代表取締役 社長執行役員 兼 CEOは、取締役会の決議および報酬委員会の提言を尊重し、個人別報酬等額について決定

なお、当事業年度に係る役員の個人別報酬等額の決定については、「(d) 報酬等の額の決定過程」に記載の通り、報酬委員会にて役員報酬ポリシーに沿う内容であることを確認の上、取締役会へ提言され、当該提言を尊重したものであることから、取締役会は、当事業年度における取締役の報酬等は決定方針に沿うものであると判断しています。

(b) 提出会社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定に関する委員会

報酬委員会は、当社取締役の個人別の報酬に関する提言のほか、役員報酬プログラムの提言を取締役会に行います。

報酬委員会は、役員報酬の客観性や透明性を確保するため、委員長を社外取締役とし、代表取締役 社長執行役員 兼 CEOおよび社外取締役のうち3名以上で構成しています。

(c) 役員個人別報酬等額の決定に係る委任に関する事項

取締役会決議に基づき代表取締役 社長執行役員 兼 CEOに一任する方針としています。

- ・委任を受けた者の氏名ならびに内容を決定した日における会社での地位および担当

代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

- ・委任する権限の内容

取締役の個人別報酬等額の決定

- ・権限を委任した理由

役員個人別報酬等額の決定にあたっては、報酬委員会にて役員報酬ポリシーに沿い、報酬総額と個人別報酬等額について検討の上、取締役会へ提言を行うこととしており、委任を受けた者はその提言を尊重し決定することとしているため。

(d) 報酬等の額の決定過程

会議体名称	開催日	参加者	議題内容
報酬委員会	2024年12月20日	堀場 厚(委員長) 上釜 健宏 大木 一昭 越 直美 宮川 潤一	社外取締役の報酬・報酬体系見直しについて
報酬委員会	2025年2月27日	堀場 厚(委員長) 上釜 健宏 大木 一昭 越 直美 宮川 潤一	短期業績連動指標の確認
報酬委員会	2025年3月26日	堀場 厚(委員長) 大木 一昭 越 直美 宮川 潤一	短期業績連動指標の確認 取締役報酬の一部変更について
報酬委員会	2025年4月24日	堀場 厚(委員長) 上釜 健宏 大木 一昭 越 直美 宮川 潤一	短期業績連動指標の確認 役員ごとの個別報酬額の承認・決定 開示書類の確認 報酬委員会による提言内容の確認・決定
取締役会	2025年5月15日	取締役および監査役 (書面)	取締役報酬の一部変更の決定 報酬委員会による提言内容の確認

d. 報酬等の返還請求について

報酬等のうち、業績連動報酬(現金報酬および株式報酬のいずれであるかを問わない)については、取締役について、法令、当社の内部規程もしくは当社および取締役との間で締結された契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、または、業績連動報酬の算定の基礎とした財務諸表の数値に重大な修正・訂正等が生じたと取締役会が認めた場合、その他業績連動報酬の全部または一部を、当社が無償で取得することが相当であると取締役会が認めた場合、当該取締役の職責を踏まえ、当社は、無償で報酬等の返還請求等ができるものとします。

(5) 【株式の保有状況】

a. 保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方

当社では、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有している株式を「純投資目的である投資株式」と区分しています。また、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を「政策保有株式」と区分し、以下の保有方針に従って取得・保有しています。

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(非上場以外の株式)

(a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法

保有方針

当社における政策保有株式の保有目的は、事業展開または業務運営における優位性の確保やシナジーの創出、人材・技術の確保・コスト削減等の効果の享受です。当社では、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減していく基本方針のもと、毎年、個別の政策保有株式について、政策保有の意義、経済合理性等を検証し、保有継続の可否および保有株式数を見直します。

保有の合理性を検証する方法

当社では、毎年個別に、保有目的に応じた取引関係の継続確認や、経済合理性の観点で、政策保有株式の出資額に対して発行会社が当社利益に寄与した金額の割合の算出を行っています。保有意義が希薄化した場合や上記利益に寄与した金額の割合が当社の単体3年平均ROAの50%を下回る場合には、売却検討対象とします。また、簿価から30%以上時価が下落した銘柄及び、ガバナンスの観点から不祥事への対処も精査したうえで検討します。さらに、新規事業に関連する出資に関しては、出資の効果として、新規事業の進捗状況の検証を行っています。

(b) 個別銘柄の保有の適否に関する取締役会における検証の内容

政策保有株式の保有の適否に関して、1銘柄について保有目的の希薄化が認められ、総合的に検証した結果、継続して保有する合理性がないと判断し売却済みです。これらの検証内容は、取締役会へ報告しています。

c. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式に関する増減

(a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(非上場株式)

すべての非上場株式	49銘柄	貸借対照表計上額の合計額	10,575百万円
株式数が増加した銘柄	3銘柄	取得価額の合計額	860百万円
株式数が減少した銘柄	4銘柄	売却価額の合計額	9,829百万円

(注1) 株式数が増加した銘柄は、事業展開または業務運営における優位性の確保やシナジーの創出、人材・技術の確保・コスト削減等の効果の享受を目的とする投資によるものです。

(注2) 株式数が増加した銘柄のうち2銘柄は新規取得に伴うものです。残りの1銘柄は他社による株式取得に伴う当社の持分比率減少により、関係会社株式から投資有価証券へ変更しています。

(注3) 株式数が減少した銘柄のうち3銘柄は全株式の売却に伴うものです。残りの1銘柄は会社清算により減少しています。

(b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(非上場以外の株式)

すべての非上場以外の株式	9銘柄	貸借対照表計上額の合計額	15,041百万円
株式数が増加した銘柄	-銘柄	取得価額の合計額	-百万円
株式数が減少した銘柄	1銘柄	売却価額の合計額	81百万円

(注) 株式数の減少は、(株)ベクターホールディングスの全株式の売却に伴うものです。

d. 保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式(非上場以外の株式)の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額、保有目的・定量的な保有の効果、相手方の保有の有無、株式数増加の理由

(a) 特定投資株式

保有の効果の検証は、「b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(非上場以外の株式)(a)保有方針及び保有の合理性を検証する方法」に記載のとおり個別銘柄毎に検証しています。なお、各社との取引金額は機密性が高いものであることから、記載は省略します。

銘柄	(当事業年度) 株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)	(前事業年度) 株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有の効果 相手方の保有の有無 株式数増加の理由
(株)ヤマダホールディングス	24,200,000 10,423	24,200,000 10,677	当社のコンシューマ事業の円滑な業務運営を図る目的であり、円滑な業務運営が実現されたことにより取引金額が当初期待された金額を超過しており、出資時点の効果を有しています。 発行会社は当社株式を保有していません。
(株)ベルパーク	715,500 1,180	715,500 1,222	当社のコンシューマ事業の円滑な業務運営を図る目的であり、円滑な業務運営が実現されたことにより取引金額が当初期待された金額を超過しており、出資時点の効果を有しています。 発行会社は当社株式を保有しています。
九州旅客鉄道(株)	276,100 1,008	276,100 978	当社のエンタープライズ事業の円滑な業務運営を図る目的であり、円滑な業務運営が実現されたことにより取引金額が当初期待された金額を超過しており、出資時点の効果を有しています。 発行会社は当社株式を保有していません
オープングループ(株)	2,300,000 660	2,300,000 656	当社のエンタープライズ事業の円滑な業務運営を図る目的であり、円滑な業務運営が実現されたことにより取引金額が当初期待された金額を超過しており、出資時点の効果を有しています。 発行会社は当社株式を保有していません。
上新電機(株)	300,000 640	300,000 698	当社のコンシューマ事業の円滑な業務運営を図る目的であり、円滑な業務運営が実現されたことにより取引金額が当初期待された金額を超過しており、出資時点の効果を有しています。 発行会社は当社株式を保有していません。
(株)プラザホールディングス	270,000 479	270,000 615	当社のコンシューマ事業の円滑な業務運営を図る目的であり、円滑な業務運営が実現されたことにより取引金額が当初期待された金額を超過しており、出資時点の効果を有しています。 発行会社は当社株式を保有していません。
(株)ビックカメラ	230,000 360	230,000 295	当社のコンシューマ事業の円滑な業務運営を図る目的であり、円滑な業務運営が実現されたことにより取引金額が当初期待された金額を超過しており、出資時点の効果を有しています。 発行会社は当社株式を保有していません。
(株)サカイホールディングス	450,000 201	450,000 231	当社のコンシューマ事業の円滑な業務運営を図る目的であり、円滑な業務運営が実現されたことにより取引金額が当初期待された金額を超過しており、出資時点の効果を有しています。 発行会社は当社株式を保有しています。
(株)トーシンホールディングス	144,000 91	144,000 104	当社のコンシューマ事業の円滑な業務運営を図る目的であり、円滑な業務運営が実現されたことにより取引金額が当初期待された金額を超過しており、出資時点の効果を有しています。 発行会社は当社株式を保有していません。
(株)ベクターホールディングス	- -	928,900 128	当社との取引関係強化によるシナジー効果を楽しむ目的です。しかしながら、保有目的の希薄化が認められたため2024年11月に売却済みです。発行会社は当社株式を保有していません。

(b) みなし保有株式

該当事項はありません。

- e. 保有目的が純投資目的である投資株式の銘柄数、貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第312条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」)に準拠して作成しています。

本書の連結財務諸表等の金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」)および「電気通信事業会計規則」(1985年郵政省令第26号)に基づいて作成しています。

本書の財務諸表等の金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

(3) 本連結財務諸表において、会計期間は以下の通り表記しています。

前連結会計年度 : 2024年3月31日、
: 2024年3月31日に終了した1年間
当連結会計年度 : 2025年3月31日、
: 2025年3月31日に終了した1年間

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)および事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表および財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けています。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っています。その内容は以下の通りです。会計基準の内容を適切に把握し、同基準の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構および監査法人等が主催するセミナー等へ参加することにより、社内における専門知識の蓄積に努めています。

4．IFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、IFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成するための体制の整備を行っています。その内容は以下の通りです。

IFRSの適用においては、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っています。また、IFRSに基づいた適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

a. 【連結財政状態計算書】

		(単位：百万円)	
	注記	2024年3月31日	2025年3月31日
(資産の部)			
流動資産			
現金及び現金同等物	8	1,992,873	1,435,525
営業債権及びその他の債権	9,29	2,660,995	2,805,640
その他の金融資産	10,29	229,715	260,236
棚卸資産	11	155,059	191,451
その他の流動資産	12	186,810	165,803
小計		5,225,452	4,858,655
売却目的保有に分類された資産	13	42,577	-
流動資産合計		5,268,029	4,858,655
非流動資産			
有形固定資産	14	1,768,812	1,966,995
使用権資産	19	662,183	749,157
のれん	15	2,049,404	2,068,492
無形資産	15	2,505,511	2,531,480
契約コスト	16	319,140	384,500
持分法で会計処理されている投資	21	251,488	273,148
投資有価証券	17,29	272,788	255,068
銀行事業の有価証券	18	522,232	747,056
その他の金融資産	10,29	1,755,627	2,099,465
繰延税金資産	23	46,529	65,128
その他の非流動資産	12	100,163	103,051
非流動資産合計		10,253,877	11,243,540
資産合計		15,521,906	16,102,195

(単位：百万円)

	注記	2024年3月31日	2025年3月31日
(負債及び資本の部)			
流動負債			
有利子負債	24,29,31	2,381,632	1,646,524
営業債務及びその他の債務	25,29	2,535,072	2,828,640
契約負債	36	128,307	137,223
銀行事業の預金	26,29	1,643,155	1,795,965
その他の金融負債	29	1,722	2,742
未払法人所得税		125,933	122,844
引当金	28	33,287	52,932
その他の流動負債	27	226,596	248,336
小計		7,075,704	6,835,206
売却目的保有に分類された資産に直接関連する負債	13	9,582	-
流動負債合計		7,085,286	6,835,206
非流動負債			
有利子負債	24,29,31	3,939,255	4,315,628
その他の金融負債	29	45,312	104,741
引当金	28	99,491	142,392
繰延税金負債	23	301,852	322,232
その他の非流動負債	27	115,063	116,625
非流動負債合計		4,500,973	5,001,618
負債合計		11,586,259	11,836,824
資本			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金	33	214,394	228,162
資本剰余金	33	736,052	927,067
利益剰余金	33	1,475,775	1,594,862
自己株式	33	75,822	29,221
その他の包括利益累計額	33	26,675	22,760
親会社の所有者に帰属する持分合計		2,377,074	2,743,630
非支配持分	20	1,558,573	1,521,741
資本合計		3,935,647	4,265,371
負債及び資本合計		15,521,906	16,102,195

b. 【連結損益計算書および連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
売上高	7,36	6,084,002	6,544,349
売上原価	37	3,150,653	3,384,115
売上総利益		2,933,349	3,160,234
販売費及び一般管理費	37	2,081,765	2,200,591
その他の営業収益	38	30,172	43,195
その他の営業費用	38	5,688	13,822
営業利益		876,068	989,016
持分変動損益		20,435	4,564
持分法による投資損益	21	22,198	9,650
金融収益	39	12,921	11,676
金融費用	39	61,415	117,352
持分法による投資の売却損益		5,227	3,713
持分法による投資の減損損失		25,126	1,910
税引前利益		805,912	880,057
法人所得税	23	215,647	224,771
純利益(注1)		590,265	655,286
純利益の帰属			
親会社の所有者		489,074	526,133
非支配持分	20	101,191	129,153
		590,265	655,286
親会社の所有者に帰属する1株当たり純利益 (注2)			
基本的1株当たり純利益(円)	41	10.32	10.99
希薄化後1株当たり純利益(円)	41	10.12	10.84

(注1) 2024年3月31日に終了した1年間および2025年3月31日に終了した1年間のソフトバンク(株)およびその子会社の純利益は、いずれも継続事業によるものです。

(注2) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「基本的1株当たり純利益」および「希薄化後1株当たり純利益」を算定しています。

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
純利益		590,265	655,286
その他の包括利益(税引後)			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付制度の再測定	40	308	2,707
FVTOCIの資本性金融資産の公正価値の変動	29,40	2,651	3,424
持分法適用会社のその他の包括利益に対する持分	21,40	479	97
純損益に振り替えられることのない項目合計		2,822	620
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
FVTOCIの負債性金融資産の公正価値の変動	29,40	1,071	3,805
キャッシュ・フロー・ヘッジ	29,40	132	7,219
在外営業活動体の為替換算差額	40	20,545	14,846
持分法適用会社のその他の包括利益に対する持分	21,40	9,754	14,163
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		29,096	25,595
その他の包括利益(税引後)合計		31,918	26,215
包括利益合計		622,183	629,071
包括利益合計の帰属			
親会社の所有者		499,960	524,159
非支配持分		122,223	104,912
		622,183	629,071

(注) その他の包括利益の各内訳項目に関連する法人所得税は、「注記40. その他の包括利益」をご参照ください。

c. 【連結持分変動計算書】

2024年3月31日に終了した1年間

(単位：百万円)

注記	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本 合計	
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 包括利益 累計額	合計			
2023年4月1日	204,309	685,066	1,392,043	74,131	17,658	2,224,945	1,458,122	3,683,067	
包括利益									
純利益	-	-	489,074	-	-	489,074	101,191	590,265	
その他の包括利益	-	-	-	-	10,886	10,886	21,032	31,918	
包括利益合計	-	-	489,074	-	10,886	499,960	122,223	622,183	
所有者との取引額等									
剰余金の配当	34	-	-	406,935	-	-	406,935	45,589	452,524
新株の発行	33	70,085	67,180	-	-	-	137,265	-	137,265
資本金から資本剰余金への振替	33	60,000	60,000	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	33	-	-	-	100,000	-	100,000	-	100,000
自己株式の処分	33	-	12,535	-	27,175	-	14,640	-	14,640
自己株式の消却	33	-	71,134	-	71,134	-	-	-	-
企業結合による変動		-	-	-	-	-	-	13,528	13,528
支配喪失による変動		-	-	-	-	-	-	6,490	6,490
支配継続子会社に対する持分変動		-	8,600	-	-	-	8,600	16,989	25,589
株式に基づく報酬取引		-	1,009	-	-	-	1,009	-	1,009
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	33	-	-	1,869	-	1,869	-	-	-
その他		-	116	276	-	-	392	210	602
所有者との取引額等合計		10,085	50,986	405,342	1,691	1,869	347,831	21,772	369,603
2024年3月31日		214,394	736,052	1,475,775	75,822	26,675	2,377,074	1,558,573	3,935,647

2025年3月31日に終了した1年間

(単位：百万円)

注記	親会社の所有者に帰属する持分					合計	非支配 持分	資本 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 包括利益 累計額			
2024年4月1日	214,394	736,052	1,475,775	75,822	26,675	2,377,074	1,558,573	3,935,647
包括利益								
純利益	-	-	526,133	-	-	526,133	129,153	655,286
その他の包括利益	-	-	-	-	1,974	1,974	24,241	26,215
包括利益合計	-	-	526,133	-	1,974	524,159	104,912	629,071
所有者との取引額等								
剰余金の配当	34	-	-	408,894	-	408,894	124,638	533,532
新株の発行	33	113,768	109,985	-	-	223,753	-	223,753
資本金から資本剰余金への振替	33	100,000	100,000	-	-	-	-	-
自己株式の取得	33	-	-	-	0	0	-	0
自己株式の処分	33	-	22,610	-	46,601	23,991	-	23,991
自己株式の消却		-	-	-	-	-	-	-
企業結合による変動		-	-	-	-	-	-	-
支配喪失による変動		-	4,831	-	-	4,831	12,034	7,203
支配継続子会社に対する持分変動		-	17	-	-	17	4,931	4,948
株式に基づく報酬取引		-	1,050	-	-	1,050	-	1,050
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替	33	-	-	1,941	-	1,941	-	-
その他		-	124	93	-	217	141	358
所有者との取引額等合計		13,768	191,015	407,046	46,601	157,603	141,744	299,347
2025年3月31日		228,162	927,067	1,594,862	29,221	2,743,630	1,521,741	4,265,371

d. 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
営業活動によるキャッシュ・フロー			
純利益		590,265	655,286
減価償却費及び償却費	37	743,808	748,014
固定資産除却損		25,321	21,978
子会社の支配喪失に伴う利益	38	10,284	43,195
金融収益		12,921	11,676
金融費用		61,415	117,352
持分法による投資損益（は益）		22,198	9,650
持分法による投資の売却損益（は益）		5,227	3,713
持分法による投資の減損損失		25,126	1,910
持分変動損益（は益）		20,435	4,564
法人所得税		215,647	224,771
営業債権及びその他の債権の増減額 （は増加額）		325,141	321,107
棚卸資産の増減額（は増加額）		2,744	39,375
法人向けレンタル用携帯端末の 取得による支出		49,164	49,462
営業債務及びその他の債務の増減額 （は減少額）		284,461	290,076
未払消費税等の増減額（は減少額）		8,090	4,899
銀行事業の預金の増減額（は減少額）		170,895	152,810
銀行事業の貸付金の増減額（は増加額）		135,185	194,654
その他		14,363	72,936
小計		1,577,250	1,622,138
利息及び配当金の受取額		6,543	11,789
利息の支払額		62,922	78,451
法人所得税の支払額		321,493	243,266
法人所得税の還付額		40,311	55,661
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,239,689	1,367,871
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		554,074	746,657
有形固定資産及び無形資産の売却による収入		1,838	3,125
投資の取得による支出		96,062	86,700
投資の売却または償還による収入		23,601	59,395
銀行事業の有価証券の取得による支出		328,014	344,567
銀行事業の有価証券の売却または償還による収入		127,586	123,714
子会社の支配獲得による収支（は支出）	6	67,528	350
子会社の支配喪失による収支（は支出）		6,890	21,909
その他		28,064	18,766
投資活動によるキャッシュ・フロー		927,607	995,183

(単位：百万円)

	注記	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期有利子負債の純増減額（は減少額）	24	181,328	417,203
有利子負債の収入	24	1,905,910	1,649,994
有利子負債の支出	24	2,064,536	1,872,502
株式の発行による収入	33	136,233	221,055
非支配持分からの払込による収入		34,202	23,249
自己株式の取得による支出	33	100,000	0
配当金の支払額	34	406,752	408,836
非支配持分への配当金の支払額		45,697	124,909
その他		2,214	27,277
財務活動によるキャッシュ・フロー		357,098	956,429
現金及び現金同等物に係る換算差額		11,733	6,618
売却目的保有に分類された資産への振替に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少額）	13	33,011	33,011
現金及び現金同等物の増減額（は減少額）		66,294	557,348
現金及び現金同等物の期首残高		2,059,167	1,992,873
現金及び現金同等物の期末残高	8	1,992,873	1,435,525

(注) 連結キャッシュ・フロー計算書は「注記42. 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報」と併せてご参照ください。

【連結財務諸表注記】

1．報告企業

ソフトバンク㈱(以下「当社」)は、日本国に所在する株式会社であり、登記している本社の住所は、東京都港区海岸一丁目7番1号です。本連結財務諸表は当社および子会社(以下「当社グループ」)より構成されています。当社の親会社はソフトバンクグループジャパン㈱です。また、当社の最終的な親会社はソフトバンクグループ㈱です。

当社グループは、コンシューマ事業、エンタープライズ事業、ディストリビューション事業、メディア・EC事業およびファイナンス事業を基軸として、情報・テクノロジー領域においてさまざまな事業に取り組んでいます。詳細は、「注記7．セグメント情報(1) 報告セグメントの概要」をご参照ください。

2．連結財務諸表作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2第1号に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同規則第312条の規定により、IFRSに準拠して作成しています。

(2) 測定の基礎

連結財務諸表は、「注記3．重要性がある会計方針」に記載している通り、公正価値で測定している金融商品などを除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 表示通貨および単位

連結財務諸表の表示通貨は、当社が営業活動を行う主要な経済環境における通貨(以下「機能通貨」)である日本円であり、百万円未満を四捨五入して表示しています。

(4) 未適用の公表済み基準書および解釈指針

連結財務諸表の承認日までに新設または改訂が行われた主な基準書および解釈指針のうち、当社グループが早期適用していないものは、以下の通りです。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社適用 予定年度	新設の概要
IFRS第18号	財務諸表における表示及び開示	2027年1月1日	2028年3月期	<p>IFRS第18号は従来のIAS第1号を置換えるもので、主な改訂内容は下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損益計算書において、収益及び費用を営業区分、投資区分、又は財務区分のいずれかに分類すると共に「営業損益」「財務及び法人所得税前純損益」の2つの小計の表示を要求する改訂 ・損益計算書において、情報の集約及び分解の原則の導入を含む、財務諸表における有用な情報のグルーピングに関する改訂 ・経営者が定義した業績指標(MPMs: management-defined performance measures)の定義を満たす全ての指標に関する情報の開示を要求する改訂

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」の適用による影響は検討中であり、適用による当社グループの連結財務諸表への影響については、現時点で合理的に見積もることはできません。

(5) 表示方法の変更

(連結キャッシュ・フロー計算書)

a. 2024年3月31日に終了した1年間において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「子会社の支配喪失による収支(は支出)」は金額的重要性が増したため、2025年3月31日に終了した1年間においては独立掲記しています。この表示の変更を反映させるため、2024年3月31日に終了した1年間の連結キャッシュ・フローの組み替えを行っています。

この結果、2024年3月31日に終了した1年間の連結キャッシュ・フロー計算書において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」 34,954百万円は、「子会社の支配喪失による収支(は支出)」 6,890百万円および投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」 28,064百万円として組み替えています。

b. 2024年3月31日に終了した1年間において、一部の子会社における借入金の収支は、財務活動によるキャッシュ・フローの「有利子負債の収入」および「有利子負債の支出」に含めて総額表示していましたが、2025年3月31日に終了した1年間は財務活動によるキャッシュ・フローの「短期有利子負債の純増減額(は減少額)」に含めて純額表示しています。この変更は、当該子会社の事業拡大等に伴い、短期有利子負債の借り換え継続を中心とした資金調達方針に変更したことから、明瞭性の観点より従来総額表示していた資金取引を純額表示に組み替えたことによるものです。

この結果、2024年3月31日に終了した1年間の連結キャッシュ・フロー計算書において、財務活動によるキャッシュ・フローの「有利子負債の収入」に含まれる732,900百万円および「有利子負債の支出」に含まれる713,700百万円は、財務活動によるキャッシュ・フローの「短期有利子負債の純増減額(は減少額)」19,200百万円として組み替えています。

3. 重要性がある会計方針

当社グループが採用する会計方針は、本連結財務諸表に記載されている全ての期間に適用しています。

(1) 連結の基礎

a. 子会社

子会社とは、当社により支配されている企業をいいます。

支配とは、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利、および投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力の全てを有している場合をいいます。

子会社については、支配獲得日から支配喪失日までの期間を連結しています。

子会社が採用する会計方針が当社グループの会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を行っています。

非支配持分は、当初の支配獲得日での持分額および支配獲得日からの非支配持分の変動から構成されています。

子会社の包括利益は、たとえ非支配持分が負の残高になる場合であっても、原則として親会社の所有者に帰属する持分と非支配持分に配分します。

グループ内の債権債務残高、取引、およびグループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表作成にあたり消去しています。

支配を喪失しない子会社に対する持分の変動は、資本取引として会計処理しています。当社グループの持分および非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する持分の変動を反映して調整しています。

非支配持分を調整した額と支払対価または受取対価の公正価値との差額は資本に直接認識し、親会社の所有者に帰属させます。

当社が子会社の支配を喪失する場合、関連する損益は以下の差額として算定しています。

- ・ 受取対価の公正価値および残存持分の公正価値の合計
- ・ 子会社の資産(のれんを含む)、負債および非支配持分の支配喪失日の帳簿価額(純額)

子会社について、それまで認識していたその他の包括利益累計額は、純損益に振り替えています。

b. 関連会社および共同支配企業

関連会社とは、当社がその企業の財務および経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配または共同支配を有していない企業をいいます。

共同支配企業とは、当社を含む複数の当事者が、事業活動の重要な意思決定に関し全員一致の合意を必要とする契約上の取決めに基づき共同支配を有し、当該取決めの純資産に対する権利を有する投資先をいいます。

関連会社および共同支配企業に対する投資は、持分法を用いて会計処理を行い、当該会社に対する投資額は、取得原価で当初認識しています。その後、重要な影響力を有した日から喪失する日までの純損益およびその他の包括利益の当社グループの持分を認識し、投資額を修正しています。ただし、関連会社に対する優先株式投資のうち、普通株式投資と特徴が実質的に異なるものについては、持分法を適用せず、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産(以下「FVTOCIの資本性金融資産」)または純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(以下「FVTPLの金融資産」)に指定し会計処理しています。「FVTOCIの資本性金融資産」および「FVTPLの金融資産」の当社グループの会計方針は「注記3. 重要性がある会計方針 (4) 金融商品」をご参照ください。

関連会社または共同支配企業の損失が、当社グループの当該会社に対する投資持分を超過する場合は、実質的に当該会社に対する正味投資の一部を構成する長期投資をゼロまで減額し、当社グループが当該会社に対して法的債務または推定的債務を負担する、または代理で支払いを行う場合を除き、それ以上の損失については認識していません。

関連会社または共同支配企業との取引から発生した未実現損益は、当社グループの持分を上限として投資に加減算しています。

関連会社または共同支配企業に対する投資額の取得原価が、取得日に認識された識別可能な資産および負債の正味の公正価値の当社グループ持分を超える金額は、のれんとして認識し、当該会社に対する投資の帳簿価額に含めています。

当該のれんは区分して認識されないため、のれん個別での減損テストは実施していません。これに代わり、関連会社または共同支配企業に対する投資の総額を単一の資産として、投資が減損している可能性を示唆する客観的な証拠が存在する場合に、減損テストを実施しています。

(2) 企業結合

企業結合は支配獲得日に、取得法によって会計処理しています。

企業結合時に引き渡した対価は、当社グループが移転した資産、当社グループが引き受けた被取得企業の旧所有者の負債、および支配獲得日における当社グループが発行した資本性金融商品の公正価値の合計として測定しています。取得関連費用は発生時に純損益で認識しています。

支配獲得日において、取得した識別可能な資産および引き受けた負債は、以下を除き、支配獲得日における公正価値で認識しています。

- ・繰延税金資産または繰延税金負債、および従業員給付に係る資産または負債は、それぞれIAS第12号「法人所得税」およびIAS第19号「従業員給付」に従って認識し、測定
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約、または被取得企業の株式に基づく報酬契約の当社グループの制度への置換えのために発行された負債または資本性金融商品は、支配獲得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定
- ・売却目的に分類される資産または処分グループは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って測定

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しています。

当社グループは、非支配持分を公正価値、または当社グループで認識した識別可能純資産に対する非支配持分の比例割合で測定するかについて、個々の企業結合取引ごとに選択しています。段階的に達成する企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得または損失は純損益で認識しています。支配獲得日前に計上していた被取得企業の持分の価値の変動に係るその他の包括利益の金額は、当社グループがその持分を処分した場合と同じ方法で会計処理しています。

企業結合の当初の会計処理が期末日までに完了しない場合、当社グループは、完了していない項目については暫定的な金額で報告しています。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点で把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正します。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としています。

IFRS移行日前の企業結合により生じたのれんは、従前の会計基準(日本基準)で認識していた金額をIFRS移行日時点で引き継ぎ、これに減損テストを実施した後の帳簿価額で計上しています。

(3) 外貨換算

a. 外貨建取引

グループ各社の財務諸表は、その企業の機能通貨で作成しています。機能通貨以外の通貨(外貨)での取引は取引日の為替レートを用いて換算しています。

外貨建貨幣性項目は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、公正価値を測定した日の為替レートで機能通貨に換算しています。

換算によって発生した為替換算差額は、純損益で認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産から生じる為替換算差額はその他の包括利益で認識しています。

b. 在外営業活動体

連結財務諸表を作成するために、在外営業活動体の資産および負債(取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含む)は、期末日の為替レートにより日本円に換算しています。

収益、費用およびキャッシュ・フローについては、期中平均レートを用いて日本円に換算しています。ただし、取引日の為替レートによる換算の結果と近似しない場合には、取引日の為替レートを用いて換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識の上、その他の包括利益累計額に累積しています。

在外営業活動体について、支配の喪失および重要な影響力の喪失をした場合には、当該在外営業活動体に関連する累積為替換算差額は、処分した会計期間に純損益として認識しています。

(4) 金融商品

a. 金融商品

金融資産および金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しています。

金融資産および金融負債は、当初認識時において公正価値で測定しています。FVTPLの金融資産および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(以下「FVTPLの金融負債」)を除き、金融資産の取得および金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しています。FVTPLの金融資産およびFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しています。

b. 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産」(以下「FVTOCIの負債性金融資産」)、「FVTOCIの資本性金融資産」、「FVTPLの金融資産」に分類しています。この分類は、金融資産の性質と目的に応じて、当初認識時に決定しています。

通常の方法によるすべての金融資産の売買は、約定日に認識および認識の中止を行っています。通常の方法による売買とは、市場における規則または慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による金融資産の購入または売却をいいます。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「償却原価で測定する金融資産」に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産は実効金利法による償却原価から必要な場合には減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

(b) FVTOCIの負債性金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「FVTOCIの負債性金融資産」に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、FVTOCIの負債性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えています。FVTOCIの負債性金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、FVTOCIの負債性金融資産に係る実効金利法による利息収益は、純損益で認識しています。

(c) FVTOCIの資本性金融資産

資本性金融資産については、当初認識時に公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益で認識するという取消不能な選択を行っている場合に「FVTOCIの資本性金融資産」に分類しています。当初認識後、FVTOCIの資本性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。

認識を中止した場合、もしくは著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えています。なお、FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金は、純損益で認識しています。

(d) FVTPLの金融資産

上記の「償却原価で測定する金融資産」、「FVTOCIの負債性金融資産」および「FVTOCIの資本性金融資産」のいずれにも分類しない場合、「FVTPLの金融資産」に分類しています。なお、いずれの金融資産も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定していません。

当初認識後、FVTPLの金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益および利息収益は純損益で認識しています。

(e) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産、FVTOCIの負債性金融資産およびIFRS第15号に基づく契約資産に係る予想信用損失について、貸倒引当金を認識しています。当社グループは、期末日および各四半期末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているかどうかを評価しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、金融資産に係る貸倒引当金を12カ月の予想信用損失と同額で測定しています。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合、または信用減損金融資産については、金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。ただし、IFRS第15号により生じた営業債権および契約資産について重大な金融要素を含まない場合には、単純化したアプローチで常に全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積もっています。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る貸倒引当金の繰入額およびその後の期間において、貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しています。

金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、当該金額を貸倒引当金と相殺して帳簿価額を直接減額しています。

(f) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しています。

c. 非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、「FVTPLの金融負債」または「償却原価で測定する金融負債」に分類し、当初認識時に分類を決定しています。

非デリバティブ金融負債は、1つ以上の組込デリバティブを含む混合契約全体についてFVTPLの金融負債に指定した場合に、FVTPLの金融負債に分類します。当初認識後、FVTPLの金融負債は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益および利息費用は純損益で認識しています。

償却原価で測定する金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

金融負債は義務を履行した場合、もしくは債務が免責、取消しまたは失効となった場合に認識を中止しています。

d. デリバティブおよびヘッジ会計

(a) デリバティブ

当社グループは、為替レートおよび金利によるリスクをヘッジするため、先物為替予約および金利スワップなどのデリバティブ取引を利用しています。

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しています。当初認識後は、期末日の公正価値で測定しています。デリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ手段として指定していないまたはヘッジが有効でない場合は、直ちに純損益で認識しています。ヘッジ指定していないデリバティブ金融資産は「FVTPLの金融資産」に、ヘッジ指定していないデリバティブ金融負債は「FVTPLの金融負債」にそれぞれ分類しています。

(b) ヘッジ会計

当社グループは、一部のデリバティブ取引についてヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理しています。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的および戦略について、正式に指定および文書化を行っています。また、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象の公正価値やキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると見込まれるかについて、ヘッジ開始時とともに、その後も継続的に評価を実施しています。

具体的には、以下の要件のすべてを満たす場合においてヘッジが有効と判断しています。

- () ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係があること
- () 信用リスクの影響が、当該経済的關係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- () ヘッジ関係のヘッジ比率が、実際にヘッジしているヘッジ対象の量とヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするために使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

なお、ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要件に合致しなくなったとしても、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を調整しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益で認識し、その他の包括利益累計額に累積しています。その他の包括利益累計額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に、ヘッジ対象に関連する連結損益計算書の項目で純損益に振り替えています。デリバティブの公正価値の変動のうち非有効部分は直ちに純損益で認識しています。

ヘッジ対象である予定取引が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、前にその他の包括利益で認識したその他の包括利益累計額を振り替え、非金融資産または非金融負債の当初認識時の取得原価の測定に含めています。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了または行使された場合など、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合のみ将来に向かってヘッジ会計を中止しています。

ヘッジ会計を中止した場合、その他の包括利益累計額は引き続き資本で計上し、予定取引が最終的に純

損益に認識された時点において純損益として認識しています。予定取引がもはや発生しないと見込まれる場合には、その他の包括利益累計額は直ちに純損益で認識しています。

(c) 組込デリバティブ

主契約である非デリバティブ金融資産に組み込まれているデリバティブ(組込デリバティブ)は、主契約から分離せず、混合契約全体を一体のものとして会計処理しています。

主契約である非デリバティブ金融負債に組み込まれているデリバティブ(組込デリバティブ)は、組込デリバティブの経済的特徴とリスクが主契約の経済的特徴とリスクに密接に関連せず、組込デリバティブを含む金融商品全体がFVTPLの金融負債に分類されない場合には、組込デリバティブを主契約から分離し、独立したデリバティブとして会計処理しています。組込デリバティブを主契約から分離することを要求されているものの、取得時もしくはその後の期末日現在のいずれかにおいて、その組込デリバティブを分離して測定できない場合には、混合契約全体をFVTPLの金融負債に指定し会計処理しています。

e. 金融資産および金融負債の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有し、かつ純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金、随時引出し可能な預金、および容易に換金可能でかつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から満期日までの期間が3カ月以内の短期投資で構成されています。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。棚卸資産は、主として携帯端末およびアクセサリから構成され、原価は、購入原価ならびに現在の場所および状態に至るまでに発生したその他の全ての原価を含めています。原価は、主として移動平均法を用いて算定しています。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販促活動や販売および配送に係る見積費用を控除して算定しています。

(7) 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去および設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めています。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しています。土地および建設仮勘定は減価償却を行っていません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下の通りです。

建物及び構築物	
建物	20～50年
構築物	10～50年
建物附属設備	3～22年
通信設備	
無線設備、交換設備および その他のネットワーク設備	5～15年
通信用鉄塔	10～42年
その他	5～30年
器具備品	
リース携帯端末	2～3年
その他	2～20年

上記のうち、貸手のオペレーティング・リースの対象となっている主な資産は、リース携帯端末です。
資産の減価償却方法、耐用年数および残存価額は各連結会計年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(8) のれん

当初認識時におけるのれんの測定は、「注記3．重要性がある会計方針（2）企業結合」をご参照ください。のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

のれんは償却を行わず、配分した事業セグメント(資金生成単位グループ)に減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各連結会計年度の一定時期に、減損テストを実施しています。減損については「注記3．重要性がある会計方針（11）有形固定資産、使用権資産、無形資産およびのれんの減損」をご参照ください。

なお、関連会社の取得により生じたのれんに関する当社グループの会計方針は、「注記3．重要性がある会計方針（1）連結の基礎」をご参照ください。

(9) 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しています。当社グループ内部で発生した研究開発費は、資産計上の要件を満たす開発活動に対する支出(自己創設無形資産)を除き、発生時に費用として認識しています。自己創設無形資産は当初認識時において、資産計上の要件をすべて満たした日から、開発完了までに発生した支出の合計額で測定しています。

耐用年数を確定できない無形資産を除き、無形資産は各資産の見積耐用年数にわたって、定額法により償却を行っています。

耐用年数を確定できる主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下の通りです。

ソフトウェア	5～10年
顧客基盤	8～25年
周波数関連費用	18年
その他	2～25年

周波数関連費用は、当社が割り当てを受けた周波数において、電波法に基づき当社が負担する金額であり、終了促進措置により既存の周波数利用者が他の周波数帯へ移行する際に発生する費用等が含まれます。なお、耐用年数は過去の周波数利用実績に基づいて見積もっています。

資産の償却方法、耐用年数および残存価額は各連結会計年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産は、償却は行わず、各連結会計年度の一定時期もしくは減損の兆候を識別したときに、その資産またはその資産が属する資金生成単位で減損テストを実施しています。減損については「注記3. 重要性がある会計方針 (11) 有形固定資産、使用権資産、無形資産およびのれんの減損」をご参照ください。

当社グループの耐用年数を確定できない無形資産の主なものは「ソフトバンク」ブランドに係る商標利用権、「Yahoo!」および「Yahoo! JAPAN」に関連する日本での商標権、「ZOZO」ブランドに係る商標権および「LINE」ブランドに係る商標権です。商標権の詳細については「注記15. のれんおよび無形資産」をご参照ください。

なお、当社グループは無形資産のリース取引に対して、IFRS第16号を適用していません。

(10) リース

当社グループは、契約の開始時に、契約がリースまたはリースを含んでいるかを判定しています。また、リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプションの対象期間および行使しないことが合理的に確実な解約オプションの対象期間を加えたものとしています。

(借手側)

(a) 契約の構成部分の分離

リースまたはリースを含む契約について、当社グループは、契約における対価をリース構成部分の独立価格と非リース構成部分の独立価格の総額との比率に基づいてそれぞれに配分することにより、リース構成部分を非リース構成部分から区分して会計処理しています。

(b) 無形資産のリース取引

当社グループは、無形資産のリース取引に対してIFRS第16号を適用していません。

(c) 使用権資産

使用権資産をリース開始日に認識しています。使用権資産は取得原価で当初測定を行っています。当該取得原価は、リース負債の当初測定の金額と、リース開始日以前に支払ったリース料、発生した当初直接コストおよび、原資産の解体および除去費用や原資産または原資産が設置された敷地の原状回復費用の見積りを合計した金額から、受け取ったリース・インセンティブを控除して算定しています。

使用権資産は当初測定後、原資産の所有権の移転が確実である場合には見積耐用年数で、確実でない場合はリース期間と使用権資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたり、定額法を用いて減価償却しています。使用権資産の見積耐用年数は有形固定資産と同様の方法で決定しています。また、使用権資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

(d) リース負債

リース負債はリースの開始日に認識し、リースの開始日以降、リース期間にわたって将来支払われるリース料の現在価値で当初測定しています。現在価値計算においては、リースの計算利率が容易に算定できる場合、当該利率を割引率として使用し、そうでない場合は追加借入利率を使用しています。

リース負債の測定に含まれているリース料は、主に固定リース料、リース期間がリース延長オプションの行使を反映している場合、延長期間のリース料、およびリース期間がリース解約オプションの行使を反映している場合その解約に伴う手数料が含まれます。

当初測定後、リース負債は実効金利法を用いて償却原価で測定しています。そのうえで、指数またはレートの変更により将来のリース料に変更が生じた場合、残価保証に基づいた支払金額の見積りに変更が生じた場合、または延長オプションや解約オプションの行使可能性の評価に変更が生じた場合、リース負債を再測定しています。

リース負債を再測定した場合、使用権資産の帳簿価額もリース負債の再測定の金額で修正します。ただし、リース負債の再測定による負債の減少額が使用権資産の帳簿価額より大きい場合、使用権資産をゼロまで減額したあとの金額は純損益で認識します。

(貸手側)

(a) 契約の構成部分の分離

リースまたはリースを含む契約について、当社グループは、契約上の対価をIFRS第15号に従いリース構成部分と非リース構成部分に配分しています。

(b) リースの分類

当社グループは、契約の開始時に、契約がファイナンス・リースかオペレーティング・リースかの分類を行っています。

リース取引が、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを借手に移転する場合はファイナンス・リースに分類し、他のリース取引はオペレーティング・リースに分類しています。リース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めている場合やリース料の現在価値が資産の公正価値のほとんどすべてとなる場合などに、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが移転していると判断しています。

(c) サブリースの分類

当社グループがサブリース契約の当事者である場合、ヘッドリース(借手側)とサブリース(貸手側)は別個に会計処理します。サブリースをファイナンス・リースかオペレーティング・リースかに分類する際は、リース対象資産ではなく、当社グループがヘッドリースにおいて認識している使用権資産のリスクと経済価値や耐用年数などを検討します。

(d) 認識および測定

ファイナンス・リース取引におけるリース債権は、リースと判定された時点で満期までの正味リース投資未回収額を債権として計上しています。リース料受取額は、金融収益と元本の回収部分に按分します。リース債権は実効金利法による償却原価で測定しており、実効金利法による利息収益は純損益として認識しています。

オペレーティング・リース取引のリース期間における受取リース料総額は、当該リース期間にわたって、定額法により収益として認識しています。

(11) 有形固定資産、使用権資産、無形資産およびのれんの減損

a. 有形固定資産、使用権資産および無形資産の減損

当社グループでは、各報告期間の末日現在において、有形固定資産、使用権資産および無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しています。個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっています。資金生成単位は、他の資産または資産グループから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしています。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各連結会計年度の一定時期に、減損テストを実施しています。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しています。

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末日において、減損損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しています。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っています。回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却または減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しています。

b. のれんの減損

当社グループでは、各報告期間の末日現在において、のれんが減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される事業セグメント(資金生成単位グループ)に配分し、その事業セグメント(資金生成単位グループ)に減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各連結会計年度の一定時期に、減損テストを実施しています。減損テストにおいて事業セグメント(資金生成単位グループ)に帰属する資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は事業セグメント(資金生成単位グループ)に配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に事業セグメント(資金生成単位グループ)におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しています。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行いません。

(12) 引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつその債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しています。

引当金は、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しています。

当社グループは引当金として、主に資産除去債務および契約損失引当金を認識しています。

(13) 自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取得費用(税効果調整後)を含む支払対価を、資本の控除項目として認識しています。自己株式の購入、売却または消却において損益は認識していません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本剰余金として認識しています。

(14) 売却目的保有に分類された資産および処分グループ

継続的使用よりも主に売却取引により回収が見込まれる資産および処分グループについて、1年以内に売却する可能性が非常に高く、現状で直ちに売却することが可能で、経営者が売却計画の実行を確約している場合には、売却目的保有に分類しています。

当社グループが、子会社に対する支配の喪失を伴う売却計画を確約し上記の条件を満たす場合は、当社グループが売却後にその子会社の非支配持分を保有するか否かにかかわらず、その子会社の資産および負債を売却目的保有に分類しています。

売却目的保有に分類した資産は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。また、売却目的保有への分類後は、有形固定資産および無形資産の減価償却または償却は行いません。

(15) 株式に基づく報酬

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度、譲渡制限付株式報酬制度、ならびに現金決済型の株式に基づく報酬制度を導入しており、当社グループの役員および従業員に付与しています。

持分決済型の株式に基づく報酬は、付与日における公正価値で測定しています。ストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズモデルや二項モデル、モンテカルロ・シミュレーション等を用いて算定しています。

付与日に決定した公正価値は、最終的に権利が確定すると予想されるストック・オプション数の見積りに基づき、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しています。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しています。譲渡制限付株式の公正価値は、付与日の株価を用いて算定しており、付与時に権利が確定することから、付与時点で一括して費用処理しています。

現金決済型の株式に基づく報酬は、発生した負債の公正価値で測定しています。当該負債の公正価値は、期末日および決済日に再測定し、公正価値の変動を純損益に認識しています。

(16) 収益

a. 収益

コンシューマ事業

コンシューマ事業における収益は、主に個人顧客向けのモバイルサービスおよび携帯端末の販売、ブロードバンドサービス収入、でんき収入からなります。

(a) モバイルサービスおよび携帯端末の販売

当社グループは契約者に対し音声通信、データ通信および関連するオプションサービスからなるモバイルサービスを提供するとともに、顧客に対し携帯端末の販売を行っています。

モバイルサービスにおける収益は、主に月額基本使用料および通信料収入（以下「モバイルサービス収入」）と手数料収入により構成されます。また、携帯端末の販売における収益（以下「携帯端末売上」）は、契約者および代理店に対する携帯端末の売上およびアクセサリ類の売上から構成されます。

上記取引の商流としては、当社グループが代理店に対して携帯端末を販売し、代理店を通じて契約者と通信契約の締結を行うもの（以下「間接販売」）と、当社グループが契約者に対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの（以下「直接販売」）からなります。

モバイルサービスにおいては、契約者との契約条件に基づいて、契約の当事者が現在の強制可能な権利および義務を有している期間を契約期間としています。また、契約者に契約を更新するオプションを付与しており、かつ、当該オプションが契約者へ「重要な権利」を提供すると判断した場合には、当該オプションを別個の履行義務として識別しています。なお、当社グループは、履行義務として識別したオプションの独立販売価格を見積ることの実務的代替として、提供すると予想される通信サービスおよびそれに対応する予想対価を参照して、取引価格を当該オプションに関連する通信サービスに配分しています。

モバイルサービス料は、契約者へ月次で請求され、概ね一カ月以内に支払期限が到来します。間接販売の携帯端末代金は、代理店への販売時に代理店へ請求され、その後、概ね一カ月以内に支払期限が到来します。また、直接販売の携帯端末代金は、販売時に全額支払う一括払いと、割賦払い期間にわたって月次で請求され、概ね一カ月以内に支払期限が到来する割賦払いがあります。当社では、量的および定性的な分析の結果、これらの取引価格には、支払時期による重大な金融要素は含まれていないと判断しており、当該金融要素について調整していません。なお、当社では、収益を認識した時点と支払いまでの期間が一年以内の場合に重大な金融要素の調整を行わない実務上の便法を使用しています。

当社では、モバイルサービスおよび携帯端末の販売において、契約開始後の一定期間については返品および返金の義務を負っています。返品および返金の義務は、過去の実績に基づいて、商品およびサービスの種類ごとに金額を見積り、取引価格から控除しています。

当社では、携帯端末に関してオプションの追加保証サービスを提供しており、これらのサービスが提供されている契約においては、これらを別個の履行義務とし、契約者にサービスを提供した時点で収益として認識しています。

. 間接販売

携帯端末売上は、代理店が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる代理店への引き渡し時点で収益として認識しています。間接販売に関わる代理店は契約履行に対する主たる責任を有しており、在庫リスクを負担し、独立して独自の価格設定を行うことができます。したがって、当社グループは代理店が間接販売に対して本人として行動しているものと判断しています。

モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。また、通信料金からの割引については、毎月のモバイルサービス収入から控除しています。なお、代理店に対して支払われる手数料のうち、携帯端末の販売に関する手数料は収益から控除しています。

. 直接販売

直接販売の場合、携帯端末売上、モバイルサービス収入および手数料収入は一体の取引であると考えられるため、取引価格の合計額を携帯端末およびモバイルサービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末売上およびモバイルサービス収入に配分します。なお、モバイルサービス収入に関する通信料金の割引は、取引価格の合計額から控除しています。また、上記の価格配分の結果、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも大きい場合には、差額を契約資産として認識し、モバイルサービスの提供により請求権が確定した時点で営業債権へと振り替えています。また、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも小

さい場合には、差額を契約負債として認識し、モバイルサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

携帯端末売上およびモバイルサービス収入の独立販売価格は、契約開始時において携帯端末およびモバイルサービスを独立して顧客に販売する場合に観察可能な価格を利用しています。

携帯端末売上に配分された金額は、契約者が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点で収益として認識しています。モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入に配分された金額は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。

なお、契約資産は、連結財政状態計算書上、「その他の流動資産」に含めて表示しています。

(b) ブロードバンドサービス

ブロードバンドサービスにおける収益は、主にインターネット接続に関する月額基本使用料および通信料収入（以下「ブロードバンドサービス収入」）と手数料収入により構成されます。

ブロードバンドサービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。契約事務手数料収入は受領時に契約負債として認識し、ブロードバンドサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

(c) でんき

でんきにおける収益は、「おうちでんき」を始めとする電力の売買・供給および売買の仲介サービスからなります。電力の供給（小売りサービス）は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

エンタープライズ事業

エンタープライズ事業における収益は、主に法人顧客向けのモバイルサービス、携帯端末レンタルサービス、固定通信サービスおよびソリューション等の収入からなります。

(a) モバイルサービスおよび携帯端末レンタルサービス

モバイルサービスからの収益は、主にモバイルサービス収入と手数料収入により構成されます。携帯端末レンタルサービスは、当社グループのモバイルサービスを受けることを条件に提供されるものであり、これらの取引から発生する対価を、携帯端末リースと通信サービスの公正価値を基に、リースとそれ以外に配分しています。公正価値は、端末を個別に販売した場合の価格および通信サービスを個別に提供した場合の価格としています。リース以外に配分された対価は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

(b) 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービスおよびデータ伝送サービスからなります。固定通信サービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

(c) ソリューション等

ソリューション等における収益は、主にデータセンター、クラウド、セキュリティ、グローバル、AI、IoT、デジタルマーケティング、機器販売等のサービスからなります。

ソリューション等は、契約者が支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点もしくはサービスを提供した時点で、契約者から受け取る対価に基づき収益を認識しています。

ディストリビューション事業

ディストリビューション事業における収益は、主に法人顧客向けのICT、クラウド、IoTソリューション等に対応したハードウェア、ソフトウェア、サービスなどの商材、個人顧客向けのモバイルアクセサリー、PCソフトウェア、IoTプロダクト等の商材の販売からなります。

ディストリビューション事業の収益は、顧客が物品等に対する支配を獲得したと考えられる顧客への引き渡し時点で収益として認識しています。

なお、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を表示しています。

メディア・EC事業

メディア・EC事業における収益は、主にメディア事業とコマース事業の収入からなります。

(a) メディア事業

メディア事業は、主に広告商品の企画・販売・掲載をするための各サービスの企画・運営、情報掲載サービスの提供およびその他法人向けのサービスを提供しています。主な収益は、検索広告、アカウント広告、ディスプレイ広告の収入により構成されます。

・ 検索広告

検索広告は、ウェブサイト閲覧者が検索広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

・ アカウント広告

アカウント広告は、主にLINE公式アカウント、LINEスポンサードスタンプから構成されます。

LINE公式アカウントは、契約期間にわたりLINE公式アカウント登録利用の収益を認識しています。

LINEスポンサードスタンプは、契約期間にわたり収益を認識しています。

・ ディスプレイ広告

ディスプレイ広告は、ディスプレイ広告(予約型)およびディスプレイ広告(運用型)から構成されます。

ディスプレイ広告(予約型)は、ウェブサイト上に広告が掲載される期間にわたって収益を認識しています。

ディスプレイ広告(運用型)は、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

LINE VOOM、LINE NEWSに掲載される広告は、契約条件で規定された特定のアクションを充足した時点で、収益を認識しています。

・ その他

主に「LYPプレミアム」であり、会員資格が有効な期間にわたって収益を認識しています。

(b) コマース事業

コマース事業は、主に中小企業や個人向けにインターネットを介して商品の販売やサービスの企画・提供をしています。主な収益は、アスクルグループの物品販売サービス、「ZOZOTOWN」や「Yahoo!オークション」等のeコマース関連サービスの収入により構成されます。

・ アスクルグループの物品販売サービス

アスクルグループは、オフィス関連商品等の販売事業を行っており、主な顧客は中小企業等の法人および個人ユーザーになります。物品販売の収益は、顧客が物品の使用を指図し、当該物品から残りの便益のほとんど全てを獲得する能力を有することとなる、顧客が物品に対する支配を獲得した時点で認識しています。

・「ZOZOTOWN」

主に「ZOZOTOWN」内にテナント形式で出店する各ブランドの代理人として個人ユーザー向けに商品の受託販売を行っており、顧客が物品に対する支配を獲得した時点で、商品取扱高に各手数料率を乗じた受託販売手数料を収益として認識しています。

・「Yahoo!オークション」

個人ユーザーや法人向けにネットオークションサービスを提供しており、オークション取引が成立した時点で、落札金額に応じた出品者に対する落札システム利用料を収益として認識しています。

ファイナンス事業

ファイナンス事業における収益は、主にQRコードによる代金決済サービスの提供により生じる加盟店手数料、クレジット関連サービスから生じる加盟店手数料等の収益からなります。

QRコードによる代金決済サービスの提供により生じる加盟店手数料は、商品等の販売取引の一時点において、顧客である加盟店が代金決済サービスの提供を受けたものと判断し、決済の完了時点で収益として認識しています。

クレジットカード関連サービスのうち、代金決済サービスの提供により生じる加盟店手数料は、履行義務が充足されるカード利用時に収益として認識しています。また、カード会員へのリボルビング払い、分割払いおよびキャッシングサービスの提供により生じる手数料は、IFRS第9号「金融商品」に基づき、その利息の帰属する期間にわたり収益を認識しています。

b. 契約コスト

当社グループは、契約者との通信契約を獲得しなければ発生しなかったコストについて、回収が見込まれるものを契約獲得コストに係る資産として認識しています。当社において、資産計上される契約獲得コストは、主に代理店が契約者との間で、当社と契約者との間の通信契約の獲得および更新を行った場合に支払う販売手数料です。

また、当社グループは、契約者との契約を履行する際に発生したコストが、当該契約または具体的に特定できる契約に直接関連し、将来において履行義務の充足に使用される資源を創出または増価し、かつ、回収が見込まれるものを契約履行コストに係る資産として認識しています。当社において、資産計上される契約履行コストは、主に「SoftBank 光」サービス提供前に発生する設定関連費用です。

契約獲得コストは、当該コストに直接関連する財またはサービスが提供されると予想される期間(主に2～4年)にわたって、定額法により償却しています。また、各報告期間の末日現在において、資産化した契約獲得コストに対する減損の評価を実施しています。契約履行コストは、当該コストに直接関連する財またはサービスが提供されると予想される期間(主として4年)にわたって、定額法により償却しています。また、各報告期間の末日現在において、資産化した契約履行コストに対する減損の評価を実施しています。

なお、当社グループでは、IFRS第15号における実務上の便法を適用し、契約獲得コストの償却期間が1年以内である場合には、契約獲得コストを発生時に費用として認識しています。

(17) 金融収益および金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金、為替差益および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されています。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しています。受取配当金は、当社グループの受領権が確定した日に認識しています。

金融費用は、主として支払利息、為替差損および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されています。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しています。

(18) 法人所得税

法人所得税は当期税金および繰延税金から構成され、企業結合から生じる税金、およびその他の包括利益または直接資本に認識する項目から生じる税金を除き、純損益で認識しています。

当期税金は税務当局に対する納付または税務当局からの還付が予想される金額で測定し、税額の算定においては、期末日に制定または実質的に制定されている税率および税法を使用しています。

繰延税金は、連結財務諸表における資産および負債の帳簿価額と課税所得計算に用いられた税務上対応する金額との差額のうち、将来支払または回収可能と見込まれる税金であり、資産負債法によって会計処理しています。繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除について、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲内で認識しています。また、繰延税金資産は期末日に回収可能性の見直しを実施しています。

ただし、繰延税金資産は、企業結合以外の取引で、会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさず、かつ同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせない取引によって発生する資産および負債の当初認識から生じる一時差異については認識していません。

子会社、関連会社および共同支配企業に対する投資に係る将来減算一時差異については、一時差異が予測可能な将来に解消する可能性が高く、かつ当該一時差異が使用できる課税所得の生じる可能性が高い場合のみ、繰延税金資産を認識しています。

繰延税金負債は、以下の一時差異を除き、原則として将来加算一時差異について認識しています。

- ・企業結合以外の取引で、会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさず、かつ同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせない取引によって発生する資産および負債の当初認識から生じる一時差異
- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・子会社、関連会社および共同支配企業に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産および繰延税金負債は、期末日に制定または実質的に制定されている法律に基づいて、当該資産が実現されるまたは負債が決済される時点において適用されると予測される税率を用いて測定しています。

繰延税金資産および繰延税金負債は、当期税金資産および当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しています。

当社グループは、IAS第12号（改訂）の一時的な救済措置に従い、第2の柱モデルルールの法人所得税に係る繰延税金資産および繰延税金負債に関する認識および情報の開示に対する例外規定を適用しています。

(19) 1株当たり利益

基本的1株当たり純利益は、親会社の所有者に帰属する純利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しています。

希薄化後1株当たり純利益は、全ての希薄化効果のある潜在株式が転換されたと仮定して、調整後の親会社の所有者に帰属する純利益および自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数を調整することにより算定しています。

(20) 政府補助金

政府補助金は、補助交付のための付帯条件を満たし、補助金を受領することについて合理的な保証が得られた時に認識しています。収益に関する政府補助金は、補助金により保証される費用が認識される期間にわたって、純損益として認識しています。純損益として認識された補助金については、関連する費用から控除していません。資産に関する政府補助金は、当該補助金の金額を資産の取得原価から控除していません。

4. 会計方針の変更

(1) 新たな基準書および解釈指針の適用

当社グループは、2025年3月31日に終了した1年間より以下の基準を適用しています。

基準書	基準名	改訂の概要
IAS第1号 (改訂)	財務諸表の表示 (2022年10月改訂)	<ul style="list-style-type: none"> ・負債の流動又は非流動への分類の明確化 ・特約条項付きの長期債務に関する情報の開示を要求する改訂
IAS第7号 IFRS第7号 (改訂)	キャッシュ・フロー 計算書 金融商品：開示 (2023年5月改訂)	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤー・ファイナンス契約の透明性を増進させるための開示を要求する改訂

上記基準書の適用は、「注記24. 有利子負債 (2) 財務制限条項等の特約条項」、および「注記29. 金融商品 (2) 財務リスク管理 c.流動性リスク (c)サプライヤー・ファイナンス契約」への影響を除き、当社グループの連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

5. 重要な判断および見積り

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、当社グループにとって最適な会計方針を採用し、一定の前提条件に基づく見積りを行う必要があります。連結財政状態計算書上の資産および負債、連結損益計算書上の収益および費用、または開示対象となる偶発負債および偶発資産などに重要な影響を与える可能性がある項目に関して、経営者は、過去の経験や決算日時点の状況として妥当と考えられるさまざまな要素に基づき見積りを行っています。

以下の各項目は、その認識および測定にあたり、経営者の重要な判断および会計上の見積りを必要とするものです。

(1) 重要な判断

当社グループの連結財務諸表で認識した金額に重要な影響を与える判断は、以下の通りです。

a. 連結範囲の決定における投資先を支配しているか否かの判断(「注記3. 重要性がある会計方針 (1) 連結の基礎」)

当社は、投資先の会社における関連性のある活動を一方的に指図する実質的な能力を、当社が有しているかどうかを評価することにより、当該会社を支配する能力を有しているか否か判断しています。当該評価は、持分比率や議決権所有割合、契約上の権利および関連性のある活動を指図する能力を示すその他の要素について、それぞれの規模を考慮して実施しています。当社は、当該評価結果に基づいて、当該会社を連結すべきか、持分法により会計処理すべきか、または投資として会計処理すべきか決定しています。経営者による判断の詳細は、「注記20. 主要な子会社」および「注記22. ストラクチャード・エンティティ」をご参照ください。

b. リースを含む契約の会計処理に関する判断(「注記3. 重要性がある会計方針 (10) リース」、「注記19. リース」)

リースの識別

当社グループは、契約の開始時に、契約がリースまたはリースを含んでいるかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合に、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいると判断しています。当社グループでは、以下の条件を満たす場合に、特定された資産の使用を支配する権利が移転していると判断しています。

- (a) 契約に特定された資産の使用が規定されており、貸手が資産を入れ替える権利を有していない。
- (b) 資産を使用する期間全体を通じて、借手がその資産から生じる経済的便益のほとんど全てを得る権利を有している。
- (c) 借手が資産の使用を指図する権利を有している。事前に資産の使用目的および使用目的が決められている場合には、下記のいずれかに該当する場合、資産の使用を指図する権利を有していると判断する。
 - ・ 資産を稼働させる権利を有している
 - ・ 資産の使用目的および使用目的を事前に決定するように資産を設計した

リースの分類

当社グループは、貸手のリースがファイナンス・リースとオペレーティング・リースのいずれに分類されるかを決定する判断を行っています。当社グループは、以下の状況の評価した上で、リースがファイナンス・リースに該当するかを判断しています。

- (a) 当該リースが資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するものであるか
- (b) リース終了時に資産の所有権が借手に移転するか
- (c) 借手が資産の公正価値よりも十分に低い価格でリース資産を購入することができるかどうか
- (d) リース期間が資産の経済的耐用年数の大部分を占めるかどうか
- (e) 資産に関連して当社が保有するリスクの程度

リースに関連して上記のうち1つまたは複数の組み合わせが存在する場合、当社グループはそのリースをファイナンス・リースとして分類し、その他すべてのリースはオペレーティング・リースとして分類しています。

c. 収益認識に関する判断(「注記3. 重要性がある会計方針 (16) 収益」)

本人か代理人かの検討

総額または純額表示

当社グループが、本人として財またはサービスを販売する場合、収益およびサプライヤーへの支払は、売上高および営業費用として総額により表示されます。当社グループが代理人として財またはサービスを販売する場合、収益およびサプライヤーへの支払は、獲得利益として純額により表示されます。当社グループが取引における本人または代理人のいずれかとみなされるかについては、当社グループとその取引先との間の契約形式や実質的な取引内容の両側面による判断で決定しています。当該判断の結果、売上高および営業費用の金額に影響が生じますが、資産、負債またはキャッシュ・フローの金額に影響はありません。

間接販売における収益の認識時点

当社グループが間接販売を行う際には、経営者は代理店が代理人として行動しているのか、本人として行動しているのかを判断します。代理店が当社グループにとって本人として行動する場合には、在庫に関する支配が代理店に移転した時点で収益を認識します。代理店が代理人として行動している場合には、在庫に関する支配が代理店の販売先である顧客に移転した時点で収益を認識します。この評価を行う際には、経営者は在庫に関する支配が代理店に対する在庫の受け渡し時に移転するかを考慮します。代理店が本人として行動していると経営者が判断した場合、在庫の受け渡し時点で収益を認識します。一方、代理店が代理人として行動していると判断した場合は、顧客が財やサービスを受領した時点で収益を認識します。この判断の適用に関する詳細については、「注記3. 重要性がある会計方針 (16) 収益 a. 収益 (a) モバイルサービスおよび携帯端末の販売」をご参照ください。

「契約期間」および契約に「重要な権利」が含まれていることの判断

当社グループは、顧客との契約条件に基づいて、契約の当事者が現在の強制可能な権利および義務を有している期間(すなわち、契約期間)についての判断を行っています。

また、当社グループは、顧客との契約条件に基づいて、顧客に契約を更新するオプションを付与しており、かつ、顧客が当該オプションを行使することで将来の通信サービスに対する値引きを享受することができる場合には、当該オプションが顧客へと「重要な権利」を提供することになるかについての判断を行っています。当該オプションが顧客へと「重要な権利」を提供していると判断した場合には、当該オプションを別個の履行義務として識別しています。なお、当社グループは、当該オプションの独立販売価格を見積ることの実務的代替として、提供すると予想される通信サービスおよびそれに対応する予想対価を参照して、取引価格を当該オプションに係る通信サービスに配分しています。

(2) 重要な見積り

翌連結会計年度中に資産および負債の帳簿価額に重要な修正をもたらすリスクのある、将来に関する仮定および見積りの不確実性に関する情報は、以下の通りです。

a. 企業結合により取得した無形資産およびのれんの公正価値測定ならびに減損にかかる見積り

企業結合により取得した無形資産およびのれんは、支配獲得日における公正価値で認識しています。企業結合時の取得対価の配分に際しては、経営者の判断および見積りが、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。企業結合により識別した無形資産(顧客基盤や商標権など)およびのれんは、見積将来キャッシュ・フローや割引率、既存顧客の遞減率、対象商標権から生み出される将来売上予想やロイヤルティレート等の仮定に基づいて測定しています。

また、無形資産およびのれんの減損を判断する際に、資金生成単位の回収可能価額の見積りが必要となりますが、減損テストで用いる回収可能価額は、資産の耐用年数、資金生成単位により生じることが予想される見積将来キャッシュ・フロー、市場成長率見込、市場占有率見込および割引率等の仮定に基づいて測定しています。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

企業結合により取得した無形資産およびのれんの公正価値に関連する内容については、「注記3. 重要性がある会計方針 (2) 企業結合」および「注記6. 企業結合」をご参照ください。無形資産およびのれんの減損に関連する内容については、「注記3. 重要性がある会計方針 (11) 有形固定資産、使用権資産、無形資産およびのれんの減損」および「注記15. のれんおよび無形資産」をご参照ください。

b. 有形固定資産および無形資産の残存価額・耐用年数の見積り

有形固定資産および無形資産は、当社グループの総資産に対する重要な構成要素です。見積りおよび仮定は、資産の帳簿価額および減価償却費または償却費に重要な影響を及ぼす可能性があります。

資産の減価償却費は、耐用年数の見積りおよび残存価額(有形固定資産の場合)を用いて算出されます。資産の耐用年数および残存価額は、資産を取得または創出した時点で見積りを行い、その後、各連結会計年度末に見直しを行います。資産の耐用年数および残存価額の変更は、連結財務諸表に対して重要な調整を必要とする可能性があります。経営者は、資産を取得または創出した時点ならびに見直し時に、同種資産に対する経験に基づき、予想される技術上の変化、除却時の見積費用、当該資産の利用可能見込期間、既存顧客の遞減率、当該資産から得られると見込まれる生産高またはこれに類似する単位数および資産の耐用年数に制約を与える契約上の取決めなどの関連する要素を勘案して、当該資産の耐用年数および残存価額を決定しています。

有形固定資産および無形資産の帳簿価額・減価償却費または償却費に関連する内容については、「注記14. 有形固定資産」および「注記15. のれんおよび無形資産」をご参照ください。有形固定資産および無形資産の残存価額・耐用年数の見積りに関連する内容については、「注記3. 重要性がある会計方針 (7) 有形固定資産、(9) 無形資産」をご参照ください。

c．金融商品の公正価値の測定方法

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際に、市場で観察可能でないインプットを利用する評価技法を用いています。観察可能でないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

金融商品の公正価値に関連する内容については、「注記30．金融商品の公正価値（1）公正価値ヒエラルキーのレベル別分類、（2）レベル3に分類した金融商品の公正価値測定」をご参照ください。

d．契約獲得コストの償却期間の見積り

当社グループは、契約獲得コストについて、契約獲得コストに直接関連する財またはサービスが提供されると予想される期間(すなわち、契約獲得コストの償却期間)にわたって、定額法により償却しています。契約獲得コストの償却期間は、契約条件および過去の実績データなどに基づいた解約率や機種変更までの予想期間などの関連する要素を勘案して決定しています。契約獲得コストの償却期間の変更は、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

契約獲得コストに関連する内容については、「注記3．重要性がある会計方針（16）収益 b．契約コスト」および「注記16．契約コスト」をご参照ください。

6. 企業結合

2024年3月31日に終了した1年間

Cubic Telecom Ltd.の取得

(1) 取引の概要

当社は、Cubic Telecom Ltd.が提供中のグローバルIoTプラットフォームをさらに成長させ、コネクテッドカーやSDCV（Software-Defined Connected Vehicle）（注）、IoTモビリティ領域においてグローバル規模で主導していくことを目的として、2024年3月6日付で、Cubic Telecom Ltd.の株式を既存株主から現金により取得するとともに同社による第三者割当増資を引き受けました。当該取引により、当社は同社株式の54.3%を取得し、同社を子会社化しました。

Cubic Telecom Ltd.は、自動車や交通車両、農業機器向けIoTプラットフォームの世界的なリーディングカンパニーです。

（注）主にインターネットに接続されたソフトウェアを通じて機能を更新することができる車両のこと。

(2) 被取得企業の概要

名称	Cubic Telecom Ltd.
事業内容	グローバルIoTプラットフォームの提供

(3) 支配獲得日

2024年3月6日

(4) 取得対価およびその内訳

		(単位：百万円)
		支配獲得日 (2024年3月6日)
支払現金		76,142
取得対価の合計	A	76,142

当該企業結合に係る取得関連費用は、2,445百万円であり、「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(5) 支配獲得日における資産・負債の公正価値、非支配持分およびのれん(注1)

	(単位：百万円)	
	支配獲得日 (2024年3月6日)	
現金及び現金同等物		8,614
営業債権及びその他の債権		3,677
その他(流動資産)		612
無形資産(注2)		26,402
その他(非流動資産)		211
資産合計		39,516
営業債務及びその他の債務		2,903
その他(流動負債)		5,377
繰延税金負債		3,902
負債合計		12,182
純資産	B	27,334
非支配持分(注3)	C	13,528
のれん(注4)	A-(B-C)	62,336

(注1) 暫定的な金額の修正

取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産および引き受けた負債に配分しています。2024年6月30日に終了した3カ月間において、取得対価の配分が完了しました。当初の暫定的な金額と最終的な金額の間に重要な変動はありません。

(注2) 識別可能な資産である顧客基盤17,280百万円および技術資産8,733百万円が含まれており、見積耐用年数はそれぞれ16年および14年です。また、企業結合により識別した無形資産は、見積将来キャッシュ・フロー、割引率、既存顧客から生み出される将来売上収益、ロイヤルティレート等の仮定に基づいて測定しています。

(注3) 非支配持分は、支配獲得日における被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配持分割合で測定しています。

(注4) のれんは、今後の事業展開や当社グループと被取得企業とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものです。

(6) 子会社の支配獲得による支出

	(単位：百万円)	
	支配獲得日 (2024年3月6日)	
現金による取得対価		76,142
支配獲得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物		8,614
子会社の支配獲得による支出		67,528

(7) 被取得企業の売上高および純利益

支配獲得日以降における被取得企業の売上高および純利益は影響が軽微なため、記載を省略しています。

(8) 企業結合が期首に完了したと仮定した場合の連結売上高および連結純利益

支配獲得日が2023年4月1日であったと仮定した場合の、2024年3月31日に終了した1年間における当社の連結業績に係るプロ FORMA 情報(非監査情報)は、以下の通りです。

	(単位：百万円) 2024年3月31日に 終了した1年間
売上高(プロ FORMA 情報)	6,094,381
純利益(プロ FORMA 情報)	585,933

2025年3月31日に終了した1年間
重要な企業結合はありません。

7. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会(最高経営意思決定機関)が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となる事業セグメントの区分に従っています。そしてこれらの事業セグメントのうち、「コンシューマ」、「エンタープライズ」、「ディストリビューション」、「メディア・EC」および「ファイナンス」を報告セグメントとしています。また、当社グループには、事業セグメントを集約した報告セグメントはありません。

「コンシューマ」においては、主に国内の個人のお客さまに対し、モバイルサービス、ブロードバンドサービスおよび「おうちでんき」などの電力サービスを提供しています。また、携帯端末メーカーから携帯端末を仕入れ、ソフトバンクショップ等を運営する代理店または個人のお客さまに対して販売しています。

「エンタープライズ」においては、法人のお客さまを対象に、モバイル回線提供や携帯端末レンタルなどのモバイルサービス、固定電話やデータ通信などの固定通信サービス、データセンター、クラウド、セキュリティ、グローバル、AI、IoT、デジタルマーケティング等のソリューションサービスなど、多様な法人向けサービスを提供しています。

「ディストリビューション」においては、主に法人のお客さま向けのクラウドサービス、AIを含めた先進テクノロジーを活用した商材、個人のお客さま向けのソフトウェアやモバイルアクセサリ、IoTプロダクト等の商材を提供しています。

「メディア・EC」においては、メディアおよびコマースを中心としたサービスを展開し、オンラインからオフラインまで一気通貫でサービスを提供しています。「メディア」事業では、総合インターネットサービス「Yahoo! JAPAN」やコミュニケーションアプリ「LINE」での広告関連サービス、「コマース」事業では「Yahoo! ショッピング」、「ZOZOTOWN」などのオンラインショッピングサービスや「Yahoo! オークション」などのリユースサービスを提供しています。また、メディア・コマースに次ぐ新たな収益の柱となるような取り組みとして「戦略」事業では、FinTechサービス等の提供を行っています。

「ファイナンス」においては、QRコード決済やクレジットカードなどのキャッシュレス決済サービス、加盟店のマーケティングソリューションの開発・提供、資産運用などの金融サービスや、クレジットカード・電子マネー・QRコードなど多様化する決済を一括で提供する決済代行サービス等を提供しています。

上記の報告セグメントに含まれない情報は、「その他」に集約されています。また、「調整額」には、セグメント間取引の消去、各報告セグメントに配分していない費用が含まれています。

当社グループはグループシナジー強化を図るため経営管理区分の見直しを行いました。2024年6月30日に終了した3カ月間より、「その他」に含めていたSBテクノロジー(株)、サイバートラスト(株)等の報告セグメントを「エンタープライズ」に変更しました。また、「コンシューマ」に含めていた一部の子会社の報告セグメントを「その他」に変更しました。これに伴い、2024年3月31日に終了した1年間の数値を遡及修正しています。

(2) 報告セグメントの売上高、利益およびその他の情報

報告セグメントの利益は、「営業利益」です。セグメント間の取引価格は、第三者間取引価格または総原価を勘案し、価格交渉のうえ決定しています。

なお、「金融収益」および「金融費用」、「持分法による投資損益」などの営業損益に帰属しない損益は報告セグメントごとに管理していないため、これらの収益または費用はセグメントの業績から除外しています。また、資産および負債は報告セグメントに配分しておらず、取締役会においてモニタリングしていません。

2024年3月31日に終了した1年間

	報告セグメント					合計	その他	調整額	連結
	コンシューマ	エンタープライズ	ディストリビューション	メディア・EC	ファイナンス				
売上高									
外部顧客への売上高	2,805,628	802,803	569,076	1,586,072	215,987	5,979,566	104,436	-	6,084,002
セグメント間の内部売上高または振替高	16,991	31,125	77,533	28,031	16,814	170,494	12,017	182,511	-
合計	2,822,619	833,928	646,609	1,614,103	232,801	6,150,060	116,453	182,511	6,084,002
セグメント利益	495,193	166,822	26,245	197,950	4,984	881,226	10,076	4,918	876,068
減価償却費及び償却費(注)	395,631	156,706	4,419	161,262	20,861	738,879	9,496	4,567	743,808

2025年3月31日に終了した1年間

	報告セグメント					合計	その他	調整額	連結
	コンシューマ	エンタープライズ	ディストリビューション	メディア・EC	ファイナンス				
売上高									
外部顧客への売上高	2,933,387	888,160	705,700	1,649,946	255,887	6,433,080	111,269	-	6,544,349
セグメント間の内部売上高または振替高	19,489	34,247	183,804	28,132	21,394	287,066	12,173	299,239	-
合計	2,952,876	922,407	889,504	1,678,078	277,281	6,720,146	123,442	299,239	6,544,349
セグメント利益	530,437	170,267	30,434	267,294	33,186	1,031,618	36,501	6,101	989,016
減価償却費及び償却費(注)	378,826	166,291	4,297	163,329	23,452	736,195	14,711	2,892	748,014

(注) 「減価償却費及び償却費」は、連結財政状態計算書上「その他の非流動資産」として表示している長期前払費用の償却額を含みます。

セグメント利益から税引前利益への調整表は以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日に終了した1年間	2025年3月31日に終了した1年間
セグメント利益	876,068	989,016
持分変動損益	20,435	4,564
持分法による投資損益	22,198	9,650
金融収益	12,921	11,676
金融費用	61,415	117,352
持分法による投資の売却損益	5,227	3,713
持分法による投資の減損損失	25,126	1,910
税引前利益	805,912	880,057

(3) 製品およびサービスに関する情報

提供している製品およびサービスならびに収益の額については、「注記36．売上高」に記載の通りです。

(4) 地域に関する情報

外部顧客の海外売上高について重要性がないため、地域別の売上高の記載を省略しています。また、国内所在地に帰属する非流動資産の帳簿価額が連結財政状態計算書の非流動資産の大半を占めるため、地域別の非流動資産の記載を省略しています。

(5) 主要な顧客に関する情報

単一の外部顧客との取引による売上高が当社グループ売上高の10%を超える外部顧客がないため、記載を省略しています。

8．現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
現金および要求払預金(注)	1,948,158	1,369,696
定期預金(預入期間が3カ月以内)	41,387	62,434
その他	3,328	3,395
合計	1,992,873	1,435,525

(注) 銀行事業を営む子会社は「準備預金制度に関する法律」により、受け入れている預金等の一定比率以上の金額(法定準備預金額)を日本銀行に預け入れる義務があります。2025年3月31日の現金および要求払預金のうち212,258百万円(2024年3月31日は231,807百万円)は銀行事業を営む子会社の日銀預け金であり、法定準備預金額以上の金額を日本銀行に預け入れています。

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
売掛金	926,991	933,773
割賦債権(注1)	406,260	383,463
カード事業の貸付金	561,103	749,528
銀行事業の貸付金	43,431	52,342
銀行事業のコールローン	116,083	63,000
未収入金	209,609	208,024
決済事業未収入金	72,041	68,565
立替金	40,023	39,478
預け金(注2)	274,927	280,840
その他	38,944	53,319
貸倒引当金	28,417	26,692
合計	2,660,995	2,805,640

(注1) 割賦債権は、間接販売において、契約者が代理店から携帯端末を購入する際の代金の支払方法として、分割払いを選択した場合に、当社グループがその代金を代理店に立替払いしたことにより発生した債権です。当社グループは当該金額を、分割支払期間にわたり、通信サービス料とあわせて契約者に請求しています。なお、割賦債権の分割支払期間は主に24～48カ月であるため、期末日後1年以内に回収する金額を「営業債権及びその他の債権」に計上し、期末日後1年を超えて回収する金額を「その他の金融資産(非流動)」として計上しています。

(注2) 当社グループは、資金決済法の規制を受けます。そのため、当該法律にて定められた一定の金額を、金銭もしくは国債で法務局に供託するか、金融機関と保証契約を締結することが要求されています。追加の供託をした場合には、当該拠出は保証金として計上されることとなり、金融機関との信用保証契約により対応した場合には、当該金額に契約上の保証料率を乗じた額が保証料として発生します。また、当社グループは、資金決済法に準拠するため、一部の供託実施と、銀行との間に信用保証契約を締結しています。

10. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
流動		
銀行事業の有価証券	52,565	38,782
商品有価証券	99,686	130,908
デリバティブ資産	3,604	5,787
その他	73,860	84,759
合計	<u>229,715</u>	<u>260,236</u>
非流動		
割賦債権（注1）	486,979	634,780
カード事業の貸付金	237,635	246,006
銀行事業の貸付金	680,510	875,237
貸付金	81,763	96,179
中央清算機関差入証拠金（注2）	90,200	-
敷金および保証金	44,122	64,499
その他	178,229	241,655
貸倒引当金	43,811	58,891
合計	<u>1,755,627</u>	<u>2,099,465</u>

(注1) 割賦債権については、「注記9. 営業債権及びその他の債権」をご参照ください。

(注2) 中央清算機関差入証拠金は、銀行事業を営む子会社において、為替決済等の担保として中央清算機関に対して差し入れている現金です。

11. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
商品	135,320	162,669
その他	19,739	28,782
合計	<u>155,059</u>	<u>191,451</u>

期中に費用として認識した棚卸資産の評価減の金額は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
棚卸資産の評価減の金額	<u>19,817</u>	<u>21,577</u>

12. その他の流動資産およびその他の非流動資産

その他の流動資産およびその他の非流動資産の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
流動		
前払費用	79,758	91,351
契約資産	22,000	18,185
未収還付法人税等	51,090	3,177
その他	33,962	53,090
合計	186,810	165,803
非流動		
長期前払費用	75,045	82,067
顧客に支払われた対価(注)	23,513	20,504
その他	1,605	480
合計	100,163	103,051

(注) 財又はサービスが顧客へ移転した時点で収益の減額処理を要する、顧客に支払われた対価です。

13. 売却目的保有に分類された処分グループ

2024年3月31日における売却目的保有に分類された処分グループは、主に当社の子会社であるバリューコマース㈱(以下「バリューコマース」)およびその子会社の資産および負債から構成されています。

バリューコマースは、2024年3月11日開催の同社取締役会において、自己株式の取得およびその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」)を行うことを決議しました。また、当社の子会社でありバリューコマース株式を保有するZホールディングス中間㈱(以下「ZHD中間」)は、バリューコマースとの間で、ZHD中間が保有するバリューコマース普通株式の一部を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を同日付で締結しました。本公開買付けが成立した後、バリューコマースは当社の子会社に該当しないこととなるため、2024年3月31日において、同社およびその子会社の資産および負債を売却目的保有に分類された処分グループに分類しています。

本公開買付けによる売却コスト控除後の公正価値(売却予定価額)が帳簿価額を上回っているため、売却目的保有に分類された処分グループは帳簿価額で測定しています。2024年3月31日における同社およびその子会社の帳簿価額は、資産25,636百万円、負債4,985百万円です。

なお、2024年5月2日に本公開買付けの決済は完了し、同日よりバリューコマースは当社の子会社から関連会社となりました。

14. 有形固定資産

有形固定資産の取得原価の増減は、以下の通りです。

(単位：百万円)

取得原価	建物及び 構築物	建物附属 設備	器具備品	通信設備	建設仮勘定	その他	合計
2023年4月1日	116,561	181,529	576,344	3,552,515	151,907	51,652	4,630,508
取得	5,388	10,574	40,092	38,133	186,666	3,443	284,296
企業結合	-	-	257	-	-	704	961
処分	404	3,127	52,499	121,556	2,982	6,577	187,145
科目振替(注1)	3,374	14,658	58,373	646,892	220,272	1,589	504,614
その他	1,360	657	1,896	4,385	95	638	8,841
2024年3月31日	126,279	204,291	624,463	4,120,369	115,224	51,449	5,242,075
取得(注3)	11,881	23,102	37,389	45,708	303,034	29,789	450,903
企業結合	17	24,638	109	-	15	40	24,819
処分	325	3,266	33,868	322,161	1,807	969	362,396
科目振替(注1)	3,224	6,826	73,945	133,480	193,025	3,250	27,700
その他(注2)	195	1,931	16,086	14,974	52	86	3,204
2025年3月31日	140,881	253,660	685,952	3,992,370	223,389	83,645	5,379,897

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額の増減は、以下の通りです。

(単位：百万円)

減価償却累計額及び 減損損失累計額	建物及び 構築物	建物附属 設備	器具備品	通信設備	建設仮勘定	その他	合計
2023年4月1日	64,833	85,389	350,763	2,440,246	-	15,572	2,956,803
減価償却額	3,293	14,839	94,349	191,570	-	3,852	307,903
減損損失	52	1,392	245	1,409	-	139	3,237
処分	311	2,699	49,892	110,239	-	5,924	169,065
科目振替(注1)	1,087	4,116	31,353	398,804	-	440	373,094
その他	149	221	417	6	-	940	1,291
2024年3月31日	69,103	102,816	364,529	2,921,796	-	15,019	3,473,263
減価償却額	3,573	18,942	91,322	188,885	-	4,570	307,292
減損損失	154	3,374	6,204	218	-	626	10,576
処分	154	2,843	31,357	309,216	-	531	344,101
科目振替(注1)	22	3	21,967	49	-	409	21,632
その他	6	324	12,799	1	2	16	12,496
2025年3月31日	72,648	122,610	395,932	2,801,633	2	20,077	3,412,902

有形固定資産の帳簿価額は、以下の通りです。

(単位：百万円)

帳簿価額	建物及び 構築物	建物附属 設備	器具備品	通信設備	建設仮勘定	その他	合計
2024年3月31日	57,176	101,475	259,934	1,198,573	115,224	36,430	1,768,812
2025年3月31日	68,233	131,050	290,020	1,190,737	223,387	63,568	1,966,995

(注1) 「科目振替」の金額には、当社グループが借手側のリース契約終了に伴い、所有権が当社グループに移転し、非流動資産の「使用権資産」から振り替えたものが以下の通り含まれています。なお、2025年3月31日に終了した1年間において、振り替えたものはありません。

取得原価	(単位：百万円)					合計
	建物及び構築物	建物附属設備	器具備品	通信設備	その他	
2024年3月31日に終了した1年間	1,858	7,977	1,039	477,215	11	488,100
2025年3月31日に終了した1年間	-	-	-	-	-	-

減価償却累計額及び減損損失累計額	(単位：百万円)					合計
	建物及び構築物	建物附属設備	器具備品	通信設備	その他	
2024年3月31日に終了した1年間	1,115	4,118	982	398,736	7	404,958
2025年3月31日に終了した1年間	-	-	-	-	-	-

また、「器具備品」の「科目振替」の金額のうち、上表に記載した金額を除いた主なものは、リース携帯端末を流動資産の「棚卸資産」から振り替えたことによるものです。

(注2) 「通信設備」における「その他」の金額には、当社グループで資産除去債務の見積りの変更を行ったことによるものが含まれています。この変更は通信設備の効率運用等の検討に伴い一部の通信設備の撤去の蓋然性が高まったこと、また、物価上昇などの環境変化に伴い一部の設備の原状回復に係る費用等の見積変更を実施したことによるものです。

(注3) 「取得」には、取得原価から控除した政府補助金の影響が含まれています。取得原価から控除した政府補助金は、主に生成AI関連投資等のために受領したものです。その金額は、2025年3月31日に終了した1年間において30,782百万円です。なお、この政府補助金に付随する未履行の条件もしくはその他の偶発事象はありません。

上記のうち、貸手オペレーティング・リースの対象となっている主な資産は、「器具備品」に含まれるリース携帯端末であり、その取得原価の増減、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減ならびに帳簿価額は、以下の通りです。

取得原価	(単位：百万円)	
	器具備品	
2023年4月1日	235,157	
取得	-	
企業結合	-	
処分	26,525	
科目振替	18,599	
その他	7,172	
2024年3月31日	234,403	
取得	-	
企業結合	-	
処分	8,621	
科目振替	24,955	
その他	118	
2025年3月31日	250,619	

	(単位：百万円)
	器具備品
減価償却累計額及び減損損失累計額	
2023年4月1日	165,029
減価償却額	41,508
減損損失	-
処分	25,353
科目振替	32,338
その他	5,048
2024年3月31日	153,894
減価償却額	36,546
減損損失	-
処分	7,904
科目振替	21,900
その他	77
2025年3月31日	160,559

	(単位：百万円)
	器具備品
帳簿価額	
2024年3月31日	80,509
2025年3月31日	90,060

所有権に対する制限がある有形固定資産は、「注記24．有利子負債（3）権利が制限された資産」をご参照ください。

15. のれんおよび無形資産

のれんおよび無形資産の取得原価の増減は、以下の通りです。

(単位：百万円)

取得原価	のれん	耐用年数を 確定できない 無形資産	耐用年数を確定できる無形資産				無形資産 合計
		商標権	ソフトウェア	顧客基盤	周波数 関連費用	その他	
2023年4月1日	1,994,298	883,272	2,106,175	969,794	217,351	24,009	4,200,601
取得	-	-	158,173	-	5,675	14,781	178,629
内部開発	-	-	52,979	-	-	-	52,979
企業結合	62,336	-	2,089	17,280	-	8,733	28,102
支配喪失	2,219	-	6,339	-	-	37	6,376
処分	-	-	45,791	-	-	1,360	47,151
その他	5,011	-	6,012	8,129	1,525	1,857	5,499
2024年3月31日	2,049,404	883,272	2,261,274	995,203	224,551	47,983	4,412,283
取得	-	-	160,506	-	71,829	11,862	244,197
内部開発	-	-	60,721	-	-	1,685	62,406
企業結合	20,705	-	250	1,097	-	279	1,626
支配喪失	-	-	636	5	-	3,111	3,752
処分	-	-	163,580	-	-	842	164,422
その他	445	-	2,190	354	-	215	2,759
2025年3月31日	2,070,554	883,272	2,316,345	995,941	296,380	57,641	4,549,579

のれんおよび無形資産の償却累計額及び減損損失累計額の増減は、以下の通りです。

(単位：百万円)

償却累計額及び 減損損失累計額	のれん	耐用年数を 確定できない 無形資産	耐用年数を確定できる無形資産				無形資産 合計
		商標権	ソフトウェア	顧客基盤	周波数 関連費用	その他	
2023年4月1日	-	-	1,383,455	205,195	76,489	6,346	1,671,485
償却額	-	-	198,000	61,432	12,439	4,527	276,398
減損損失	-	-	2,970	-	-	230	3,200
支配喪失	-	-	5,959	-	-	36	5,995
処分	-	-	36,138	-	-	189	36,327
その他	-	-	3,491	102	-	1,400	1,989
2024年3月31日	-	-	1,538,837	266,729	88,928	12,278	1,906,772
償却額	-	-	193,833	62,738	13,026	2,434	272,031
減損損失	2,062	-	1,067	-	-	55	1,122
支配喪失	-	-	516	-	-	1,619	2,135
処分	-	-	158,438	-	-	686	159,124
その他	-	-	1,083	242	-	758	567
2025年3月31日	2,062	-	1,573,700	329,225	101,954	13,220	2,018,099

のれんおよび無形資産の帳簿価額は、以下の通りです。

(単位：百万円)

帳簿価額	のれん	耐用年数を確定できる無形資産					無形資産 合計
		耐用年数を 確定できない 無形資産 商標権	ソフトウェア	顧客基盤	周波数 関連費用	その他	
2024年3月31日	2,049,404	883,272	722,437	728,474	135,623	35,705	2,505,511
2025年3月31日	2,068,492	883,272	742,645	666,716	194,426	44,421	2,531,480

当社グループの耐用年数を確定できない無形資産の主なものは、「ソフトバンク」ブランドに係る商標利用権、「Yahoo!」および「Yahoo! JAPAN」に関連する日本での商標権、「ZOZO」ブランドに係る商標権および「LINE」ブランドに係る商標権です。

「ソフトバンク」ブランドに係る商標利用権は、当社がソフトバンクグループ(株)と期限のないライセンス契約を締結し、「ソフトバンク」の商標を使用する権利を取得したものです。本契約の有効期間は無期限であり、当社は本商標を使用することによる、キャッシュ・イン・フローが期待される期間に予見可能な限度がないと考えるため、当社グループはこの商標権を耐用年数を確定できない無形資産であると判断しています。また、「Yahoo!」および「Yahoo! JAPAN」に関連する日本での商標権、「ZOZO」ブランドに係る商標権および「LINE」ブランドに係る商標権についても、その事業が継続する限りは法的に継続使用でき、かつ、予見可能な将来にわたってサービスを提供することを経営陣が計画していることから、耐用年数を確定できない無形資産であると判断しています。

顧客基盤は、被取得企業の企業結合時に存在した顧客から期待される将来の超過収益力を反映したものです。

周波数関連費用は、当社が割り当てを受けた周波数において、電波法に基づき当社が負担する金額であり、終了促進措置により既存の周波数利用者が他の周波数帯へ移行する際に発生する費用等が含まれます。

無形資産の償却額は、連結損益計算書上、「売上原価」および「販売費及び一般管理費」に含めて表示しています。

無形資産に含まれている自己創設無形資産の帳簿価額は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
ソフトウェア	105,910	145,748

期中に費用として認識した研究開発費の合計額は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
研究開発費	60,380	73,934

企業結合で取得したのれんおよび耐用年数を確定できない無形資産は、企業結合のシナジーおよび事業活動の結果便益が生じると期待される事業セグメント(資金生成単位グループ)に配分しています。

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の減損判定にあたって必要となる事業セグメント(資金生成単位グループ)への配分額は、以下の通りです。

のれん

事業セグメント(資金生成単位グループ)	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
コンシューマ	155,075	155,122
エンタープライズ	119,760	135,249
メディア・EC		
メディア(注2)	937,606	937,556
アスクル	35,181	35,513
ZOZO	194,459	194,459
一休(飲食)	500	500
一休(宿泊)	8,762	8,762
その他	58,585	58,584
小計	1,235,093	1,235,374
ファイナンス	535,667	541,000
その他	3,809	1,747
合計	2,049,404	2,068,492

耐用年数を確定できない無形資産

事業セグメント(資金生成単位グループ)	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
コンシューマ	293,956	293,956
エンタープライズ	51,954	51,954
ディストリビューション	4,093	4,093
メディア・EC		
ヤフー(注1)	169,575	169,575
メディア	160,116	160,116
アスクル	19,770	19,770
ZOZO	178,720	178,720
一休(宿泊)	5,088	5,088
小計	533,269	533,269
合計	883,272	883,272

(注1)メディア・EC事業の個別の資金生成単位ではなくメディア・EC事業全体に便益が生じると見込まれるため、「ヤフー」に配分しています。

(注2)「メディア」の資金生成単位グループは、主にLINEヤフー(株)のマーケティングソリューション資金生成単位およびLINEヤフーグループのメディア資金生成単位等から構成されています。企業結合によるシナジー効果は資金生成単位グループ全体に及んでおり、のれんは、これら資金生成単位に対し合理的で首尾一貫した基礎により配分できないことから、「メディア」の資金生成単位グループに配分しています。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しています。処分コスト控除後の公正価値は、「アスクル」および「ZOZO」については、活発な市場における相場価格に基づいて測定しています。「ファイナンス」については、割引キャッシュ・フロー法に基づいて算定しています。

割引キャッシュ・フロー法における継続価値の算定は、類似企業のEV/EBITDA倍率として12.8倍(2024年3月31日に終了した1年間は10.0倍)を参照し算定しており、将来キャッシュ・フローの算定は、過去の経験と外部からの情報を反映し、マネジメントが承認した今後10年分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該事業セグメントの税引前の割引率22.4%(2024年3月31日に終了した1年間は22.4%)により現在価値に割引いて算定しています。また、当該公正価値の公正価値ヒエラルキーは、測定に用いた重要なインプットに基づきレベル3に該当します。

使用価値は、過去の経験と外部からの情報を反映し、マネジメントが承認した今後3～5年分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該事業セグメントの主な税引前の割引率として6.0%～12.9%(2024年3月31日に終了した1年間は4.9%～11.7%)により現在価値に割引いて算定しています。キャッシュ・フローの見積りにおいて、3年超のキャッシュ・フローは各期とも主な成長率が0.0%～1.5%(2024年3月31日に終了した1年間は0.0%～1.5%)であると仮定して使用価値を算定しています。

毎連結会計年度の一定時期に実施した減損テストの結果、のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産について重要な減損損失は認識していません。

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産が配分された事業セグメントまたは資金生成単位グループにおいて、減損テストに用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しています。

当社グループは、無形資産のリース取引にIFRS第16号を適用していません。

所有権が制限されている無形資産は、「注記24．有利子負債（3）権利が制限された資産」をご参照ください。

16. 契約コスト

契約コストの内訳は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
契約獲得コスト	310,516	374,587
契約履行コスト	8,624	9,913
合計	319,140	384,500

契約コストに係る償却費の内訳は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
償却費		
契約獲得コスト	242,084	241,467
契約履行コスト	13,062	15,246
合計	255,146	256,713

17. 投資有価証券

投資有価証券の内訳は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
株式	148,231	119,958
債券(注)	16,335	31,371
その他	108,222	103,739
合計	272,788	255,068

(注) 2024年3月31日において、「その他」に含めていた「債券」は、重要性が増したため、2025年3月31日より独立掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、2024年3月31日の数値を組み替えています。

18. 銀行事業の有価証券

銀行事業の有価証券の内訳は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
債券	407,259	612,999
信託受益権	99,503	132,271
その他	15,470	1,786
合計	522,232	747,056

銀行事業を営む子会社において、主に資金調達や為替決済等の担保として資産を差し入れています。銀行事業の有価証券のうち、銀行事業を営む子会社が差し入れた資産の帳簿価額は2025年3月31日で249,056百万円(2024年3月31日は186,848百万円)です。

上記の他、銀行事業の有価証券(流動)が2025年3月31日で38,782百万円(2024年3月31日は52,565百万円)あり、その他の金融資産(流動)に含めています。そのうち、銀行事業を営む子会社が差し入れた資産の帳簿価額は2025年3月31日で6,719百万円です。

なお、銀行事業の有価証券に係る損失評価引当金は12カ月の予想信用損失で測定しており、信用リスク・エクスポージャーは債券および信託受益権の帳簿価額と同額であり、期日経過前です。

19. リース

(借手側)

(1) 使用権資産

当社グループは、主に資金の効率的な運用を目的として、通信設備、基地局用不動産及び構築物のスペース、通信ネットワーク用不動産、事務所及び倉庫等のリース取引を行っています。

リース契約の多くには、事業上の柔軟性を高めるため、解約オプションおよび延長オプションが付与されています。当該オプションの多くは一定の事前通知期間の後に当社グループのみが行使できるオプションです。リース期間を決定する際に、延長オプションを行使するまたは解約オプションを行使しない経済的インセンティブを創出するすべての事実および状況を検討しており、この評価は当該評価に影響を与えるような事象または状況の重大な変化が発生した場合に見直されます。

通信設備

当社グループにおける通信設備のリース取引は、通信事業に供される通信関係の機械設備および伝送設備の賃借取引です。当該リース取引契約の多くには、解約オプションおよび延長オプションが付与されています。当該リース取引のリース期間は主に3年または10年です。当社グループでは、通信サービスを安定的に提供するため、伝送設備の賃借取引に関して、必要に応じて当初のリース期間を超えてリースを延長する可能性があります。その場合、主に当初の契約期間と同様の期間を延長することが想定されます。「通信設備」に分類している使用権資産は、主に有形固定資産の「通信設備」に該当するものです。

基地局用不動産及び構築物のスペース

当社グループにおける基地局用不動産及び構築物のスペースのリース取引は、基地局用設備を設置する鉄塔や支柱を設置するための土地ならびに基地局設備を設置する建物および構築物のスペースの賃借取引です。当該リース取引契約の多くには、解約オプションおよび当初の契約期間と同期間の延長オプションが付与されています。当該リース取引のリース期間は主に10～20年です。当社グループでは、通信サービスを安定的に提供するため、必要に応じて当初のリース期間を超えてリースを延長する可能性があります。その場合、主に当初の契約期間と同様の期間を延長することが想定されます。「基地局不動産及び構築物のスペース」に分類している使用権資産は、主に有形固定資産の「建物及び構築物」または「土地」に該当するものです。

通信ネットワーク用不動産

当社グループにおける通信ネットワーク用不動産のリース取引は、基地局用設備を除く通信設備を設置するための土地および建物やその一部スペースの賃借取引です。当該リース取引の多くには、当社グループのみが行使できる延長オプションが付与されています。当該リース取引のリース期間は主に3～28年です。当社グループでは、通信サービスを安定的に提供するため、必要に応じて当初のリース期間を超えてリースを延長する可能性があります。「通信ネットワーク用不動産」に分類している使用権資産は、主に有形固定資産の「建物及び構築物」または「土地」に該当するものです。

事務所及び倉庫等

当社グループにおける事務所及び倉庫等のリース取引は、主に事務所用不動産(シェアオフィス用不動産を含む)、倉庫および店舗など通信設備の設置以外の目的で使用する土地および建物の賃借取引です。当該リース取引の多くには、当社グループのみが行使できる延長オプションが付与されています。当該リース取引のリース期間のうち、事務所は主に2～15年、倉庫は主に4～15年および店舗は主に2～3年です。当社グループでは、事業の継続のため、必要に応じて当初のリース期間を超えてリースを延長する可能性があります。「事務所及び倉庫等」に分類している使用権資産は、主に有形固定資産の「建物及び構築物」または「土地」に該当するものです。

使用権資産の帳簿価額は、以下の通りです。

使用権資産の帳簿価額	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
通信設備	172,889	174,925
基地局用不動産及び構築物のスペース	158,857	154,654
通信ネットワーク用不動産	89,600	85,569
事務所及び倉庫等	240,717	332,811
その他	120	1,198
合計	662,183	749,157

(注) 2024年3月31日に終了した1年間における使用権資産の増加は194,966百万円です。
2025年3月31日に終了した1年間における使用権資産の増加は280,763百万円です。

使用権資産の減価償却費は、以下の通りです。

使用権資産の減価償却費	(単位：百万円)	
	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
通信設備	56,380	47,075
基地局用不動産及び構築物のスペース	37,718	35,716
通信ネットワーク用不動産	16,405	13,744
事務所及び倉庫等	53,223	70,571
その他	204	409
合計	163,930	167,515

(2) リース負債

リース負債の期日別残高については、「注記29. 金融商品 (2) 財務リスク管理 c. 流動性リスク (b) 金融負債の期日別残高」をご参照ください。

リース負債に係る金利費用は「注記39. 金融収益および金融費用 (2) 金融費用」をご参照ください。

(3) キャッシュ・アウト・フロー

リースに係るキャッシュ・アウト・フローの合計額は、「注記42. 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報 (2) リースに係るキャッシュ・アウト・フロー」をご参照ください。

(4) 契約しているがまだ開始していないリース

当社グループの一部の契約は、定期建物賃貸借予約契約を締結しているものの、リースの開始日を迎えていないため、リース負債の測定に反映されていません。当該リース契約により保有する使用権資産の原資産クラスは主に通信ネットワーク用不動産、事務所および倉庫であり、翌連結会計年度以降にリースの開始日を迎え、リース期間は3年～10年です。翌連結会計年度以降の総支払予定額は69,703百万円です。

(貸手側)

当社グループは、法人向けの携帯端末レンタルサービスを提供しています。携帯端末のリース取引は、当社グループの通信サービスを受けることを条件に提供されるものであるため、これらの取引から発生する収益の受取額を、携帯端末リースと通信サービスの公正価値を基に、リースによる受取額とそれ以外に配分しています。

当社グループは、携帯端末のリース終了後に下取り業者に販売しています。携帯端末の残存資産リスクに対して複数の下取り業者から買取価格を入手するとともに、定期的には買取価格を観察して推移を確認しています。

(1) ファイナンス・リース

ファイナンス・リースについて連結損益計算書に認識した収益の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
販売損益(純額)	1,256	1,133
正味投資未回収額に対する金融収益	67	52
合計	1,189	1,081

このうち、2025年3月31日に終了した1年間におけるサブリースによる収益は975百万円です。(2024年3月31日に終了した1年間は888百万円です。)

期末日現在の割引前のリース料総額および正味リース投資未回収額の満期分析は、以下の通りです。

2024年3月31日

	(単位：百万円)			
	割引前の リース料総額	リース料債権に 関する 未稼得金融収益	割引後の 無保証残存価値	正味リース投資 未回収額
1年以内	12,733	75	-	12,658
1年超2年以内	8,156	53	-	8,103
2年超3年以内	4,139	40	-	4,099
3年超4年以内	637	28	-	609
4年超5年以内	255	24	-	231
5年超	70	28	-	42
合計	25,990	248	-	25,742

2025年3月31日

	(単位：百万円)			
	割引前の リース料総額	リース料債権に 関する 未稼得金融収益	割引後の 無保証残存価値	正味リース投資 未回収額
1年以内	13,222	96	-	13,126
1年超2年以内	8,997	80	-	8,917
2年超3年以内	4,201	63	-	4,138
3年超4年以内	1,048	54	-	994
4年超5年以内	435	50	-	385
5年超	4,160	731	-	3,429
合計	32,063	1,074	-	30,989

(2) オペレーティング・リース

オペレーティング・リースに係るリース料の満期分析は、以下の通りです。

2024年3月31日

	(単位：百万円)
	2024年3月31日
1年以内	28,833
1年超2年以内	18,747
2年超3年以内	8,667
3年超4年以内	302
4年超5年以内	7
5年超	25
合計	56,581

2024年3月31日に終了した1年間におけるオペレーティング・リースのリース収益(指数またはレートに応じて決まるものではない変動リース料を除く)は、59,215百万円です。

うち、サブリースによる収益は5,039百万円です。

オペレーティング・リースの対象となっている有形固定資産の取得原価の増減、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減および帳簿価額は、「注記14.有形固定資産」をご参照ください。

2025年3月31日

	(単位：百万円)
	2025年3月31日
1年以内	30,936
1年超2年以内	19,514
2年超3年以内	8,064
3年超4年以内	380
4年超5年以内	0
5年超	2
合計	58,896

2025年3月31日に終了した1年間におけるオペレーティング・リースのリース収益(指数またはレートに応じて決まるものではない変動リース料を除く)は、64,130百万円です。

うち、サブリースによる収益は5,458百万円です。

オペレーティング・リースの対象となっている有形固定資産の取得原価の増減、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減および帳簿価額は、「注記14.有形固定資産」をご参照ください。

20. 主要な子会社

(1) 企業集団の構成

当社グループの主要な子会社の状況は、以下の通りです。

2025年3月31日現在の主要な子会社

会社名	報告セグメント	所在地	議決権所有割合(単位：%)	
			2024年3月31日	2025年3月31日
Wireless City Planning(株) (注1)	コンシューマ/ エンタープライズ	東京都	31.8	31.8
SBパワー(株)	コンシューマ	東京都	100	100
Cubic Telecom Ltd.	エンタープライズ	アイルランド	54.3	54.3
SB C&S(株)	ディストリビュー ション	東京都	100	100
Aホールディングス(株) (注2)	メディア・EC	東京都	50.0	50.0
LINEヤフー(株)	メディア・EC	東京都	64.4	62.5
アスクル(株) (注3)	メディア・EC	東京都	45.0	46.5
(株)ZOZO	メディア・EC	千葉県	51.5	51.5
(株)一休	メディア・EC	東京都	100	100
PayPay銀行(株) (注4)	メディア・EC	東京都	46.6	46.6
Z中間グローバル(株)	メディア・EC	東京都	100	100
LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD.	メディア・EC	シンガポール	100	100
LINE Financial Corporation	メディア・EC	韓国	100	100
LINE Pay(株)	メディア・EC	東京都	100	100
LINE Plus Corporation	メディア・EC	韓国	100	100
PayPay(株)	ファイナンス	東京都	69.8	69.8
PayPayカード(株)	ファイナンス	東京都	100	100
SBペイメントサービス(株)	ファイナンス	東京都	100	100

(注1) 当社グループはWireless City Planning(株)の議決権の過半数を所有していませんが、当社の取締役および執行役員がWireless City Planning(株)の取締役会の構成員の過半数を占めていることや、Wireless City Planning(株)の事業活動は当社に大きく依存していることから、当社がWireless City Planning(株)を支配していると判断し、連結しています。

(注2) 当社グループはAホールディングス(株)の議決権の過半数を所有していませんが、同社の議決権の50.0%を所有し、同社の取締役会の構成員の過半数を選任する権利を有していることから、当社グループが実質的に支配していると判断し、連結しています。

(注3) 当社グループはアスクル(株)の議決権の過半数を所有していませんが、同社の議決権の46.5%を所有し、議決権の分散状況および過去の株主総会の投票パターン等を勘案した結果、当社グループが実質的に支配していると判断し、連結しています。

(注4) 当社グループはPayPay銀行(株)の議決権の過半数を所有していませんが、同社の議決権の46.6%を所有し、同社の取締役会の構成員の過半数を占めていることから、当社グループが実質的に支配していると判断し、連結しています。

(2) 当社にとって重要な非支配持分がある子会社の要約連結財務諸表等

Aホールディングス(Aホールディングス㈱およびその傘下の会社)

(a) 一般的情報

	2024年3月31日	2025年3月31日
非支配持分が保有する所有持分の割合(%)	50.0	50.0
子会社グループの非支配持分の累積額(百万円)	1,521,412	1,499,198

(単位:百万円)

	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
子会社グループの非支配持分に配分された純損益	99,723	132,971

(b) 要約連結財務諸表

(単位:百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
資産合計	8,936,970	9,019,805
負債合計	5,655,078	5,791,172
資本合計	3,281,892	3,228,633

(単位:百万円)

	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
売上高	1,814,663	1,917,478
純利益	125,015	186,480
包括利益合計	156,910	151,809

2025年3月31日に終了した1年間において、Aホールディングス㈱から非支配持分に支払われた配当金は、90,306百万円(2024年3月31日に終了した1年間は13,369百万円)、Aホールディングス㈱の傘下であるLINEヤフー㈱から非支配持分に支払われた配当金は、14,735百万円(2024年3月31日に終了した1年間は14,894百万円)です。

(単位:百万円)

	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	316,309	523,421
投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)	444,071	505,640
財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	81,241	420,469
現金及び現金同等物に係る換算差額	10,664	6,656
売却目的保有に分類された資産への振替に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少額)	33,011	33,011
現金及び現金同等物の増減額(は減少額)	231,350	376,333

21. 持分法で会計処理されている投資

(1) 重要性のある持分法で会計処理されている投資の要約連結財務諸表等

該当事項はありません。

(2) 重要性のない持分法で会計処理されている投資の合算情報

個々には重要性のない持分法で会計処理されている投資の合算情報(当社の持分)の合計値は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
帳簿価額	251,488	273,148

(単位：百万円)

	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
純利益	22,198	9,650
その他の包括利益(税引後)	10,233	14,066
包括利益合計	11,965	23,716

(注) 2024年3月31日に終了した1年間において、㈱出前館への持分法投資について、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことにより、22,345百万円の減損損失を計上しました。当該回収可能価額は使用価値により算定しており、見積将来キャッシュ・フローを税引前の割引率34.2%で割り引いて算定しています。なお、当該減損損失は、連結損益計算書の「持分法による投資の減損損失」に計上しています。

22. ストラクチャード・エンティティ

(1) 連結しているストラクチャード・エンティティ

当社グループには、連結しているストラクチャード・エンティティとして、金銭の信託があります。

当該金銭の信託は、支配の決定に際して議決権または類似の権利が支配の決定的な要因とならないように設計されています。当社グループは、当該金銭の信託に対する議決権または類似の権利を所持していませんが、当該金銭の信託の資金の提供および関連性のある活動を指図する現在の能力を有していると判断しています。また、金銭信託が貸付を行うことによって獲得する利息は当社グループに帰属するため、当社グループは変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有していると判断しています。さらに、当社グループの関与により変動リターンの影響を及ぼすように金銭の信託に対するパワーを用いる能力を有していると判断しています。したがって、当社グループは当該金銭の信託を連結しています。

当社グループは、契約上の義務なしに、連結しているストラクチャード・エンティティに対して重大な財務的支援または他の支援を提供しておらず、提供する予定もありません。

(2) 非連結のストラクチャード・エンティティ

非連結のストラクチャード・エンティティとして、当社グループが保有する投資ファンドがあります。当該ファンドは、主にパートナーシップ形態のベンチャーファンド、投資事業有限責任組合および投資信託として組成され、支配の決定に際して議決権または類似の権利が支配の決定的な要因とならないように設計されており、第三者により運営を支配されたものです。当該ファンドは、各パートナーからの出資によって資金調達しています。

非連結のストラクチャード・エンティティの規模、当社グループの当該エンティティに対する投資の帳簿価額、および当社グループの潜在的な最大損失エクスポージャーは、以下の通りです。

非連結のストラクチャード・エンティティの総資産 (合算額)	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
	758,143	734,656
当社グループの最大損失エクスポージャー		
当社グループが認識した投資の帳簿価額	91,546	97,483
追加投資のコミットメント契約	10,033	6,800
合計	101,579	104,283

連結財政状態計算書上、当社グループが認識する投資は、「持分法で会計処理されている投資」または「投資有価証券」に含めて表示しています。当社グループが非連結のストラクチャード・エンティティに対して認識する負債はありません。

当該ストラクチャード・エンティティへの関与から生じる潜在的な最大損失エクスポージャーは、当社グループの投資の帳簿価額および追加投資に係るコミットメントの合計額に限定されます。

当社グループの最大損失エクスポージャーは生じうる最大の損失額を示すものであり、ストラクチャード・エンティティに関与することにより見込まれる損失の金額を意味するものではありません。

当社グループが契約上の義務なしに、上記の非連結のストラクチャード・エンティティに対して財務的支援またはその他の重要な支援を提供したことはなく、提供する意図もありません。

23．法人所得税

(1) 税金費用

法人所得税費用の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
当期税金費用	252,296	235,206
繰延税金費用	36,649	10,435
合計	215,647	224,771

当期税金費用には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれています。これに伴う当期税金費用の減少額は、2025年3月31日に終了した1年間において35,274百万円です。

(2) 法定実効税率と実際負担税率の調整表

当社グループの法定実効税率と実際負担税率との調整は、以下の通りです。実際負担税率は税引前利益に対する法人所得税費用の負担割合を表示しています。

	(単位：%)	
	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
法定実効税率	31.5	31.5
永久差異による影響	0.2	0.3
繰延税金資産の回収可能性の評価による影響	7.1	5.6
持分法で会計処理されている投資による影響	1.9	0.6
その他	0.7	1.3
実際負担税率	26.8	25.5

(3) 繰延税金資産および繰延税金負債の変動の内訳

繰延税金資産および繰延税金負債の変動の内訳は、以下の通りです。

2024年3月31日に終了した1年間

(単位：百万円)

	2023年 4月1日	純損益 の認識額	その他の包括 利益の認識額	企業結合	その他	2024年 3月31日
繰延税金資産						
有形固定資産および無形 資産	68,911	21,363	-	2,720	14	87,540
未払金およびその他の負 債	108,419	20,404	199	190	603	129,815
棚卸資産	7,335	265	-	8	0	7,592
繰越欠損金	10,267	3,928	-	24	448	6,763
契約負債	19,761	6,253	-	4	-	13,504
リース負債	207,674	1,427	-	-	229	209,330
その他	73,932	1,956	964	28	307	75,203
合計	496,299	35,234	765	2,594	1,573	529,747
繰延税金負債						
リース債権	5,459	305	-	-	-	5,764
契約資産	102	102	-	-	-	-
契約コスト	101,890	3,930	-	-	-	97,960
有形固定資産および無形 資産	412,066	2,093	-	3,902	5,794	419,669
使用権資産	201,481	592	-	-	223	201,112
その他	56,863	4,997	1,833	2,750	378	60,565
合計	777,861	1,415	1,833	1,152	5,639	785,070
純額	281,562	36,649	2,598	3,746	4,066	255,323

2025年3月31日に終了した1年間

(単位：百万円)

	2024年 4月1日	純損益 の認識額	その他の包括 利益の認識額	企業結合 (注)	その他	2025年 3月31日
繰延税金資産						
有形固定資産および無形 資産	87,540	2,740	-	1,151	3	85,948
未払金およびその他の負 債	129,815	55,190	824	108	586	183,703
棚卸資産	7,592	473	-	22	-	8,043
繰越欠損金	6,763	297	-	29	15	6,422
契約負債	13,504	1,553	-	-	65	14,992
リース負債	209,330	1,565	-	33,812	167	241,410
その他	75,203	5,922	2,622	553	48	83,242
合計	529,747	58,536	1,798	34,467	788	623,760
繰延税金負債						
リース債権	5,764	244	-	-	-	5,520
契約資産	-	-	-	-	-	-
契約コスト	97,960	22,300	-	-	-	120,260
有形固定資産および無形 資産	419,669	20,584	27	3,277	52	443,555
使用権資産	201,112	6,309	-	33,445	737	227,511
その他	60,565	11,770	1,099	11,200	616	84,018
合計	785,070	48,101	1,072	47,922	1,301	880,864
純額	255,323	10,435	726	13,455	513	257,104

(注)「企業結合」による増加は、主にWeWork Japan合同会社の事業承継をしたことによるものです。

当社グループにおいて、2025年3月31日における損失が生じている納税主体に帰属している繰延税金資産は3,390百万円(2024年3月31日は31,314百万円)です。これらの繰延税金資産については、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲で認識しています。

(4) 繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異および繰越欠損金

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異および繰越欠損金は、以下の通りです。なお、将来減算一時差異および繰越欠損金は税額ベースです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
将来減算一時差異	92,998	75,816
繰越欠損金	117,780	126,209
合計	210,778	202,025

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金の失効予定は、以下の通りです。なお、将来減算一時差異のうち失効期限があるものはありません。

繰越欠損金(税額ベース)	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
1年目	556	903
2年目	890	1,475
3年目	1,614	66
4年目	69	3,750
5年目以降	114,651	120,015
合計	117,780	126,209

上記に加えて、2025年3月31日において繰延税金資産を認識していない子会社、関連会社および共同支配企業に対する投資に関する将来減算一時差異の総額(所得ベース)は1,031,607百万円(2024年3月31日は1,217,272百万円)です。

(5) 繰延税金負債を認識していない子会社に対する投資に関する将来加算一時差異

2025年3月31日において繰延税金負債を認識していない子会社、関連会社および共同支配企業に対する投資に関する将来加算一時差異の総額(所得ベース)は1,398,079百万円(2024年3月31日は1,299,426百万円)です。

(6) グローバル・ミニマム課税による影響

経済協力開発機構(OECD)が公表した第2の柱に係る法制が、当社グループが事業活動を行っている一部の国・地域で制定、または実質的に制定されています。日本では令和5年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税に対応する法人税が創設され、それに係る規定を含めた税制改正法(「所得税法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第3号))(以下「改正法人税法」)が2023年3月28日に成立しています。改正法人税法では、グローバル・ミニマム課税ルールのうち、所得合算ルール(IIR)が導入され、2025年3月31日に終了した1年間より、日本に所在する親会社の子会社等の税負担が最低税率(15%)に至るまで、日本に所在する親会社に対して追加で上乗せ課税されることとなりますが、これらが当社グループの連結財務諸表へ与える影響は軽微です。

(7) 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に公布されたことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を31.5%から32.3%に変更し計算しています。この税率変更が当社グループの連結財務諸表へ与える影響は軽微です。

24. 有利子負債

(1) 有利子負債の内訳

有利子負債の内訳は、以下の通りです。

	2024年3月31日	2025年3月31日	平均利率(%) (注1)	(単位:百万円) 返済期限 (注2)
流動				
短期借入金	767,265	353,233	0.88	-
コマーシャル・ペーパー	187,001	108,000	0.61	-
1年内返済予定の長期借入金	1,202,649	811,447	1.26	-
1年内返済予定のリース負債	139,657	153,782	2.05	-
1年内償還予定の社債(注3)	84,991	219,992	0.43	-
1年内支払予定の割賦購入による未払金	69	70	4.96	-
合計	2,381,632	1,646,524		
非流動				
長期借入金	2,167,081	2,429,362	1.37	2026年4月～ 2047年4月
リース負債	560,046	638,581	2.90	2026年4月～ 2055年4月
社債(注3)	1,212,060	1,247,664	0.84	2026年6月～ 2033年7月
割賦購入による未払金	68	21	4.96	2026年4月～ 2027年12月
合計	3,939,255	4,315,628		

(注1) 平均利率は、2025年3月31日の残高に対する加重平均利率を記載しています。

(注2) 返済期限は、2025年3月31日の残高に対する返済期限を記載しています。

(注3) 社債の発行条件の要約は、以下の通りです。

(単位：百万円)

会社名・銘柄	発行年月日	2024年3月31日 (注)	2025年3月31日 (注)	利率 (%)	償還期限
ソフトバンク株					
第2回無担保社債	2020年3月18日	10,000 (10,000)	-	0.33	2025年3月18日
第3回無担保社債	2020年3月18日	10,000	10,000	0.45	2027年3月18日
第4回無担保社債	2020年3月18日	10,000	10,000	0.50	2030年3月18日
第6回無担保社債	2020年7月29日	70,000	70,000 (70,000)	0.36	2025年7月29日
第7回無担保社債	2020年7月29日	20,000	20,000	0.58	2030年7月29日
第8回無担保社債	2020年12月3日	80,000	80,000 (80,000)	0.35	2025年12月3日
第9回無担保社債	2020年12月3日	25,000	25,000	0.48	2027年12月3日
第10回無担保社債	2020年12月3日	15,000	15,000	0.57	2030年12月3日
第11回無担保社債	2021年6月3日	34,944	34,970	0.30	2026年6月3日
第12回無担保社債	2021年6月3日	29,934	29,950	0.42	2028年6月2日
第13回無担保社債	2021年6月3日	34,896	34,910	0.52	2031年6月3日
第14回無担保社債	2021年10月12日	34,936	34,961	0.24	2026年10月9日
第15回無担保社債	2021年10月12日	24,940	24,953	0.41	2028年10月12日
第16回無担保社債	2021年10月12日	19,934	19,943	0.52	2031年10月10日
第17回無担保社債	2022年1月27日	14,959	14,967	0.51	2029年1月26日
第18回無担保社債	2022年1月27日	14,949	14,955	0.62	2032年1月27日
第19回無担保社債	2023年3月10日	119,452	119,592	0.98	2028年3月10日
第20回無担保社債	2023年7月12日	29,927	29,960	0.32	2026年7月10日
第21回無担保社債	2023年7月12日	59,820	59,863	0.82	2028年7月12日
第22回無担保社債	2023年7月12日	14,948	14,956	1.00	2030年7月12日
第23回無担保社債	2023年7月12日	14,939	14,956	1.30	2033年7月12日
第24回無担保社債	2024年1月31日	139,203	139,320	1.24	2031年1月31日
第25回無担保社債	2024年5月27日	-	19,951	0.83	2027年5月27日
第26回無担保社債	2024年5月27日	-	59,824	1.19	2029年5月25日
第27回無担保社債	2025年2月4日	-	125,261	1.81	2032年2月4日
小計		827,781 (10,000)	1,023,292 (150,000)		

(単位：百万円)

会社名・銘柄	発行年月日	2024年3月31日 (注)	2025年3月31日 (注)	利率 (%)	償還期限
LINEヤフー(株)					
第6回無担保社債	2017年12月7日	25,000 (25,000)	-	0.35	2024年12月6日
第7回無担保社債	2017年12月7日	10,000	10,000	0.40	2027年12月7日
第9回無担保社債	2018年12月6日	10,000	10,000	0.50	2028年12月6日
第11回無担保社債	2019年7月31日	49,991 (49,991)	-	0.18	2024年7月31日
第12回無担保社債	2019年7月31日	69,924	69,958	0.37	2026年7月31日
第13回無担保社債	2019年7月31日	49,896	49,916	0.46	2029年7月31日
第16回無担保社債	2020年6月11日	69,945	69,992 (69,992)	0.60	2025年6月11日
第17回無担保社債	2020年6月11日	14,975	14,983	0.79	2027年6月11日
第18回無担保社債	2020年6月11日	9,974	9,978	0.90	2030年6月11日
第19回無担保社債	2021年7月28日	49,922	49,957	0.35	2026年7月28日
第20回無担保社債	2021年7月28日	19,954	19,965	0.46	2028年7月28日
第21回無担保社債	2021年7月28日	29,911	29,923	0.63	2031年7月28日
第22回無担保社債	2022年9月15日	9,974	9,982	0.76	2027年9月15日
第23回無担保社債	2022年9月28日	49,804	49,861	0.76	2027年9月28日
第24回無担保社債	2024年9月12日	-	29,925	0.99	2027年9月10日
第25回無担保社債	2024年9月12日	-	19,934	1.35	2029年9月12日
小計		469,270 (74,991)	444,374 (69,992)		
合計		1,297,051 (84,991)	1,467,666 (219,992)	-	-

(注) 2024年3月31日および2025年3月31日の欄の(内書)は、1年内償還予定の金額です。

(2) 財務制限条項等の特約条項

2025年3月31日における非流動負債の長期借入金のうち、財務制限条項等の特約条項が付された残高は、1,231,684百万円です。2025年3月31日において、これらの条項をすべて遵守しています。当該財務制限条項等の特約条項について抵触した場合には、貸付人の請求によって該当する契約上の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

a. 当社の有利子負債に付されている財務制限条項等の特約条項

当社の有利子負債には財務制限条項等の特約条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループの連結財政状態計算書における資本の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・事業年度末および第2四半期末において、当社の貸借対照表における純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・連結会計年度において、当社グループの連結損益計算書における営業損益または純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・事業年度において、当社の損益計算書における営業損益または当期純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループのネットレバレッジ・レシオ(a)が一定の数値を上回らないこと。

(a) ネットレバレッジ・レシオ = ネットデット(b) ÷ 調整後EBITDA(c)

(b) 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物に一定の調整を加えたものを控除した額。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化(証券化)の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めないなど一定の調整あり。

(c) EBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

b. LINEヤフー(株)の有利子負債に付されている財務制限条項等の特約条項

当社の子会社であるLINEヤフー(株)の有利子負債には財務制限条項等の特約条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における同社の指定国際会計基準の貸借対照表に表示される純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書に表示される資本の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における同社の指定国際会計基準の貸借対照表において債務超過とならないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書において債務超過とならないこと。
- ・各決算期における決算期末日時点における同社の指定国際会計基準の損益計算書に表示される営業損益または当期純損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- ・各決算期における決算期末日時点における当社グループの連結損益計算書に表示される営業損益または当期損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における同社のネットレバレッジ・レシオ(a)が一定の数値以下であること。

(a) ネットレバレッジ・レシオ = ネットデット(b) ÷ 調整後EBITDA(c)

(b) 同社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物を控除した額。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化(証券化)の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めない、同社グループの金融子会社の有利子負債および現金及び現金同等物は、有利子負債および現金及び現金同等物に含めない等の一定の調整あり。

(c) EBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

(3) 権利が制限された資産

a. 売却として会計処理していないセール・アンド・リースバック取引による資産

セール・アンド・リースバック取引を行った結果、売却として会計処理していないため、当社グループが引き続き有形固定資産として計上しているものの、貸手に所有権が留保されている資産は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
有形固定資産	815,955	743,783

これらの所有権が留保されている資産に対応する負債は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
有利子負債		
1年内返済予定の長期借入金	226,992	214,420
長期借入金	398,696	380,051
合計	625,688	594,471

b. 無形資産のリース契約による資産

無形資産のリース契約により取得した資産であるため、当社グループが譲渡、転貸または担保に供することが制限されている資産は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
無形資産	335,676	261,046

これらの譲渡、転貸または担保に供することが制限されている資産に対応する負債は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
有利子負債		
1年内返済予定の長期借入金	108,110	94,774
長期借入金	176,537	138,518
合計	284,647	233,292

(4) 財務活動から生じた有利子負債の変動

財務活動から生じた有利子負債の変動は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	短期 借入金	コマーシャル・ ペーパー	長期 借入金	社債	リース 負債	割賦購入 による 未払金	合計
2023年4月1日	599,352	122,001	3,521,445	1,157,671	734,032	-	6,134,501
財務キャッシュ・フローによる変動							
短期有利子負債の純増減額 (は減少額)	181,328	-	-	-	-	-	181,328
新規資金調達による収入(注1)	210,346	285,000	1,148,717	260,000	-	-	1,904,063
新規取得設備のセール・アンド・リースバックによる収入	-	-	-	-	1,847	-	1,847
返済による支出(注1)	228,359	220,000	1,303,131	120,000	193,046	-	2,064,536
営業キャッシュ・フローによる変動							
利息の支払額	-	-	3,666	1,249	9,758	-	14,673
非資金変動							
新規リース取引又はリース負債の再測定	-	-	-	-	169,849	-	169,849
償却原価	-	-	5,717	629	10,041	-	16,387
子会社又は他の事業に対する支配の獲得又は喪失により生じた変動	5,549	-	648	-	24	-	4,925
その他(注2)	10,147	-	-	-	13,238	137	2,954
その他	-	-	-	-	-	-	-
2024年3月31日	767,265	187,001	3,369,730	1,297,051	699,703	137	6,320,887
財務キャッシュ・フローによる変動							
短期有利子負債の純増減額 (は減少額)	402,202	15,001	-	-	-	-	417,203
新規資金調達による収入(注1)	170,282	39,000	1,182,957	256,168	-	-	1,648,407
新規取得設備のセール・アンド・リースバックによる収入	-	-	-	-	1,587	-	1,587
返済による支出(注1)	211,606	103,000	1,302,752	85,000	170,069	75	1,872,502
営業キャッシュ・フローによる変動							
利息の支払額	-	-	2,825	1,371	22,647	-	26,843
非資金変動							
新規リース取引又はリース負債の再測定	-	-	-	-	177,399	-	177,399
償却原価	-	-	4,994	808	22,760	-	28,562
子会社又は他の事業に対する支配の獲得又は喪失により生じた変動	7,348	-	830	-	96,493	-	104,671
その他(注2)	22,146	-	12,122	-	12,863	29	2,810
その他	-	-	3	-	-	-	3
2025年3月31日	353,233	108,000	3,240,809	1,467,656	792,363	91	5,962,152

(注1) 長期借入金の「新規資金調達による収入」および「返済による支出」には、割賦債権の流動化による調達額および返済額が含まれています。2025年3月31日に終了した1年間に割賦債権の流動化によって調達した金額は370,581百万円(2024年3月31日に終了した1年間は458,801百万円)です。2025年3月31日に終了した1年間に割賦債権の流動化に関連して返済した金額は379,230百万円(2024年3月31日に終了した1年間は380,891百万円)です。

(注2) 2024年3月31日に終了した1年間および2025年3月31日に終了した1年間における主な内容は、リース契約の解約によるリース負債の減少です。

25. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
未払金	652,153	672,960
預り金(注)	620,444	722,639
決済事業未払金	634,788	739,930
買掛金	346,059	427,320
設備未払金	214,058	197,310
その他	67,570	68,481
合計	2,535,072	2,828,640

(注) 当社グループのキャッシュレス決済サービスにおいて、ユーザーがチャージした残高および決済サービスの利用等によって付与した外部サービス利用が見込まれるポイント残高を含めています。

26. 銀行事業の預金

銀行事業の預金の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
普通預金	1,542,742	1,658,539
定期預金	100,413	137,426
合計	1,643,155	1,795,965

上記の他、銀行事業の預金(非流動)が2025年3月31日で14,887百万円(2024年3月31日は14,368百万円)あり、その他の金融負債(非流動)に含めています。いずれも定期預金(非流動)です。

27. その他の流動負債およびその他の非流動負債

その他の流動負債およびその他の非流動負債の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
流動		
未払従業員給付	112,175	118,813
未払消費税およびその他税金	66,784	65,172
預り源泉税	3,956	5,402
その他	43,681	58,949
合計	226,596	248,336
非流動		
長期未払従業員給付	8,899	8,777
確定給付負債	39,777	38,026
契約負債	62,265	65,731
その他	4,122	4,091
合計	115,063	116,625

28. 引当金

引当金の増減は、以下の通りです。

	(単位：百万円)			
	資産除去債務	契約損失引当金	その他	合計
2024年4月1日	78,218	53,557	1,003	132,778
繰入	6,022	44,954	10,589	61,565
企業結合	21,732	-	-	21,732
時の経過による増加	174	-	-	174
使用	13,544	15,187	10,285	39,016
見積りの変更(注1)(注2)	12,262	3,461	1,129	14,594
その他	1,369	-	4,866	3,497
2025年3月31日	103,495	86,785	5,044	195,324

(注1) 資産除去債務の見積りの変更は、通信設備の効率運用等の検討に伴い一部の通信設備の撤去の蓋然性が高まったこと、また、物価上昇などの環境変化に伴い一部の設備の原状回復に係る費用等を見積変更を実施した結果によるものです。

(注2) 契約損失引当金の見積りの変更は、過去実績を勘案し、プログラムの権利行使率や権利行使時期、端末の売却見込価格の見直しを行った結果によるものです。

引当金の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)			
	資産除去債務	契約損失引当金	その他	合計
2025年3月31日				
流動負債	12,411	35,477	5,044	52,932
非流動負債	91,084	51,308	-	142,392
合計	103,495	86,785	5,044	195,324

資産除去債務

主に基地局の一部、データセンター、ネットワークセンターおよび本社ビル等の事務所について、設備撤去または原状回復に係る費用等を合理的に見積り、資産除去債務を認識しています。これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

契約損失引当金

モバイルサービスにおいて、顧客から引き取った端末の売却価格と顧客の残存割賦債権額との差から生じる損失に備えるため、プログラムの権利行使率、権利行使時期等の見込みに基づき当該損失額を見積り、契約損失引当金を認識しています。なお、当該端末売却価格および残存割賦債権額は、市場環境等の変化により変動する可能性があります。

29. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、中長期に持続的成長を続け企業価値を最大化するために、最適な資本構成を実現し維持することを資本管理の基本方針としています。

当社グループが資本管理において用いる主な指標には以下のものがあります。

- ・自己資本額
- ・自己資本比率

(注) 自己資本額は「親会社の所有者に帰属する持分」です。自己資本比率は「親会社の所有者に帰属する持分」を「負債及び資本合計」で除して計算しています。

自己資本額および自己資本比率の金額は、以下の通りです。

	2024年3月31日	2025年3月31日
自己資本額(百万円)	2,377,074	2,743,630
自己資本比率(%)	15.3	17.0

なお、当社グループは、各種法令諸規則に基づく資本規制の対象となっており、一定水準以上の自己資本規制比率や純資産の額を維持しています。

当社グループが適用を受ける重要な資本規制は、子会社のPayPay銀行(株)にかかるものであり、資本規制の内容は「(2) 財務リスク管理」に記載の通りです。2024年3月31日に終了した1年間および2025年3月31日に終了した1年間において、資本規制の計算に重要な影響を及ぼすような法令の変更は行われていません。

また、有利子負債に付されている財務制限条項については、「注記24. 有利子負債 (2) 財務制限条項等の特約条項」をご参照ください。

(2) 財務リスク管理

当社グループは、事業展開の多角化を進めており、事業環境、金融市場環境による影響を受け、様々な財務上のリスク(信用リスク、市場リスクおよび流動性リスク)が発生します。当社グループは、当該財務上のリスクの防止および低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っています。

PayPay(株)は資金決済法、割賦販売法および貸金業法その他関連する法令諸規則に基づき、純資産の額(資産の合計額から負債の合計額を控除した額)を一定水準以上に保つことが義務付けられています。具体的には、次の金額が最低限満たすべき純資産の額となります。

a. 100百万円

PayPayカード(株)は資金決済法および割賦販売法その他関連する法令諸規則に基づき、純資産の額(資産の合計額から負債の合計額を控除した額)を一定水準以上に保つことが義務付けられています。具体的には、次の2つの金額が最低限満たすべき純資産の額となります。

a. 100百万円

b. 資本金または出資の額の100分の90に相当する額

PayPay銀行(株)は銀行法および金融庁長官の告示に基づく自己資本比率規制に基づき、海外に支店等の営業拠点を有しない銀行として、同規制に基づいて算出する自己資本比率を4.0%以上に保つことが義務付けられています。

a. 信用リスク

信用リスクは、保有する金融資産の相手方が契約上の債務に対して債務不履行になり、当社グループの財務上の損失が発生するリスクです。

当社グループは、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権、契約資産およびその他の金融資産(預金、株式、債券およびデリバティブ)、投資有価証券および銀行事業の有価証券において、取引先の信用リスクがあります。

当社グループは、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。

銀行事業の有価証券には、主に内国債、外国債等の有価証券および信託受益権が含まれており、債券は主に発行体の信用リスク、信託受益権は原資産の信用リスクに晒されています。FVTOCIの資本性金融資産は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、発行体である取引先の財務状況等を継続的にモニタリングしています。

営業債権である売掛金は代理店向け債権のほか、顧客向けの通信料債権、携帯端末の割賦債権があり、それぞれ代理店および顧客の信用リスクに晒されています。代理店向け債権に対する信用リスクに関しては社内の代理店と信管理規程に基づき、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。また、顧客の信用リスクに関しては、顧客との契約時において社内基準に従った審査を行うとともに、随時、顧客毎の利用状況や回収状況の確認を行い、回収不能額の増加を回避しています。割賦債権については外部機関に信用の照会を行っています。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に基づき運用されており、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

当社グループの連結財政状態計算書で表示している金融資産の減損後の帳簿価額および貸出コミットメントならびに保証債務は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。なお、保有する担保の評価およびその他の信用補完は考慮していません。

IFRS第15号により生じた営業債権および契約資産について重大な金融要素を含まない場合には、単純化したアプローチで常に全期間の予想信用損失を測定しています。営業債権、契約資産以外の債権および貸出コミットメント等については、信用リスクの著しい増大を評価の上、将来の予想信用損失を測定しています。信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断にあたって、取引先の期日経過情報や経営成績の悪化、外部信用格付等を考慮しています。営業債権、契約資産以外の債権および貸出コミットメント等は、原則として12カ月の予想信用損失と同額で予想信用損失を測定していますが、信用リスクが当初認識時点より著しく増大した場合には、全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

当社グループは、金融資産の見積将来キャッシュ・フローへのマイナスの影響を与える以下のような債務不履行の事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権等ごとに予想信用損失を測定しています。金融資産が個別に重要でない場合は、信用リスクの特性や発生した取引の性質に基づいて集合的評価により検討しています。

- ・発行体または債務者の重大な財政的困難
- ・利息または元本の支払不履行または遅延などの契約違反
- ・債務者の破産または財務的再編成に陥る可能性が高くなったこと

貸出コミットメントおよび保証債務については、「注記44. 偶発事象 (1) 貸出コミットメント、(2) 保証債務」をご参照ください。

2024年3月31日に終了した1年間および2025年3月31日に終了した1年間において、担保として保有する物件を所有またはその他の信用補完を行使したことにより取得した金融資産または非金融資産はありません。

(a) 貸倒引当金の計上対象となる金融資産および契約資産の帳簿価額

・ 営業債権および契約資産

営業債権および契約資産に係る信用リスク・エクスポージャーは以下の通りです。

なお、クレジットカード業務より生じる営業債権は、利息収益を含むことにより営業債権以外の金融資産と同様の方法で予想信用損失を測定しているため、その信用リスクに対するエクスポージャーは、営業債権以外の金融資産に含めています。

2024年3月31日

(単位：百万円)

	期日経過前	期日経過後					合計
		1カ月以内	1カ月超 3カ月以内	3カ月超 6カ月以内	6カ月超 1年以内	1年超	
営業債権	1,007,031	26,632	7,361	5,200	5,265	4,259	1,055,748
契約資産	22,000	-	-	-	-	-	22,000
貸倒引当金	5,147	945	1,950	2,838	3,595	2,755	17,230
合計	1,023,884	25,687	5,411	2,362	1,670	1,504	1,060,518

2025年3月31日

(単位：百万円)

	期日経過前	期日経過後					合計
		1カ月以内	1カ月超 3カ月以内	3カ月超 6カ月以内	6カ月超 1年以内	1年超	
営業債権	1,060,098	23,761	7,219	4,453	4,643	3,240	1,103,414
契約資産	18,185	-	-	-	-	-	18,185
貸倒引当金	7,352	1,301	1,727	2,409	3,904	3,236	19,929
合計	1,070,931	22,460	5,492	2,044	739	4	1,101,670

・営業債権および契約資産以外の金融資産

営業債権および契約資産以外の金融資産に係る信用リスク・エクスポージャーは、以下の通りです。

当該エクスポージャーは貸倒引当金を控除する前の帳簿価額を記載しています。

なお、銀行事業の有価証券について、信用リスクは僅少であり、銀行事業の有価証券に係る信用リスク・エクスポージャーは、「注記18．銀行事業の有価証券」で開示しているため、以下の表には含めていません。

2024年3月31日

(単位：百万円)

営業債権および 契約資産以外の金融資産	期日経過前	期日経過後					合計
		1カ月以内	1カ月超 3カ月以内	3カ月超 6カ月以内	6カ月超 1年以内	1年超	
12カ月の予想信用損失	3,379,015	77,305	-	-	-	-	3,456,320
全期間の予想信用損失							
信用減損ではない金融資産	-	-	12,170	-	-	-	12,170
信用減損金融資産	-	-	-	13,992	15,866	16,246	46,104
合計	3,379,015	77,305	12,170	13,992	15,866	16,246	3,514,594

2025年3月31日

(単位：百万円)

営業債権および 契約資産以外の金融資産	期日経過前	期日経過後					合計
		1カ月以内	1カ月超 3カ月以内	3カ月超 6カ月以内	6カ月超 1年以内	1年超	
12カ月の予想信用損失	3,817,234	84,039	-	-	-	-	3,901,273
全期間の予想信用損失							
信用減損ではない金融資産	-	-	13,661	-	-	-	13,661
信用減損金融資産	-	-	-	14,663	19,243	25,783	59,689
合計	3,817,234	84,039	13,661	14,663	19,243	25,783	3,974,623

金融資産に対して担保として保有する重要資産および重要なその他の信用補完はありません。

(b) 貸倒引当金の増減表

クレジットカード業務より生じる営業債権は、利息収益を含むことにより営業債権以外の金融資産と同様の方法で予想信用損失を測定しているため、その貸倒引当金は、営業債権以外の金融資産に含めています。営業債権および営業債権以外の金融資産に係る貸倒引当金の増減は、以下の通りです。

2024年3月31日に終了した1年間

・ 営業債権

(単位：百万円)

	全期間の予想信用損失		合計
	信用減損ではない 金融資産	信用減損 金融資産	
期首残高	5,691	6,449	12,140
繰入	2,354	7,882	10,236
使用	2	5,144	5,146
期末残高	8,043	9,187	17,230

・ 営業債権以外の金融資産

(単位：百万円)

	12カ月の 予想信用損失	全期間の予想信用損失		合計
		信用減損ではない 金融資産	信用減損 金融資産	
期首残高	17,627	3,855	23,380	44,862
繰入	8,207	248	23,685	32,140
使用	2,824	103	15,749	18,676
戻入	1,395	29	123	1,547
その他	246	335	451	362
期末残高	21,861	3,636	31,644	57,141

2025年3月31日に終了した1年間

・営業債権

(単位：百万円)

	全期間の予想信用損失		合計
	信用減損ではない 金融資産	信用減損 金融資産	
期首残高	8,043	9,187	17,230
繰入	2,337	7,445	9,782
使用	0	7,083	7,083
期末残高	10,380	9,549	19,929

・営業債権以外の金融資産

(単位：百万円)

	12カ月の 予想信用損失	全期間の予想信用損失		合計
		信用減損ではない 金融資産	信用減損 金融資産	
期首残高	21,861	3,636	31,644	57,141
繰入	5,041	853	32,099	37,993
使用	1,202	55	21,906	23,163
戻入	824	39	172	1,035
その他	4,311	275	128	4,458
期末残高	20,565	4,120	41,793	66,478

貸倒引当金繰入額および戻入額は、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しています。

なお、2024年3月31日に終了した1年間および2025年3月31日に終了した1年間において、貸倒引当金の変動に影響を与えるような総額での帳簿価額の著しい変動はありません。また、直接償却した金融資産のうち、回収活動を継続している金融資産はありません。

b. 市場リスク

(a) 為替リスク

当社グループは外貨建取引を行っているため、主に米ドルレートの変動により生じる為替リスクに晒されていますが、当該リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しています。また、外国為替証拠金取引における為替変動リスクに対しては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションをカウンターパーティとの間で行うカバー取引によってリスクを回避しています。

為替感応度分析

日本円を機能通貨とする会社における主要な外貨である米ドルに係る金融商品の為替リスク・エクスポージャーは以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
税引前利益に影響を及ぼすエクスポージャー純額(は負債)	56,689	34,224
その他の包括利益(税効果考慮前)に影響を及ぼすエクスポージャー純額(は負債)	9,260	2,627

上記の為替リスク・エクスポージャーを有する金融商品において、他の全ての変数が一定であると仮定した上で、日本円が米ドルに対して1%高くなった場合の連結損益計算書の税引前利益および連結包括利益計算書のその他の包括利益(税効果考慮前)に与える影響は、以下の通りです。なお、当該分析には在外営業活動体の資産および負債の表示通貨への換算による影響額は含まれていません。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
税引前利益への影響額(は減少額)	567	342
その他の包括利益(税効果考慮前)への影響額(は減少額)	93	26

(b) 価格リスク

当社グループは、事業戦略上の目的で、上場株式など活発な市場で取引される有価証券を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。相互の事業拡大や取引関係の強化を目的に取得したものであり、短期で売買することを目的に保有していません。当社グループは、市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的なモニタリングをして、取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しています。

価格感応度分析

活発な市場で取引される有価証券において、他のすべての変数が一定であると仮定したうえで、市場価格が10%下落した場合のその他の包括利益(税効果考慮前)に与える影響は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
その他の包括利益(税効果考慮前)への影響額(は減少額)	6,237	3,863

(c) 金利リスク

当社グループは、有利子負債による資金調達を行っています。有利子負債のうち一部は変動金利であり、金利の上昇により支払利息が増加するリスクに晒されています。当社グループは、金利変動リスクの未然防止または低減するため、固定金利と変動金利の有利子負債の適切な組み合わせを維持し、一部の変動金利の借入金については金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために金利スワップ取引を利用しています。また、変動金利の有利子負債について、金利変動の継続的なモニタリングをしています。

・金利感応度分析

変動金利の有利子負債において、他のすべての変数が一定であると仮定したうえで、金利が1%上昇した場合の連結損益計算書の税引前利益に与える影響は、以下の通りです。なお、金利スワップ取引によって金利が固定化された変動金利の有利子負債は除いて分析しています。

(単位：百万円)

	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
	税引前利益への影響額(は減少額)	16,706

・デリバティブ(金利スワップ)

当社グループは、金利スワップ契約をキャッシュ・フロー・ヘッジに指定しています。ヘッジの有効性はヘッジ開始時および定期的な有効性評価を通してヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係が存在することを確認しています。なお、ヘッジ手段の主要な条件がヘッジ対象の条件と一致しているため、ヘッジ非有効部分は計上していません。また、2024年3月31日に終了した1年間および2025年3月31日に終了した1年間において、ヘッジ会計を適用したが発生が見込まれなくなったため、ヘッジ会計を中止した取引はありません。

キャッシュ・フロー・ヘッジに指定しているヘッジ手段の詳細は以下の通りです。

2024年3月31日

(単位：百万円)

	契約額	うち1年超	帳簿価額		平均金利	連結財政状態計算書 上の表示科目
			資産	負債		
金利リスク						
金利スワップ	815,000	470,000	396	591	1.72%	その他の 金融負債
合計	815,000	470,000	396	591	1.72%	

2025年3月31日

(単位：百万円)

	契約額	うち1年超	帳簿価額		平均金利	連結財政状態計算書 上の表示科目
			資産	負債		
金利リスク						
金利スワップ	570,000	485,000	9,767	-	1.62%	その他の 金融負債
合計	570,000	485,000	9,767	-	1.62%	

ヘッジ指定したヘッジ手段に係るその他の包括利益累計額(税効果考慮後)の増減は、以下の通りです。

2024年3月31日に終了した1年間

金利リスク	(単位：百万円)
	金利スワップ
2023年4月1日	1,461
当期発生額	699
組替調整額(注)	2,026
2024年3月31日	134

2025年3月31日に終了した1年間

金利リスク	(単位：百万円)
	金利スワップ
2024年4月1日	134
当期発生額	6,000
組替調整額(注)	748
2025年3月31日	6,614

(注) ヘッジ対象が純損益に影響を与えたことによる、その他の包括利益から純損益への振替額であり、連結損益計算書上、「金融費用」に計上しています。

c. 流動性リスク

当社グループは、買掛金、未払金、借入金およびリース負債などの債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されています。

当社グループは、流動性リスクの未然防止または低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達のほか、社債発行や債権流動化等の直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っています。また、資金の運用については、主に短期的な預金などにより運用しています。

また、当社グループは、流動性資金およびキャッシュ・フローの予算と実績について継続的なモニタリングをしています。

(a) 借入コミットメントおよびその他の信用枠

当社グループでは、複数の金融機関との間での借入コミットメントライン契約の信用枠やその他の信用枠を保有しており、流動性リスクの低減を図っています。

2025年3月31日において当社が保有する信用枠の未実行残高は1,107,033百万円(2024年3月31日は1,041,684百万円)です。信用枠の未実行残高には、借入の際に一定の条件を満たすことが要求される信用枠が552,500百万円含まれています。

なお、債権残高に応じて借入が可能となる債権流動化契約等は上記に含めておらず、債権流動化契約の帳簿価額は、「注記31. 金融資産の譲渡」の譲渡資産の帳簿価額に含んで表示しています。

(b) 金融負債の期日別残高

金融負債(デリバティブ金融商品を含む)の期日別残高は、以下の通りです。

なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

2024年3月31日

(単位：百万円)

	帳簿残高	期日別 残高合計	1年以内 (注1)	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
有利子負債(注2)								
短期借入金	767,265	767,265	767,265	-	-	-	-	-
コマーシャル・ペーパー	187,001	187,001	187,001	-	-	-	-	-
長期借入金(注3) (1年内返済予定含む)	3,369,730	3,385,814	1,204,812	694,876	544,824	451,590	310,157	179,555
社債 (1年内償還予定含む)	1,297,051	1,300,000	85,000	220,000	230,000	230,000	160,000	375,000
リース負債	699,703	699,703	139,657	107,851	88,588	73,729	60,710	229,168
割賦購入による未払金	137	137	69	60	8	-	-	-
営業債務及びその他の債務	2,535,072	2,535,072	2,524,088	7,204	2,344	1,128	108	200
銀行事業の預金(流動)	1,643,155	1,643,155	1,643,155	-	-	-	-	-
その他の金融負債								
銀行事業の預金(非流動)	14,368	14,368	-	4,648	3,058	1,292	1,052	4,318
その他(注4)	29,574	29,574	208	4,604	4,458	343	15,264	4,697
合計	10,543,056	10,562,089	6,551,255	1,039,243	873,280	758,082	547,291	792,938
デリバティブ金融負債								
先物為替予約	1,373	1,372	1,372	-	-	-	-	-
金利スワップ	591	191	99	369	0	59	95	123
その他	1,129	1,129	-	-	1,129	-	-	-
合計	3,093	2,692	1,471	369	1,129	59	95	123
オフバランス項目								
保証債務(注7)	-	5,772	5,772	-	-	-	-	-
貸出コミットメント(注7)	-	12,395,550	12,395,550	-	-	-	-	-

2025年3月31日

(単位：百万円)

	帳簿残高	期日別 残高合計	1年以内 (注1)	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
有利子負債(注2)								
短期借入金	353,233	353,233	353,233	-	-	-	-	-
コマーシャル・ペーパー	108,000	108,000	108,000	-	-	-	-	-
長期借入金(注3) (1年内返済予定含む)	3,240,809	3,258,938	814,844	793,153	699,359	502,466	214,295	234,821
社債 (1年内償還予定含む)	1,467,656	1,471,000	220,000	230,000	280,000	160,000	140,000	441,000
リース負債	792,363	792,363	153,782	128,631	105,657	88,593	75,862	239,838
割賦購入による未払金	91	91	70	17	4	-	-	-
営業債務及びその他の債務	2,828,640	2,828,640	2,807,324	12,492	5,685	2,796	174	169
銀行事業の預金(流動)	1,795,965	1,795,965	1,795,965	-	-	-	-	-
その他の金融負債								
銀行事業の預金(非流動)	14,887	14,887	-	3,528	4,051	694	1,745	4,869
その他(注4)(注5)	76,188	76,188	-	8,418	8,403	4,182	3,971	51,214
合計	10,677,832	10,699,305	6,253,218	1,176,239	1,103,159	758,731	436,047	971,911
デリバティブ金融負債								
先物為替予約	765	515	613	25	25	34	14	-
金利スワップ	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(注6)	15,643	15,643	2,010	1,056	-	12,577	-	-
合計	16,408	16,158	2,623	1,031	25	12,543	14	-
オフバランス項目								
保証債務(注7)	-	5,983	5,983	-	-	-	-	-
貸出コミットメント(注7)	-	9,971,128	9,971,128	-	-	-	-	-
(注1) 要求払いのものについては、「1年以内」に含めています。「銀行事業の預金」には、1,658,539百万円(2024年3月31日は1,542,742百万円)の要求払預金を含みます。								
(注2) 有利子負債の平均利率は、「注記24.有利子負債 (1)有利子負債の内訳」をご参照ください。								
(注3) 当社グループは、無形資産のリース取引にIFRS第16号を適用していません。								
(注4) 「その他の金融負債」の「その他」には、非支配株主に係る売建プット・オプションが含まれています。								
(注5) 「その他の金融負債」の「その他」には、4.9GHz帯特定基地局開設料が含まれています。								
(注6) 「デリバティブ金融負債」の「その他」には、売建プット・オプションが含まれています。								
(注7) 保証債務および貸出コミットメントの詳細は、「注記44.偶発事象」をご参照ください。								

(c) サプライヤー・ファイナンス契約

当社グループは、モバイルユーザーの利用したキャリア決済、当社の携帯端末仕入、ならびに当社子会社の「Yahoo!ショッピング」の出店ストアに対する支払い等に関して、第三者金融機関とサプライヤー・ファイナンス契約を締結しています。契約条件等は、以下の通りです。なお、サプライヤー・ファイナンス契約のための担保資産あるいは第三者による保証の提供はありません。

・ サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債の帳簿価額は、以下の通りです。当該負債は連結財政状態計算書において「営業債務及びその他の債務」に含まれています。

	(単位：百万円)	
	2024年4月1日	2025年3月31日
サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債		
営業債務及びその他の債務	71,609	72,458

・ .のうち、仕入先がファイナンス提供者から既に支払いを受けている金融負債の帳簿価額は、以下の通りです。当該負債は連結財政状態計算書において、「営業債務及びその他の債務」に含まれています。

	(単位：百万円)	
	2025年3月31日	
仕入先がファイナンス提供者から既に支払いを受けている金融負債		
営業債務及びその他の債務		71,681

・ .の金融負債とサプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない同等の営業債務の支払期日の範囲は、主に以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2025年3月31日	
サプライヤー・ファイナンス契約の一部である金融負債		翌々月5営業日
サプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない比較可能な営業債務		翌月末日

当社グループは、「サプライヤー・ファイナンス契約」(IAS第7号およびIFRS第7号の改訂)に基づく経過措置を適用しており、適用初年度の比較情報は提供していません。

なお、2025年3月31日に終了した1年間において、サプライヤー・ファイナンス契約の対象となる金融負債の帳簿価額に、重要な非資金変動はありません。

(3) 金融商品の分類

金融商品(現金及び現金同等物を除く)の分類別内訳は、以下の通りです。

2024年3月31日

(単位:百万円)

	FVTPLの 金融資産	ヘッジ指定 した デリバティブ	FVTOCIの 負債性金融資産	FVTOCIの 資本性金融資産	償却原価で測定 する金融資産	合計
金融資産						
流動資産						
営業債権及びその他の債権	-	-	-	-	2,660,995	2,660,995
その他の金融資産	114,051	88	52,253	-	63,323	229,715
売却目的保有に分類された 資産(注)	592	-	-	321	4,735	5,648
非流動資産						
投資有価証券	167,644	-	-	90,598	14,546	272,788
銀行事業の有価証券	15,470	-	208,348	-	298,414	522,232
その他の金融資産	13	386	-	-	1,755,228	1,755,627
合計	297,770	474	260,601	90,919	4,797,241	5,447,005

	FVTPLの 金融負債	ヘッジ指定した デリバティブ	償却原価で測定 する金融負債	合計
金融負債				
流動負債				
有利子負債	-	-	2,381,632	2,381,632
営業債務及びその他の債務	-	-	2,535,072	2,535,072
銀行事業の預金	-	-	1,643,155	1,643,155
その他の金融負債	1,372	142	208	1,722
売却目的保有に分類された資産 に直接関連する負債(注)	-	-	4,985	4,985
非流動負債				
有利子負債	-	-	3,939,255	3,939,255
その他の金融負債	24,294	449	20,569	45,312
合計	25,666	591	10,524,876	10,551,133

(注) 「売却目的保有に分類された資産」および「売却目的保有に分類された資産に直接関連する負債」は、同科目に含まれる金融資産および金融負債の金額を記載しています。

2025年3月31日

(単位：百万円)

	FVTPLの 金融資産	ヘッジ指定 した デリバティブ	FVTOCIの 負債性金融資産	FVTOCIの 資本性金融資産	償却原価で測定 する金融資産	合計
金融資産						
流動資産						
営業債権及びその他の債権	-	-	-	-	2,805,640	2,805,640
その他の金融資産	149,213	608	39,071	-	71,344	260,236
非流動資産						
投資有価証券	154,221	-	299	78,650	21,898	255,068
銀行事業の有価証券	1,785	-	225,237	-	520,034	747,056
その他の金融資産	1	9,166	-	-	2,090,298	2,099,465
合計	305,220	9,774	264,607	78,650	5,509,214	6,167,465

	FVTPLの 金融負債	ヘッジ指定した デリバティブ	償却原価で測定 する金融負債	合計
金融負債				
流動負債				
有利子負債	-	-	1,646,524	1,646,524
営業債務及びその他の債務	-	-	2,828,640	2,828,640
銀行事業の預金	-	-	1,795,965	1,795,965
その他の金融負債	2,721	21	-	2,742
非流動負債				
有利子負債	-	-	4,315,628	4,315,628
その他の金融負債	22,216	-	82,525	104,741
合計	24,937	21	10,669,282	10,694,240

(4) FVTOCIの資本性金融資産

当社グループは、資本性金融資産のうち特定の投資については、取引関係の維持または強化を主な目的として保有しているため、FVTOCIの資本性金融資産に分類しています。

FVTOCIの資本性金融資産の主な業種およびその公正価値は、以下の通りです。

(単位：百万円)

業種	2024年3月31日	2025年3月31日
	公正価値	公正価値
情報・通信業	34,755	31,929
サービス業	27,436	18,513
小売業	12,379	12,131

当社グループの投資戦略に合致しなくなった資本性金融資産については、売却等により認識の中止を行っています。期中に認識を中止したFVTOCIの資本性金融資産の認識中止時点の公正価値および処分に係る利得または損失()の累計額は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
認識中止時点の公正価値	21,975	10,348
処分に係る利得または損失() の累計額	9,967	5,461

当社グループは資本性金融資産について、認識を中止した場合、もしくは著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えています。2025年3月31日に終了した1年間において利益剰余金に振り替えたその他の包括利益の利得または損失の累計額は935百万円(2024年3月31日に終了した1年間は1,888百万円)です。

30. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しています。

当該分類において、公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しています。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しています。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期首時点で発生したものと認識しています。

なお、2024年3月31日に終了した1年間および2025年3月31日に終了した1年間において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下の通りです。

2024年3月31日

	(単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
株式	38,991	146	109,860	148,997
債券	7,289	138,102	2,352	147,743
信託受益権	-	-	123,992	123,992
デリバティブ金融資産	873	3,118	-	3,991
その他(注)	114,737	1,436	108,868	225,041
合計	161,890	142,802	345,072	649,764
金融負債				
デリバティブ金融負債	396	2,697	-	3,093
その他	-	-	23,164	23,164
合計	396	2,697	23,164	26,257

2025年3月31日

	(単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
株式	34,292	-	96,270	130,562
債券	4,639	96,103	17,374	118,116
信託受益権	-	-	156,392	156,392
デリバティブ金融資産	228	14,725	-	14,953
その他(注)	132,512	800	104,916	238,228
合計	171,671	111,628	374,952	658,251
金融負債				
デリバティブ金融負債	102	3,729	12,577	16,408
その他	-	-	8,550	8,550
合計	102	3,729	21,127	24,958

(注) 上表の金融資産の「その他」には、主に上場投資信託や投資事業有限責任組合等への投資が含まれています。

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値の主な測定方法は、以下の通りです。

a. 株式

活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できない場合の公正価値は、類似企業比較法、割引キャッシュ・フロー法および取引事例法などの適切な評価技法を使用して測定しています。測定に使用する類似企業の相場価格や割引率などのインプットのうち、すべての重要なインプットが観察可能である場合はレベル2に分類し、重要な観察可能でないインプットを含む場合はレベル3に分類しています。レベル3に分類した金融資産の公正価値を算定するための重要な観察可能でないインプットとして、類似企業の収益倍率等の評価倍率、ならびに資本コストや永久成長率を使用しています。

b. 債券および信託受益権

活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できない場合の公正価値は、主に売買参考統計値、ブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく取引価格を使用して測定しているほか、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性および重要性に応じてレベル2またはレベル3に分類しています。

c. デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債

活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できない場合の公正価値は、類似契約の相場価格または契約を締結している金融機関から提示された価格に基づいて測定しているほか、割引キャッシュ・フロー法またはブラック・ショールズモデル等の評価技法で測定しており、インプットの観察可能性および重要性に応じてレベル2またはレベル3に分類しています。なお、レベル3に分類した金融負債の公正価値を算定するための重要な観察可能でないインプットとして、類似企業の収益倍率、ならびに資本コスト等を使用しています。

(2) レベル3に分類した金融商品の公正価値測定

a. 公正価値の評価技法およびインプット

株式

主に割引キャッシュ・フロー法や取引事例法等の評価技法で公正価値を算定しています。割引キャッシュ・フロー法の重要な観察可能でないインプットは主に資本コストと、継続価値算定のための類似企業の収益倍率等の評価倍率です。

b. 感応度分析

重要な観察可能でないインプットのうち、資本コストが上昇(低下)した場合は、株式の公正価値が減少(増加)します。一方、収益倍率等の評価倍率が上昇(低下)した場合は、株式の公正価値は増加(減少)します。

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

c. 評価プロセス

当社グループの財務および経理部門の担当者は、社内規程に基づいて、公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴およびリスクを最も適切に反映できる評価技法およびインプットを用いて公正価値を測定しています。また、測定に高度な知識および経験を必要とする金融商品で、その金融商品が金額的に重要である場合には、公正価値測定に外部の評価専門家を利用しています。各四半期末日において実施した金融商品の公正価値の測定結果は外部専門家の評価結果を含めて、各部門の責任者が公正価値の増減分析結果などのレビューと承認を行っています。

d. レベル3に分類した金融商品の調整表

レベル3に分類した金融商品の調整表は、以下の通りです。

2024年3月31日に終了した1年間

金融資産	(単位：百万円)			
	株式	債券	信託受益権	その他
2023年4月1日	104,335	2,111	123,402	94,776
利得または損失				
純損益(注1)	5,810	193	-	6,364
その他の包括利益(注2)	105	48	474	6,925
購入	20,212	6,570	35,500	2,044
売却	811	6,570	34,436	214
連結範囲の異動による変動	648	-	-	0
上場によるレベル1への振替	1,754	-	-	-
その他	7,065	-	-	1,027
2024年3月31日	109,860	2,352	123,992	108,868
金融負債	(単位：百万円)			
	その他			
2023年4月1日	5,633			
利得または損失				
純損益(注1)	2,602			
その他(注3)	14,929			
2024年3月31日	23,164			

(注1) 上表の「純損益」に認識した利得または損失は、連結損益計算書の「金融収益」および「金融費用」に含めています。

(注2) 上表の「その他の包括利益」に認識した利得または損失のうち税効果考慮後の金額は、連結包括利益計算書の「FVTOCIの資本性金融資産の公正価値の変動」、「FVTOCIの負債性金融資産の公正価値の変動」、「在外営業活動体の為替換算差額」に含めています。

(注3) 上表の金融負債の「その他」には、非支配株主に係る売建プット・オプションの当初認識額が含まれていません。

2025年3月31日に終了した1年間

金融資産	(単位：百万円)			
	株式	債券	信託受益権	その他
2024年4月1日	109,860	2,352	123,992	108,868
利得または損失				
純損益(注1)	13,633	4,082	-	6,713
その他の包括利益(注2)	7,894	78	1,631	5,071
購入	22,608	4,091	62,761	9,071
売却	12,541	1,500	28,730	6,484
連結範囲の異動による変動	2,017	548	-	5,101
その他	113	8,975	-	204
2025年3月31日	96,270	17,374	156,392	104,916

金融負債	(単位：百万円)	
	デリバティブ 金融負債	その他
2024年4月1日	-	23,164
利得または損失		
純損益(注1)	12,577	315
連結範囲の異動による変動	-	14,929
2025年3月31日	12,577	8,550

(注1) 上表の「純損益」に認識した利得または損失は、連結損益計算書の「金融収益」および「金融費用」に含めています。

(注2) 上表の「その他の包括利益」に認識した利得または損失のうち税効果考慮後の金額は、連結包括利益計算書の「FVTOCIの資本性金融資産の公正価値の変動」、「FVTOCIの負債性金融資産の公正価値の変動」、「在外営業活動体の為替換算差額」に含めています。

(3) 金融商品の帳簿価額および公正価値

経常的に公正価値評価しない金融負債の帳簿価額および公正価値は、以下の通りです。

2024年3月31日

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			合計
		レベル1	レベル2	レベル3	
有利子負債(非流動)					
長期借入金	2,167,081	-	1,192,887	984,455	2,177,342
社債	1,212,060	-	1,194,643	-	1,194,643

2025年3月31日

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			合計
		レベル1	レベル2	レベル3	
有利子負債(非流動)					
長期借入金	2,429,362	-	1,431,064	1,001,408	2,432,472
社債	1,247,664	-	1,210,795	-	1,210,795

帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は、上表には含めていません。また、経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値は帳簿価額と一致することから、上表には含めていません。

上記の金融負債の公正価値の主な測定方法は、以下の通りです。

a. 長期借入金

1年内返済予定を除く変動金利付の長期借入金の公正価値は、市場金利等の観察可能なインプットを用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しており、レベル2に分類しています。

1年内返済予定を除く固定金利付の長期借入金の公正価値は、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の信用スプレッドを含む金利を用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しており、レベル3に分類しています。

1年内返済予定を除く無形資産のリース取引に伴い発生した長期借入金の公正価値は、支払までの期間および信用リスクを加味した利率を用いて、割引キャッシュ・フロー法により測定しており、レベル3に分類しています。

1年内返済予定を除く売却として会計処理していないセール・アンド・リースバック取引に係る長期借入金の公正価値は、支払までの期間および信用リスクを加味した利率を用いて、割引キャッシュ・フロー法により測定しており、レベル3に分類しています。

b. 社債（1年内償還予定除く）

1年内償還予定を除く社債の公正価値は、売買参考統計値等の観察可能な活発でない市場における同一銘柄の相場価格により測定しており、レベル2に分類しています。

31. 金融資産の譲渡

当社グループは、営業債権および割賦債権等の流動化を行っています。

流動化取引の主なものは、携帯端末の販売により認識した割賦債権の流動化取引です。

当社グループは当該取引において、資金調達のために債権を金融機関に譲渡し、現金および譲渡した債権に対する劣後持分を取得しています。当該取引においては、当社グループが劣後持分を保有することに伴い、譲渡資産の保有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを保持しているため、認識の中止を行っていません。また、譲渡により生じた入金額は、借入金として流動負債および非流動負債の「有利子負債」に含めて表示しています。

認識の中止の要件を満たさない方法で譲渡された金融資産および関連する負債に関する帳簿価額と、譲渡資産に関する負債が譲渡資産のみに遡求権を有している場合の公正価値は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
譲渡資産の帳簿価額	891,223	917,099
関連する負債の帳簿価額	866,903	850,348

(譲渡資産のみに遡求権を有する負債に関する金融資産および金融負債の公正価値)

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
譲渡資産の公正価値	891,223	917,099
関連する負債の公正価値	866,169	847,599
正味ポジション(純額)	25,054	69,500

譲渡資産と関連する負債の主な差額は、流動化にあたり当社グループが保有している劣後持分です。

また、当社グループはカード事業の貸付金に含まれるマンスリークリア債権の一部について流動化取引を行っています。しかし、当該流動化債権の中には、当社グループが回収までの信用リスクを負担しており、債務者が支払いを行わない場合、当社グループに遡求的に支払義務が発生するものがあります。このような流動化債権については、金融資産の認識の中止の要件を満たさないことから、認識の中止を行っていません。なお、譲渡により生じた入金額は、借入金として流動負債の「有利子負債」に含めて表示しています。

認識の中止の要件を満たさない方法で譲渡された金融資産のうち、2025年3月31日時点の譲渡資産の帳簿価額は1,150百万円、関連する負債の帳簿価額は70,000百万円(2024年3月31日はそれぞれ8,292百万円、200,000百万円)です。当該負債は、譲渡資産に対して原債務者からの支払いが行われた場合に重要な遅滞なしに決済されますが、当該負債の決済または原債務者からの支払いが行われるまでの間、当社グループは当該譲渡資産を利用できません。なお、譲渡資産と関連する負債の主な差額は、カード事業の貸付金の回収額になります。

32. 金融資産および金融負債の相殺

金融資産および金融負債について、連結財政状態計算書上での相殺額、および強制可能なマスターネットティング契約または類似の契約の対象であるが金融資産と金融負債の相殺の要件の一部または全部を満たさないため相殺していない金額は、以下の通りです。

強制可能なマスターネットティング契約または類似の契約に関する相殺の権利は、倒産その他の事由により取引先が債務を履行できなくなるなどの特定の状況が発生した場合にのみ強制力が生じるものです。

なお、相殺対象となる主な取引は当社グループが代理店に対して認識している債権および債務です。

当社グループが代理店に対して携帯端末販売による債権と、当社グループが代理店に対するインセンティブとして負担する債務は、金融資産と金融負債の相殺の要件を満たすため連結財政状態計算書において純額にて表示しています。

2024年3月31日

金融資産		(単位：百万円)			
	金融資産の総額	連結財政状態計算書 で相殺した 金融負債の総額	連結財政状態計算書 に表示した 金融資産の純額	連結財政状態計算書 で相殺していない 金融商品	純額
営業債権及びその他の債権	228,480	126,821	101,659	19,952	81,707

金融負債		(単位：百万円)			
	金融負債の総額	連結財政状態計算書 で相殺した 金融資産の総額	連結財政状態計算書 に表示した 金融負債の純額	連結財政状態計算書 で相殺していない 金融商品	純額
営業債務及びその他の債務	929,986	126,821	803,165	19,424	783,741
その他の金融負債	745	-	745	528	217
合計	930,731	126,821	803,910	19,952	783,958

2025年3月31日

金融資産		(単位：百万円)			
	金融資産の総額	連結財政状態計算書 で相殺した 金融負債の総額	連結財政状態計算書 に表示した 金融資産の純額	連結財政状態計算書 で相殺していない 金融商品	純額
営業債権及びその他の債権	214,483	125,363	89,120	16,279	72,841

金融負債		(単位：百万円)			
	金融負債の総額	連結財政状態計算書 で相殺した 金融資産の総額	連結財政状態計算書 に表示した 金融負債の純額	連結財政状態計算書 で相殺していない 金融商品	純額
営業債務及びその他の債務	1,055,649	125,363	930,286	15,781	914,505
その他の金融負債	722	-	722	498	224
合計	1,056,371	125,363	931,008	16,279	914,729

33. 資本

(1) 資本金

a. 授権株式総数

授権株式総数は、以下の通りです。

	(単位：千株)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
普通株式数	8,010,960	80,109,603
第1回社債型種類株式	30,000	30,000
第2回社債型種類株式	30,000	30,000
第3回社債型種類株式	30,000	30,000
第4回社債型種類株式	30,000	30,000
第5回社債型種類株式	30,000	30,000

b. 発行済株式数(注1)(注2)

発行済普通株式数の増減は、以下の通りです。

	(単位：千株)	
	2024年3月31日に終了した1年間	2025年3月31日に終了した1年間
期首残高	4,787,145	4,756,201
期中増加(注3)	13,906	42,995,290
期中減少(注4)	44,850	-
期末残高	4,756,201	47,751,491

発行済第1回社債型種類株式数の増減は、以下の通りです。

	(単位：千株)	
	2024年3月31日に終了した1年間	2025年3月31日に終了した1年間
期首残高	-	30,000
期中増加(注5)	30,000	-
期中減少	-	-
期末残高(注7)	30,000	30,000

発行済第2回社債型種類株式数の増減は、以下の通りです。

	(単位：千株)	
	2024年3月31日に終了した1年間	2025年3月31日に終了した1年間
期首残高	-	-
期中増加(注6)	-	25,000
期中減少	-	-
期末残高(注7)	-	25,000

(注1) 当社の発行する株式は、無額面株式です。

(注2) 発行済株式は、全額払込済となっています。

(注3) 2024年3月31日に終了した1年間における期中増加は、新株予約権の権利行使に伴う新株発行により、普通株式の発行済株式総数が13,906千株増加したことによるものです。

2025年3月31日に終了した1年間における期中増加は、2024年4月25日開催の取締役会決議に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行ったことにより、普通株式の発行済株式総数が42,911,435千株増加、および新株予約権の権利行使に伴う新株発行により、普通株式の発行済株式総数が83,855千株増加したことによるものです。

(注4) 2024年3月31日に終了した1年間における期中減少は、2024年3月25日の取締役会決議に基づき、2024年3月29日に自己株式44,850千株の消却を実施したことによるものです。

(注5) 当社は、2023年11月1日を払込期日として第1回社債型種類株式を発行しました。

なお、当該新株発行に伴い、会社法規定に基づき資本金が60,000百万円、資本剰余金が60,000百万円それぞれ増加しました。同日付で、これと同額の資本金の額の減少を行い、資本剰余金に振り替えています。

また、新株の発行に係る直接発行費用2,905百万円を資本剰余金から控除しています。

(注6) 当社は、2024年10月3日を払込期日として第2回社債型種類株式を発行しました。

なお、当該新株発行に伴い、会社法規定に基づき資本金が100,000百万円、資本剰余金が100,000百万円それぞれ増加しました。同日付で、これと同額の資本金の額の減少を行い、資本剰余金に振り替えています。また、新株の発行に係る直接発行費用3,784百万円を資本剰余金から控除しています。

- (注7) 社債型種類株式は、固定配当の期間の定めがあり、かつ未払の配当金がある場合に未払分を翌期以降に累積して支払いますが、配当の任意繰延が可能であり買戻し義務がなく、清算による残余財産の分配時を除き現金またはその他の資本性金融資産の引渡しを回避する無条件の権利を有していることから、資本性金融商品に分類されます。

c. 社債型種類株式

社債型種類株式の概要は、以下の通りです。

	第1回社債型種類株式	第2回社債型種類株式
1. 配当年率	~2029年3月31日： 固定配当 年率2.500%(注1) 2029年4月1日～： 変動配当 基準金利+3.182%(注1)	~2030年3月31日： 固定配当 年率3.200%(注2) 2030年4月1日～2050年3月31日： 変動配当 基準金利+2.960%(注2) 2050年4月1日～： 変動配当 基準金利+3.710%(注2)
2. 優先配当金	発行から概ね5年間は固定配当、その後は変動配当となります。 (注1)(注2)	
3. 議決権および転換権	議決権および普通株式への転換権はありません。	
4. 取得条項(会社による金銭対価の取得)	発行から5年経過後以降等に、当社が発行価格相当額に経過配当金などの調整を加えた金額にて現金で取得(コール)できます。(注3)	

(注1) 第1回社債型種類株式は、普通株式に優先し、配当年率は、2029年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合は2.500%、2029年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合は、各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日前の日(年率基準日)における1年国債金利に3.182%を加えた率とします。また、第1回社債型種類株式は、未払の優先配当金がある場合に未払分を翌期以降に繰り越して支払う「累積型」であり、当初設定された優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の商品となります。

(注2) 第2回社債型種類株式は、普通株式に優先し、配当年率は、2030年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合は3.200%、2030年4月1日以降、2050年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合は、各基準日が属する事業年度につき、その年率基準日における1年国債金利に2.960%、2050年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合は、各基準日が属する事業年度につき、その年率基準日における1年国債金利に3.710%を加えた率とします。また、第2回社債型種類株式は、未払の優先配当金がある場合に未払分を翌期以降に繰り越して支払う「累積型」であり、当初設定された優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の商品となります。

(注3) 原則として発行から5年経過後以降、当社が発行価格相当額に経過配当金等の調整を加えた金額の現金で取得(コール)できます。また、一般的なハイブリッド社債と同様、借換制限によって、当社が社債型種類株式を取得(コール)する際には、同等以上の資本金調達を行うこととされています。そのため、当社は社債型種類株式の取得条項の行使を行う場合に、再度社債型種類株式も発行できるように、当社の定款において第5回までの授權枠を設定しています。

(2) 資本剰余金

当社の資本剰余金は、法定準備金である資本準備金を含んでいます。

日本における会社法(以下「会社法」)では、資本金金融商品の発行に対しての払込みまたは給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本準備金に組み入れることが規定されています。また、会社法では資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(3) 利益剰余金

当社の利益剰余金は、法定準備金である利益準備金を含んでいます。

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金および利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金または利益準備金として積み立てることが規定されています。積み立てられた利益準備金は、欠損の填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

(4) 自己株式

自己株式の増減は、以下の通りです。

(単位：千株)

	2024年3月31日に終了した1年間	2025年3月31日に終了した1年間
期首残高	55,596	47,805
期中増加(注1)	56,179	279,317
期中減少(注2)(注3)	63,970	142,888
期末残高	47,805	184,234

(注1) 2024年3月31日に終了した1年間において、2023年5月10日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得により、「自己株式」が56,179千株(取得価額100,000百万円)増加しました。

また、2025年3月31日に終了した1年間において、2024年4月25日開催の取締役会決議に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行ったこと等により、「自己株式」が279,317千株増加しました。

(注2) 2024年3月31日に終了した1年間において、新株予約権の行使等により「自己株式」が19,120千株減少しました。この結果、「自己株式」27,175百万円の減少とともに、自己株式処分差損12,535百万円を「資本剰余金」の減少として認識しています。

また、2025年3月31日に終了した1年間において、新株予約権の行使等により「自己株式」が142,888千株減少しました。この結果、「自己株式」46,601百万円の減少とともに、自己株式処分差損22,610百万円を「資本剰余金」の減少として認識しています。

(注3) 2024年3月31日に終了した1年間において、2024年3月25日開催の取締役会決議に基づく「自己株式」の消却により、2024年3月29日に「自己株式」が44,850千株減少しました。この結果、「自己株式」71,134百万円の減少とともに、自己株式処分差損71,134百万円を「資本剰余金」の減少として認識しています。

(5) その他の包括利益累計額

その他の包括利益累計額の増減は、以下の通りです。

2024年3月31日に終了した1年間

(単位：百万円)

	確定 給付制度 の再測定	FVTOCIの 資本性 金融資産	FVTOCIの 負債性 金融資産	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	在外営業 活動体の 為替換算 差額	持分法 適用会社の その他の 包括利益に 対する持分	合計
2023年4月1日	-	3,357	248	1,461	12,974	3,036	17,658
その他の包括利益 (親会社の所有者に帰属)	125	1,123	161	132	6,557	3,624	10,886
利益剰余金への振替	125	1,888	-	-	-	106	1,869
2024年3月31日	-	2,592	409	1,593	19,531	6,554	26,675

2025年3月31日に終了した1年間

(単位：百万円)

	確定 給付制度 の再測定	FVTOCIの 資本性 金融資産	FVTOCIの 負債性 金融資産	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	在外営業 活動体の 為替換算 差額	持分法 適用会社の その他の 包括利益に 対する持分	合計
2024年4月1日	-	2,592	409	1,593	19,531	6,554	26,675
その他の包括利益 (親会社の所有者に帰属)	981	171	556	7,219	4,809	4,638	1,974
利益剰余金への振替	981	935	-	-	-	25	1,941
2025年3月31日	-	1,486	965	5,626	14,722	1,891	22,760

上記の金額は税効果考慮後であり、その他の包括利益の各項目に係る法人所得税の金額は、「注記40. その他の包括利益」をご参照ください。

34. 配当金

配当金支払額は、以下の通りです。

2024年3月31日に終了した1年間

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	1株当たり 配当額 (円)	配当金の 総額 (百万円)	基準日	効力発生日
2023年5月24日 取締役会	普通株式	43.00	203,457	2023年3月31日	2023年6月6日
2023年10月23日 取締役会	普通株式	43.00	203,478	2023年9月30日	2023年12月6日

(2) 基準日が2024年3月31日に終了した1年間に属する配当のうち、配当の効力発生日が2024年4月1日以降になるもの

決議	株式の種類	1株当たり 配当額 (円)	配当金の 総額 (百万円)	基準日	効力発生日
2024年5月17日 取締役会	普通株式	43.00	202,461	2024年3月31日	2024年6月6日
2024年5月17日 取締役会(注1)(注 2)	第1回社債型種 類株式	41.53	1,246	2024年3月31日	2024年6月6日

(注1) 第1回社債型種類株式の配当年率は、2029年3月31日以前に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は2.500%、2029年4月1日以降に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は、各基準日が属する連結会計年度につき、その直前連結会計年度の末日の2営業日前の日(年率基準日)における1年国債金利に3.182%を加えた率とします。

(注2) 2024年3月31日を基準日とする第1回社債型種類株式優先配当金の額は、1年を366日とする日割計算となります。

2025年3月31日に終了した1年間

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	1株当たり 配当額 (円)	配当金の 総額 (百万円)	基準日	効力発生日
2024年5月17日 取締役会(注1)	普通株式	43.00	202,461	2024年3月31日	2024年6月6日
2024年5月17日 取締役会(注2)(注 3)	第1回社債型種 類株式	41.53	1,246	2024年3月31日	2024年6月6日
2024年10月21日 取締役会(注1)	普通株式	43.00	203,687	2024年9月30日	2024年12月6日
2024年10月21日 取締役会(注2)	第1回社債型種 類株式	50.00	1,500	2024年9月30日	2024年12月6日

(注1) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。1株当たり配当額は当該株式分割前の金額を記載しています。

(注2) 第1回社債型種類株式の配当年率は、2029年3月31日以前に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は2.500%、2029年4月1日以降に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は、各基準日が属する連結会計年度につき、その直前連結会計年度の末日の2営業日前の日(年率基準日)における1年国債金利に3.182%を加えた率とします。

(注3) 2024年3月31日を基準日とする第1回社債型種類株式優先配当金の額は、1年を366日とする日割計算となります。

(2) 基準日が2025年3月31日に終了した1年間に属する配当のうち、配当の効力発生日が2025年4月1日以降になるもの

決議	株式の種類	1株当たり 配当額 (円)	配当金の 総額 (百万円)	基準日	効力発生日
2025年5月20日 取締役会(注1)	普通株式	4.30	204,539	2025年3月31日	2025年6月12日
2025年5月20日 取締役会(注2)	第1回社債型種 類株式	50.00	1,500	2025年3月31日	2025年6月12日
2025年5月20日 取締役会(注3)	第2回社債型種 類株式	126.24	3,156	2025年3月31日	2025年6月12日

(注1) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。1株当たり配当額については、当該株式分割後の金額を記載しています。

(注2) 第1回社債型種類株式の配当年率は、2029年3月31日以前に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は2.500%、2029年4月1日以降に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は、各基準日が属する連結会計年度につき、その直前連結会計年度の末日の2営業日前の日(年率基準日)における1年国債金利に3.182%を加えた率とします。

(注3) 第2回社債型種類株式の配当年率は、2030年3月31日以前に終了する各連結会計年度に基準日が属する場合は3.200%、2030年4月1日以降、2050年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合は、各基準日が属する事業年度につき、その年率基準日における1年国債金利に2.960%、2050年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合は、各基準日が属する事業年度につき、その年率基準日における1年国債金利に3.710%を加えた率とします。

35. 株式に基づく報酬

当社は、株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度および譲渡制限付株式報酬制度を導入していません。

株式に基づく報酬は、当社の株主総会または取締役会において承認された内容に基づき、当社グループの役員および従業員に付与されています。

また、ソフトバンクグループ(株)は、株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を導入しており、その一部について、同社の株主総会または取締役会において承認された内容に基づき、当社グループの役員および従業員に付与されています。

さらに、LINEヤフー(株)は、株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度等を導入しており、LINEヤフー(株)および同社の関係会社の役員および従業員に付与されています。

株式に基づく報酬は、持分決済型株式報酬および現金決済型株式報酬として会計処理しています。株式に基づく報酬に係る費用および負債の認識額は以下の通りです。

株式に基づく報酬に係る費用

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
持分決済型	21,199	16,196
現金決済型	1,820	3,073
合計	23,019	19,269

株式に基づく報酬から生じた負債

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
持分決済型	2,595	4,324

(1) スtock・オプション制度の内容

2024年3月31日に終了した1年間および2025年3月31日に終了した1年間において存在するストック・オプション制度は、以下の通りです。

a. ソフトバンク(株)

ソフトバンク(株)は当社および当社子会社の役員および従業員に対し、ストック・オプションを付与しており、当社グループの業績と、当社グループの役職員等の受ける利益を連動させることにより、対象者にインセンティブを与え、以て当社グループの業績を向上させることとともに、対象者と当社の株主の利害とを可及的に一致させることを目的に設計されています。

ストック・オプションの行使により付与される株式は、当社が発行する株式です。

なお、当社は2024年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っています。各連結会計年度のストック・オプションについては、当該株式分割調整後の数値を記載しています。

発行年度・名称	付与日	行使期限
2018年3月新株予約権(注1)	2018年3月30日	2025年3月31日
2020年7月新株予約権(注2)	2020年7月31日	2027年7月31日
2021年1月新株予約権(注3)	2021年1月22日	2028年3月31日
2021年7月新株予約権1号(注4)	2021年7月20日	2028年3月31日
2021年7月新株予約権2号(注5)	2021年7月20日	2028年7月31日
2022年7月新株予約権(注6)	2022年7月20日	2029年7月31日
2023年7月新株予約権(注7)	2023年7月20日	2030年7月31日
2024年7月新株予約権(注8)	2024年7月19日	2031年7月31日
2024年8月新株予約権(注9)	2024年8月30日	2032年3月31日

(注1) 権利確定条件

本新株予約権は、当社の普通株式が2020年3月31日までに、金融商品取引所の開設する金融商品市

場へ上場された場合に行使することができます。

また、本新株予約権者が行使可能な本新株予約権の数は、以下の通りです。

(a) 当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が30,000株以上120,000株未満の本新株予約権者が以下の 乃至 に掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、以下に定める数に限られます。

- ・ 2020年4月1日から2021年3月31日までは、割り当てられた本新株予約権の数の30%まで
- ・ 2021年4月1日から2022年3月31日までは、上記 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の60%まで
- ・ 2022年4月1日から2025年3月31日までは、上記 および に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

(b) 当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が120,000株以上の本新株予約権者が、以下の 乃至 に掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、以下に定める数に限られます。

- ・ 2020年4月1日から2021年3月31日までは、割り当てられた本新株予約権の数の20%まで
- ・ 2021年4月1日から2022年3月31日までは、上記 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の40%まで
- ・ 2022年4月1日から2023年3月31日までは、上記 および に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の60%まで
- ・ 2023年4月1日から2024年3月31日までは、上記 乃至 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の80%まで
- ・ 2024年4月1日から2025年3月31日までは、上記 乃至 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

なお、(a)および(b)の権利行使に際し、当社または当社子会社の取締役、使用人(執行役員を含む。)の地位をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなります。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

(注2) 権利確定条件

勤務期間の要件を満たした場合に権利が確定し、権利確定期間は約2年間です。

なお、権利行使に際し、当社または当社子会社の取締役、使用人(執行役員を含む。)の地位をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなります。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

(注3) 権利確定条件

本新株予約権者が行使可能な本新株予約権の数は、以下の通りです。

(a) 当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が30,000株以上120,000株未満の本新株予約権者が以下の 乃至 に掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、以下に定める数に限られます。

- ・ 2023年4月1日から2024年3月31日までは、割り当てられた本新株予約権の数の30%まで
- ・ 2024年4月1日から2025年3月31日までは、上記 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の60%まで
- ・ 2025年4月1日から2028年3月31日までは、上記 および に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

(b) 当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が120,000株以上の本新株予約権者が以下の 乃至 に掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとします。但し、行使可能な本新株予約権の数の1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とします。

- ・ 2023年4月1日から2024年3月31日までは、割り当てられた本新株予約権の数の20%まで
- ・ 2024年4月1日から2025年3月31日までは、上記 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の40%まで
- ・ 2025年4月1日から2026年3月31日までは、上記 および に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の60%まで
- ・ 2026年4月1日から2027年3月31日までは、上記 乃至 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の80%まで
- ・ 2027年4月1日から2028年3月31日までは、上記 乃至 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

なお、(a)および(b)の権利行使に際し、当社または当社子会社の取締役、使用人(執行役員を含む。)の地位をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなります。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

(注4) 権利確定条件

本新株予約権者が以下の 乃至 に掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、以下の通りです。

- ・ 2023年4月1日から2024年3月31日までは、割り当てられた本新株予約権の数の20%まで
- ・ 2024年4月1日から2025年3月31日までは、上記 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の40%まで
- ・ 2025年4月1日から2026年3月31日までは、上記 および に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の60%まで
- ・ 2026年4月1日から2027年3月31日までは、上記 乃至 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の80%まで
- ・ 2027年4月1日から2028年3月31日までは、上記 乃至 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

なお、権利行使に際し、当社または当社子会社の取締役、使用人(執行役員を含む。)の地位をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなります。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

(注5) 権利確定条件

勤務期間の要件を満たした場合に権利が確定し、権利確定期間は2023年7月31日までの約2年間です。

なお、権利行使に際し、当社の取締役、使用人(執行役員を含む。)または顧問の地位をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなります。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

(注6) 権利確定条件

勤務期間の要件を満たした場合に権利が確定し、権利確定期間は2024年7月31日までの約2年間です。

なお、権利行使に際し、当社の取締役、使用人(執行役員を含む。)または顧問の地位をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなります。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

(注7) 権利確定条件

勤務期間の要件を満たした場合に権利が確定し、権利確定期間は2025年7月31日までの約2年間です。

なお、権利行使に際し、当社の取締役、使用人(執行役員を含む。)または顧問の地位をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなります。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

(注8) 権利確定条件

勤務期間の要件を満たした場合に権利が確定し、権利確定期間は2026年7月31日までの約2年間です。

なお、権利行使に際し、当社の取締役、使用人(執行役員を含む。)または顧問の地位をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなります。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

(注9) 権利確定条件

本新株予約権者が行使可能な本新株予約権の数は、以下の通りです。

(a) 当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が30,000株以上120,000株未満の本新株予約権者が以下の 乃至 に掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、以下に定める数に限られます。

- ・ 2027年4月1日から2028年3月31日までは、割り当てられた本新株予約権の数の30%まで
- ・ 2028年4月1日から2029年3月31日までは、上記 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の60%まで
- ・ 2029年4月1日から2032年3月31日までは、上記 および に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

(b) 当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が120,000株以上の本新株予約権者が以下の 乃至 に掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとします。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とします。

- ・ 2027年4月1日から2028年3月31日までは、割り当てられた本新株予約権の数の20%まで
- ・ 2028年4月1日から2029年3月31日までは、上記 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の40%まで

- ・ 2029年4月1日から2030年3月31日までは、上記 および に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の60%まで
- ・ 2030年4月1日から2031年3月31日までは、上記 乃至 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の80%まで
- ・ 2031年4月1日から2032年3月31日までは、上記 乃至 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

なお、(a)および(b)の権利行使に際し、当社または当社子会社の取締役、使用人(執行役員を含む)の地位をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなります。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

b. ソフトバンクグループ(株)

ソフトバンクグループ(株)は持分決済型の株式に基づく報酬としてストック・オプション制度を導入しています。

同社は当社グループの役員および従業員に対し、ストック・オプションを付与しています。

ストック・オプションの行使により付与される株式は、同社が発行する株式です。

なお、同社は、2019年6月28日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。

各連結会計年度のストック・オプションについては、当該株式分割調整後の数値を記載しています。

発行年度・名称	付与日	行使期限
2017年7月新株予約権(注1)	2017年7月28日	2023年7月31日
2018年8月新株予約権(注2)	2018年8月31日	2025年8月31日

(注1) 権利確定条件

勤務期間の要件を満たした場合に権利が確定し、権利確定期間は2年間です。

権利確定に際し、付与日から権利確定日まで在籍していることが求められ、権利確定後であっても退職した場合は権利を失効します。

(注2) 権利確定条件

勤務期間の要件を満たした場合に権利が確定し、権利確定期間は3年間です。

また、当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が400株以上の本新株予約権者が以下の乃至 に掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、以下に定める数に限られます。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とします。

- ・ 2021年9月1日から2022年8月31日までは、割り当てられた本新株予約権の数の25%まで
- ・ 2022年9月1日から2023年8月31日までは、上記 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の50%まで
- ・ 2023年9月1日から2024年8月31日までは、上記 および に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の75%まで
- ・ 2024年9月1日から2025年8月31日までは、上記 乃至 に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

権利確定に際し、付与日から権利確定日まで在籍していることが求められ、権利確定後であっても退職した場合は権利を失効します。

c. LINEヤフー(株)

LINEヤフー(株)は持分決済型の株式に基づく報酬としてストック・オプション制度を導入しています。

同社は同社および同社関係会社の役員および従業員に対し、ストック・オプションを付与しています。

ストック・オプションの行使により付与される株式は、同社が発行する株式です。

発行年度・名称	付与日	行使期限
2020年度 LINE 第22回(注1)(注2)	2021年3月1日	自2022年7月29日 至2029年7月8日
2020年度 LINE 第24回(注1)(注3)	2021年3月1日	自2022年7月29日 至2029年7月8日

2020年度 LINE 第25回(注1)(注3)	2021年3月1日	自2022年7月29日 至2029年7月8日
2020年度 LINE 第26回(注1)(注4)	2021年3月1日	自2023年11月5日 至2030年11月5日
2020年度 LINE 第28回(注5)	2021年3月30日	自2023年11月5日 至2030年11月5日
2021年度 LINE 第29回(注6)	2021年11月10日	自2024年11月11日 至2031年10月24日
2022年度 Zホールディングス 第1回(注7)	2022年8月18日	自2025年8月19日 至2032年8月3日

(注1) LINEヤフー(株)および同社の関係会社の役職員に対して発行する新株予約権

2019年12月23日に締結された経営統合後の同社グループのガバナンス・運営等について定めた資本提携契約書に基づき、Aホールディングス(株)(旧社名:LINE(株))および同社の関係会社の役職員を対象として発行していたストック・オプションと同等の規模感を持つ代替の報酬制度として、LINEヤフー(株)および同社の関係会社の役職員を対象に同社が新たに発行したストック・オプションです。

(注2) 権利確定条件

新株予約権者は、権利行使時においてもLINEヤフー(株)および同社の関係会社の取締役の地位にあることを要します。但し、LINEヤフー(株)および同社の関係会社における取締役の地位を任期満了により退任した場合または同社が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

同社普通株式の株価が以下の 乃至 に定める条件を満たす場合に限り、当該 乃至 に掲げる個数の新株予約権を行使することができます。

- ・ 2022年7月29日から2025年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間(LINEヤフー(株)普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下 乃至 において同じ。)の東京証券取引所における同社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円(以下、基準株価という。)を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の20%
- ・ 2023年7月29日から2026年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の東京証券取引所における同社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の30%
- ・ 2024年7月29日から2027年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の東京証券取引所における同社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%

権利行使期間(2022年7月29日から2029年7月8日とする。但し、行使期間の最終日が同社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。)にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日および末日を含むものとする。)において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる限度において行使することができます。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとします。

1. 2022年7月29日～2029年7月8日：新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の20%行使可能
2. 2023年7月29日～2029年7月8日：新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の50%行使可能
3. 2024年7月29日～2029年7月8日：新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の100%行使可能

(注3) 権利確定条件

新株予約権者は、権利行使時においてもLINEヤフー(株)および同社の関係会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は従業員の地位にあることを要します。但し、LINEヤフー(株)および同社の関係会社における取締役、監査役又は執行役の地位を任期満了により退任した場合または同社が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

権利行使期間(2022年7月29日から2029年7月8日とする。但し、行使期間の最終日が同社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。)にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日および末日を含むものとする。)において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる限度を原則とする個数において行使することができます。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものと

とします。

- 1.2022年7月29日～2029年7月8日：新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の20%行使可能
- 2.2023年7月29日～2029年7月8日：新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の50%行使可能
- 3.2024年7月29日～2029年7月8日：新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の100%行使可能

(注4) 権利確定条件

新株予約権者は、権利行使時においてもLINEヤフー(株)および同社の関係会社の取締役の地位にあることを要します。但し、LINEヤフー(株)および同社の関係会社における取締役の地位を任期満了により退任した場合または同社が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

同社普通株式の株価が以下の 乃至 に定める条件を満たす場合に限り、当該 乃至 に掲げる個数の新株予約権を行使することができます。

- ・ 2023年11月5日から2026年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間(LINEヤフー(株)普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下 乃至 において同じ。)の東京証券取引所における同社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円(以下、基準株価という。)を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の20%
- ・ 2024年11月5日から2027年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の東京証券取引所における同社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の30%
- ・ 2025年11月5日から2028年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の東京証券取引所における同社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%

権利行使期間(2023年11月5日から2030年11月5日とする。但し、行使期間の最終日が同社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。)にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日および末日を含むものとする。)において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる限度において行使することができます。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとします。

- 1.2023年11月5日～2030年11月5日：新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の20%行使可能
- 2.2024年11月5日～2030年11月5日：新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の50%行使可能
- 3.2025年11月5日～2030年11月5日：新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の100%行使可能

(注5) 権利確定条件

新株予約権者は、権利行使時においてもLINEヤフー(株)および同社の関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要します。但し、LINEヤフー(株)および同社の関係会社における取締役、監査役、執行役員、執行役員の地位を任期満了により退任した場合または同社が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

権利行使期間(2023年11月5日から2030年11月5日とする。但し、行使期間の最終日が同社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。)にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。)において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる限度において行使することができます。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとします。

- 1.2023年11月5日～2030年11月5日：新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の20%行使可能
- 2.2024年11月5日～2030年11月5日：新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の50%行使可能
- 3.2025年11月5日～2030年11月5日：新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の100%行使可能

(注6) 権利確定条件

新株予約権者は、権利行使時においてもLINEヤフー(株)および同社の関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要します。但し、LINEヤフー(株)および同社の関係会社における取締役、監査役、執行役員、執行役員の地位を任期満了により退任した場合または同社が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権者は、同社普通株式の株価が以下の 乃至 に定める条件を満たす場合に限り、当該 乃至 に掲げる個数の新株予約権を行使することができます。

- ・ 2024年11月11日から2027年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間(LINEヤフー(株)普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下 乃至 において同じ。)の東京証券取引所における同社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円(以下、基準株価という。)を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の20%
- ・ 2025年11月11日から2028年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の東京証券取引所におけるLINEヤフー(株)普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の30%
- ・ 2026年11月11日から2029年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の東京証券取引所におけるLINEヤフー(株)普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%

権利行使期間(2024年11月11日から2031年10月24日とする。但し、行使期間の最終日が同社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。)にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。)において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる限度において行使することができます。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとします。

1. 2024年11月11日～2031年10月24日：新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の20%行使可能
2. 2025年11月11日～2031年10月24日：新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の50%行使可能
3. 2026年11月11日～2031年10月24日：新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の100%行使可能

(注7) 権利確定条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においてもLINEヤフー(株)および同社の関係会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあることを要します。ただし任期満了等同社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではありません。その他新株予約権の行使の条件は、同社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

(2) 期中に付与したストック・オプションの公正価値

期中に付与されたストック・オプションについて、測定日時点の加重平均公正価値と公正価値の測定方法は、以下の通りです。

a. ソフトバンク株

2024年3月31日に終了した1年間に当社の役員および従業員に付与されたストック・オプションの測定日時点の加重平均公正価値は138円です。

2025年3月31日に終了した1年間に当社の役員および従業員に付与されたストック・オプションの測定日時点の加重平均公正価値は2024年7月付与分は183円、2024年8月付与分は9円です。

公正価値の測定方法において使用した評価技法、主な基礎数値および公正価値の測定方法は、以下の通りです。

		2024年3月31日に終了した1年間	
発行年度・名称		2023年7月新株予約権	
使用した評価技法		ブラック・ショールズ式	
主な基礎数値および見積方法			
加重平均株価		154円	
加重平均行使価格		1円	
株価変動性(注)		13.14%	
予想残存期間		2年	
予想配当		8.6円/株	
無リスク利率		0.04%	
		2025年3月31日に終了した1年間	
発行年度・名称		2024年7月新株予約権	2024年8月新株予約権
使用した評価技法		ブラック・ショールズ式	ブラック・ショールズ式
主な基礎数値および見積方法			
加重平均株価		200円	204円
加重平均行使価格		1円	211円
株価変動性(注)		12.60%	13.28%~16.37%
予想残存期間		2年	2年~7年
予想配当		8.6円/株	8.6円/株
無リスク利率		0.35%	0.38%~0.60%

(注) 満期までの期間に応じた直近の期間に係る株価実績に基づき算定しています。

b. ソフトバンクグループ株

期中に付与したストック・オプションはありません。

c. LINEヤフー株

期中に付与したストック・オプションはありません

(3) 期中におけるストック・オプションの増減および期末におけるストック・オプションの状況

期中におけるストック・オプションの増減および期末におけるストック・オプションの状況は、以下の通りです。

a. ソフトバンク株

	2024年3月31日に 終了した1年間		2025年3月31日に 終了した1年間	
	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)
期首未行使残高	1,583,876,000	114	1,247,713,000	119
期中付与	4,920,000	1	1,313,209,000	210
期中失効	21,995,000	126	31,824,000	173
期中行使	319,088,000	94	461,607,000	93
期中満期到来	-	-	28,054,000	63
期末未行使残高	1,247,713,000	119	2,039,437,000	184
期末行使可能残高	467,913,000	107	296,658,000	137

なお、2025年3月31日における未行使残高の状況は以下の通りです。

行使価格帯 (円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 残存契約年数 (年)
1	10,247,000	1	5.5
137	644,399,000	137	3.0
150	92,000,000	150	3.0
211	1,292,791,000	211	7.0
合計	2,039,437,000	184	5.6

b. ソフトバンクグループ株

	2024年3月31日に 終了した1年間		2025年3月31日に 終了した1年間	
	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)
期首未行使残高	2,662,800	4,490	116,200	1
期中付与	-	-	-	-
期中失効	622,400	4,777	600	1
期中行使	1,615,800	4,669	72,000	1
出向等による増加	-	-	1,800	1
出向等による減少	308,400	4,661	1,400	1
期末未行使残高	116,200	1	44,000	1
期末行使可能残高	69,400	1	44,000	1

なお、2025年3月31日における未行使残高の状況は以下の通りです。

行使価格帯 (円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 残存契約年数 (年)
1	44,000	1	0.4
合計	44,000	1	0.4

c. LINEヤフー(株)

	2024年3月31日に 終了した1年間		2025年3月31日に 終了した1年間	
	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)
期首未行使残高	224,138,375	452	183,498,425	424
期中付与	-	-	-	-
期中失効	37,072,650	605	5,940,900	438
期中行使	3,567,300	299	6,711,600	300
期中満期到来	-	-	-	-
期末未行使残高	183,498,425	424	170,845,925	428
期末行使可能残高	32,605,075	686	63,786,050	358

なお、2025年3月31日における未行使残高の状況は以下の通りです。

行使価格帯 (円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 残存契約年数 (年)
201～300	78,474,725	298	4.3
401～500	73,759,200	477	5.8
701～800	18,612,000	783	6.6
合計	170,845,925	428	5.2

(4) 期中に権利が行使されたストック・オプション

期中に権利が行使されたストック・オプションの権利行使時の加重平均株価は、以下の通りです。

a. ソフトバンク㈱

2024年3月31日に終了した1年間			2025年3月31日に終了した1年間		
発行年度・名称	行使株数 (株)	権利行使時の 加重平均株価 (円)	発行年度・名称	行使株数 (株)	権利行使時の 加重平均株価 (円)
2018年3月 新株予約権	175,281,000	169	2018年3月 新株予約権	266,261,000	200
2020年7月 新株予約権	401,000	160	2020年7月 新株予約権	321,000	192
2021年1月 新株予約権	129,056,000	174	2021年1月 新株予約権	176,483,000	199
2021年7月 新株予約権1号	10,000,000	195	2021年7月 新株予約権1号	13,000,000	198
2021年7月 新株予約権2号	4,350,000	166	2021年7月 新株予約権2号	846,000	192
			2022年7月 新株予約権	4,696,000	191

b. ソフトバンクグループ㈱

2024年3月31日に終了した1年間			2025年3月31日に終了した1年間		
発行年度・名称	行使株数 (株)	権利行使時の 加重平均株価 (円)	発行年度・名称	行使株数 (株)	権利行使時の 加重平均株価 (円)
2016年7月 新株予約権	1,574,600	6,517	2016年7月 新株予約権	-	-
2017年7月 新株予約権	41,200	7,195	2017年7月 新株予約権	-	-
2018年8月 新株予約権	2,800	6,633	2018年8月 新株予約権	72,000	8,495

c. LINEヤフー㈱

2024年3月31日に終了した1年間			2025年3月31日に終了した1年間		
発行年度・名称	行使株数 (株)	権利行使時の 加重平均株価 (円)	発行年度・名称	行使株数 (株)	権利行使時の 加重平均株価 (円)
2020年度	3,567,300	426	2020年度	6,711,600	431

(5) 譲渡制限付株式報酬制度

当社は譲渡制限のある株式により報酬を付与する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）を導入しており、譲渡制限付株式の公正価値は付与日の当社普通株式の株価を参照して測定し、持分決済型として会計処理しています。

本制度は本割当株式の割当てを受けた日にて権利が確定し、付与対象取締役等が当社の役員等の地位のいずれの地位からも退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととしております。

2024年3月31日に終了した1年間および2025年3月31日に終了した1年間において発生した本制度の内容は、以下の通りです。

	2024年3月31日に終了した1年間	2025年3月31日に終了した1年間
付与対象	取締役5名 執行役員4名	取締役4名 執行役員7名
付与株数	11,171,000株	21,695,000株
付与した株式の加重 平均公正価値	154円	195円

36. 売上高

(1) 売上高の内訳

売上高の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
コンシューマ(注4)		
サービス売上		
モバイル	1,508,264	1,555,584
ブロードバンド	400,261	408,247
でんき	261,666	255,694
物販等売上	635,437	713,862
小計	2,805,628	2,933,387
エンタープライズ(注5)		
モバイル(注3)	305,528	299,314
固定	162,578	162,715
ソリューション等(注3)	334,697	426,131
小計	802,803	888,160
ディストリビューション	569,076	705,700
メディア・EC		
メディア(注6)	674,042	703,881
コマース(注6)	822,124	844,232
戦略	84,395	97,785
その他	5,511	4,048
小計	1,586,072	1,649,946
ファイナンス	215,987	255,887
その他(注4)(注5)	104,436	111,269
合計	6,084,002	6,544,349

(注1) 売上高の内訳は、外部顧客への売上高を表示しています。

(注2) 売上高の内訳には、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」以外のその他の源泉（主にファイナンスに含まれるPayPayカード(株)の金融事業およびエンタープライズのリース取引）から生じる売上高が含まれており、2024年3月31日に終了した1年間は196,943百万円、2025年3月31日に終了した1年間は202,785百万円です。

(注3) エンタープライズのモバイルおよびソリューション等には、サービス売上および物販等売が含まれていません。2024年3月31日に終了した1年間のサービス売上は493,959百万円、物販等売上は146,266百万円、2025年3月31日に終了した1年間のサービス売上は559,582百万円、物販等売上は165,864百万円です。

(注4) 2024年6月30日に終了した3カ月間において、「コンシューマ」に区分されていた一部の子会社を「その他」に移管しました。これに伴い、2024年3月31日に終了した1年間における「コンシューマ」および「その他」の売上高の内訳すべてを遡及修正しています。

(注5) 2024年6月30日に終了した3カ月間において、「エンタープライズ」の管理区分を見直し、「エンタープライズ」の一部サービスについて管理区分間で移管を行い、また、グループシナジー強化を目的として、SBテクノロジー(株)およびサイバートラスト(株)等を「その他」から「エンタープライズ」に移管しました。これに伴い、2024年3月31日に終了した1年間における「エンタープライズ」および「その他」の売上高の内訳すべてを遡及修正しています。

(注6) 2024年12月31日に終了した3カ月間において、「メディア・EC」の管理区分を見直し、「メディア」に区分されていた一部のサービスを「コマース」に移管しました。これに伴い、2024年3月31日に終了した1年間における「メディア」および「コマース」の売上高の内訳すべてを遡及修正しています。

(2) 契約残高

契約残高の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)		
	2023年4月1日	2024年3月31日	2025年3月31日
顧客との契約から生じた債権	920,170	962,577	993,360
契約資産	11,020	22,000	18,185
合計	931,190	984,577	1,011,545
契約負債	158,603	190,571	202,955

契約資産は、当社グループが顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であり(当該権利について、時の経過以外の条件が残っているもの)、主に、以下のものが含まれています。

- ・各種キャンペーンにおいて、取引価格の減額として取引価格の合計に含めている金額があります。当該取引価格の合計を各履行義務へ配分して、各履行義務の充足と交換に受け取る対価に対する当社グループの権利のうち、債権を除く金額を契約資産として認識しています。

契約負債は、当社グループが顧客に財またはサービスを移転する義務のうち、当社グループが顧客からすでに対価を受け取っているものであり、主に、以下のものが含まれています。

- ・新規契約時および機種変更時に顧客から受領する契約事務手数料収入および機種変更手数料収入は契約負債として認識しています。
- ・サービスの対価として、顧客からすでに受け取っている前受金等を契約負債として認識しています。

なお、2024年3月31日および2025年3月31日に終了した1年間に認識した売上高のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、それぞれ86,668百万円、95,628百万円です。

また、2024年3月31日および2025年3月31日に終了した1年間において、顧客との契約から生じた債権について認識した減損損失は、それぞれ14,095百万円、14,380百万円です。

(3) 未充足の履行義務に配分された取引価格

2025年3月31日における未充足(または部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格の総額は、142,368百万円(2024年3月31日は139,449百万円)です。当該履行義務の主なものは、法人事業のモバイルサービスおよび携帯端末レンタルサービスから生じており、主に3年程度で認識されると見込まれています。

なお、当社グループは、IFRS第15号第121項における実務上の便法を使用し、以下の残存履行義務に関する取引価格を含めていません。

- ・予想される残存期間が1年以内である契約の取引価格
- ・従量課金などのサービス提供量に直接対応する金額で顧客から対価を受ける契約の取引価格

37. 売上原価および販売費及び一般管理費

「売上原価」および「販売費及び一般管理費」の性質別内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
商品売上原価	1,700,679	1,892,284
販売手数料及び販売促進費	446,172	516,815
減価償却費及び償却費(注1)	743,808	748,014
契約コストの償却費	255,146	256,713
通信設備使用料	249,243	263,126
従業員および役員に対する給付費用	540,092	549,011
業務委託費	319,243	343,518
その他(注2)	978,035	1,015,225
合計	5,232,418	5,584,706

(注1) 「減価償却費及び償却費」は、連結財政状態計算書上「その他の非流動資産」に含まれる長期前払費用の償却額を含みます。

(注2) 2024年3月31日に終了した1年間において、独立掲記していた「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、2025年3月31日に終了した1年間より「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、2024年3月31日に終了した1年間の注記の組み替えを行っています。

38. その他の営業収益およびその他の営業費用

「その他の営業収益」および「その他の営業費用」の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
その他の営業収益		
子会社の支配喪失に伴う利益	10,284	43,195
事業譲渡益	10,462	-
受取損害賠償金	9,426	-
合計	30,172	43,195
その他の営業費用		
減損損失	14,672	13,822
訴訟損失引当金繰入額(注)	8,984	-
合計	5,688	13,822

(注) 2024年3月31日に終了した1年間における内容は、日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)との訴訟に係る損失見込額の戻し入れです。詳細は「注記44. 偶発事象 (3) 訴訟」をご参照ください。

39. 金融収益および金融費用

(1) 金融収益

金融収益の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
受取配当金	788	706
受取利息	3,497	5,249
為替差益	-	4,314
FVTPLの金融商品から生じる収益	2,444	-
その他	6,192	1,407
合計	12,921	11,676

(2) 金融費用

金融費用の内訳は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
支払利息(注1)	63,733	81,478
為替差損	1,355	-
FVTPLの金融商品から生じる損失	-	15,412
訴訟損失引当金繰入額(注2)	10,192	-
その他	6,519	20,462
合計	61,415	117,352

(注1) 支払利息は、主に償却原価で測定する金融負債から生じており、2024年3月31日に終了した1年間において、リース負債に係る金利費用が9,659百万円、2025年3月31日に終了した1年間において、リース負債に係る金利費用が22,761百万円含まれています。

(注2) 訴訟損失引当金繰入額は、日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)との訴訟に係る遅延損害金の支払いに備えるため計上した損失見込額です。2024年3月31日に終了した1年間において東京高等裁判所の判決により戻し入れています。詳細は「注記44. 偶発事象(3)訴訟」をご参照ください。

40. その他の包括利益

その他の包括利益に含まれている、各項目別の当期発生額および損益の組替調整額ならびに税効果の影響は、以下の通りです。

2024年3月31日に終了した1年間

	(単位：百万円)				
	当期 発生額	組替 調整額	税効果 考慮前	税効果	税効果 考慮後
純損益に振り替えられることのない項目					
確定給付制度の再測定	482	-	482	174	308
FVTOCIの資本性金融資産の公正価値の変動	2,935	-	2,935	284	2,651
持分法適用会社のその他の包括利益に対する持分	479	-	479	-	479
合計	2,932	-	2,932	110	2,822
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
FVTOCIの負債性金融資産の公正価値の変動	1,496	48	1,544	473	1,071
キャッシュ・フロー・ヘッジ	3,580	3,387	193	61	132
在外営業活動体の為替換算差額	23,623	56	23,567	3,022	20,545
持分法適用会社のその他の包括利益に対する持分	9,754	-	9,754	-	9,754
合計	28,301	3,283	31,584	2,488	29,096
その他の包括利益合計	31,233	3,283	34,516	2,598	31,918

2025年3月31日に終了した1年間

	(単位：百万円)				
	当期 発生額	組替 調整額	税効果 考慮前	税効果	税効果 考慮後
純損益に振り替えられることのない項目					
確定給付制度の再測定	3,525	-	3,525	818	2,707
FVTOCIの資本性金融資産の公正価値の変動	3,794	-	3,794	370	3,424
持分法適用会社のその他の包括利益に対する持分	97	-	97	-	97
合計	172	-	172	448	620
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
FVTOCIの負債性金融資産の公正価値の変動	5,374	110	5,484	1,679	3,805
キャッシュ・フロー・ヘッジ	9,792	843	10,635	3,416	7,219
在外営業活動体の為替換算差額	14,233	613	14,846	-	14,846
持分法適用会社のその他の包括利益に対する持分	16,540	534	17,074	2,911	14,163
合計	26,355	414	26,769	1,174	25,595
その他の包括利益合計	26,527	414	26,941	726	26,215

41. 1株当たり利益

「基本的1株当たり純利益」および「希薄化後1株当たり純利益」は、以下の通りです。

(1) 基本的1株当たり純利益

	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
親会社の普通株主に帰属する純利益(百万円)		
親会社の所有者に帰属する純利益	489,074	526,133
親会社の普通株主に帰属しない金額(注2)	1,246	6,156
基本的1株当たり純利益の算定に用いる純利益	487,828	519,977
発行済普通株式の加重平均株式数(千株)(注1)	47,283,987	47,312,472
基本的1株当たり純利益(円)	10.32	10.99

(2) 希薄化後1株当たり純利益

	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
希薄化後の普通株主に帰属する純利益(百万円)		
基本的1株当たり純利益の算定に用いる純利益	487,828	519,977
子会社および関連会社の潜在株式に係る利益調整額	5,057	3,724
合計	482,771	516,253
希薄化後1株当たり純利益の算定に用いる 普通株式の加重平均株式数(千株)(注1)		
発行済普通株式の加重平均株式数	47,283,987	47,312,472
新株予約権による普通株式増加数	438,020	332,966
合計	47,722,007	47,645,438
希薄化後1株当たり純利益(円)	10.12	10.84

(注1) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「基本的1株当たり純利益」および「希薄化後1株当たり純利益」を算定しています。

(注2) 社債型種類株式に係る種類株主への配当支払予定額です。

42. 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報

(1) 有形固定資産及び無形資産の取得による支出の範囲

「有形固定資産及び無形資産の取得による支出」は、連結財政状態計算書上の「その他の非流動資産」に含まれる長期前払費用の取得による支出を含みます。

(2) リースに係るキャッシュ・アウト・フロー

2025年3月31日に終了した1年間におけるリースに係るキャッシュ・アウト・フローの合計は192,882百万円(2024年3月31日に終了した1年間は203,997百万円)です。

(3) 重要な非資金取引

重要な非資金取引(現金及び現金同等物を使用しない投資および財務取引)は、以下の通りです。

a. スtock・オプションの発行

当社は、2024年3月31日に終了した1年間および2025年3月31日に終了した1年間において、当社グループの役員および従業員に対し、持分決済型のStock・オプションを付与しています。当Stock・オプションは、現金対価を伴わない付与のため、非資金取引に該当します。詳細については、「注記35.株式に基づく報酬」をご参照ください。

b. リース取引

2024年3月31日に終了した1年間に行われたリース取引に伴う使用権資産の増加194,673百万円(リース開始日以前に支払ったリース料および当初直接コストを除く)は非資金取引に該当します。

2025年3月31日に終了した1年間に行われたリース取引に伴う使用権資産の増加181,812百万円(リース開始日以前に支払ったリース料および当初直接コストを除く)は非資金取引に該当します。

c. その他の非資金取引

2025年3月31日に終了した1年間に行われた、4.9GHz帯特定基地局開設に関する「無形資産」の取得に係る「営業債務及びその他の債務」および「その他の金融負債」の増加の合計65,047百万円は、非資金取引に該当します。

43. 関連当事者

(1) 関連当事者間取引

当社グループと関連当事者との取引は、以下の通りです。

2024年3月31日

会社等の名称または氏名	関連当事者との関係	取引の内容	(単位：百万円)	
			2024年3月31日に終了した1年間	2024年3月31日
			取引金額	期末残高
宮内 謙	当社取締役	ストック・オプションの権利行使(注1)	947	-
今井 康之	当社取締役	ストック・オプションの権利行使(注1)	698	-
		資金の貸付(注2)(注3)(注4)	-	860
		貸付金利息の受取	9	-
宮川 潤一	当社取締役	ストック・オプションの権利行使(注1)	249	-
		資金の貸付(注2)(注3)(注4)(注5)	-	19,930
		貸付金利息の受取	220	-
榛葉 淳	当社取締役	ストック・オプションの権利行使(注1)	249	-
		ストック・オプションの権利行使(注1)	186	-
		資金の貸付(注2)(注3)(注4)	-	640
		貸付金利息の受取	7	-
藤原 和彦	当社取締役	預託金の返金(注2)	190	-
		預託金の受取(注2)	210	-
		預託金の相殺(注2)	3	207
		預託金利息の支払	1	-
孫 正義	当社取締役	ストック・オプションの権利行使(注1)	498	-
襟川 恵子 (株)コーエーテクモゲームス)	親会社の役員および本人とその近親者が議決権の過半数を保有している会社	コンテンツプロバイダーへの手数料(注6)	232	64

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 会社法に基づき、2018年3月6日、2018年3月27日および2021年6月22日の取締役会において決議されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しています。なお、取引金額はストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しています。
- (注2) 貸付利率は市場金利および借入期間に類似する当社での実績借入利率を勘案して合理的に算定した固定金利1.03%から1.10%、返済条件は貸付日の属する年度から5年後の年度末を弁済期日とする満期一括返済で、合意による5年間の期間延長および借入人の選択による期限前弁済が可能です。また、借入人は本貸付金残高を上限として資金を当社へ預託することが可能で、預託した場合の利率は貸付利率と同一です。預託金の残高の減少は貸付金利息との相殺によるものです。
- (注3) 本取引については、借入人が保有する本貸付金により購入した当社の株式を担保に設定しています。
- (注4) 弁済期日前に担保の公正価値が貸付金残高の一定割合を下回った場合には、当社は借入人に対し追加担保資産の差し入れを要求することができます。また、上記に該当する場合、当社は一定の範囲で借入人の将来の当社グループの報酬等の一部を保留し、貸付金の弁済に充てる権利(以下、「追加的権利」)を有しています。
- (注5) 弁済期限到来金額のうち担保実行および追加的権利を行使した場合の不足額の金額について、取締役である孫 正義による保証が付与されています。
- (注6) 取引条件は、市場価格および役務提供内容等を勘案し、交渉の上決定しています。

2025年3月31日

会社等の名称または氏名	関連当事者との関係	取引の内容	(単位：百万円)	
			2025年3月31日に終了した1年間	2025年3月31日
			取引金額	期末残高
宮内 謙	親会社取締役	ストック・オプションの権利行使(注1)	947	-
今井 康之	当社取締役	ストック・オプションの権利行使(注1)	249	-
		貸付金の回収(注2)(注3)(注4)	430	430
		貸付金利息の受取	9	-
宮川 潤一	当社取締役	ストック・オプションの権利行使(注1)	249	-
		資金の貸付(注2)(注3)(注4)(注5)	-	19,930
		貸付金利息の受取	219	-
榛葉 淳	当社取締役	ストック・オプションの権利行使(注1)	698	-
		ストック・オプションの権利行使(注1)	187	-
		貸付金の回収(注2)(注3)(注4)	320	320
		貸付金利息の受取	6	-
藤原 和彦	当社取締役	預託金の返金(注2)	207	-
		預託金の受取(注2)	200	-
		預託金の相殺(注2)	200	-
		預託金利息の支払	0	-
孫 正義	当社取締役	ストック・オプションの権利行使(注1)	498	-
襟川 恵子 (株)コーエーテクモゲームス)	親会社の役員および本人とその近親者が議決権の過半数を保有している会社	コンテンツプロバイダーへの手数料(注6)	195	65

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 会社法に基づき、2018年3月6日、2018年3月27日および2021年6月22日の取締役会において決議されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しています。なお、取引金額はストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しています。
- (注2) 貸付利率は市場金利および借入期間に類似する当社での実績借入利率を勘案して合理的に算定した固定金利1.03%から1.10%、返済条件は貸付日の属する年度から5年後の年度末を弁済期日とする満期一括返済で、合意による5年間の期間延長および借入人の選択による期限前弁済が可能です。また、借入人は本貸付金残高を上限として資金を当社へ預託することが可能で、預託した場合の利率は貸付利率と同一です。預託金の残高の減少は貸付金との相殺によるものです。
- (注3) 本取引については、借入人が保有する本貸付金により購入した当社の株式を担保に設定しています。
- (注4) 弁済期前に担保の公正価値が貸付金残高の一定割合を下回った場合には、当社は借入人に対し追加担保資産の差し入れを要求することができます。また、上記に該当する場合、当社は一定の範囲で借入人の将来の当社グループの報酬等の一部を保留し、貸付金の弁済に充てる権利(以下、「追加的権利」)を有しています。
- (注5) 弁済期限到来金額のうち担保実行および追加的権利を行使した場合の不足額について、取締役である孫 正義による保証が付与されています。
- (注6) 取引条件は、市場価格および役務提供内容等を勘案し、交渉の上決定しています。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

主要な経営幹部に対する報酬は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日に 終了した1年間	2025年3月31日に 終了した1年間
短期報酬	1,511	465
株式報酬	1,638	3,113
合計	3,149	3,578

(注1) 主要な経営幹部に対する報酬は、当社の取締役に対する報酬です。

(注2) 2024年3月31日に終了した1年間および2025年3月31日に終了した1年間において、主要な経営幹部に対する重要な退職給付、その他の長期給付、解雇給付はありません。

(注3) 宮内 謙氏は2024年6月20日付で退任のため、権利が確定したストック・オプション額は株式報酬に含めています。

44. 偶発事象

(1) 貸出コミットメント

当社グループの貸出コミットメントは、主に当社グループのクレジットカード会員へのショッピングおよびキャッシングの利用限度額であり、貸出コミットメントの総額および貸出未実行残高は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
貸出コミットメントの総額	13,426,606	11,242,877
貸出実行残高	1,031,056	1,271,749
未実行残高	12,395,550	9,971,128

なお、当該利用限度額は、クレジットカード会員がその範囲内で随時利用できるため利用されない額もあり、かつ、当社グループが任意に増減させることができるため、貸出未実行残高は必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当該貸出コミットメントの未実行残高の期日は、要求払いのため1年以内となります。

(2) 保証債務

当社グループは、債務保証を以下の通り行っています。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
保証契約の総額	7,277	5,983
保証残高	5,772	5,983

上記保証債務契約の履行により発生しうる予想信用損失については、金額的に重要性がないと見込まれるため、計上していません。

(3) 訴訟

当社グループは、現在係争中の複数の訴訟等の当事者となっています。その最終結果について以下の訴訟を含め合理的に見積ることが困難な訴訟等については、引当金を計上していません。当社グループは、これらの訴訟等の結果が、現在入手可能な情報に基づき、当社グループの財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすものであるとは想定していません。

a. 当社は、2015年4月30日に、日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)(以下「JPiT」)を被告として、全国の郵便局等2万7千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線(5次PNET)へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

当社は、2013年2月7日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

当社は、この追加業務に関する報酬等について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

b. 当社は、2015年4月30日に、JPiTを原告、当社および榊野村総合研究所(以下「NRI」)を共同被告とする訴訟の提起を受けました。

JPiTは、当該訴訟において、当社およびNRIに対し、上記a.に記載の5次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。

なお、当該訴訟は、2015年7月29日付で、上記b.の訴訟を上記a.の訴訟に併合する決定がありました。

その後、2022年9月9日に東京地方裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等1,921百万円および遅延損害金の支払い、ならびに当社からJPiTへ損害金10,854百万円および遅延損害金の支払いを命じる判決がありました。当社およびJPiTは当該判決を不服として、東京高等裁判所へ控訴し、2024年3月21日に同裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等65百万円および遅延損害金の支払いを命じるとともに、JPiTの請求をすべて棄却する判決がありました。

当社およびJPiTは、当該判決について最高裁判所へ上告および上告受理申立てを行っています。

東京高等裁判所の判決に基づき、連結財政状態計算書上、前々年度より計上していた損害金8,984百万円および遅延損害金10,192百万円の合計19,176百万円を「流動負債」の「引当金(流動)」で戻し入れています。また、2024年3月31日に終了した1年間において、連結損益計算書上、損害金8,984百万円は「その他の営業費用」、遅延損害金10,192百万円は「金融費用」で戻し入れています。

45. 購入コミットメント

財・サービスの購入に関するコミットメントは以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
棚卸資産	194,548	334,876
有形固定資産および無形資産	289,855	191,606
その他(注)	337,662	369,998
合計	822,065	896,480

(注) 「その他」には、主として電力の仕入、業務委託およびデータセンターにおけるユーティリティー(電気、ガス、水)設備使用料に関する未履行の契約に関するものが含まれています。

46．重要な後発事象

LINE Bank Taiwan Limitedへの増資による子会社化

(1) 取引の概要

当社の子会社であるLINEヤフー㈱(以下、「LY」)は、LYの子会社であるLINE Financial Taiwan Limited(以下、「LFT」)を通じて、LYの持分法適用会社であるLINE Bank Taiwan Limited(以下、「LBT」)に対して27億4,500万台湾ドルの増資を行い、274,500千株の普通株式を追加取得することを2025年4月10日に決定しました。

この増資は、LBTが台湾で運営する銀行サービス「LINE Bank」におけるサービスの推進および当社グループとの更なる連携強化を目的として実施され、2025年6月に増資を完了しました。

なお、増資の完了日をもって、LFTが所有するLBTの普通株式数は1,023,000千株、議決権所有割合は51.2%となり、過半数を上回ることから、LYはLBTに対する支配を獲得し、LBTは新たに当社グループの子会社となりました。

(2) 被取得企業の概要

名称	LINE Bank Taiwan Limited
事業内容	インターネット専門銀行

(3) 支配獲得日

2025年6月

本件が当社グループに与える影響につきましては、現在精査中となります。

47．連結財務諸表の承認

本連結財務諸表は、2025年6月24日に当社代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一および当社最高財務責任者 藤原 和彦によって承認されています。

(2) 【その他】

2025年3月31日に終了した1年間における半期情報等

(累計期間)	2024年9月30日に 終了した6カ月間	2025年3月31日に 終了した1年間
売上高 (百万円)	3,152,079	6,544,349
税引前利益 (百万円)	525,641	880,057
親会社の所有者に 帰属する純利益 (百万円)	323,857	526,133
基本的1株当たり 純利益 (円)	6.83	10.99

(注1) 2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「基本的1株当たり純利益」を算定しています。

(注2) 基本的1株当たり純利益に使用する純利益は、「親会社の所有者に帰属する純利益」からソフトバンク株の普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
固定資産		
電気通信事業固定資産		
有形固定資産		
機械設備	2,806,893	2,666,292
減価償却累計額	2,060,785	1,923,789
機械設備（純額）	2 746,108	2 742,503
空中線設備	745,350	737,691
減価償却累計額	429,914	431,400
空中線設備（純額）	2 315,436	2 306,291
端末設備	283,558	302,214
減価償却累計額	181,309	190,099
端末設備（純額）	2 102,249	112,115
市内線路設備	23,798	29,941
減価償却累計額	15,319	15,197
市内線路設備（純額）	2 8,479	2 14,744
市外線路設備	89,100	89,931
減価償却累計額	81,674	81,758
市外線路設備（純額）	2 7,426	2 8,173
土木設備	97,564	97,332
減価償却累計額	89,021	89,878
土木設備（純額）	8,543	7,454
海底線設備	20,644	25,477
減価償却累計額	16,901	17,006
海底線設備（純額）	3,743	8,471
建物	207,753	218,399
減価償却累計額	114,750	124,768
建物（純額）	2 93,003	2 93,631
構築物	37,124	41,684
減価償却累計額	30,613	30,812
構築物（純額）	2 6,511	2 10,872
機械及び装置	2,079	2,118
減価償却累計額	880	1,037
機械及び装置（純額）	2 1,199	2 1,081
車両	3,408	3,524
減価償却累計額	3,211	3,186
車両（純額）	197	338
工具、器具及び備品	138,377	188,678
減価償却累計額	92,466	102,561
工具、器具及び備品（純額）	2 45,911	2 86,117
土地	18,147	44,137
建設仮勘定	102,954	224,238
有形固定資産合計	1,459,906	1,660,165

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
無形固定資産		
海底線使用权	1,748	1,645
施設利用権	29	26
ソフトウェア	450,292	441,594
特許権	9	9
借地権	67	67
周波数関連費用	132,573	127,945
商標権	140,001	105,001
建設仮勘定	52,584	120,562
その他の無形固定資産	22,905	31,728
無形固定資産合計	800,208	828,577
電気通信事業固定資産合計	3 2,260,114	3 2,488,742
投資その他の資産		
投資有価証券	45,978	38,243
関係会社株式	1,283,094	1,234,785
その他の関係会社投資	38,650	35,486
出資金	1	1
長期貸付金	151	-
役員及び従業員に対する長期貸付金	22,851	21,461
関係会社長期貸付金	4 6,070	4 7,333
長期前払費用	74,926	82,355
繰延税金資産	95,296	114,073
その他の投資及びその他の資産	33,673	45,600
貸倒引当金	20,565	24,890
投資その他の資産合計	1,580,125	1,554,447
固定資産合計	3,840,239	4,043,189
流動資産		
現金及び預金	447,104	250,800
受取手形	353	177
売掛金	940,380	938,953
契約資産	13,053	15,203
未収入金	92,379	110,089
リース投資資産	18,321	17,547
商品	61,532	81,868
貯蔵品	7,961	12,309
前渡金	509	10,573
前払費用	67,531	74,975
短期貸付金	4 54,178	4 45,198
預け金	46,750	46,600
その他の流動資産	22,485	35,574
貸倒引当金	31,413	38,916
流動資産合計	1,741,123	1,600,950
資産合計	5,581,362	5,644,139

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
固定負債		
社債	820,000	876,000
長期借入金	⁵ 809,387	⁵ 962,409
関係会社長期借入金	-	30,000
リース債務	456,448	412,749
退職給付引当金	7,717	6,793
契約損失引当金	35,854	51,308
資産除去債務	40,573	45,677
長期未払金	1,275	62,702
契約負債	56,311	61,065
その他の固定負債	2,666	2,131
固定負債合計	2,230,231	2,510,834
流動負債		
1年以内に期限到来の固定負債	⁵ 526,802	⁵ 310,986
コマーシャル・ペーパー	94,000	-
買掛金	85,389	136,213
短期借入金	346,045	83,946
リース債務	251,515	237,222
未払金	623,797	626,649
未払費用	23,668	21,536
未払法人税等	70,482	50,454
契約負債	67,860	76,174
預り金	164,528	174,520
前受収益	895	920
賞与引当金	34,080	35,700
契約損失引当金	17,703	35,477
資産除去債務	11,794	11,265
その他の流動負債	22,755	57,655
流動負債合計	2,341,313	1,858,717
負債合計	4,571,544	4,369,551
純資産の部		
株主資本		
資本金	214,394	228,162
資本剰余金		
資本準備金	81,455	95,224
その他資本剰余金	36,312	213,507
資本剰余金合計	117,767	308,731
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	737,800	747,187
利益剰余金合計	737,800	747,187
自己株式	75,822	29,221
株主資本合計	994,139	1,254,860
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,779	5,829
繰延ヘッジ損益	1,622	5,696
評価・換算差額等合計	6,157	11,525
新株予約権	9,522	8,203
純資産合計	1,009,818	1,274,588
負債純資産合計	5,581,362	5,644,139

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
電気通信事業営業損益		
営業収益	2,406,131	2,448,186
営業費用		
営業費	666,604	745,410
施設保全費	356,945	379,905
管理費	69,966	80,514
試験研究費	14,518	19,444
減価償却費	436,818	421,707
固定資産除却費	28,247	29,606
通信設備使用料	378,878	387,161
租税公課	38,234	37,361
営業費用合計	1,990,210	2,101,108
電気通信事業営業利益	415,921	347,078
附帯事業営業損益		
営業収益	925,398	1,058,543
営業費用	778,807	919,701
附帯事業営業利益	146,591	138,842
営業利益	562,512	485,920
営業外収益		
受取配当金	¹ 142,452	¹ 91,094
雑収入	18,070	23,379
営業外収益合計	160,522	114,473
営業外費用		
支払利息	32,484	30,235
債権売却損	20,176	33,509
雑支出	21,050	26,346
営業外費用合計	73,710	90,090
経常利益	649,324	510,303
特別利益		
関係会社株式売却益	6,253	5,574
訴訟損失引当金戻入額	² 19,176	-
特別利益合計	25,429	5,574
特別損失		
関係会社株式評価損	21,135	18,774
特別損失合計	21,135	18,774
税引前当期純利益	653,618	497,103
法人税、住民税及び事業税	125,516	100,468
法人税等調整額	7,859	21,645
法人税等合計	133,375	78,823
当期純利益	520,243	418,280

【電気通信事業営業費用明細表】

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)			当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)		
	事業費	管理費	計	事業費	管理費	計
人件費	136,285	28,234	164,519	136,541	31,937	168,478
経費	889,238	41,732	930,970	996,831	48,577	1,045,408
消耗品費	31,881	1,955	33,836	40,163	1,912	42,075
借料・損料	107,820	9,942	117,762	106,962	8,861	115,823
保険料	21	1,379	1,400	27	1,381	1,408
光熱水道料	48,543	881	49,424	49,788	842	50,630
修繕費	3,929	15	3,944	4,528	54	4,582
旅費交通費	4,758	342	5,100	5,534	432	5,966
通信運搬費	18,818	98	18,916	19,876	206	20,082
広告宣伝費	29,797	-	29,797	30,717	-	30,717
交際費	879	84	963	1,140	123	1,263
厚生費	292	2,022	2,314	110	1,938	2,048
作業委託費	137,654	10,883	148,537	151,581	11,983	163,564
雑費	504,846	14,131	518,977	586,405	20,845	607,250
貸倒損失	12,544	-	12,544	11,387	-	11,387
小計	1,038,067	69,966	1,108,033	1,144,759	80,514	1,225,273
減価償却費			436,818			421,707
固定資産除却費			28,247			29,606
通信設備使用料			378,878			387,161
租税公課			38,234			37,361
合計			1,990,210			2,101,108

(注) 1 「事業費」には、「営業費」、「施設保全費」および「試験研究費」が含まれています。

2 「人件費」には、退職給付費用が含まれています。

3 「雑費」には、代理店手数料が含まれています。

4 「貸倒損失」には、貸倒引当金繰入額が含まれています。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	204,309	71,371	-	71,371
当期変動額				
新株の発行	70,085	70,084	-	70,084
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	12,554	12,554
自己株式の消却	-	-	71,134	71,134
資本金からその他資本剰余金への振替	60,000	-	60,000	60,000
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	60,000	60,000	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	10,085	10,084	36,312	46,396
当期末残高	214,394	81,455	36,312	117,767

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	624,492	624,492	74,131	826,041
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	140,169
剰余金の配当	406,935	406,935	-	406,935
当期純利益	520,243	520,243	-	520,243
自己株式の取得	-	-	100,000	100,000
自己株式の処分	-	-	27,175	14,621
自己株式の消却	-	-	71,134	-
資本金からその他資本剰余金への振替	-	-	-	-
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	113,308	113,308	1,691	168,098
当期末残高	737,800	737,800	75,822	994,139

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	4,479	1,485	2,994	10,622	839,657
当期変動額					
新株の発行	-	-	-	-	140,169
剰余金の配当	-	-	-	-	406,935
当期純利益	-	-	-	-	520,243
自己株式の取得	-	-	-	-	100,000
自己株式の処分	-	-	-	-	14,621
自己株式の消却	-	-	-	-	-
資本金から其他資本 剰余金への振替	-	-	-	-	-
資本準備金から其他 資本剰余金への振替	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,300	137	3,163	1,100	2,063
当期変動額合計	3,300	137	3,163	1,100	170,161
当期末残高	7,779	1,622	6,157	9,522	1,009,818

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	214,394	81,455	36,312	117,767
当期変動額				
新株の発行	113,768	113,769	-	113,769
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	22,805	22,805
自己株式の消却	-	-	-	-
資本金からその他資本剰余金への振替	100,000	-	100,000	100,000
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	100,000	100,000	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	13,768	13,769	177,195	190,964
当期末残高	228,162	95,224	213,507	308,731

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	737,800	737,800	75,822	994,139
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	227,537
剰余金の配当	408,893	408,893	-	408,893
当期純利益	418,280	418,280	-	418,280
自己株式の取得	-	-	0	0
自己株式の処分	-	-	46,601	23,797
自己株式の消却	-	-	-	-
資本金からその他資本剰余金への振替	-	-	-	-
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	9,387	9,387	46,601	260,721
当期末残高	747,187	747,187	29,221	1,254,860

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	7,779	1,622	6,157	9,522	1,009,818
当期変動額					
新株の発行	-	-	-	-	227,537
剰余金の配当	-	-	-	-	408,893
当期純利益	-	-	-	-	418,280
自己株式の取得	-	-	-	-	0
自己株式の処分	-	-	-	-	23,797
自己株式の消却	-	-	-	-	-
資本金からその他資本 剰余金への振替	-	-	-	-	-
資本準備金からその他 資本剰余金への振替	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,950	7,318	5,368	1,319	4,049
当期変動額合計	1,950	7,318	5,368	1,319	264,770
当期末残高	5,829	5,696	11,525	8,203	1,274,588

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

3 棚卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を含む)

定額法により償却しています。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

機械設備	5～15年
空中線設備	10～42年
端末設備	3～9年
市外線路設備	13～30年
土木設備	27年
建物	6～38年
工具、器具及び備品	3～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を含む)

定額法により償却しています。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

自社利用のソフトウェア	5～10年(利用可能期間)
周波数関連費用	18年
商標権	10年

(3) 長期前払費用

均等償却しています。

5 収益および費用の計上基準

(1) 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2024年9月13日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

コンシューマ事業

コンシューマ事業における収益は、主に個人顧客向けのモバイルサービスおよび携帯端末の販売、ブロードバンドサービス収入からなります。

a. モバイルサービスおよび携帯端末の販売

当社は契約者に対し音声通信、データ通信および関連するオプションサービスからなるモバイルサービスを提供するとともに、顧客に対し携帯端末の販売を行っています。

モバイルサービスにおける収益は、主に月額基本使用料および通信料収入(以下「モバイルサービス収入」)と手数料収入により構成されます。また、携帯端末の販売における収益(以下「携帯端末売上」)は、契約者および代理店に対する携帯端末の売上およびアクセサリ類の売上から構成されます。

上記取引の商流としては、当社が代理店に対して携帯端末を販売し、代理店を通じて契約者と通信契約の締結を行うもの(以下「間接販売」)と、当社が契約者に対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの(以下「直接販売」)からなります。

モバイルサービスにおいては、契約者との契約条件に基づいて、契約の当事者が現在の強制可能な権利および義務を有している期間を契約期間としています。また、契約者に契約を更新するオプションを付与しており、かつ、当該オプションが契約者へ「重要な権利」を提供すると判断した場合には、当該オプションを別個の履行義務として識別しています。なお、当社は、履行義務として識別したオプションの独立販売価格を見積ることの実務的代替として、提供すると予想される通信サービスおよびそれに対応する予想対価を参照して、取引価格を当該オプションに関連する通信サービスに配分しています。

モバイルサービス料は、契約者へ月次で請求され、概ね一カ月以内に支払期限が到来します。間接販売の携帯端末代金は、代理店への販売時に代理店へ請求され、その後、概ね一カ月以内に支払期限が到来します。また、直接販売の携帯端末代金は、販売時に全額支払う一括払いと、割賦払い期間にわたって月次で請求され、概ね一カ月以内に支払期限が到来する割賦払いがあります。当社では、量的および定性的な分析の結果、これらの取引価格には、支払時期による重大な金融要素は含まれていないと判断しており、当該金融要素について調整していません。なお、当社では、収益を認識した時点と支払いまでの期間が一年以内の場合に重大な金融要素の調整を行わない実務上の便法を使用しています。

当社では、モバイルサービスおよび携帯端末の販売において、契約開始後の一定期間については返品および返金の義務を負っています。返品および返金の義務は、過去の実績に基づいて、商品およびサービスの種類ごとに金額を見積り、取引価格から控除しています。

当社では、携帯端末に関してオプションの追加保証サービスを提供しており、これらのサービスが提供されている契約においては、これらを別個の履行義務とし、契約者にサービスを提供した時点で収益として認識しています。

i. 間接販売

携帯端末売上は、代理店が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる代理店への引き渡し時点で収益として認識しています。間接販売に関わる代理店は契約履行に対する主たる責任を有しており、在庫リスクを負担し、独立して独自の価格設定を行うことができます。したがって、当社は代理店が間接販売に対して本人として行動しているものと判断しています。

モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。また、通信料金からの割引については、毎月のモバイルサービス収入から控除しています。なお、代理店に対して支払われる手数料のうち、携帯端末の販売に関する手数料は収益から控除しています。

ii. 直接販売

直接販売の場合、携帯端末売上、モバイルサービス収入および手数料収入は一体の取引であると考え

られるため、取引価格の合計額を携帯端末およびモバイルサービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末売上およびモバイルサービス収入に配分します。なお、モバイルサービス収入に関する通信料金の割引は、取引価格の合計額から控除しています。また、上記の価格配分の結果、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも大きい場合には、差額を契約資産として認識し、モバイルサービスの提供により請求権が確定した時点で営業債権へと振り替えています。また、携帯端末販売時点において認識された収益の金額が契約者から受け取る対価の金額よりも小さい場合には、差額を契約負債として認識し、モバイルサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

携帯端末売上およびモバイルサービス収入の独立販売価格は、契約開始時において携帯端末およびモバイルサービスを独立して顧客に販売する場合に観察可能な価格を利用しています。

携帯端末売上に配分された金額は、契約者が携帯端末に対する支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点で収益として認識しています。モバイルサービスにおける履行義務は、契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、モバイルサービス収入に配分された金額は、契約期間にわたる時の経過に応じて、収益として認識しています。

b. ブロードバンドサービス

ブロードバンドサービスにおける収益は、主にインターネット接続に関する月額基本使用料および通信料収入(以下「ブロードバンドサービス収入」)と手数料収入により構成されます。

ブロードバンドサービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。契約事務手数料収入は受領時に契約負債として認識し、ブロードバンドサービスの提供に応じて取り崩し、収益として認識しています。

エンタープライズ事業

エンタープライズ事業における収益は、主に法人顧客向けのモバイルサービス、携帯端末レンタルサービス、固定通信サービスおよびソリューション等の収入からなります。

a. モバイルサービスおよび携帯端末レンタルサービス

モバイルサービスからの収益は、主にモバイルサービス収入と手数料収入により構成されます。携帯端末レンタルサービスは、当社のモバイルサービスを受けることを条件に提供されるものであり、これらの取引から発生する対価を、携帯端末リースと通信サービスの公正価値を基に、リースとそれ以外に配分しています。公正価値は、端末を個別に販売した場合の価格および通信サービスを個別に提供した場合の価格としています。リース以外に配分された対価は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

b. 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービスおよびデータ伝送サービスからなります。固定通信サービス収入は、契約者にサービスを提供した時点で、固定の月額料金および従量料金に基づき収益を認識しています。

c. ソリューション等

ソリューション等における収益は、主にデータセンター、クラウド、セキュリティ、グローバル、AI、IoT、デジタルマーケティング、機器販売等のサービスからなります。

ソリューション等は、契約者が支配を獲得したと考えられる契約者への引き渡し時点もしくはサービスを提供した時点で、契約者から受け取る対価に基づき収益を認識しています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース契約開始時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

6 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

7 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、貸倒実績率によるほか、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

なお、退職一時金制度の支給対象期間は2007年3月31日までとなっています。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

b. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生した年度において全額費用処理しています。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度末に負担すべき金額を計上しています。

(4) 契約損失引当金

顧客との契約の履行に伴い発生する将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

8 ヘッジ会計の方法

金利スワップ

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 : 金利スワップ

ヘッジ対象 : 借入金の利息

(3) ヘッジ方針

社内規程に基づき、変動金利契約の借入金について、将来の借入金利息の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の金利変動によるキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを認識し、有効性の評価としています。

9 のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果が及ぶ期間にわたり、定額法により償却しています。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度の財務諸表に会計上の見積りにより計上した資産および負債のうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、以下の通りです。

関係会社株式の減損に係る見積り

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表に計上しています。ただし、関係会社株式の時価が著しく下落したときには、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。また、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。

関係会社株式の減損の見積りに用いる実質価額は、発行会社の直近の財務諸表を基礎に、資産等の時価評価差額や発行会社の超過収益力等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定しています。実質価額の測定に際しては、経営者の判断および見積りが、財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。資産等の時価ならびに発行会社の超過収益力は、発行会社が生み出す見積将来キャッシュ・フローや成長率および割引率等の仮定に基づいて測定しています。

上記の仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

関係会社株式の減損に係る見積りに関連する金額については、財務諸表「注記事項（有価証券関係）」に記載の通りです。

(未適用の会計基準等)

1 リースに関する会計基準等

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号、2024年9月13日)

「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2027年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において、「その他の固定負債」に含めていた「長期未払金」は、金額的重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しています。当事業年度よりこの表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っています。

この結果、前事業年度において「固定負債」に表示していた「その他の固定負債」3,941百万円は、「長期未払金」1,275百万円、「その他の固定負債」2,666百万円として組み替えています。

(貸借対照表関係)

1 偶発債務

訴訟

当社は、現在係争中の複数の訴訟等の当事者となっています。その最終結果について以下の訴訟を含め合理的に見積もることが困難な訴訟等については、引当金を計上していません。当社は、これらの訴訟等の結果が、現在入手可能な情報に基づき、当社の財政状態および経営成績に重大な悪影響を及ぼすものとは想定していません。

(1) 当社は、2015年4月30日に、JPiTを被告として、全国の郵便局等2万7千拠点を結ぶ通信ネットワークを新回線(5次PNET)へ移行するプロジェクトに関してJPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

当社は、2013年2月7日付で締結した契約により、全国の日本郵政グループの事業所拠点へ通信回線を整備する業務等をJPiTから受注し、その業務を遂行してきましたが、JPiTからの要請により、当初の契約における受注業務の範囲を超える業務も実施してきました。

当社は、この追加業務に関する報酬等について、JPiTとの間で、これまで長期間にわたり交渉を継続してきましたが、協議による解決には至りませんでした。このため、やむを得ず、当該追加業務に関する報酬等の支払いを求めて訴訟を提起したものです。

(2) 当社は、2015年4月30日に、JPiTを原告、当社およびNRIを共同被告とする訴訟の提起を受けました。

JPiTは、当該訴訟において、当社およびNRIに対し、上記(1)に記載の5次PNETへ移行するプロジェクトに関して両社に発注した業務の履行遅滞等に伴い損害が生じたとして、連帯してその賠償をするように求めています。

なお、当該訴訟は、2015年7月29日付で、上記(2)の訴訟を上記(1)の訴訟に併合する決定がありました。

その後、2022年9月9日に東京地方裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等1,921百万円および遅延損害金の支払い、ならびに当社からJPiTへ損害金10,854百万円および遅延損害金の支払いを命じる判決がありました。当社およびJPiTは当該判決を不服として東京高等裁判所へ控訴し、2024年3月21日に同裁判所において、JPiTから当社へ追加業務に関する報酬等65百万円および遅延損害金の支払いを命じるとともに、JPiTの請求をすべて棄却する判決がありました。当社およびJPiTは、当該判決について最高裁判所へ上告および上告受理申立てを行っています。

2 国庫補助金の受入による有形固定資産の圧縮記帳累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
機械設備	841百万円	786百万円
空中線設備	93	93
端末設備	1	-
市内線路設備	272	272
市外線路設備	399	399
建物	1,807	1,807
構築物	4	4
機械及び装置	0	0
工具、器具及び備品	3	3
計	3,420百万円	3,364百万円

3 附帯事業固定資産

附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しています。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
附帯事業固定資産	506百万円	268百万円

4 貸出コミットメント契約(貸手側)

当社は、子会社との間に貸出コミットメント契約を締結しています。

当契約に係る貸出未実行残高は次の通りです。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
貸出コミットメントの総額	196,701百万円	163,305百万円
貸出実行残高	59,248	51,303
未実行残高	137,453百万円	112,002百万円

5 財務制限条項

当社の有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次の通りです。

- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループの連結財政状態計算書における資本の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・事業年度末および第2四半期末において、当社の貸借対照表における純資産の額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・連結会計年度において、当社グループの連結損益計算書における営業損益または純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・事業年度において、当社の損益計算書における営業損益または当期純損益が2期連続損失とならないこと。
- ・連結会計年度末および第2四半期末において、当社グループのネットレバレッジ・レシオ(a)が一定の数値を上回らないこと。

a. ネットレバレッジ・レシオ = ネットデット(b) ÷ 調整後EBITDA(c)

b. 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物に一定の調整を加えたものを控除した額。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化(証券化)の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めないなど一定の調整あり。

c. EBITDAに金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

各科目に含まれている関係会社に対する事項は、次の通りです。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
受取配当金	137,287百万円	90,586百万円

2 訴訟損失引当金戻入額

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社とJPiTとの間で係争中の訴訟案件について、東京高等裁判所の第二審判決における第一審判決の取り消し結果を受けて、前事業年度に計上していた訴訟損失引当金を訴訟損失引当金戻入額として特別利益に計上しています。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	2,120	24,456	22,336
関連会社株式	2,565	5,884	3,319
計	4,685	30,340	25,655

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	1,243,867
関連会社株式	34,542
その他の関係会社投資	38,650
計	1,317,059

当事業年度(2025年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	2,021	1,480	541
計	2,021	1,480	541

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	1,214,091
関連会社株式	18,673
その他の関係会社投資	35,486
計	1,268,250

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非適格現物出資	94,849百万円	88,123百万円
未払金および未払費用	25,862	37,764
投資有価証券評価損	44,541	31,009
貸倒引当金	15,916	19,761
資産除去債務	16,035	17,847
減価償却資産	16,011	14,376
契約負債およびその他流動負債	12,535	13,452
賞与引当金	10,800	11,334
棚卸資産等	6,512	6,477
未払事業税	3,920	3,681
その他	13,666	20,054
繰延税金資産小計	260,647百万円	263,878百万円
評価性引当額	146,182	121,251
繰延税金資産合計	114,465百万円	142,627百万円

(繰延税金負債)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産除去債務に対応する除去費用	5,947百万円	7,959百万円
リース投資資産	5,610	5,373
返品資産	2,949	4,714
その他有価証券評価差額金	4,232	3,647
その他	431	6,861
繰延税金負債合計	19,169百万円	28,554百万円
繰延税金資産の純額	95,296百万円	114,073百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金等に算入されない項目	6.6%	5.7%
評価性引当額の増減	1.5%	5.0%
試験研究費等の税額控除項目	0.3%	1.9%
合併に伴う影響額	1.9%	- %
その他	0.1%	2.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4%	15.9%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に公布されたことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しています。

なお、この税率の変更による影響は軽微です。

(企業結合等関係)

重要な企業結合はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 5 収益および費用の計上基準」に記載の通りです。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

当社の附属明細表は、財務諸表等規則第122条第6号の規定により作成しています。

【固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
電気通信事業固定資産							
機械設備	2,806,893	134,606	275,207	2,666,292	1,923,789	130,724	742,503
空中線設備	745,350	23,284	30,942	737,691	431,400	30,315	306,291
端末設備	283,558	54,199	35,542	302,214	190,099	41,909	112,115
市内線路設備	23,798	8,504	2,361	29,941	15,197	1,582	14,744
市外線路設備	89,100	1,204	374	89,931	81,758	404	8,173
土木設備	97,564	430	662	97,332	89,878	1,493	7,454
海底線設備	20,644	5,136	303	25,477	17,006	408	8,471
建物	207,753	12,321	1,674	218,399	124,768	11,502	93,631
構築物	37,124	4,753	193	41,684	30,812	358	10,872
機械及び装置	2,079	50	10	2,118	1,037	161	1,081
車両	3,408	281	166	3,524	3,186	141	338
工具、器具及び備品	138,377	60,057	9,755	188,678	102,561	19,359	86,117
土地	18,147	25,991	-	44,137	-	-	44,137
建設仮勘定	102,954	361,710	240,426	224,238	-	-	224,238
有形固定資産計	4,576,749	692,526	597,615	4,671,656	3,011,491	238,356	1,660,165
無形固定資産							
電気通信事業固定資産							
海底線使用権	4,544	5	16	4,533	2,888	109	1,645
施設利用権	622	0	4	618	592	4	26
ソフトウェア	1,709,856	126,099	170,382	1,665,572	1,223,978	131,025	441,594
のれん	70,653	-	-	70,653	70,653	-	-
特許権	22	4	3	23	14	3	9
借地権	67	-	-	67	-	-	67
周波数関連費用	221,501	8,398	-	229,899	101,954	13,026	127,945
商標権	350,003	-	-	350,003	245,002	35,000	105,001
建設仮勘定	52,584	167,634	99,656	120,562	-	-	120,562
その他の無形固定資産	63,640	13,119	121	76,638	44,910	4,231	31,728
無形固定資産計	2,473,492	315,259	270,182	2,518,568	1,689,991	183,398	828,577
長期前払費用	148,354	29,119	26,033	151,440	69,085	10,584	82,355

- (注) 1 機械設備の主な増加は、サービスエリアの充実や通信量の増加に備えた無線基地局および交換設備等の新設・増設によるものです。
- 2 機械設備の主な減少は、無線基地局および交換設備等の旧設備の老朽化や更新に伴う除却によるものです。
- 3 工具、器具及び備品の主な増加は、AI計算基盤等への投資によるものです。
- 4 土地の主な増加は、シャープ(株)の堺工場の取得によるものです。
- 5 有形固定資産の建設仮勘定の主な増加は、シャープ(株)の堺工場の取得および機械設備以下の各有形固定資産への投資額です。
- 6 ソフトウェアの主な増加は、無線基地局および交換設備等の新設・増設、社内システムの増強によるものです。

- 7 ソフトウェアの主な減少は、無線基地局および交換設備等の旧設備の老朽化や更新に伴う除却によるものです。
- 8 無形固定資産の建設仮勘定の主な増加は、ソフトウェア等の各無形固定資産への投資額です。

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しています。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金(注)	51,978	31,500	19,615	57	63,806
賞与引当金	34,080	35,700	34,080	-	35,700
契約損失引当金	53,557	48,415	15,187	-	86,785

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、債権回収等に伴う戻入額です。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで														
定時株主総会	6月中														
基準日	3月31日														
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日														
1単元の株式数	100株														
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料</p> <p>(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行(株) 本店証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行(株) 無料</p>														
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告としています。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によります。 当社の公告掲載URLは次の通りです。 https://www.softbank.jp/corp/</p>														
株主に対する特典	<p>・当社普通株式を1年以上かつ100株以上保有し、株主優待サイトにて優待申請された株主に対してPayPayマネーライト(1,000円分)(注1)を進呈します。 ・対象となる保有期間は以下、のとおりです。保有開始日から先に到来する日を起点として、いずれかが適用されます。(注2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>保有期間</th> <th>優待の申請期日</th> <th>進呈時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月31日</td> <td>3月31日 ~ 翌年3月31日(注3)</td> <td>翌年3月31日</td> <td>翌年5月</td> </tr> <tr> <td>9月30日</td> <td>9月30日 ~ 翌年9月30日(注3)</td> <td>翌年9月30日</td> <td>翌年11月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) PayPayマネーライトは出金できません。 (注2) 100株以上を取得し、株主名簿に記載または記録された日から先に到来する基準日が対象です。3月31日、9月30日いずれかが基準日として適用されます。 (注3) 株主名簿に記載または記録された日付であり、株式を取得した日などとは異なります。</p>			基準日	保有期間	優待の申請期日	進呈時期	3月31日	3月31日 ~ 翌年3月31日(注3)	翌年3月31日	翌年5月	9月30日	9月30日 ~ 翌年9月30日(注3)	翌年9月30日	翌年11月
基準日	保有期間	優待の申請期日	進呈時期												
3月31日	3月31日 ~ 翌年3月31日(注3)	翌年3月31日	翌年5月												
9月30日	9月30日 ~ 翌年9月30日(注3)	翌年9月30日	翌年11月												

(注) 当社定款により、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定めています。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 発行登録追補書類(社債券)およびその添付書類

2024年5月21日、2025年1月21日、2025年5月23日関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づくもの(新株予約権の発行) 2024年6月20日関東財務局長に提出

(3) 訂正発行登録書

2023年12月14日に提出した発行登録書に係る訂正発行登録書 2024年6月20日、2024年6月24日、2024年7月19日、2025年1月7日、2025年4月10日、2025年5月16日関東財務局長に提出

(4) 有価証券届出書およびその添付書類

譲渡制限付株式報酬制度に伴う株式募集 2024年6月20日関東財務局長に提出

(5) 有価証券報告書およびその添付書類ならびに確認書

事業年度 第38期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月21日関東財務局長に提出

(6) 内部統制報告書

2024年6月21日関東財務局長に提出

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(4)に係る有価証券届出書の訂正届出書 2024年6月21日、2024年6月24日関東財務局長に提出

(8) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づくもの(株主総会における議決権行使の結果) 2024年6月24日関東財務局長に提出

(9) 臨時報告書の訂正報告書

上記(2)に係る訂正報告書 2024年7月19日関東財務局長に提出

(10) 有価証券届出書およびその添付書類

ストックオプション制度に伴う新株予約権発行 2024年7月25日関東財務局長に提出

(11) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(10)に係る有価証券届出書の訂正届出書 2024年7月30日、2024年8月30日関東財務局長に提出

(12) 半期報告書および確認書

第39期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月12日関東財務局長に提出

(13) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づくもの(特定子会社の異動) 2025年4月10日、2025年5月16日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月24日

ソフトバンク株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚	智
--------------------	-------	----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下平	貴史
--------------------	-------	----	----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤	さおり
--------------------	-------	----	-----

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソフトバンク株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠して、ソフトバンク株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

1.顧客に対する通信サービス契約の重要な判断及び見積りと収益計上の前提となるITシステムの信頼性（注記3.重要性がある会計方針(16)収益、注記16.契約コスト、注記28.引当金、注記36.売上高）

顧客に対する通信サービス契約の重要な判断及び見積り

監査上の主要な検討事項の内容と選定の理由

連結財務諸表注記36におけるコンシューマ事業のモバイル・ブロードバンド、及びエンタープライズ事業のモバイル・固定の売上高合計額は2,425,860百万円であり、連結損益計算書の売上高の37.1%を構成している。また、連結財務諸表注記16及び28に記載のとおり、連結財政状態計算書上の資産化された契約コストは384,500百万円、契約損失引当金は86,785百万円、それぞれ計上されている。コンシューマ事業のモバイル・ブロードバンド、及びエンタープライズ事業のモバイル・固定の大半を占める通信サービス契約には複数の料金プラン、割引プラン及びプログラムが存在する。経営者は顧客に対する通信サービス契約に関連する会計処理を実施する際に、主として以下の将来予想を含む重要な判断及び見積りを行っており、これらは個別契約の取引価格の算定や配分、収益計上時期及び年間の費用計上額に重要な影響を与える。

- ・ 資産化された契約コスト(通信サービス契約の獲得及び更新を行った場合に代理店に支払う販売手数料)の償却期間として用いる通信サービス契約の予想提供期間の見積り
- ・ 契約損失引当金の算定の基礎となるプログラムの権利行使率、権利行使時期及び中古端末売却価格の見積り
- ・ 顧客に対する多様なインセンティブ施策の会計処理の決定における重要な判断（本人か代理人かの判定、契約及び履行義務の識別）

当監査法人は、上記の判断及び見積りについて、将来事象を含む顧客に対する各通信サービス契約に関連する会計処理に伴う経営者の判断及び見積りの影響が大きいことから、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

上記の監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人は、通信サービス契約に関連する内部統制の整備・運用状況を検証し、各通信サービス契約に関連する会計処理に伴う経営者の判断及び見積りについて、特に以下の監査手続を実施した。

- ・ 資産化された契約コストの償却期間として用いる、経営者による通信サービス契約の予想提供期間の見積り
 - 関連する通信サービス契約の継続期間の推移分析
 - 過去の見積りと実績データの比較分析
 - 将来の予測に関する経営者への質問及び関連資料の閲覧
 - 分析に利用した実績データの信頼性の検証
- ・ 契約損失引当金の算定におけるプログラムの権利行使率、権利行使時期及び中古端末売却価格の見積り
 - 関連する実績データの推移分析
 - 過去の見積りと実績データの比較分析
 - 将来の予測に関する経営者への質問及び関連資料の閲覧
 - 分析に利用した実績データの信頼性の検証
 - 中古端末売却価格の実績データについて関連資料と突合、計算ロジックの妥当性の検証、及び再計算の実施
- ・ 顧客に対する各種インセンティブ施策
 - 顧客との契約書または提供条件書の閲覧
 - 契約及び履行義務の識別の妥当性の検証
 - 本人か代理人かの判断の妥当性の検証
 - 代理店毎の回線数及びインセンティブ金額の推移比較分析
 - インセンティブ単価と契約獲得件数の相関関係の分析による特異な変化の有無の妥当性の検証

収益計上の前提となるITシステムの信頼性

監査上の主要な検討事項の内容と選定の理由

通信サービス契約に基づく収益計上において、課金計算、請求及び会計システムへのインターフェース等、主要なプロセスはITシステムに高度に依拠している。また、課金計算システムは、多様な料金プランに対応し、顧客契約データ、従量課金計算に用いられる音声通話及びデータ通信の従量データ、期中に頻繁に変動する単価データ等の大量の情報を、顧客管理システム等の複数のITシステムと連携して処理している。

当監査法人は、通信サービス契約による売上高の金額に重要性が高く、顧客に対する課金計算、請求及びそれに基づく収益計上が正確に行われるためには、関連するITシステムが適切に整備・運用されることが重要であるため、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

上記の監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人は、監査法人内のITの専門家を利用して、課金計算、請求及び会計システムへのインターフェース等の処理の正確性や網羅性を検証するため、特に以下の内部統制の整備・運用状況の検証を実施した。

- ・ 顧客管理システム、課金計算システム及び会計システム等の関連するITシステム間のインターフェースの検証
- ・ 課金計算システムにおける顧客に対する課金及び請求金額の計算処理の正確性に対応する自動化された情報処理統制について、顧客契約データ、従量データ及び単価データ等を利用した請求金額の再計算結果と、実際の請求処理結果データとの整合性の検証
- ・ それらを担う顧客管理システムや課金計算システム等にかかるユーザーアクセス管理、システム変更管理、システム運用管理等のIT全般統制の検証

2.のれんの評価（注記3.重要性がある会計方針(11)有形固定資産、使用権資産、無形資産およびのれんの減損、注記15.のれんおよび無形資産）

監査上の主要な検討事項の内容と選定の理由

当連結会計年度において、連結財政状態計算書上ののれんは2,068,492百万円計上されており、連結財政状態計算書の総資産の12.8%を占めている。当該のれんは主として、会社が推進する「Beyond Carrier」戦略において、通信事業をさらに成長させることに加えて、従来の通信キャリアという枠組みを超え、メディア・EC事業及びファイナンス事業をはじめとする新領域の収益基盤を強化していく中で、企業結合により計上されてきた。

当該のれんは、連結財務諸表注記15において記載のとおり、主にメディア資金生成単位（CGU）グループに配分されたのれん937,556百万円及びファイナンスCGUグループに配分されたのれん541,000百万円で構成される。

のれんの減損テストにおけるCGUグループの回収可能価額の算定にあたっては、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方が採用され、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合は減損損失が計上される。

会社はのれんを含むCGUグループの回収可能価額を減損テストに適合する評価モデル（主に割引キャッシュ・フロー法）に基づき算定している。

特にメディアCGUグループ及びファイナンスCGUグループの回収可能価額の見積りには以下の重要な仮定が含まれ、これら評価モデルの仮定には将来の不確実性も考慮した経営者の主観や判断が含まれる。

	メディアCGUグループ	ファイナンスCGUグループ
主な構成内容	LINEヤフーのマーケティングソリューションCGU、LINEヤフーグループのメディアCGU等	PayPayCGU等
回収可能価額	使用価値	処分コスト控除後の公正価値
評価モデル及び評価方法	割引キャッシュ・フロー法（経営者が承認した事業計画と永久成長率を基礎とした継続価値を含むキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定）	主に割引キャッシュ・フロー法（経営者が承認した事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定。なお、継続価値の算定は、類似企業のEV/EBITDA倍率を参照し算定。）
重要な仮定	<ul style="list-style-type: none"> 市場成長率及び市場占有率の将来予想等を踏まえた将来売上収益予想 割引率 	<ul style="list-style-type: none"> 決済取扱高及び手数料率の将来予想 市場成長率及び市場占有率の将来予想等を踏まえた将来売上収益予想 EV/EBITDA倍率 割引率

会社のデジタルプラットフォームとしてのビジネスは、ビジネスサイクルが速く、生成AI技術の発展、デジタルトランスフォーメーション（DX）などの技術革新に影響を受けやすい状況にある。また、技術革新に伴い決済手段の多様化が進む中で、会社が提供する決済金融サービスは、他の競合他社の決済金融サービスとの競争にさらされており、当該ビジネスの成長性は将来の不確実性が相対的に高い状況にある。

以上より、当監査法人は、メディアCGUグループ及びファイナンスCGUグループに配分されたのれんの金額に重要性があり、かつ、その評価において前提としている重要な仮定に経営者の主観や判断が含まれ、将来予測には不確実性を伴うことから、当該のれんの評価に関連する見積りの合理性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当監査法人は、メディアCGUグループ及びファイナンスCGUグループに配分されたのれんの評価を検討するにあたり、特に以下の監査手続を実施した。

	メディアCGUグループ	ファイナンスCGUグループ
(1)内部統制の検証		
	のれんの評価に関連する内部統制のうち、回収可能価額の算定の基礎となる使用価値又は処分コスト控除後の公正価値の見積りに関連する内部統制を理解し、整備及び運用評価手続を実施した。	
特に焦点を当てた部分	<ul style="list-style-type: none"> 測定の基礎となる事業計画の策定・承認の適切性を担保する内部統制 	<ul style="list-style-type: none"> 測定の基礎となる事業計画の策定・承認の適切性を担保する内部統制 処分コスト控除後の公正価値の算定基礎となるEV/EBITDA倍率の適切性を担保する内部統制
(2)回収可能価額の見積りの合理性に係る検証		
市場環境及びビジネスモデルの理解	市場環境及びビジネスモデルを理解するために経営者及び計画立案担当者へ質問を行い、見積将来キャッシュ・フローの根拠となる事業計画が事業環境、経営者の事業戦略と整合していることを検証した。	
見積りの偏向の有無の検証	見積将来キャッシュ・フローについては、その基礎となる事業計画と経営者によって承認された翌連結会計年度の予算及び中期経営計画との整合性を検証した。また、重要な仮定は経営者による不確実性を見積りを反映したものであるかどうかを検証した。さらに、過年度における事業計画と実績を比較することにより、経営者による計画策定能力や、仮定の適切性を含め過度な見積りの偏向の有無を検証した。	
評価モデル及び評価方法の妥当性の検証	当監査法人のネットワーク・ファームの企業価値評価の専門家を利用して、経営者が採用した評価モデル及び評価方法の適用の妥当性及び評価結果の正確性を検証した。	
重要な仮定の検証	<ul style="list-style-type: none"> 市場成長率や市場占有率の将来予想については、ソーシャルメディアを含むインターネット広告市場の成長率及び占有率などの利用可能な外部データとの比較検討、過去実績を利用した趨勢分析、同業他社との比較分析を実施し、当該仮定の適切性を検証した。 	<ul style="list-style-type: none"> 決済取扱高及び手数料率の将来予想については過年度実績との比較分析を実施した。 市場成長率や市場占有率の将来予想についてはQRコード決済市場の成長率などの利用可能な外部データとの比較検討、過去実績を利用した趨勢分析を実施し、当該仮定の適切性を検証した。
	<ul style="list-style-type: none"> 割引率については、当監査法人のネットワーク・ファームの企業価値評価の専門家を利用して、適切性を検証した。 	EV/EBITDA倍率・割引率については、当監査法人のネットワーク・ファームの企業価値評価の専門家を利用して、適切性を検証した。
経営者が利用する外部専門家	経営者が利用する外部専門家の適性、能力及び客観性について検証を行った。	

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ソフトバンク株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ソフトバンク株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月24日

ソフトバンク株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚	智
--------------------	-------	----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下平	貴史
--------------------	-------	----	----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤	さおり
--------------------	-------	----	-----

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソフトバンク株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソフトバンク株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

顧客に対する通信サービス契約の重要な判断および見積りと収益計上の前提となるITシステムの信頼性

顧客に対する通信サービス契約の重要な判断及び見積り

監査上の主要な検討事項の内容と選定の理由

当事業年度において、損益計算書上の電気通信事業の営業収益は2,448,186百万円計上されており、損益計算書の売上高の69.8%を構成している。また、貸借対照表上の契約損失引当金は86,785百万円計上されている。電気通信事業の営業収益の大半を占める通信サービス契約には複数の料金プラン、割引プラン及びプログラムが存在する。経営者は顧客に対する通信サービス契約に関連する会計処理を実施する際に、主として以下の将来予想を含む重要な判断及び見積りを行っており、これらは個別契約の取引価格の算定や配分、収益計上時期及び年間の費用計上額に重要な影響を与える。

- ・ 契約損失引当金の算定の基礎となるプログラムの権利行使率、権利行使時期及び中古端末売却価格の見積り
- ・ 顧客に対する多様なインセンティブ施策の会計処理の決定における重要な判断（本人か代理人かの判定、契約及び履行義務の識別）

当監査法人は、上記の判断及び見積りについて、将来事象を含む顧客に対する各通信サービス契約に関連する会計処理に伴う経営者の判断及び見積りの影響が大きいことから、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

上記の監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人は、通信サービス契約に関連する内部統制の整備・運用状況を検証し、各通信サービス契約に関連する会計処理に伴う経営者の判断及び見積りについて、特に以下の監査手続を実施した。

- ・ 契約損失引当金の算定におけるプログラムの権利行使率、権利行使時期及び中古端末売却価格の見積り
 - 関連する実績データの推移分析
 - 過去の見積りと実績データの比較分析
 - 将来の予測に関する経営者への質問及び関連資料の閲覧
 - 分析に利用した実績データの信頼性の検証
 - 中古端末売却価格の実績データについて関連資料と突合、計算ロジックの妥当性の検証、及び再計算の実施
- ・ 顧客に対する各種インセンティブ施策
 - 顧客との契約書または提供条件書の閲覧
 - 契約及び履行義務の識別の妥当性の検証
 - 本人か代理人かの判断の妥当性の検証
 - 代理店毎の回線数及びインセンティブ金額の推移比較分析
 - インセンティブ単価と契約獲得件数の相関関係の分析による特異な変化の有無の妥当性の検証

収益計上の前提となるITシステムの信頼性

監査上の主要な検討事項の内容と選定の理由

通信サービス契約に基づく収益計上において、課金計算、請求及び会計システムへのインターフェース等、主要なプロセスはITシステムに高度に依拠している。また、課金計算システムは、多様な料金プランに対応し、顧客契約データ、従量課金計算に用いられる音声通話及びデータ通信の従量データ、期中に頻繁に変動する単価データ等の大量の情報を、顧客管理システム等の複数のITシステムと連携して処理している。

当監査法人は、通信サービス契約による売上高の金額に重要性が高く、顧客に対する課金計算、請求及びそれに基づく収益計上が正確に行われるためには、関連するITシステムが適切に整備・運用されることが重要であるため、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

上記の監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人は、監査法人内のITの専門家を利用して、課金計算、請求及び会計システムへのインターフェース等の処理の正確性や網羅性を検証するため、特に以下の内部統制の整備・運用状況の検証を実施した。

- ・ 顧客管理システム、課金計算システム及び会計システム等の関連するITシステム間のインターフェースの検証
- ・ 課金計算システムにおける顧客に対する課金及び請求金額の計算処理の正確性に対応する自動化された情報処理統制について、顧客契約データ、従量データ及び単価データ等を利用した請求金額の再計算結果と、実際の請求処理結果データとの整合性の検証
- ・ それらを担う顧客管理システムや課金計算システム等にかかるユーザーアクセス管理、システム変更管理、システム運用管理等のIT全般統制の検証

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門

家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。